学　生　便　覧

２　０　１　５
（平成２７年度）

神　戸　大　学　理　学　部
神戸大学大学院理学研究科

目　　次

理学部・理学研究科の沿革と概要
理学部・理学研究科の機構

１．教学規則等

神戸大学教学規則 …… 1
神戸大学共通細則 …… 29
神戸大学学生懲戒規則 …… 34
神戸大学学生懲戒規則に関する申合せ …… 36
神戸大学学生表彰規程 …… 37
神戸大学における授業料，入学料，検定料及び寄宿料の額に関する規程 …… 39
神戸大学日本語等授業科目履修規則 …… 42

〈神戸大学大学教育推進機構関係規則等〉

神戸大学全学共通授業科目履修規則 …… 43
再試験制度に関する内規 …… 49
追試験に関する内規 …… 50
追試験に関する内規の申し合わせ …… 50
学生からの成績評価に対する申し立て手続きに関する申合せ …… 51
交通機関の運休，気象警報の場合における授業，期末試験の休講措置について …… 52
神戸大学大学教育推進機構規則（抄） …… 53

２．学部規則等

神戸大学理学部規則 …… 55
履修に関する内規 …… 74
履修科目の登録の上限を超えて登録できる者の基準 …… 76
履修方法等について …… 77
授業科目配当表 …… 80
成績評価基準 …… 94
授業科目の試験における不正行為に関する申合せ …… 94
理学部・理学研究科「学生からの成績評価に対する申し立て手続き」についての内規 …… 95
早期卒業の認定基準 …… 96
既修得単位の認定に関する内規 …… 97
外国人留学生のための日本語等授業科目の単位の取扱いに関する申合せ …… 98
交通機関の運休，気象警報の場合における授業，学期末試験の取扱いについて …… 99
転学部・転学科について …… 100
神戸大学理学部科目等履修生規程 …… 101
神戸大学理学部聴講生規程 …… 103
神戸大学理学部研究生規程 …… 105

神戸大学理学部外国人特別学生入学選考規程…… 107
理学部における大学コンソーシアムひょうご神戸加盟大学間単位互換事業による他大学が提供する授業科目の履修及び単位認定に関する内規 …… 108
理学部担当教員一覧…… 109

３．研究科規則等

神戸大学大学院理学研究科規則…… 111
履修方法等について…… 128
授業科目配当表…… 132
理学部・理学研究科「学生からの成績評価に対する申し立て手続き」についての内規 · 141
交通機関の運休，気象警報の場合における授業，学期末試験の取扱いについて…… 142
自然科学系プログラム教育コース（プログラムコース）実施要項…… 143
数理・経済プログラム教育コース（プログラムコース）実施要項…… 145
他大学大学院の授業科目を履修する学生及び特別聴講学生取扱要領…… 147
他大学大学院等において研究指導を受ける学生及び特別研究学生取扱要領…… 149
神戸大学大学院理学研究科転入学に関する内規…… 151
神戸大学大学院理学研究科再入学に関する内規…… 153
神戸大学大学院理学研究科転専攻に関する内規…… 154
神戸大学大学院理学研究科科目等履修生規程…… 155
神戸大学大学院理学研究科聴講生規程…… 157
神戸大学大学院理学研究科研究生規程…… 159
神戸大学大学院理学研究科外国人特別学生入学選考規程…… 161
理学研究科担当教員一覧…… 163

４．学位

神戸大学学位規程…… 167
神戸大学大学院理学研究科の修士学位に関する内規…… 179
神戸大学大学院理学研究科博士課程前期課程研究経過発表会実施要領…… 181
神戸大学大学院理学研究科博士課程前期課程における早期修了に関する内規…… 182
神戸大学大学院理学研究科の課程博士学位に関する内規…… 183
神戸大学大学院理学研究科の学位論文審査委員会に関する申合せ…… 185
神戸大学大学院理学研究科博士課程後期課程研究経過発表会及び研究成果発表会実施要領…… 187
神戸大学大学院理学研究科博士課程後期課程における早期修了に関する内規…… 189
理学研究科博士課程後期課程の早期修了資格審査基準 …… 190
神戸大学大学院理学研究科における博士課程を経ない者の学位論文草稿の内見に関する申合せ…… 191
神戸大学大学院理学研究科における博士課程を経ない者の学位論文審査等に関する内規…… 193

学位審査に関する日程の概要 ……196
学位授与に関する方針 ……198
神戸大学大学院理学研究科学位論文評価基準 ……201
修士学位論文の審査及び修士最終試験の要項 ……202
博士学位論文の審査及び博士最終試験の要項 ……202

５．学生生活の案内

留意事項 ……203
健康相談 ……209
神戸大学学生健康診断規程 ……211
神戸大学授業料免除及び徴収猶予取扱規程 ……213
理学部・理学研究科の施設使用について ……216
構内駐車許可要領 ……217
車両（二輪車を除く。）入構許可者の遵守事項 ……217
学生アカウント利用上の注意 ……218

６．教育職員免許状

教育職員免許状取得について
学部学生の教育職員免許状の取得について ……221
大学院生（前期課程）の教育職員免許状の取得について ……233

７．ＧＰＡ

ＧＰＡについて ……237
集中講義の履修取消期間について（学部・大学院共通）……239
ＧＰＡ計算から除外する科目について（学部）……239
全学共通授業科目におけるＧＰＡの取扱いについて ……240

８．教職員名簿

教職員名簿 ……245

９．建物配置図等

理学部・理学研究科建物配置図 ……251
理学部・理学研究科建物平面図 ……252
六甲台地区建物配置図 ……256
神戸大学施設一覧 ……257

理学部・理学研究科の沿革と概要

昭和24年５月　「国立学校設置法」公布により，神戸経済大学・神戸工業専門学校・姫路高等学校・兵庫師範学校・兵庫青年師範学校を包摂して，神戸大学が設置され，文理学部理科（統計数学科・物理学科・化学科・生物学科）としてスタート
昭和29年４月　文理学部を廃止し，文学部と理学部（数学科・物理学科・化学科・生物学科）が設置された。
昭和41年４月　附属臨海実験所が設置（兵庫県淡路島岩屋）された。
昭和48年４月　地球科学科が設置された。
平成５年４月　地球科学科が地球惑星科学科に改称された。
平成７年３月　附属臨海実験所が廃止（内海域機能教育研究センターへ改組）された。
平成27年４月　地球惑星科学科が惑星学科に改称された。

理学研究科の沿革

昭和32年４月　理学専攻科が設置された。
昭和40年３月　理学専攻科が廃止された。
昭和40年４月　理学研究科修士課程（数学専攻・物理学専攻・化学専攻・生物学専攻）が設置された。
昭和52年４月　理学研究科修士課程に地球科学専攻が設置された。
昭和54年４月　生産科学専攻（後期３年博士課程）が独立専攻として工学研究科に設置された。
昭和55年４月　物質科学専攻（後期３年博士課程）が理学研究科に，システム科学専攻（後期３年博士課程）が工学研究科に独立専攻として設置された。
昭和56年４月　自然科学研究科（後期３年博士課程）が設置された。
　物質科学専攻（理学研究科物質科学専攻を移行），生産科学専攻（工学研究科生産科学専攻を移行），資源生物科学専攻，環境科学専攻，システム科学専攻（工学研究科システム科学専攻を移行）
平成元年４月　自然科学研究科（後期３年博士課程）に知能科学専攻が設置された。
平成６年４月　理学研究科（数学専攻・物理学専攻・化学専攻・生物学専攻・地球惑星科学専攻），工学研究科（建設学専攻・電気電子工学専攻・機械工学専攻・応用化学専攻・情報知能工学専攻）及び農学研究科（応用動物学専攻・植物資源学専攻・生物環境制御学専攻・生物機能化学専攻・生産環境情報学専攻）が，自然科学研究科の前期課程として改組・統合され，自然科学研究科は，前期２年及び後期３年の課程に区分する博士課程の独立研究科となった。後期課程に生命機能科学専攻が設置された。
平成９年４月　後期課程の「物質科学専攻」，「環境科学専攻」及び「知能科学専攻」が廃止され，「情報メディア科学専攻」，「分子集合科学専攻」及び「地球環境科学専攻」が設置された。
平成10年４月　後期課程の「資源生物科学専攻」及び「システム科学専攻」が廃止され，「構造科学専攻」及び「資源エネルギー科学専攻」が設置された。
平成11年４月　後期課程の「生産科学専攻」及び「生命機能科学専攻」が廃止され，「システム機

能科学専攻」及び「生命科学専攻」が設置された。

平成11年10月　後期課程に国際大学院特別コースが設置された。

平成15年10月　神戸商船大学との統合により，自然科学研究科の改組を行い，博士課程後期課程に次の10専攻が設置された。

数物科学専攻，分子物質科学専攻，地球惑星システム科学専攻，情報・電子科学専攻，機械・システム科学専攻，地域空間創生科学専攻，食料フィールド科学専攻，海事科学専攻，生命機構科学専攻，資源生命科学専攻

また，前期課程に海事技術マネジメント学専攻，海上輸送システム学専攻，マリンエンジニアリング専攻が設置された。

平成16年４月　国立大学法人法の施行に伴い，設置者が「国」から「国立大学法人神戸大学」となり，神戸商船大学大学院商船学研究科に在学していた学生は，自然科学研究科に設置された次の専攻に移籍した。

前期２年の課程：商船システム学専攻，輸送情報システム工学専攻，
海洋電子機械工学専攻，動力システム工学専攻

後期３年の課程：海上輸送システム科学専攻，海洋エネルギー工学専攻

平成19年４月　自然科学研究科の改組を行い，前期２年及び後期３年の課程に区分する博士課程として，次の４研究科が設置された。

理学研究科（数学専攻・物理学専攻・化学専攻・生物学専攻・地球惑星科学専攻）

工学研究科（建築学専攻・市民工学専攻・電気電子工学専攻・機械工学専攻・応用化学専攻・情報知能学専攻）

農学研究科（食料共生システム学専攻・資源生命科学専攻・生命機能科学専攻）

海事科学研究科（海事科学専攻）

平成27年４月　地球惑星科学専攻が惑星学専攻に改称された。

理学研究科の関連施設の沿革

昭和63年４月　遺伝子実験施設が設置された。

平成２年６月　バイオシグナル研究センターが設置された。

平成７年４月　内海域機能教育研究センターが設置された。（理学部附属臨海実験所を改組）

平成８年５月　都市安全研究センターが設置された。（工学部附属土地造成工学研究施設を改組）

平成８年５月　アイソトープ総合センターが設置された。

平成８年９月　ベンチャービジネスラボラトリーが設置された。

平成13年４月　遺伝子実験センターが設置された。（遺伝子実験施設を改組）

平成13年４月　分子フォトサイエンス研究センターが設置された。

平成15年10月　内海域環境教育研究センターが設置された。（内海域機能教育研究センターを改組）

平成19年４月　戦略的重点研究，先端的研究などを推進する組織として，自然科学系先端融合研究環が設置され，重点研究部並びにバイオシグナル研究センター，内海域環境教育研究センター，分子フォトサイエンス研究センター，都市安全研究センター及び遺伝子実験センターが配置された。

理学部・理学研究科の機構

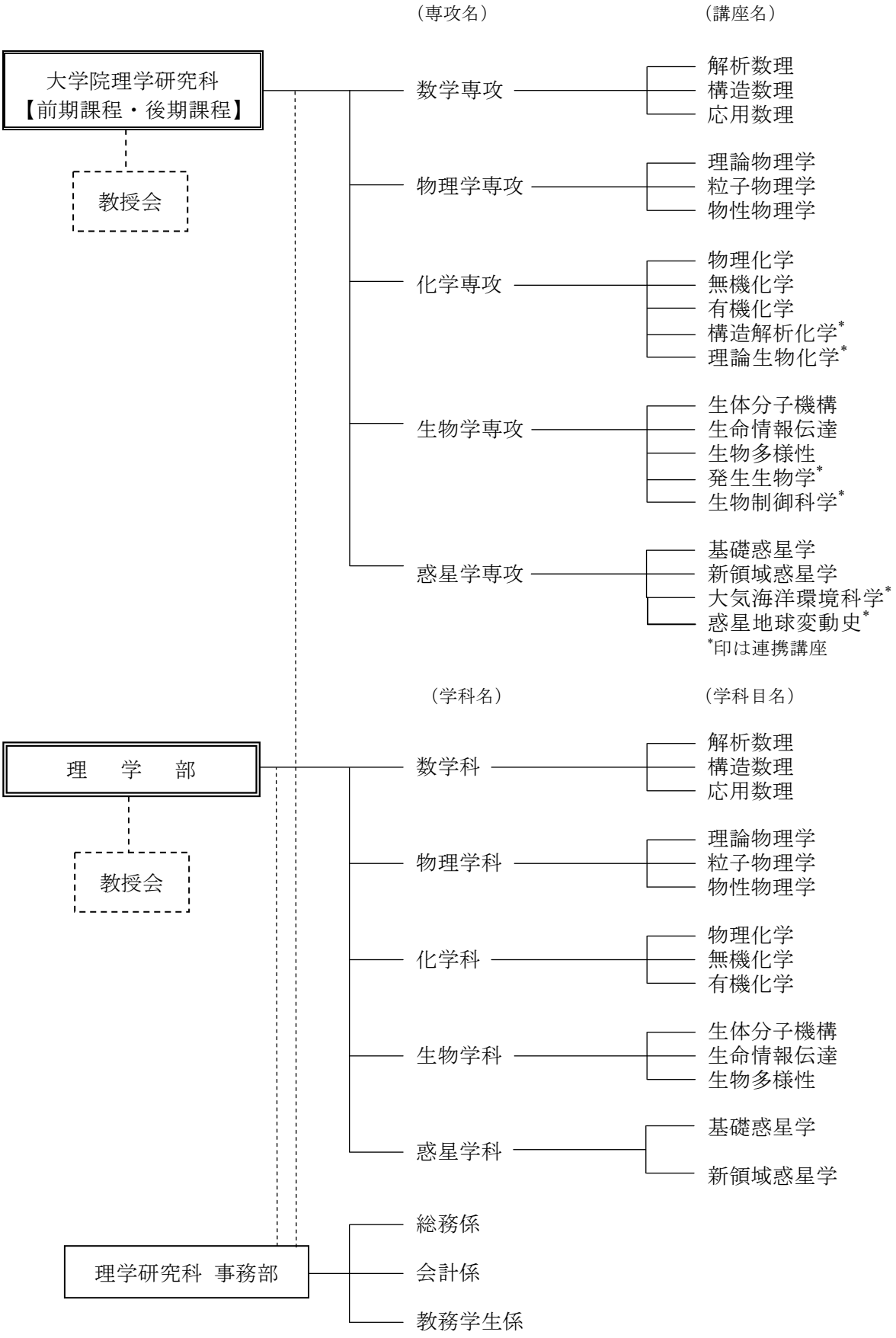

1. 教　学　規　則　等

神戸大学教学規則

平成16年４月１日　制定
最近改正　平成27年3月6日

目　次

第１章　総　則
第１条　趣　旨
第２条　教育憲章
第３条　学　部
第４条　大学院
第５条　乗船実習科
第６条　収容定員
第７条　学　年
第８条　学　期
第９条　休業日
第２章　学　部
第１節　入　学
第10条　入学許可
第11条　早期入学
第12条　入学期
第13条　編入学
第14条　転入学
第15条　再入学
第16条　入学志願
第16条の2　入学者選抜
第17条　入学手続
第18条　入学料の免除
第19条　入学料の徴収猶予等
第20条　死亡等による入学料の免除
第21条　宣　誓
第２節　修業年限，教育課程，課程の履修等
第22条　修業年限
第23条　修業年限の通算
第24条　在学年限
第25条　教育課程
第26条　授業科目の区分
第27条　授業の方法
第28条　履修方法及び試験
第29条　履修科目の登録の上限
第30条　成績評価基準
第31条　単位の授与

第32条　単位の基準
第33条　他学部の授業科目の履修
第34条　他の大学又は短期大学における授業科目の履修
第34条の2　休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位の取扱い
第35条　大学以外の教育施設等における学修
第36条　入学前の既修得単位等の認定
第37条　編入学，転入学，再入学者の修業年数等
第38条　転　学　部
第39条　転　学　科
第３節　留学及び休学
第40条　留　　学
第41条　休学の許可
第41条の2
第42条　休学の解除
第43条　休学の命令
第44条　休学期間の取扱い
第４節　退学及び除籍
第45条　退　　学
第46条　疾病等による除籍
第47条　入学料等未納による除籍
第５節　卒業要件及び学士の学位
第48条　卒業要件
第49条　学士の学位授与
第６節　授　業　料
第50条　授業料の納期
第51条　授業料の免除
第52条　授業料の徴収猶予及び月割分納
第53条　休学者の授業料
第54条　退学者等の授業料
第７節　賞　　罰
第55条　表　　彰
第55条の2　懲　　戒
第３章　大　学　院
第１節　入　　学
第56条　修士課程，前期課程及び専門職学位課程の入学資格
第57条　修士課程，前期課程及び専門職学位課程への早期入学
第58条　後期課程の入学資格
第59条　医学研究科の博士課程の入学資格
第60条　医学研究科の博士課程への早期入学
第61条　進　　学

第62条　選 考 方 法
第２節　修業年限，教育方法，修了要件等
第63条　標準修業年限
第63条の2　教育課程
第64条　教育方法等
第65条　他大学大学院等の研究指導
第66条　研究指導のための留学
第67条　修士課程及び前期課程の修了要件
第68条　博士課程の修了要件
第69条　専門職学位課程の修了要件
第70条　学位論文及び最終試験
第71条　修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与
第３節　準 用 規 定
第72条　準 用 規 定
第73条　履修科目の登録の上限
第73条の2　成績評価基準
第74条　他大学大学院の授業科目の履修
第74条の2　休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い
第75条　入学前の既修得単位の認定
第76条　留　学
第77条　休　学
第４章　学位プログラム（第７７条の２）
第５章　特別聴講学生，特別研究学生，科目等履修生，聴講生，研究生，専攻生及び外国人特別学生
第78条　特別聴講学生
第79条　特別研究学生
第80条　科目等履修生
第81条　聴講生，研究生及び専攻生
第82条　授業料の納期
第83条　外国人特別学生
第６章　授業料，入学料及び検定料の額
第84条　授業料，入学料及び検定料の額
第84条の2　授業料等の不徴収
第７章　教育職員免許状
第85条　教員の免許状授与の所要資格の取得
附　則

第１章　総　則

（趣　旨）

第１条　この規則は，国立大学法人神戸大学学則（平成16年４月１日制定）第29条の規定に基づき，学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

（教育憲章）

第２条　本学の教育は，神戸大学教育憲章（平成14年５月16日制定）に則り，行うものとする。

（学　　部）

第３条　本学の学部に置く学科は，次のとおりとする。

文　学　部　人文学科
国際文化学部　国際文化学科
発達科学部　人間形成学科，人間行動学科，人間表現学科，人間環境学科
法　学　部　法律学科
経済学部　経済学科
経営学部　経営学科
理　学　部　数学科，物理学科，化学科，生物学科，惑星学科
医　学　部　医学科，保健学科
工　学　部　建築学科，市民工学科，電気電子工学科，機械工学科，応用化学科，情報知能工学科
農　学　部　食料環境システム学科，資源生命科学科，生命機能科学科
海事科学部　グローバル輸送科学科，海洋安全システム科学科，マリンエンジニアリング学科

（大 学 院）

第４条　本学の大学院研究科に置く専攻及びその課程は，次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別
人文学研究科	文化構造専攻，社会動態専攻	博士課程
国際文化学研究科	文化相関専攻，グローバル文化専攻	博士課程
人間発達環境学研究科	人間発達専攻，人間環境学専攻	博士課程
法学研究科	理論法学専攻，政治学専攻	博士課程
	実務法律専攻	専門職学位課程
経済学研究科	経済学専攻	博士課程
経営学研究科	経営学専攻	博士課程
	現代経営学専攻	専門職学位課程
理学研究科	数学専攻，物理学専攻，化学専攻，生物学専攻，惑星学専攻	博士課程
医学研究科	バイオメディカルサイエンス専攻	修士課程
	医科学専攻	博士課程
保健学研究科	保健学専攻	博士課程
工学研究科	建築学専攻，市民工学専攻，電気電子工学専攻，機械工学専攻，応用化学専攻	博士課程
システム情報学研究科	システム科学専攻，情報科学専攻，計算科学専攻	博士課程
農学研究科	食料共生システム学専攻，資源生命科学専攻，生命機能科学専攻	博士課程
海事科学研究科	海事科学専攻	博士課程
国際協力研究科	国際開発政策専攻，国際協力政策専攻，地域協力政策専攻	博士課程

２　人文学研究科，国際文化学研究科，人間発達環境学研究科，法学研究科，経済学研究科，経営学研究科，理学研究科，保健学研究科，工学研究科，システム情報学研究科，農学研究科，海事科学研究科及び国際協力研究科の博士課程は，これを前期２年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期３年の課程（以下「後期課程」という。）に区分し，前期課程は，これを修士課程として取り扱うものとする。

３　法学研究科実務法律専攻及び経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程は，学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第99条第２項に規定する専門職大学院の課程とし，法学研究科の専門職学位課程は，専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号）第18条第１項に規定する法科大学院とする。

（乗船実習科）

第５条　本学に置く乗船実習科に関することは，神戸大学乗船実習科規則（平成16年４月１日制定）で定める。

（収容定員）

第６条　本学の収容定員は，別表のとおりとする。

（学　　年）

第７条　学年は，４月１日に始まり，翌年３月３１日に終る。

（学　　期）

第８条　学年を分けて，次の２期とする。

前期　４月１日から９月３０日まで

後期　10月１日から翌年３月３１日まで

（休 業 日）

第９条　定期の休業日は，次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

本学創立記念日　５月１５日

春季休業　３月27日から４月５日まで

夏季休業　８月８日から９月30日まで

冬季休業　12月25日から翌年１月７日まで

２　臨時の休業日を定めることができる。

３　第１項の規定にかかわらず，教育上必要と認めるときは，各学部及び各研究科における春季，夏季及び冬季休業の期間を変更することができる。

４　教育上必要と認めるときは，第１項から前項までの規定にかかわらず，休業日において授業等を行うことができる。

第２章　学　　部

第１節　入　　学

（入学許可）

第10条　次の各号のいずれかに該当し，入学試験に合格した者で，第17条に規定する入学手続を完了した者（第18条の規定により入学料の免除を申請している者及び第19条の規定により入学料の徴収猶予を申請している者を含む。）に対し，入学を許可する。

(1)　高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2)　通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により，前号に相当する学校教育を修了した者

(3)　外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4)　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5)　専修学校の高等課程（修業年限が３年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6)　文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第47号）

(7)　高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第１号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第２条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号。以下「旧規程」という。）による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。)に合格した者を含む。）

(8)　法第90条第２項の規定により大学に入学した者であって，本学において，大学における教育を受けさせるにふさわしい学力があると認めたもの

(9)　本学において，個別の入学資格審査により，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，18歳に達したもの

（早期入学）

第11条　前条の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する者であって，本学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを，教授会の議を経て，入学させることができる。

(1)　高等学校に２年以上在学した者

(2)　中等教育学校の後期課程，高等専門学校又は特別支援学校の高等部に２年以上在学した者

(3)　外国において，学校教育における９年の課程に引き続く学校教育の課程に２年以上在学した者

(4)　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（高等学校の課程に相当する課程を有する者として指定したものを含む。）の当該課程に２年以上在学した者

(5)　学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第152条の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において２年以上在学した者

(6)　文部科学大臣が指定した者（平成13年文部科学省告示第167号）

(7)　高等学校卒業程度認定試験規則第４条に定める試験科目の全部（試験の免除を受けた試験科目を除く。）について合格点を得た者（旧規程第４条に規定する受験科目の全部（旧検定の一部免除を受けた者については，その免除を受けた科目は除く。）について合格点を得た者を含む。）で，17歳に達したもの

２　前項に関して必要な事項は，関係の学部規則で定める。

（入 学 期）

第12条　入学の時期は，学年の初めとする。ただし，学年の途中においても，学期の区分に従い，学生を入学させることができる。

（編 入 学）

第13条　次の各号のいずれかに該当する者で，本学に編入学を志望する者があるときは，第10条の規定にかかわらず，学期の初めにおいて，教授会の議を経て，入学を許可することがある。

(1)　大学を卒業した者

(2)　法第104条第４項の規定により学士の学位を授与された者

(3)　施行規則附則第７条に規定した者

２　前項に規定する者のほか，次の各号のいずれかに該当する者で文学部，法学部，経済学部又は経営学部に編入学を志望する者があるときは，教授会の議を経て，入学を許可することがある。

(1)　大学に２年以上在学し，所定の単位を修得した者

(2)　短期大学を卒業した者

(3)　高等専門学校を卒業した者

(4)　外国において，前３号と同程度の課程を修了した者

３　第１項に規定する者のほか，次の各号のいずれかに該当する者で発達科学部，理学部，工学部，農学部又は海事科学部に編入学を志望する者があるときは，教授会の議を経て，入学を許可することがある。

(1)　大学に２年以上在学し，所定の単位を修得した者

(2)　短期大学を卒業した者

(3)　高等専門学校を卒業した者

(4)　外国において，前３号と同程度の課程を修了した者

(5)　専修学校の専門課程（修業年限が２年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第10条各号のいずれかに該当する者に限る。）

４　第１項に規定する者のほか，次の各号のいずれかに該当する者で医学部保健学科に編入学を志望する者があるときは，教授会の議を経て，入学を許可することがある。

(1)　大学に２年以上在学し，所定の単位を修得した者

(2)　短期大学を卒業した者

(3)　外国において，前２号と同程度の課程を修了した者

(4)　専修学校の専門課程（修業年限が２年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第10条各号のいずれかに該当する者に限る。）

（転 入 学）

第14条　他の大学に現に在学する者で，本学に転入学を志望する者があるときは，第10条の規定にかかわらず，学期の初めにおいて，教授会の議を経て，入学を許可することがある。

（再 入 学）

第15条　本学を第45条の規定により中途退学した者又は除籍された者で，再び同一の学部に入学を

志望する者があるときは，第10条の規定にかかわらず，学期の初めにおいて，教授会の議を経て，入学を許可することがある。

（入学志願）

第16条　入学を志願する者は，所定の日までに，検定料を納付したうえ，入学願書，検定料払込証明書及び別に指定する書類を提出しなければならない。

２　既納の検定料は，還付しない。ただし，次の各号のいずれかに該当するときは，当該額に相当する額を還付するものとする。

(1)　学部の入学試験において出願書類等により第一段階目の選抜を行い，その合格者に限り学力検査その他により第二段階目の選抜を行う場合において，第一段階目の選抜で不合格となった者が第二段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。

(2)　学部の入学試験において入学の出願を受理した後に本学が大学入試センター試験において受験することを課した教科・科目を受験していないことにより，出願の資格がないことが判明した者が第二段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。

(3)　検定料を納付した者が，所定の日までに入学願書を提出しなかった場合において，返還を申し出たとき。

(4)　検定料を納付し，入学願書を提出した者が，受験を認められなかった場合において，返還を申し出たとき。

（入学者選抜）

第16条の2　入学者の選抜は，公正かつ妥当な方法により，適切な体制を整えて行うものとする。

（入学手続）

第17条　入学試験に合格した者は，所定の期日までに，入学料を添えて入学手続を行わなければならない。

２　既納の入学料は，還付しない。

（入学料の免除）

第18条　入学料の納付が困難な者に対しては，本人の申請により入学料の全額又は半額を免除することがある。

２　入学料の免除の取扱いについては，別に定める。

（入学料の徴収猶予等）

第19条　入学料の納付期限までに納付が困難な者に対しては，本人の申請により入学料の徴収を猶予することがある。

２　前条第１項の入学料の免除又は前項の入学料の徴収猶予を申請した者に係る入学料は，免除又は徴収猶予を許可し，又は不許可とするまでの間は，徴収を猶予する。

３　入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除の許可をされた者（次項により徴収猶予の申請をした者を除く。）は，免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

４　入学料の免除を不許可とされた者又は半額免除の許可をされた者が，第１項に規定する徴収猶予を受けようとする場合は，免除の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に徴収猶予の申請を行わなければならない。

５　入学料の徴収猶予の取扱いについては，別に定める。

（死亡等による入学料の免除）

第20条　前条第１項又は前条第２項の規定により入学料の徴収を猶予されている者が，その期間内

において死亡したことにより除籍された場合は，未納の入学料の全額を免除する。
２　入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者が，前条第３項に規定する入学料の納付期間内において死亡したことにより除籍された場合又は第47条第１号の規定により除籍された場合は，その者に係る未納の入学料の全額を免除する。

（宣　　誓）

第21条　入学者は，所定の方法により宣誓を行わなければならない。

第２節　　修業年限，教育課程，課程の履修等

（修業年限）

第22条　学部の修業年限は，４年とする。ただし，本学に３年以上在学した者（施行規則第149条に規定する者を含む。）が，卒業の要件として学部規則に定める単位を優秀な成績で修得したものと認められ，かつ，学生が卒業を希望する場合には卒業することができる。
２　前項ただし書に規定する卒業の認定の基準は，学部規則において定め，公表するものとする。
３　医学部医学科については，第１項の規定にかかわらず，その修業年限は６年とする。
４　学生が，職業を有している等の事情により，修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは，教授会の議を経て，その計画的な履修を認めることができる。
５　前項に関して必要な事項は，関係の学部規則で定める。

（修業年限の通算）

第23条　科目等履修生（大学の学生以外の者に限る。）として本学において一定の単位を修得した者が本学に入学する場合においては，当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは，教授会の議を経て，修得した単位数その他の事項を勘案して前条の修業年限の２分の１を超えない期間を修業年限に通算することができる。

（在学年限）

第24条　学生は，修業年限の２倍を超えて在学することはできない。
２　第22条第４項の規定により履修を認められた学生（以下「長期履修学生」という。）の在学年限については，関係の学部規則で定める。

（教育課程）

第25条　学部は，本学，学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を次条第１項に定める区分に従って開設し，体系的に教育課程を編成するものとする。

（授業科目の区分）

第26条　授業科目の区分は，次のとおりとする。

教養原論
外国語科目
情報科目
健康・スポーツ科学
専門科目（専門基礎科目及び共通専門基礎科目を含む。）
関連科目
資格免許のための科目
その他必要と認める科目

２　前項に規定するもののほか，外国人留学生のための授業科目として，日本語及び日本事情に関する科目を置くことができる。

（授業の方法）

第27条　授業は，講義，演習，実験，実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

２　前項に規定する授業は，文部科学大臣が別に定めるところにより，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

３　第１項に規定する授業は，外国において履修させることができる。前項の規定により，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても，同様とする。

４　第１項に規定する授業の一部は，文部科学大臣が別に定めるところにより，校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

５　前４項に関して必要な事項は，関係の学部規則で定める。

（履修方法及び試験）

第28条　第26条第１項の区分に従って開設される授業科目及びその履修方法並びに試験に関することは，各学部規則及び神戸大学全学共通授業科目履修規則（平成16年４月１日制定。以下「履修規則」という。）で定める。

２　第26条第２項の規定により開設される授業科目(以下「日本語等授業科目」という。）及びその履修方法並びに試験に関することは，各学部規則及び神戸大学日本語等授業科目履修規則（平成16年４月１日制定）で定める。

（履修科目の登録の上限）

第29条　学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため，卒業の要件として学生が修得すべき単位数について，学生が１年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は各学部規則において定めるものとする。

２　各学部規則の定めるところにより，所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については，前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

（成績評価基準）

第30条　各学部は，各授業における学習目標や目標達成のための授業の方法及び計画を明示するとともに，学生の授業への取組状況等を考慮した多元的な成績評価基準を定め，公表するものとする。

（単位の授与）

第31条　一の授業科目を履修した者に対しては，試験の上，単位を与える。ただし，第32条第４項の授業科目については，各学部規則で定める方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

（単位の基準）

第32条　各授業科目の単位数を定めるに当たっては，１単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，授業の方法に応じ，当該授業による教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮して，次の基準により単位数を計算するものとする。

(1)　講義及び演習については，15時間から30時間までの範囲で各学部規則で定める時間の授業をもって１単位とする。

(2)　実験，実習及び実技については，30時間から45時間までの範囲で各学部規則で定める時間の

授業をもって１単位とする。ただし，芸術等の分野における個人指導による実技の授業については，当該学部規則で定める時間の授業をもって１単位とすることができる。

(3)　一の授業について，講義，演習，実験，実習又は実技のうち２以上の方法の併用により行う場合については，その組み合わせに応じ，前２号に規定する基準を考慮して各学部規則で定める時間の授業をもって１単位とする。

２　前項各号の規定にかかわらず，全学共通授業科目（履修規則で定める全学に共通する授業科目をいう。）については，次の基準により単位数を計算するものとする。

(1)　講義については，15時間の授業をもって１単位とする。

(2)　演習，実験，実習及び実技については，30時間の授業をもって１単位とする。

(3)　一の授業について，講義，演習，実験，実習又は実技のうち２以上の方法の併用により行う場合については，その組み合わせに応じ，前２号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって１単位とする。

３　第１項の規定にかかわらず，日本語等授業科目については，30時間の授業をもって１単位とする。

４　第１項の規定にかかわらず，卒業論文，卒業研究，研究指導等の授業科目については，これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には，これらに必要な学修等を考慮して，単位数を各学部規則で定めることができる。

（他学部の授業科目の履修）

第33条　学生は，他の学部の授業科目を履修することができる。この場合は，所属学部長を経て，当該学部長の許可を受けなければならない。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修）

第34条　教育上有益と認めるときは，他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協定に基づき，学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。

２　前項の規定にかかわらず，やむを得ない事情があるときは，教授会の議を経て，協定に基づかずに学生に外国の大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。

３　前２項の規定により履修した授業科目について修得した単位は，60単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことがある。

４　前３項の規定は，外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修させる場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合について準用する。

５　前４項に関して必要な事項は，協定に定めるもののほか，関係の学部規則で定める。

（休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位の取扱い）

第34条の2　教育上有益と認めるときは，学生が休学期間中に本学と協定を締結している外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を，本学において修得したものとみなすことができる。

２　前項の規定にかかわらず，やむを得ない事情があるときは，教授会の議を経て，学生が休学期間中に協定に基づかずに外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を，本学において修得したものとみなすことができる。

３　前２項により修得したものとみなすことができる単位数は，前条第３項及び第４項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

４　前３項に関して必要な事項は，関係の学部規則で定める。

（大学以外の教育施設等における学修）

第35条　教育上有益と認めるときは，学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を，本学における授業科目の履修とみなし，単位を与えることができる。

２　前項により与えることができる単位数は，第34条第３項及び第４項並びに前条第１項及び第２項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

３　前２項に関して必要な事項は，関係の学部規則で定める。

（入学前の既修得単位等の認定）

第36条　教育上有益と認めるときは，学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。以下「既修得単位」という。）を，本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　教育上有益と認めるときは，学生が本学に入学する前に行った前条第１項に規定する学修を，本学における授業科目の履修とみなし，単位を与えることができる。

３　前２項により修得したものとみなし，又は与えることのできる単位数は，編入学，転入学及び再入学の場合を除き，本学において修得した単位以外のものについては，第34条第３項及び第４項並びに第34条の２第１項及び第２項並びに前条第１項により本学において修得したものとみなし，又は与えることのできる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

４　前３項に関して必要な事項は，関係の学部規則で定める。

（編入学，転入学，再入学者の修業年数等）

第37条　第13条から第15条までの規定により入学する者の修業すべき年数，履修すべき科目及びその単位については，教授会の議を経て，これを定める。

（転 学 部）

第38条　学長は，学生で所属学部長の承認を得て転学部を希望する者があるときは，志望学部の教授会の議を経て，許可することがある。

（転 学 科）

第39条　学長は，学生で転学科を希望する者があるときは，教授会の議を経て，許可することがある。

第３節　留学及び休学

（留　　学）

第40条　第34条第１項の規定に基づき，外国の大学又は短期大学に留学しようとする者は，許可を受けなければならない。

２　前項の許可を受けて留学した期間は，第22条の修業年限に算入するものとする。

（休学の許可）

第41条　学生が，疾病その他の理由により，３か月以上修学を休止しようとするときは，許可を得て休学することができる。

２　前項の休学期間は，１年以内とする。ただし，特別の理由があると認めるときは，更に１年を

超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において，これを更に延長しようとするときも，同様とする。

第41条の2　前条の規定にかかわらず，医学部医学科の学生であって，第60条第1項の規程により医学研究科博士課程に早期入学するときは，許可を得て，休学することができる。

２　前項の休学期間は，４年以内とする。ただし，特別の理由があると認めるときは，更に１年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において，これを更に延長しようとするときも，同様とする。

（休学の解除）

第42条　前条の休学期間中にその理由が消滅したときは，許可を得て，復学することができる。

（休学の命令）

第43条　学生で，疾病により３か月以上修学を休止させることが適当と認められる者があるときは，学部長の申請により，休学を命ずる。

（休学期間の取扱い）

第44条　休学の期間は，通算して3年を超えることはできない。ただし，第41条の2に規程する学生の休学期間の通算については，８年を限度として，医学部において別に定める。

２　休学期間は，在学年数に算入しない。

第４節　退学及び除籍

（退　　学）

第45条　学生が，退学しようとするときは，その理由を具し，願い出て許可を受けなければならない。

（疾病等による除籍）

第46条　学生が，疾病その他の理由により，成業の見込みがないと認められるときは，学部長の申請により，これを除籍する。

（入学料等未納による除籍）

第47条　学生が次の各号のいずれかに該当するときは，これを除籍する。

(1) 第18条又は第19条の規定により入学料の免除又は徴収猶予を申請した者で，免除若しくは徴収猶予が不許可になったもの又は半額免除若しくは徴収猶予が許可になったものが，その者に係る納付すべき入学料を納付期限内に納付しないとき。

(2) 授業料の納付を怠り，督促を受けても，納付期限の属する学期の末日までに納付しないとき。

第５節　卒業要件及び学士の学位

（卒業要件）

第48条　卒業の要件は，第22条に定める期間在学し，124単位（医学部医学科にあっては，188単位。以下同じ。）以上を各学部規則の定めるところにより修得することとする。

２　前項の規定により卒業の要件として修得すべき124単位のうち，第27条第２項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。ただし，124単位を超える単位数を卒業の要件としている場合においては，同条第１項に規定する授業により64単位（医学部医学科にあっ

ては，128単位）以上を修得しているときは，60単位を超えることができることとする。

（学士の学位授与）

第49条　前条の規定により，学部所定の課程を修めて本学を卒業した者に対しては，学士の学位を授与する。

第６節　授　業　料

（授業料の納期）

第50条　授業料は，次の２期に分け，年額の２分の１に相当する額をそれぞれその納付期間中に納付しなければならない。

期別	納付期間
前期（４月から９月まで）	４月１日から４月30日まで
後期（10月から３月まで）	10月１日から10月31日まで

２　前項の規定にかかわらず，前期に係る授業料を納付するときに，当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

３　入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については，第１項の規定にかかわらず，入学を許可されるときに納付することができる。

４　第１項の納付期間を経過した後において入学した者のその期の授業料は，入学の日の属する月に納付しなければならない。

５　学年の中途において卒業する者の授業料は，その卒業の月までの分を，月割をもって在学する期の納付期間内に納付しなければならない。

６　既納の授業料は，還付しない。ただし，第２項又は第３項の規定により授業料を納付した者が，次の各号のいずれかに該当する場合は，納付した者の申出により当該各号に定める授業料相当額を還付するものとする。

(1)　第２項の規定により授業料を納付した者が，後期に係る授業料の納付期間前に休学又は第45条の規定により退学した場合　後期分の授業料に相当する額

(2)　第３項の規定により授業料を納付した者が，入学年度の前年度の末日までに入学を辞退した場合　入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額

(3)　第３項の規定により授業料を納付した者が，入学年度の前年度の末日までに入学年度の初日からの休学を申し出，第41条第１項の規定により休学を許可された場合　入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額

（授業料の免除）

第51条　経済的理由により授業料を納付することが困難であり，かつ，学業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては，本人の申請により授業料の全額又は半額を免除することがある。

２　前項に規定する授業料の免除の取扱いについては，別に定める。

（授業料の徴収猶予及び月割分納）

第52条　経済的理由により授業料の納付期限までに授業料を納付することが困難であり，かつ，学業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては，本人の申請により授業料の徴収猶予又は月割分納を許可することがある。

２　前項に規定する授業料の徴収猶予及び月割分納の取扱いについては，別に定める。

（休学者の授業料）

第53条　学生が授業料の納付期限までに休学を許可された場合又は授業料の徴収猶予を受けていた者が休学を許可された場合は，月割計算により休学当月の翌月（休学を開始する日が月の初日に当たる場合は，その月）から復学当月の前月までの授業料を免除する。

２　休学中の者が復学した場合は，復学当月以後のその期の授業料を月割をもって復学の際に納付しなければならない。

（退学者等の授業料）

第54条　第50条に定める期の中途において，第45条の規定により退学し，第55条の２第１項の規定により停学若しくは懲戒退学を命ぜられ，又は除籍された者は，その期の授業料を納付しなければならない。ただし，死亡し，若しくは行方不明となったことにより除籍された場合又は第47条の規定により除籍された場合は，その者に係る未納の授業料の全額を免除することがある。

２　授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている者が退学を許可された場合は，月割計算により退学の翌月以後に納付すべき授業料の全額を免除することがある。

第７節　賞　　罰

（表　　彰）

第55条　学生として表彰に値する行為があったときは，所属学部長等の推薦により，これを表彰することがある。

２　前項に関し必要な事項は，神戸大学学生表彰規程（平成17年２月17日制定）で定める。

（懲　　戒）

第55条の2　本学の規定に違背し，学生の本分を守らない者があるときは，所定の手続により懲戒する。

２　懲戒は，訓告，停学及び懲戒退学とする。

３　停学３か月以上にわたるときは，その期間は，第22条の修業年限に算入しない。

４　前３項に関し必要な事項は，神戸大学学生懲戒規則（平成16年４月１日制定）で定める。

第３章　大　学　院

第１節　入　　学

（修士課程，前期課程及び専門職学位課程の入学資格）

第56条　修士課程，前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　大学を卒業した者

(2)　法第104条第４項の規定により学士の学位を授与された者

(3)　外国において，学校教育における16年の課程を修了した者

(4)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5)　我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6)　専修学校の専門課程（修業年限が４年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が別に定める日以後に修了した者
(7)　文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第５号）
(8)　法第102条第２項の規定により大学院に入学した者であって，本学において，大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
(9)　本学において，個別の入学資格審査により，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，22歳に達したもの

（修士課程，前期課程及び専門職学位課程への早期入学）

第57条　前条の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する者であって，本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを，教授会の議を経て，入学させることができる。
(1)　大学に３年以上在学した者
(2)　外国において学校教育における15年の課程を修了した者
(3)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者
(4)　我が国において，外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
２　前項に関して必要な事項は，関係の研究科規則で定める。

（後期課程の入学資格）

第58条　後期課程に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。
(1)　修士の学位又は専門職学位（法第104条第１項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第９号）第５条の２に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）を有する者
(2)　外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
(3)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
(4)　我が国において，外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
(5)　国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第２項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（74条において「国際連合大学」という。）の課程を修了し，修士の学位に相当する学位を授与された者
(6)　外国の学校，第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し，大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し，修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
(7)　文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
(8)　本学において，個別の入学資格審査により，修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で，24歳に達したもの

（医学研究科の博士課程の入学資格）

第59条　医学研究科の博士課程に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者と

する。
(1)　大学の医学，歯学，薬学（修業年限が６年であるものに限る。以下同じ。）又は獣医学（修業年限が６年であるものに限る。以下同じ。）を履修する課程を卒業した者
(2)　外国において，学校教育における18年の課程（最終の課程は医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了した者
(3)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学，歯学，薬学又は獣医学)を修了した者
(4)　我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は，医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
(5)　文部科学大臣の指定した者（昭和30年文部省告示第39号）
(6)　法第102条第２項の規定により大学院に入学した者であって，本学において，大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
(7)　本学において，個別の入学資格審査により，大学の医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，24歳に達したもの

（医学研究科の博士課程への早期入学）

第60条　前条の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する者であって，本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを，教授会の議を経て，入学させることができる。
(1)　大学（医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）に４年以上在学した者
(2)　外国において学校教育における16年の課程（医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者
(3)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程（医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者
(4)　我が国において，外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程(最終の課程は，医学，歯学，薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

２　前項に関して必要な事項は，関係の研究科規則で定める。

（進　　学）

第61条　本学大学院の修士課程，前期課程又は専門職学位課程を修了し，引き続き後期課程又は医学研究科の博士課程に進学を志望する者については，当該研究科の定めるところにより，選考の上，進学を許可する。

（入学者選抜）

第62条　大学院の入学者の選抜は，公正かつ妥当な方法により，適切な体制を整えて行うものとする。

２　大学院の入学志願者に対する選考方法は，各研究科において別に定める。

第２節　修業年限，教育方法，修了要件等

（標準修業年限）

第63条　修士課程の標準修業年限は，２年とする。

２　前項の規定にかかわらず，修士課程においては，主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって，教育研究上の必要があり，かつ，昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは，各研究科の定めるところにより，専攻又は学生の履修上の区分に応じ，標準修業年限を１年以上２年未満の期間とすることができる。

３　前項に規定する修士課程を置く研究科，専攻又は学生の履修上の区分及びその標準修業年限は，次のとおりとする。

人間発達環境学研究科　人間発達専攻（１年履修コース）　１年

４　人文学研究科，国際文化学研究科，人間発達環境学研究科，法学研究科，経済学研究科，経営学研究科，理学研究科，保健学研究科，工学研究科，システム情報学研究科，農学研究科，海事科学研究科及び国際協力研究科の博士課程の標準修業年限は，前期課程２年，後期課程３年の５年とする。

５　医学研究科の博士課程の標準修業年限は，４年とする。

６　経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程の標準修業年限は，２年とする。ただし，教育研究上の必要があると認められるときは，研究科の定めるところにより，学生の履修上の区分に応じ，標準修業年限を１年以上２年未満の期間とすることができる。

７　法学研究科実務法律専攻の専門職学位課程（以下「法科大学院」という。）の標準修業年限は，３年とする。

（教育課程）

第63条の2　大学院（専門職大学院を除く。）は本学，研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下，「研究指導」という。）の計画を策定し，体系的に教育課程を編成するものとする。

２　　専門職大学院は，その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を自ら開設し，体系的に教育課程を編成するものとする。

（教育方法等）

第64条　大学院の教育は，授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

２　専門職大学院においては，その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究，現地調査，双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な方法により授業を行うものとする。

３　研究科において教育上特別の必要があると認められる場合には，夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

４　各研究科における授業科目，その単位数及び研究指導並びにそれらの履修方法については，当該研究科規則で定める。

（他大学大学院等の研究指導）

第65条　教育上有益と認めるときは，他大学（外国の大学を含む。）の大学院又は研究所等（外国の研究機関を含む。）との協定に基づき，学生に当該大学の大学院又は当該研究所等において必

要な研究指導を受けさせることがある。ただし，修士課程及び前期課程の学生については，当該研究指導を受けさせる期間は，１年を超えないものとする。

（研究指導のための留学）

第66条　前条の規定に基づき，外国の大学又は研究機関に留学しようとする者は，許可を受けなければならない。

２　前項の許可を受けて留学した期間は，第63条の標準修業年限に算入する。

（修士課程及び前期課程の修了要件）

第67条　修士課程及び前期課程の修了要件は，当該課程に２年（人間発達環境学研究科人間発達専攻（１年履修コース）にあっては，１年）以上在学し，所定の単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，当該課程の目的に応じ修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げた者については，当該課程に１年以上在学すれば足りるものとする。

（博士課程の修了要件）

第68条　博士課程（医学研究科の博士課程を除く。）の修了要件は，後期課程に３年以上在学し，所定の単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，当該課程に１年（２年未満の在学期間をもって修士課程又は前期課程を修了した者にあっては，当該在学期間を含めて３年）以上在学すれば足りるものとする。

２　前項の規定にかかわらず，施行規則第156条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が，博士課程の後期３年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は，大学院（専門職大学院を除く。以下この項において同じ。）に３年（専門職大学院設置基準第18条第１項の法科大学院の課程を修了した者にあっては，２年）以上在学し，必要な研究指導を受けた上，当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，大学院に１年（標準修業年限が１年以上２年未満の専門職学位課程を修了した者にあっては，３年から当該１年以上２年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

３　医学研究科の博士課程の修了要件は，当該課程に４年以上在学し，所定の単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，当該課程に３年以上在学すれば足りるものとする。

（専門職学位課程の修了要件）

第69条　専門職学位課程（法科大学院を除く。以下この条において同じ。）の修了要件は，当該課程に２年（２年以外の標準修業年限を定める研究科，専攻又は学生の履修上の区分にあっては，当該標準修業年限）以上在学し，所定の単位を修得することとする。

２　専門職学位課程の在学期間に関しては，第75条の規定により認定された入学前の既修得単位（法第102条第１項の規定により入学資格を有した後，修得したものに限る。）を，当該単位数，その修得に要した期間その他を勘案して当該課程の標準修業年限の２分の１を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし，この場合においても，当該課程に少なくとも１年以上在学するものとする。

３　法科大学院の修了要件は，当該課程に３年以上在学し，所定の単位を修得することとする。

４　法科大学院の在学期間については，第75条の規定により認定された入学前の既修得単位（法第102条第１項の規定により入学資格を有した後，修得したものに限る。）を，当該単位数，その修得に要した期間その他を勘案して１年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

５　法科大学院は，法学の基礎的な学識を有すると認める者に関しては，第３項に規定する在学期間については，前項の規定により在学したものとみなす期間と合わせて１年を超えない範囲で研究科が認める期間在学したものと，同項に規定する単位については，第74条及び第75条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えない範囲で研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。

（学位論文及び最終試験）

第70条　学位論文及び最終試験に関することは，学位規程に定めるところによる。

（修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与）

第71条　各研究科において，所定の課程を修了した者に対しては，その課程に応じて修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

２　前項の学位に関することは，学位規程に定めるところによる。

第３節　準用規定

（準用規定）

第72条　第12条(入学期)，第14条(転入学)，第15条(再入学)，第16条(入学志願)，第17条(入学手続)，第18条(入学料の免除)(第２項を除く。)，第19条(入学料の徴収猶予等)，第20条(死亡等による入学料の免除)，第21条(宣誓)，第22条（修業年限）（第１項，第２項及び第３項を除く。）第24条(在学年限)，第27条(授業の方法)，第31条(単位の授与)，第32条(単位の基準)(第２項及び第３項を除く。)，第33条(他学部の授業科目の履修)，第38条(転学部)，第39条(転学科)，第45条(退学)，第46条(疾病等による除籍)，第47条(入学料等未納による除籍)，第50条から第54条まで(授業料)及び第55条(表彰)及び第55条の２(懲戒)の規定は，大学院に準用する。ただし，第24条を準用する場合において，医学研究科の博士課程以外の博士課程にあっては，標準修業年限を前期課程と後期課程に分ける。

（履修科目の登録の上限）

第73条　専門職大学院学生の履修科目の登録の上限に関しては，第29条第１項を準用する。この場合において，「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

（成績評価基準）

第73条の2　大学院（専門職大学院を除く。）の成績評価基準に関しては，第30条を準用する。この場合において，「各学部」とあるのは「各研究科」と，「授業の方法及び計画」とあるのは「授業及び研究指導の方法及び計画」と読み替えるものとする。

２　専門職大学院の成績評価基準に関しては，第30条を準用する。この場合において，「各学部」とあるのは「専門職大学院」と読み替えるものとする。

（他大学大学院の授業科目の履修）

第74条　大学院学生の他大学（外国の大学を含む。）の大学院の授業科目の履修に関しては，第34条を準用する。この場合において，同条第３項中「60単位」とあるのは「10単位（ただし，専門職大学院学生（法科大学院学生を除く。）にあっては15単位，法科大学院学生にあっては30単

位）」と，同条第４項中「及び外国の」とあるのは「，外国の」と，「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を」と，同条第５項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

（休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い）

第74条の2　大学院学生が休学期間中に外国の大学において履修した授業科目について修得した単位に関しては，第34条の２を準用する。この場合において，同条第１項及び第２項中「外国の大学又は短期大学」とあるのは「外国の大学の大学院」と，同条第３項中「60単位」とあるのは，「10単位(ただし，専門職大学院学生(法科大学院学生を除く。)にあっては15単位，法科大学院学生にあっては30単位)」と，同条第４項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

（入学前の既修得単位の認定）

第75条　大学院学生の入学前の既修得単位の認定に関しては，第36条（第２項を除く）を準用する。この場合において，同条第１項中「大学又は短期大学」とあるのは「大学院」と，同条第３項中「第34条第３項及び第４項並びに第34条の２第１項及び第２項並びに前条第１項により本学において修得したものとみなし，又は与えることのできる単位数と合わせて60単位」とあるのは，「10単位（ただし，専門職大学大学院生（法科大学院学生を除く。）にあっては第74条の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて15単位，法科大学院学生にあっては第74条の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位）」と，同条第４項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

（留　　学）

第76条　大学院学生の外国の大学への留学に関しては，第40条を準用する。この場合において，同条第１項中「第34条第１項」とあるのは「第74条」と，同条第２項中「第22条」とあるのは「第63条」と読み替えるものとする。

（休　　学）

第77条　大学院学生の休学に関しては，第41条第１項，第42条，第43条及び第44条第２項を準用するほか，各研究科規則で定める。

第４章　学位プログラム

（学位プログラム）

第77条の2　各学部及び各研究科において編成する教育課程のほか,明確な人材養成目的に基づき,学部又は研究科の枠を超えた組織的な指導体制で展開される体系性・一貫性ある教育を実施するため,学位の取得を目的とする学位プログラムを置くことができる。

２　前項に規定する学位プログラムは,次のとおりとする。

ＥＵエキスパート人材養成プログラム

３　学位プログラムの実施に関し必要な事項は,別に定める。

第５章　特別聴講学生，特別研究学生，科目等履修生，聴講生，研究生，専攻生及び外国人特別学生

（特別聴講学生）

第78条　他の大学，短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）又は高等専門学校との協定に基づき，当該大学（大学院を含む。），短期大学又は高等専門学校の学生で，本学の授業科目を履修しようとする者があるときは，特別聴講学生として許可することがある。

２　特別聴講学生については，協定に定めるもののほか，関係の学部規則及び研究科規則で定める。

（特別研究学生）

第79条　他大学（外国の大学を含む。）の大学院との協定に基づき，当該大学院の学生で，本学において研究指導を受けようとする者があるときは，特別研究学生として許可することがある。

２　特別研究学生については，協定に定めるもののほか，関係の研究科規則で定める。

（科目等履修生）

第80条　本学が開設する１又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは，科目等履修生として許可することがある。

２　科目等履修生に対しては，単位を与えることができる。

３　科目等履修生については，関係の学部規則及び研究科規則で定める。

（聴講生，研究生及び専攻生）

第81条　本学が開設する１又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは，聴講生として許可することがある。

２　特定の事項について研究しようとする者があるときは，研究生として許可することがある。

３　本学学部卒業者で，特定の専門事項について攻究しようとする者があるときは，専攻生として許可することがある。

４　聴講生，研究生及び専攻生については，それぞれ関係の学部規則，研究科規則及び専攻生規則で定める。

（授業料の納期）

第82条　特別聴講学生，特別研究学生，科目等履修生，聴講生，研究生及び専攻生の授業料については，それぞれの在学予定期間に応じ，３か月分又は６か月分に相当する額を当該期間における当初の月に納付するものとし，在学予定期間が３か月未満又は６か月未満であるときは，その期間分に相当する額を当該期間における当初の月に納付しなければならない。

（外国人特別学生）

第83条　外国人で，第10条，第56条，第58条又は第59条の規定によらないで，外国人特別学生として本学の学部又は大学院に入学を志願する者があるときは，教授会の議を経て許可する。

２　前項の学生で，学部又は大学院の課程を修了した者には，第49条又は第71条に定める学位を授与する。

第６章　授業料，入学料及び検定料の額

（授業料，入学料及び検定料の額）

第84条　本学の授業料，入学料及び検定料（以下「授業料等」という。）の額は，神戸大学における授業料，入学料，検定料及び寄宿料の額に関する規程（平成16年４月１日制定）に定められた額とする。

（授業料等の不徴収）

第84条の2　国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年３月31日文部大臣裁定）に基づく国費外国人留学生の授業料等については，前条の規定にかかわらず，不徴収とする。

２　特別聴講学生及び特別研究学生の授業料等については，第82条及び前条の規定にかかわらず，第78条第１項又は第79条第１項の協定に基づき，不徴収とすることができる。

３　科目等履修生のうち，教育公務員特例法（昭和24年法律第１号）第22条第２項又は第３項の規定に基づき本学に派遣された教育職員（以下「現職教育職員」という。）の入学料及び検定料については，第82条及び前条の規定にかかわらず，不徴収とすることができる。

４　聴講生及び研究生のうち，現職教育職員の授業料等については，第82条及び前条の規定にかかわらず，不徴収とすることができる。

５　学長の承認に基づき現職のままで科目等履修生，聴講生又は研究生として入学した本学の附属学校教員の授業料等は，第82条及び前条の規定にかかわらず，不徴収とする。

６　外国人特別学生の授業料等については，学長が認めたときは，前条の規定にかかわらず，不徴収とすることができる。

第７章　教育職員免許状

（教員の免許状授与の所要資格の取得）

第85条　教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は，教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

２　前項の規定により所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については，関係の学部規則及び研究科規則の定めるところによる。

附　則

１　この規則は，平成16年４月１日から施行する。ただし，別表第１学部の表の規定中海事科学部の第３年次編入学定員に係る部分は，平成18年４月１日から施行する。

２　神戸大学学則等を廃止する規則（平成16年４月１日制定）第１条の規定による廃止前の神戸大学学則（以下「旧学則」という。）第２条第２項に規定する法学研究科経済関係法専攻，公共関係法専攻及び政治社会科学専攻は，改正後の神戸大学教学規則（以下「新規則」という。）第４条第１項の規定にかかわらず，平成16年３月31日に当該専攻の前期課程又は後期課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

３　旧学則の規定により存続するものとされた学部の学科及び研究科の専攻のうち，平成16年３月31日において現に学生が在学する学科又は専攻は，新規則第３条及び第４条第１項の規定にかかわらず，平成16年３月31日に当該学科若しくは当該専攻の前期課程又は後期課程に在学する者が

当該学科又は当該課程に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

4　国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第17条の規定に基づき，神戸商船大学において同大学を卒業するため又は同大学の大学院の課程を修了するため必要であった教育課程の履修を，引き続き本学において行うため，平成16年３月31日において現に神戸商船大学に在学する者（以下「在学者」という。）が在学しなくなるまでの間，海事科学部及び自然科学研究科に次に掲げる課程及び専攻を置く。

海事科学部　商船システム学課程，輸送情報システム工学課程，海洋電子機械工学課程，動力システム工学課程

自然科学研究科

前期２年の課程　商船システム学専攻，輸送情報システム工学専攻，海洋電子機械工学専攻，動力システム工学専攻

後期３年の課程　海上輸送システム科学専攻，海洋機械エネルギー工学専攻

5　前項に規定する課程及び専攻における教育課程の履修その他在学者の教育に関し必要な事項は，海事科学部教授会及び自然科学研究科教授会が定めるものとする。

附　　則

1　この規則は，平成17年４月１日から施行する。

2　第34条第３項，第56条，第58条及び第59条の改正規定は，平成16年12月13日から適用する。

3　国際文化学部コミュニケーション学科及び地域文化学科並びに発達学部人間発達科学科，人間環境科学科及び人間行動・表現学科は，改正後の第３条の規定にかかわらず，平成17年３月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

4　文学研究科哲学専攻，芸術学芸術史専攻，社会学専攻，史学専攻，国文学専攻及び英米文学専攻は，改正後の第４条の規定にかかわらず，平成17年３月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

附　　則

この規則は，平成17年12月１日から施行する。

附　　則

1　この規則は，平成18年４月１日から施行し，改正後の第13条第１項第２号及び第56条第２号の規定については，平成17年10月１日から適用する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成18年４月１日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者は，改正後の第26条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　　則

1　この規則は，平成18年４月１日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成18年４月１日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者は，改正後の第47条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　　則

この規則は，平成19年４月１日から施行する。

附　　則

この規則は，平成19年３月20日から施行し，改正後の神戸大学教学規則の規定は，平成19年３月

1日から適用する。

附　　則

1　この規則は，平成19年４月１日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成19年４月１日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，改正後の第67条の規定を除き，なお従前の例による。

3　工学部建設学科は，改正後の第３条の規定にかかわらず，平成19年３月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

4　文学研究科文化基礎専攻及び文化動態専攻，総合人間科学研究科コミュニケーション学専攻，地域文化学専攻，人間発達科学専攻，人間環境科学専攻，人間行動・表現学専攻，人間形成科学専攻，コミュニケーション科学専攻及び人間文化科学専攻，文化学研究科文化構造専攻及び社会文化専攻並びに自然科学研究科数学専攻，物理学専攻，化学専攻，生物学専攻，地球惑星科学専攻，建設学専攻，電気電子工学専攻，機械工学専攻，応用化学専攻，情報知能工学専攻，応用動物学専攻，植物資源学専攻，生物環境制御学専攻，生物機能化学専攻，食料生産環境工学専攻，海事技術マネジメント学専攻，海上輸送システム学専攻，マリンエンジニアリング専攻，数物科学専攻，分子物質科学専攻，地球惑星システム科学専攻，情報・電子科学専攻，機械・システム科学専攻，地域空間創生科学専攻，食料フィールド科学専攻，海事科学専攻，生命機構科学専攻及び資源生命科学専攻は，改正後の第４条の規定にかかわらず，平成19年３月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

附　　則

この規則は，平成19年12月25日から施行する。

附　　則

1　この規則は，平成20年４月１日から施行し，改正後の第４条第３項，第10条第８号，第11条第１項第５号，第13条第１項第２号及び第３号，第22条第１項，第56条第２号及び第８号，第58条第１号，第59条第６号，第68条第２項並びに第69条第２項及び第４項の規定は，平成19年12月26日から適用する。ただし，別表第１学部の表の規定中農学部及び海事科学部の第３年次編入学定員に係る部分は，平成22年４月１日から施行する。

2　農学部応用動物学科，植物資源学科，生物環境制御学科，生物機能化学科及び食料生産環境工学科並びに海事科学部海事技術マネジメント学課程，海上輸送システム学課程及びマリンエンジニアリング課程は，改正後の第３条の規定にかかわらず，平成20年３月31日に当該学科又は課程に在学する者が当該学科又は課程に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

3　経済学研究科経済システム分析専攻及び総合経済政策専攻並びに医学系研究科バイオメディカルサイエンス専攻，医科学専攻及び保健学専攻は，改正後の第４条の規定にかかわらず，平成20年３月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

附　　則

この規則は，平成21年４月１日から施行する。

附　　則

1　この規則は，平成22年４月１日から施行する。

2　工学研究科情報知能学専攻は，改正後の第4条第1項の規定にかかわらず，平成22年３月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

附　　則

この規則は，平成22年10月26日から施行する。

附　　則

この規則は，平成23年４月１日から施行する。

附　　則

1　この規則は，平成24年４月１日から施行する。

2　経営学研究科博士課程マネジメント・システム専攻，会計システム専攻，市場科学専攻及び現代経営学専攻は，改正後の第４条第１項の規定にかかわらず，平成24年３月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

附　　則

この規則は，平成24年9月26日から施行する。

附　　則

1　この規則は，平成25年4月1日から施行する。

2　海事科学部海事技術マネジメント学科及び海洋ロジスティクス科学科は，改正後の神戸大学教学規則(以下「新規則」という。)第３条の規定にかかわらず，平成25年３月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

3　人間発達環境学研究科心身発達専攻，教育・学習専攻，人間行動専攻及び人間表現専攻は，改正後の新規則第4条第1項の規定にかかわらず，平成25年３月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

附　　則

この規則は平成25年11月1日から施行する。

附　　則

この規則は平成26年4月1日から施行する。

附　　則

この規則は，平成26年5月20日から施行し，改正後の神戸大学教学規則の規定は，平成26年4月1日から適用する。

附　　則

1　この規則は，平成27年4月1日から施行する。

2　理学部地球惑星科学科は，改正後の神戸大学教学規則(以下「新規則」という。)第3条の規定にかかわらず，平成27年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

3　理学研究科博士課程地球惑星科学専攻は，新規則第4条第1項の規定にかかわらず，平成27年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

4　平成27年度から平成29年度までの理学部の惑星学科及び地球惑星科学科の総定員，平成27年度から平成31年度までの医学部及び医学部医学科並びに全学部の入学定員，平成27年度から平成36年度までのこれらの総定員並びに平成27年度の海事科学部グローバル輸送科学科，海洋安全システム科学科，マリンエンジニアリング学科，海事技術マネジメント学科及び海洋ロジスティクス科学科の総定員は，新規則別表の規定にかかわらず，附則別表第1のとおりとする。

5　平成27年度から平成28年度までの理学研究科の惑星学専攻及び地球惑星科学専攻の博士課程の専攻別の総定員は，新規則別表の規定にかかわらず，附則別表第2に掲げるとおりとする。

別表収容定員

1　学　　部

区　　分			入学定員		2年次編入学定員		3年次編入学定員		総定員	
			学科別	計	学科別	計	学科別	計	学科別	計
文　学　部	人文学科		115	115					460	460
国際文化学部	国際文化学科		140	140					560	560
発達科学部	人間形成学科		90	280			学科共通10	10	360	1,140
	人間行動学科		50						200	
	人間表現学科		40						160	
	人間環境学科		100						400	
法　学　部	法律学科		180	180			20	20	760	760
経済学部	経済学科		270	270			20	20	1,120	1,120
経営学部	経営学科		260	260			20	20	1,080	1,080
理　学　部	数学科		25	140			学科共通25	25	100	610
	物理学科		35						140	
	化学科		25						100	
	生物学科		20						80	
	惑星学科		35						140	
医　学　部	医学科		100	260	5	5	0	10	625	1,285
	保健学科	看護学専攻	80				10		660	
		検査技術科学専攻	40				0			
		理学療法学専攻	20				0			
		作業療法学専攻	20				0			
工　学　部	建築学科		90	540			学科共通20	20	360	2,200
	市民工学科		60						240	
	電気電子工学科		90						360	
	機械工学科		100						400	
	応用化学科		100						400	
	情報知能工学科		100						400	
農　学　部	食料環境システム学科		35	150			学科共通10	10	140	620
	資源生命科学科		53						212	
	生命機能科学科		62						248	
海事科学部	クローバル輸送科学科		80	200			学科共通10	10	320	820
	海洋安全システム科学科		40						160	
	マリンエンジニアリング学科		80						320	
合　　計				2,535		5		145		10,655

2　大学院

区分		入学定員										総定員									
		修士課程		博士課程						専門職学位課程		修士課程		博士課程						専門職学位課程	
				前期		後期								前期		後期					
		専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計
人文学研究科	文化構造専攻			20	50	8	20							40	100	24	60				
	社会動態専攻			30		12								60		36					
国際文化学研究科	文化相関専攻			20	50	6	15							40	100	18	45				
	グローバル文化専攻			30		9								60		27					
人間発達環境学研究科	人間発達専攻			52	96	11	17							104	188	33	51				
	(1年履修ｺｰｽ)			4										4							
	人間環境学専攻			40		6								80		18					
法学研究科	理論法学専攻			28	40	14	20							56	80	42	60				
	政治学専攻			12		6								24		18					
	実務法律専攻									80	80									240	240
経済学研究科	経済学専攻			83	83	22	22							166	166	66	66				
経営学研究科	経営学専攻			51	51	34	34							102	102	102	102				
	現代経営学専攻									69	69									138	138
理学研究科	数学専攻			22	122	4	29							44	244	12	87				
	物理学専攻			24		5								48		15					
	化学専攻			28		6								56		18					
	生物学専攻			24		7								48		21					
	惑星学専攻			24		7								48		21					
医学研究科	バイオメディカルサイエンス専攻	25	25									50	50								
	医科学専攻							78	78									312	312		
保健学研究科	保健学専攻			56	56	25	25							112	112	75	75				
工学研究科	建築学専攻			65	324	8	42							130	648	24	126				
	市民工学専攻			43		6								86		18					
	電気電子工学専攻			65		8								130		24					
	機械工学専攻			78		10								156		30					
	応用化学専攻			73		10								146		30					
システム情報学研究科	システム科学専攻			28	80	3	14							56	160	9	42				
	情報科学専攻			28		3								56		9					
	計算科学専攻			24		8								48		24					
農学研究科	食料共生システム学専攻			27	126	6	25							54	252	18	75				
	資源生命科学専攻			42		8								84		24					
	生命機能科学専攻			57		11								114		33					
海事科学研究科	海事科学専攻			60	60	11	11							120	120	33	33				
国際協力研究科	国際開発政策専攻			26	70	9	25							52	140	27	75				
	国際協力政策専攻			22		7								44		21					
	地域協力政策専攻			22		9								44		27					
合計		25		1,208		299		78		149		50		2,412		897		312		378	

神戸大学共通細則

平成16年４月１日　制定
最近改正　平成26年9月30日

（入学志願）

第１条　入学志願者は，所定の期日までに次の書類を提出しなければならない。

入学願書
出身学校長の調査書又はこれに代わる書類
写　　真
その他の書類

（合否の判定）

第２条　入学試験の合否の判定は，学力試験及び出身学校長の調査書又はこれに代わる書類の成績等を総合して教授会が行う。

（宣　　誓）

第３条　入学者は，次の誓詞により学長に対し宣誓書を提出しなければならない。

私は，神戸大学の学生として学業に励み，本学の規律を守ることを誓います。

（成　　績）

第４条　授業科目の成績は，100点を満点として次の区分により評価し，秀，優，良及び可を合格，不可を不合格とする。

秀（90点以上）
優（80点以上90点未満）
良（70点以上80点未満）
可（60点以上70点未満）
不可（60点未満）

２　秀，優，良，可及び不可の評価基準は，次の各号のとおりとする。

（１）　秀　学修の目標を達成し，特に優れた成果を収めている。
（２）　優　学修の目標を達成し，優れた成果を収めている。
（３）　良　学修の目標を達成し，良好な成果を収めている。
（４）　可　学修の目標を達成している。
（５）　不可　学修の目標を達成していない。

（学 生 証）

第５条　学生は，学生証の交付を受け，これを携行し本学職員の請求があったときは，いつでも，これを提示しなければならない。

２　学生証は，入学したときに学長が発行する。

３　学生証を携帯しない場合には，教室，研究室，図書館その他学内施設の利用を許さないことがある。

４　学生証を紛失したとき若しくは使用に耐えなくなったとき，又は休学等によりその有効期間が経過したときは，速やかに発行者に届け出て再交付を受けなければならない。

５　学生は，卒業，退学等により学籍を離れた場合は，速やかに学生証を発行者に返納しなければならない。

６　学生証の再交付手続き及び返納は，学生の所属学部又は研究科において行うものとする。

（欠 席 届）

第６条　学生が，３週間以上欠席するときは，理由を具し，欠席届を学部長又は研究科長に届け出なければならない。

（学生登録票）

第７条　学生は，入学したときは，速やかに学生登録票を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

（身上異動･住所変更届）

第８条　学生は，改姓，改名等，身上に異動があったとき，又は住所（保護者等の住所等を含む。）を変更したときは，速やかに身上異動・住所変更届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

第９条　大学院における入学志願及び合否の判定については，第１条及び第２条の規定にかかわらず，各研究科において定めるものとする。

２　大学院における授業科目の成績については，第４条に定めるもののほか，必要があると認めるときは，各研究科において定めることができる。

（健康診断）

第10条　学生は，毎年本学で行う健康診断を受けなければならない。

（様　　式）

第11条　諸願届等の様式は，別紙のとおりとする。

途中の附則（略）

附　　則

１　この細則は，平成24年４月１日から施行する。

２　この細則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成24年４月１日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附　　則

１　この細則は，平成25年４月１日から施行し，改正後の別紙様式第９号の改正規定（「外国人登録原票記載事項証明書」を「住民票」に改める部分に限る。）は，平成24年7月9日から適用する。

附　　則

１　この細則は，平成26年４月１日から施行する。

２　この細則施行の際現に在学する者で神戸大学共通細則の一部を改正する細則(平成24年3月14日制定)附則第2項の規定により，なお従前の例によるとされた者に係るこの細則による改正後の神戸大学共通細則の規定の適用については，第4条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　　則

１　この細則は，平成26年10月１日から施行する。

（様式１号）　入学許可書（省略）

（様式２号）　宣誓書（省略）

様式３号

年　　月　　日

神戸大学　　殿

学部

学科

学籍番号　　番

住所

氏名　　㊞

休　学　願

下記のとおり休学したいので御許可願います。

記

1　理由

2　期間　　自　　年　　月　　日

至　　年　　月　　日

注　病気の場合は診断書添付のこと。A4(297㎜×210㎜)

様式４号

年　　月　　日

神戸大学　　殿

学部

学科

学籍番号　　番

住所

氏名　　㊞

復　学　願

下記のとおり復学したいので御許可願います。

記

1　理由

2　復学年月日　　年　　月　　日

注　病気の場合は健康診断書(復学意見書)添付のこと。
A4(297㎜×210㎜)

様式５号

年　　月　　日

神戸大学　　殿

学部

学科

学籍番号　　番

本人住所

氏名　　㊞

退　学　願

下記のとおり退学したいので御許可願います。

記

1　理由

2　退学　　年　　月　　日

注　病気の場合は診断書添付のこと。A4(297㎜×210㎜)

様式７号

年　　月　　日

神戸大学　　殿

学部

学科

学籍番号　　番

住所

氏名

欠　席　届

下記のとおり欠席しますからお届けします。

記

1　理由

2　期間　　自　　年　　月　　日

至　　年　　月　　日

A4(297㎜×210㎜)

様式６号（学生証）省略

様式8号

学　生　登　録　票

年　月　日提出

学部 学科	20　(平成　)年　月　日入学・進学	学籍番号
研究科 課程 専攻	フリガナ 左詰で記入してください。(姓と名の間は1マス空け，濁音・半濁音文字は1マスに記入) ローマ字 左詰で記入してください。(姓の全て及び名の頭文字は大文字とし，姓と名の間は1マス空けて記入) 氏　名	
指導教員 (該当者のみ)	戸籍どおり楷書で記入してください。(学籍及び学位記の字体として使用) 生年月日　19　(昭和 平成　)年　月　日生	外国籍

現住所 (入学後の住所)	Eメールアドレス 自宅・下宿・寮・その他(　)　携帯 @ 〒　－　PC @ 大学が付与するアドレス以外を記入してください。 住　所　都道府県 〔固定電話〕　－　－ 〔携帯電話〕　－　－ ※留学生のみ○を入れて下さい。 単身 ・ 夫婦 ・ 家族
本人の勤務先等 (該当者のみ)	名称　電話　－　－

履歴	学歴	年　月	立　高等学校卒業
		・	
		・	
		・	
	認定試験等	・	高等学校卒業程度認定試験，大学入学資格検定試験　年度　合格
	職歴その他	.　～　.	
		.　～　.	

保護者等の住所等 ※学生本人が独立生計者の場合は，世帯主の氏名・住所等を記入してください。	フリガナ 左詰で記入してください。(姓と名の間は1マス空け，濁音・半濁音文字は1マスに記入) 氏　名　本人との続柄(　) 〒　－ 住　所　都道府県 〔固定電話〕　－　－ 〔携帯電話〕　－　－
緊急時の連絡先 ※該当する□にチェックしてください。	□　上記（保護者等の住所等）と同じ。(以下の記入不要) □　上記（保護者等の住所等）以外の連絡先がある。(以下に記入) 氏名(フリガナ)　本人との続柄（　） 〔固定電話〕　－　－　□勤務先 □自宅 〔携帯電話〕　－　－

注　1　本人の氏名，生年月日は戸籍どおり(外国人は住民票どおり)正確に記入してください。
2　高校卒業後の学歴を有する者は，最終出身学校名・学部・学科等(中退を含む。)まで記入してください。
3　在学中に，改姓・改名，現住所変更，保護者等の住所変更等があった場合は，速やかに身上異動・住所変更届を，所属学部又は研究科の担当係に提出してください。
4　この学生登録票に記載された個人情報については，個人情報保護法等を遵守の上，適切に取り扱うこととし，在学中において，授業料関係書類の送付，広報誌等資料の送付など本学から連絡(発信)する場合のほか，教学上の名簿作成，修学指導上必要な場合に限り利用します。

様式9号　　身 上 異 動 ・ 住 所 変 更 届　　年　月　日届出

神戸大学　　学 部 長　殿
研究科長　殿

学　部	学　科	課　程
研究科	専　攻	課　程
学籍番号	フリガナ 氏　名 戸籍どおり楷書で記入してください。(学籍及び学位記の字体として使用)	

下記のとおり身上異動・住所変更等がありましたのでお届けします。

記

□改姓　□改名　□現住所等変更　□保護者等の住所等変更　□その他の変更(　　)
(以下は，変更した事項のみ記入してください。)

身 上 異 動 (改姓，改名等) 現　住　所	ローマ字 左詰めで記入してください。(姓の全て及び名の頭文字は大文字とし，姓と名の間は1マス空けて記入)	
	新 旧	異動年月日　　年　月　日 ※証明書類を必ず添付してください。
	自宅・学生寮・その他(　　)	Eメールアドレス（□携帯　□ＰＣ） @ 大学が付与するアドレス以外を記入してください。
	郵便番号　　－	
	住　所　都道府県	
	〔固定電話〕　　－　　－	
	〔携帯電話〕　　－　　－	
本人の勤務先等 (該当者のみ)	勤務先名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 電話　　－　　－	
保護者等の住所等 ※　学生本人が独立生計者の場合は，世帯主の氏名・住所等を記入してください。	フリガナ 氏　名	本人との続柄
	郵便番号 －	〔固定電話〕　　－　　－ 〔携帯電話〕　　－　　－
	住　所　都道府県	
緊急時の連絡先	□　保護者等の住所等と同じ。(以下の記入不要) □　保護者等の住所等以外の連絡先がある。(以下に記入)	
	フリガナ 氏　名	本人との続柄
	〔固定電話〕　　－　　－	□　勤務先 □　自宅
	〔携帯電話〕　　－　　－	

注　この身上異動・住所変更届に記載された個人情報については，個人情報保護法等を遵守の上，適切に取り扱うこととし，在学中において，授業料関係書類の送付，広報誌等資料の送付など本学から連絡(発信)する場合のほか，教学上の名簿作成，修学指導上必要な場合に限り利用します。

神戸大学学生懲戒規則

平成16年４月１日　制定
最近改正　平成22年3月23日

（趣　　旨）

第１条　この規則は，神戸大学教学規則（平成16年４月１日制定）第55条の２(第72条において準用する場合を含む。)に規定する学生の懲戒について必要な事項を定めるものとする。

（懲　　戒）

第２条　懲戒は，本学の規定に違背し，学生としての本分を守らない者があるときに行われるものとする。

（懲戒の内容）

第３条　懲戒の内容は，次のとおりとする。

(1)　訓告　文書により注意を与え，将来を戒めること。

(2)　停学　有期又は無期とし，この間の登校及び次の行為を禁止すること。

イ　本学の施設及び設備を利用すること（本学が発行したアカウントを用いて，本学の管理する電子計算機及び情報ネットワーク機器を利用することを含み，特に退去を命ぜられない限り，本学の学生寮又は外国人留学生宿舎に居住することを除く。）。

ロ　本学の公認課外活動団体の活動に参加すること。

(3)　懲戒退学　命令により退学させ，再入学を認めないこと。

（懲戒の発議）

第４条　懲戒の対象となりうる行為があったと認めるときは，当該行為を行った学生の所属学部の教授会（以下「教授会」という。）は，その事実関係を調査し，懲戒処分の要否等について審議するものとする。

２　学長が指名した理事は，前項の調査及び審議に際し，必要があると認めるときは，教授会に対し意見を述べることができる。

３　教授会は，懲戒処分の必要があると認めたときは，事実関係についての調査報告書及び懲戒処分案を作成し，学長に懲戒の発議を行わなければならない。

（複数の学部に係わる場合の懲戒手続）

第５条　懲戒の対象となりうる行為が，異なる学部に所属する複数の学生によって引き起こされた場合は，教授会は，事実関係の調査及び審議に際して，相互に連絡し，調整するものとする。

（弁　　明）

第６条　教授会は，第４条第１項の事実関係の調査を行うに当たり，当該学生にその旨を告知し，口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。

２　当該学生は，弁明の際，必要な証拠を提出し，証人の喚問を求めることができるとともに，補佐人を指名し，その補佐を受けることができる。

３　弁明の機会を与えられたにもかかわらず，正当な理由もなく当該学生が欠席し，又は弁明書を提出しなかった場合は，この権利を放棄したものとみなす。

（懲戒処分の決定）

第７条　学長は，第４条第３項により教授会から発議があったときは，教育研究評議会（以下「評議会」という。）の議を経て，懲戒処分を決定する。

２　評議会は，前項の審議において必要があると認め，改めて事実関係の調査及び審議を行う場合においては，前条の規定を準用する。

（懲戒処分の通知）

第８条　学長は，懲戒処分を決定した場合は，当該学生に通知しなければならない。

２　懲戒処分の通知は，処分理由を記載した懲戒処分書を当該学生に交付することにより行う。ただし，交付の不可能な場合には，他の適当な方法により通知する。

（懲戒の発効）

第９条　懲戒の発効日は，懲戒処分書の交付日とする。ただし，やむをえない場合は，この限りでない。

（無期停学の解除）

第10条　教授会は，無期停学の学生について，その発効日から起算して６月を経過した後，停学の解除が妥当であると認めたときは，学長に停学の解除を発議することができる。

２　学長は，前項の発議に基づき，停学を解除する。

（異議申立て）

第11条　懲戒処分を受けた者は，事実誤認，新事実の発見その他の正当な理由があるときは，懲戒の発効日から起算して14日以内に，文書により学長に異議申立てを行うことができる。

２　学長は，前項の異議申立てがあったときは，再審査の要否を評議会に付議するものとする。

３　評議会が再審査の必要があると認めたときは，学長は，教授会に再審査を要請するものとする。

（読替規定）

第12条　この規則の大学院学生への適用に当たっては，「学部」を「研究科」に，「教授会」を「教授会（文学研究科及び文化学研究科にあっては研究科委員会）」に読み替えるものとする。

附　　則

１　この規則は，平成16年４月１日から施行する。

２　この規則の施行前に神戸大学学則等を廃止する規則（平成16年４月１日制定）の規定による廃止前の神戸大学学生懲戒規則の規定によりなされた処分その他の行為は，この規則の規定によりなされた処分その他の行為とみなす。

附　　則

この規則は，平成17年４月１日から施行する。

附　　則

この規則は，平成19年12月25日から施行する。

附　　則

この規則は，平成22年４月１日から施行し，改正後の神戸大学学生懲戒規則の規定は，施行日以降に第７条第１項の規定により決定される懲戒処分から適用する。

神戸大学学生懲戒規則に関する申合せ

（平成16年４月１日教育研究評議会決定）

神戸大学学生懲戒規則に定める手続の適正化，透明化を図るに当たっては，懲戒処分に該当する行為それ自体もあらかじめ明確に特定しておくことが望まれることから，次の申合せを行うものとする。

１　懲戒の対象となりうる行為は，次の行為とする。
(1)　学生の本分に反する重大な犯罪行為
(2)　本学の教職員又は学生に対する暴力行為
(3)　本学の施設・設備への重大な破壊行為
(4)　本学の教育・研究活動に対する重大な妨害行為
(5)　その他前各号に準ずる行為

２　教育研究機関としての大学のなす懲戒は，教育的な配慮から慎重に行われなければならず，学生の自主的な活動に対しては，特に慎重な配慮が加えられなければならない

３　申合せ第１項は，懲戒対象行為を限定し，その明確化を図ることを旨とし，従来了解されてきたその範囲を拡大するものではない。

神戸大学学生表彰規程

平成17年２月17日　制定
最近改正　平成25年６月25日

（趣　　旨）

第１条　この規程は，神戸大学教学規則（平成16年４月１日制定）第55条第２項の規定に基づき，神戸大学（以下「本学」という。）の学生及び学生団体の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

（表彰の基準）

第２条　表彰は，学生及び学生団体のうち，次の各号のいずれかに該当するものについて行うものとする。

(1)　学術研究活動において，次のいずれかに該当すると認められるもの
　イ　国際的規模又は全国的規模の学会から賞を受けたもの
　ロ　その他これらに準ずる学会等から高い評価を受けたもの

(2)　本学公認課外活動団体の活動において，次のいずれかに該当すると認められるもの
　イ　国際的規模の競技会，公演会，展覧会等（以下「競技会等」という。）において優秀な成績を修め，又は高い評価を受けたもの
　ロ　全国的又は地区的規模の競技会等において優秀な成績を修めたもの
　ハ　公的機関等から表彰を受ける等高い評価を受けたもの
　ニ　卒業年度に当たる者で，在学中の課外活動において特に顕著な功労があったもの

(3)　社会活動において，次のいずれかに該当すると認められるもの
　イ　ボランティア活動等において，公的機関等から表彰を受ける等社会的に特に高い評価を受けたもの
　ロ　人命救助，犯罪防止，災害救助等に貢献したことにより，公的機関等から表彰を受ける等社会的に特に高い評価を受けたもの
　ハ　その他社会活動において特に高い評価を受けたもの

(4)　前各号に掲げるもののほか，特に優れた業績，功績等があったと認められるもの

（表彰候補者の推薦）

第３条　各学部長，各研究科長，各課外活動団体の顧問教員等は，前条各号のいずれかに該当すると認められる学生又は学生団体（以下「表彰候補者」という。）がある場合は，別記様式第１により学長に推薦するものとする。

（被表彰者の選考及び決定）

第４条　学長は，前条の規定に基づき推薦された表彰候補者について，学生委員協議会の議を経て，表彰される者（以下「被表彰者」という。）を決定する。

（表彰の方法）

第５条　表彰は，学長が別記様式第２の表彰状を授与することにより行う。

２　前項の表彰状に添えて，記念品を贈呈することができる。

（表彰の時期）

第６条　表彰は，被表彰者が決定された後，速やかに行うものとする。ただし，第２条第２号に該当する表彰については，原則として毎年３月に行うものとする。

（事　　務）

第７条　表彰に関する事務は，学務部学生支援課において処理する。

（雑　　則）

第８条　この規程に定めるもののほか，学生及び学生団体の表彰の実施に関し必要な事項は，別に定める。

附　　則

この規程は，平成17年４月１日から施行し，施行日以後の学生及び学生団体の活動について適用する。

附　　則

この規程は，平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附　　則

この規程は，平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

別記様式　省略

神戸大学における授業料，入学料，検定料及び寄宿料の額に関する規程

平成16年４月１日　制定
最近改正　平成26年9月30日

（趣　　旨）

第１条　この規程は，国立大学法人神戸大学会計規則（平成16年４月１日制定）第52条の規定に基づき，神戸大学（以下「本学」という。）における授業料，入学料，検定料及び寄宿料の額に関し必要な事項を定めるものとする。

（授業料，入学料及び検定料の額）

第２条　本学において徴収する授業料(幼稚園にあっては，保育料。以下同じ。)，入学料（幼稚園にあっては，入園料。以下同じ。）及び検定料の額は，次の表のとおりとする。

区　　分	授　業　料	入　学　料	検　定　料
学部	年額　535,800円	282,000円	17,000円
大学院の研究科(法学研究科実務法律専攻を除く。)	年額　535,800円	282,000円	30,000円
法学研究科実務法律専攻	年額　804,000円	282,000円	30,000円
乗船実習科	6か月につき　267,900円	169,200円	18,000円
幼稚園	年額　73,200円	31,300円	1,600円
中等教育学校の後期課程	年額　115,200円	56,400円	9,800円
特別支援学校の高等部	年額　4,800円	2,000円	2,500円
科目等履修生・聴講生	1単位につき　14,800円	28,200円	9,800円
研究生	月額　29,700円	84,600円	9,800円
特別聴講学生	1単位につき　14,800円	／	／
特別研究学生	月額　29,700円	／	／

２　神戸大学教学規則（以下「教学規則」という。）第22条第４項（教学規則第72条において準用する場合を含む。）の規定により，本学の修業年限又は標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了することを認められた者から徴収する授業料の年額は，当該在学を認められた期間（以下「長期在学期間」という。）に限り，前項の規定にかかわらず，同項に規定する授業料の年額に本学の修業年限又は標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは，これを切り上げるものとする。）とする。

３　学部において，出願書類等による選抜（以下この項及び次項において「第一段階目の選抜」という。）を行い，その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下この項及び次項において「第二段階目の選抜」という。）を行う場合の検定料の額については，第１項の規定にかかわら

ず，第一段階目の選抜に係る額は4,000円とし，第二段階目の選抜に係る額は13,000円とする。

4　法学研究科実務法律専攻において，第一段階目の選抜を行い，その合格者に限り第二段階目の選抜を行う場合の検定料の額については，第１項の規定にかかわらず，第一段階目の選抜に係る額は7,000円とし，第二段階目の選抜に係る額は23,000円とする。

5　小学校，中学校及び中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部において，入学を許可するための試験，健康診断，書面その他による選考等を行った場合に徴収する検定料の額は，次の表のとおりとする。

区　　分	検　定　料
小学校	3,300円
中学校及び中等教育学校の前期課程	5,000円
特別支援学校の小学部	1,000円
特別支援学校の中学部	1,500円

6　第1項に規定する幼稚園及び特別支援学校の高等部並びに前項に規定する小学校及び中学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部の入学を許可するための選考等において，抽選による選考等を行い，その合格者に限り試験，健康診断，書面その他による選考等（以下この項において「試験等」という。）を行う場合の検定料の額については，第1項及び前項の規定にかかわらず，抽選による選考等に係る額は，次の表の第2欄に掲げるとおりとし，試験等に係る額は，同表の第3欄に掲げるとおりとする。

区　分	抽選による選考等に係る額	試験等に係る額
幼稚園	700円	900円
小学校	1,100円	2,200円
中等教育学校の前期課程	1,300円	3,700円
中等教育学校の後期課程	2,400円	7,400円
特別支援学校の小学部	500円	500円
特別支援学校の中学部	600円	900円
特別支援学校の高等部	700円	1,800円

7　学部の転入学，編入学又は再入学に係る検定料の額は，第１項の規定にかかわらず，30,000円とする。

8　編入学，転入学又は再入学をした者に係る授業料の額は，当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

9　大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条第１項ただし書の規定により，大学院研究科の修士課程を修了し，引き続き当該大学大学院研究科の博士課程に進学した者の授業料の額については，当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

（寄宿料の額）

第３条　本学において徴収する寄宿料の額は，次の表のとおりとする。

区　分	学　生　寮　等　の　名　称	寄　宿　料
居室が単身用の場合	住吉国際学生宿舎	月額　4,700円
	白鴎寮	月額　5,900円
	住吉寮，女子寮，国維寮，ｲﾝﾀｰﾅｼｮﾅﾙ・ﾚｼﾞﾃﾞﾝｽ（単身室　床面積15㎡未満）	月額　18,000円
	ｲﾝﾀｰﾅｼｮﾅﾙ・ﾚｼﾞﾃﾞﾝｽ（単身室　床面積15㎡以上）	月額　21,000円
居室が世帯用の場合	国際交流会館（夫婦室）	月額　9,500円
	国際交流会館（家族室）	月額　11,900円
	ｲﾝﾀｰﾅｼｮﾅﾙ・ﾚｼﾞﾃﾞﾝｽ（夫婦室）	月額　45,000円
	ｲﾝﾀｰﾅｼｮﾅﾙ・ﾚｼﾞﾃﾞﾝｽ（家族室）	月額　49,000円

２　この条に定めるもののほか，寄宿料の額に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

この規程は，平成16年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成17年３月31日から施行し，平成17年度に係る授業料から適用する。

附　則

この規程は，平成19年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成20年４月１日から施行し，改正後の神戸大学における授業料，入学料，検定料及び寄宿料の額に関する規程の規定は，平成19年12月26日から適用する。

附　則

この規程は，平成21年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成25年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成26年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成26年10月１日から施行する。

神戸大学日本語等授業科目履修規則

平成16年４月１日　制定

（趣　　旨）

第１条　この規則は，神戸大学教学規則(平成16年４月１日制定)第28条第２項の規定に基づき，日本語及び日本事情に関する科目(以下「日本語等授業科目」という。)の履修方法，試験等に関し必要な事項を定めるものとする。

（日本語等授業科目及び単位数）

第２条　日本語等授業科目及び単位数は，別表のとおりとする。

（履修手続）

第３条　学生は，学期指定の期日までに，履修しようとする日本語等授業科目を所属学部長に届け出なければならない。

（試　　験）

第４条　試験は，授業が終了した学期末に行う。ただし，必要がある場合は，学期末以外の時期に行うことがある。

２　前項の規定にかかわらず，平常の成績をもって試験に代えることがある。

３　不合格となった日本語等授業科目については，再試験を行わない。ただし，別に定める条件を満たす場合は，この限りでない。

４　試験に欠席した者に対しては，追試験を行わない。ただし，神戸大学留学生センターにおいて特別の理由があると認めた場合は，この限りでない。

（受験手続）

第５条　学生は，毎学期指定の期日までに，受験しようとする日本語等授業科目を所属学部長に届け出なければならない。

（単位の取扱）

第６条　日本語等授業科目の単位の取扱については，各学部規則の定めるところによる。

（雑　　則）

第７条　この規則に定めるもののほか，この規則の実施に関し必要な事項は，神戸大学留学生センター長が定める。

附　　則

この規則は，平成16年４月１日から施行する。

別表(第２条関係)

授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
日本語Ⅰ	1	日本語Ⅳ	1	日本語Ⅶ	1	日本事情Ⅱ	1
日本語Ⅱ	1	日本語Ⅴ	1	日本語Ⅷ	1		
日本語Ⅲ	1	日本語Ⅵ	1	日本事情Ⅰ	1		

＜神戸大学大学教育推進機構関係規則等＞

神戸大学全学共通授業科目履修規則

平成16年４月１日　制定
最近改正　平成27年1月22日

（趣　旨）

第１条　この規則は，神戸大学教学規則（平成16年４月１日制定。以下「教学規則」という。）第28条第１項の規定に基づき，全学に共通する授業科目（以下「全学共通授業科目」という。）の履修方法，試験等に関し必要な事項を定めるものとする。

（全学共通授業科目の区分）

第２条　全学共通授業科目の区分は，次のとおりとする。

教養原論
外国語科目
情報科目
健康・スポーツ科学
共通専門基礎科目
資格免許のための科目
その他必要と認める科目

（全学共通授業科目及び単位数）

第３条　全学共通授業科目及び単位数は，別表のとおりとする。

２　前項に規定するもののほか，臨時に全学共通授業科目を開設することがある。

３　前項の授業科目及び単位数は，開設の都度定める。

（全学共通授業科目の年次配当）

第４条　全学共通授業科目の各年次の配当は，各学部規則の定めるところによる。

（履修要件）

第５条　全学共通授業科目の履修要件は，各学部規則の定めるところによる。

（履修手続）

第６条　学生は，毎学期指定の期日までに，履修しようとする全学共通授業科目を所属学部長に届け出なければならない。

（試　　験）

第７条　試験は，授業が終了した学期末に行う。ただし，必要がある場合は，学期末以外の時期に行うことがある。

２　前項の規定にかかわらず，平常の成績をもって試験に代えることがある。

３　不合格となった全学共通授業科目については，再試験を行わない。ただし，別に定める条件を満たす場合は，この限りでない。

４　試験に欠席した者に対しては，追試験を行わない。ただし，神戸大学大学教育推進機構国際教養教育院において特別の理由があると認めた場合は，この限りでない。

（受験手続）

第８条　学生は，毎学期指定の期日までに，受験しようとする全学共通授業科目を所属学部長に届け出なければならない。

（成績評価基準）

第９条　教学規則第30条に規定する成績評価基準については，別に定める。

（雑　　則）

第10条　この規則に定めるもののほか，この規則の実施に関し必要な事項は，神戸大学大学教育推進機構国際教養教育院長が定める。

途中の附則　（略）

附　　則

１　この規則は，平成24年４月１日から施行する。

２　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成24年４月１日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附　　則

１　この規則は，平成25年４月１日から施行する。

２　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成24年４月１日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附　　則

１　この規則は，平成27年４月１日から施行する。

２　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成27年４月１日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

別表（第３条関係）

全学共通授業科目及び単位数

授業科目の区分等		授　業　科　目	単　位	備　考
教養原論	人間形成と思想	哲学	2	
		行為と規範	2	
		論理学	2	
		心理学	2	
		心と行動	2	
		教育学	2	
		教育と人間形成	2	
		科学技術と倫理	2	
	文学と芸術	日本の文学	2	
		世界の文学	2	
		言語と文化	2	
		伝統芸術	2	
		芸術と文化	2	
	歴史と文化	日本史	2	
		西洋史	2	
		アジア史	2	
		考古学	2	
		歴史と現代	2	
		科学史	2	
		芸術史	2	
	人間と社会	社会学	2	
		社会思想史	2	
		地理学	2	
		文化人類学	2	
		現代社会論	2	
		越境する文化	2	
		生活環境と技術	2	
		学校教育と社会	2	
	法と政治	法の世界	2	
		社会生活と法	2	
		国家と法	2	
		政治の世界	2	
		現代社会と政治	2	
	経済と社会	経済入門	2	
		経済社会の発展	2	
		現代の経済	2	
		企業と経営	2	
	数理と情報	構造の数理	2	
		現象の数理	2	
		数理の世界	2	
		「カタチ」の文化学	2	
		「カタチ」の科学	2	
		情報の世界	2	

教養原論	物質と技術	素粒子と宇宙	2	
		現代の物性科学	2	
		分子の世界	2	
		物質の成り立ち	2	
		資源・材料とエネルギー	2	
		ものづくりと科学技術	2	
		惑星系の起源・進化・多様性	2	
	生命と環境	身体の成り立ちと働き	2	
		健康と病気	2	
		生命の成り立ちと営み	2	
		生物の多様性と進化	2	
		生物の生態と自然環境	2	
		生物資源と農業	2	
		食と健康	2	
		地球と惑星	2	
	総合教養	社会と人権	2	
		神戸大学の研究最前線	2	
		神戸大学史	2	
		社会科学のフロンティア	2	
		海への誘い	2	
		瀬戸内海学入門	2	
		国際協力の現状と課題	2	
		阪神・淡路大震災	2	
		環境学入門	2	
		ＥＳＤ基礎(持続可能な社会づくり)	2	
		ＥＳＤ論(持続可能な社会づくり2)	2	
		企業社会論	2	
		男女共同参画とジェンダー	2	
		ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙﾘｰﾀﾞｰｼｯﾌﾟ育成基礎演習	2	
		社会基礎学(ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ人材に不可欠な教養)	2	
		職業と学び	2	
外国語科目	外国語第Ⅰ	英語リーディングⅠ	1	
		英語リーディングⅡ	1	
		英語リーディングⅢ	1	
		英語オーラルⅠ	1	
		英語オーラルⅡ	1	
		英語オーラルⅢ	1	
		英語アドバンストＡ	1	
		英語アドバンストＢ	1	
		英語アドバンストＣ	1	
	外国語第Ⅱ	独語ＩＡ	1	
		独語ＩＢ	1	
		独語ⅡＡ	1	
		独語ⅡＢ	1	
		独語ＳＡ	1	
		独語ＳＢ	1	
		独語ⅢＡ	1	

		独語ⅢＢ	1	
		独語ⅣＡ	1	
		独語ⅣＢ	1	
		仏語ＩＡ	1	
		仏語ＩＢ	1	
外国語科目	外国語第Ⅱ	仏語ⅡＡ	1	
		仏語ⅡＢ	1	
		仏語ＳＡ	1	
		仏語ＳＢ	1	
		仏語ⅢＡ	1	
		仏語ⅢＢ	1	
		仏語ⅣＡ	1	
		仏語ⅣＢ	1	
		中国語ＩＡ	1	
		中国語ＩＢ	1	
		中国語ⅡＡ	1	
		中国語ⅡＢ	1	
		中国語ＳＡ	1	
		中国語ＳＢ	1	
		中国語ⅢＡ	1	
		中国語ⅢＢ	1	
		中国語ⅣＡ	1	
		中国語ⅣＢ	1	
		ロシア語ＩＡ	1	
		ロシア語ＩＢ	1	
		ロシア語ⅡＡ	1	
		ロシア語ⅡＢ	1	
		ロシア語ⅢＡ	1	
		ロシア語ⅢＢ	1	
		ロシア語ⅣＡ	1	
		ロシア語ⅣＢ	1	
	外国語第Ⅲ	独語ＸＩ	1	
		独語ＸⅡ	1	
		仏語ＸＩ	1	
		仏語ＸⅡ	1	
		韓国語ＸＩ	1	
		韓国語ＸⅡ	1	
		スペイン語ＸＩ	1	
		スペイン語ＸⅡ	1	
		イタリア語ＸＩ	1	
		イタリア語ＸⅡ	1	
情　報　科　目		情報基礎	1	
		情報科学	2	
健康・スポーツ科学		健康・スポーツ科学講義	2	
		健康・スポーツ科学実習Ⅰ	1	
		健康・スポーツ科学実習Ⅱ	1	
共通専門基礎科目		論理学Ｓ	2	

共通専門基礎科目	心理学Ｓ	2	
	文化人類学Ｓ	2	
	社会学Ｓ	2	
	社会思想史Ｓ	2	
	地理学Ｓ	2	
	日本国憲法	2	
	線形代数学入門	2	
	線形代数学１	2	
	線形代数学２	2	
	微分積分学入門	2	
	微分積分学１	2	
	微分積分学２	2	
	数理統計学	2	
	物理学Ｂ１	2	
	物理学Ｂ２	2	
	物理学Ｂ３	2	
	物理学Ｃ１	2	
	物理学Ｃ２	2	
	物理学Ｃ３	2	
	物理学Ｃ４	2	
	物理学実験	2	
共通専門基礎科目	無機化学基礎	2	
	基礎無機化学	2	
	素材化学Ⅰ	2	
	素材化学Ⅱ	2	
	材料化学	2	
	基礎物理化学	2	
	物理化学Ⅰ	2	
	物理化学Ⅱ	2	
	有機化学基礎	2	
	基礎有機化学	2	
	有機化学Ⅰ	2	
	有機化学Ⅱ	2	
	化学実験	2	
	生物学Ⅰ	2	
	生物学Ⅱ	2	
	生物学Ⅲ	2	
	生物学実験	2	
	基礎地学	2	
	地球物質学	2	
	地学実験	2	
	図学	2	
	図学演習	1	
資格免許のための科目	日本国憲法	2	
その他必要と認める科目	総合科目Ⅰ		その都度定める。
	総合科目Ⅱ		その都度定める。

再試験制度に関する内規

平成16年４月１日　制定
最近改正　平成24年12月27日

第１条　神戸大学全学共通授業科目履修規則（平成16年４月１日制定）第７条第３項の規定に基づき，再試験制度に関する事項について定める。

第２条　再試験制度とは，共通専門基礎科目の試験（医学部及び海事科学部の学生にあっては，外国語科目の試験を含む。）を受験した者のうち，次条の条件を満たす場合に限り，同一科目の再試験を受験できる制度をいう。

第３条　再試験の受験資格は,次の各号の条件をすべて満たしていなければならない。

(1) 受験をした科目の成績が，50点（５割）以上であること。

(2) 科目への出席日数が，所定の３分の２以上であること。

第４条　再試験の実施時期及び実施方法は，次のとおりとする。

(1) 再試験は，当該学期中に実施する。

(2) 再試験該当者の発表は，原則として当該定期期末試験終了後の２週間以内に掲示等により発表する。

(3) 再試験は，当該授業科目の開講曜日・時限にかかわらず，別に行うことがある。

(4) 試験時間は，60分又は90分とする。

(5) 再試験の問題作成及び採点は，原則として授業担当教員が行う。

(6) 再試験の監督は，当該授業科目を担当する教育部会の教員が行う。

第５条　再試験で合格した場合の成績評価は（60点）とする。

附　　則

この内規は，平成23年４月１日から施行する。

附　　則

この内規は，平成25年４月１日から施行する。

注：理学部では，この制度により再受験できる科目はありません。

追試験に関する内規

平成16年４月１日　制定
最近改正　平成27年1月22日

第１条　神戸大学全学共通授業科目履修規則（平成16年４月１日制定）第７条第４項の規定に基づき，追試験に関する事項について定める。

第２条　追試験は原則として行わないが，次の各号の一に該当する場合は，大学教育推進機構国際教養教育委員会の議を経て行うことがある。

(1) 急性の病気
(2) 忌引（配偶者，二親等内の親族）
(3) 不慮の事故（自損，他損を問わない。）
(4) 公共交通機関の運休又は大幅な遅延
(5) 大学の授業科目として行われる実習（教育実習，介護体験，学外での調査・見学等）
(6) その他やむを得ない事由

２　前項第２号の忌引の期間は，次の各号に掲げる親族に応じ，当該各号に定める期間とする。

(1) 配偶者又は父母　７日以内
(2) 子　５日以内
(3) 配偶者の父母　３日以内
(4) 二親等の親族　３日以内

第３条　追試験受験の願い出は，事由を明記した追試験受験願（所定の用紙）に診断書又は証明書等を添付して国際教養教育院長に提出するものとする。

第４条　追試験受験願の提出期限は当該定期期末試験終了後１週間以内とする。

第５条　追試験の実施時期は原則として，許可後１週間以内とする。

第６条　定期期末試験期間以外に実施される期末試験についても取扱いを同じとする。

第７条　休学及び欠席届の期間中に実施された試験科目については，追試験を行わない。

附　　則

この内規は，平成27年４月１日から施行する。

追試験に関する内規の申し合わせ

平成25年６月20日　教務専門委員会決定

追試験に関する内規第２条第１項第１号に規定する「急性の病気」については，医師の診断書（治療期間の明記されたものに限る）又は診断書に準ずるものが提出された場合，あるいは提出することを条件に，これを認めるものとする。

学生からの成績評価に対する申し立て手続きに関する申合せ

平成26年1月23日　制定
平成27年1月22日　改正

この申合せは，学生から成績評価に対する申し立てがあった場合，成績評価の透明性，厳格性を確保するため，その手続きについて定める。

（申し立ての理由）

学生は受講した全学共通授業科目に関する成績評価について，当該授業科目の成績評価基準に照らして疑義がある場合は，国際教養教育院長に申し立てを行い，成績評価について，担当教員に説明を求めることができるものとする。

（申し立ての手続き）

成績評価に対する申し立ては，所属学部での成績発表後１週間以内に行うこととし，申し立てを行う授業科目名，担当教員名，申し立ての内容及びその理由等を所定の用紙に記入し，教育推進課共通教育グループに提出することとする。

（申し立てへの対応）

申し立てを受けた当該授業科目の担当教員は，申し立てた学生に対し成績評価について速やかに教育推進課共通教育グループを通じ，回答を行うものとする。

また，その結果については，授業担当教員等は書面により，国際教養教育院長に報告することとする。

附　則

この申合せは，平成２６年２月１日から施行する。

附　則

この申合せは，平成２７年４月１日から施行する。

交通機関の運休，気象警報の場合における
授業，期末試験の休講措置について

平成16年４月１日　制定
最近改正　平成25年10月24日

１．交通機関の運休の場合

次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合，当日のその後に開始する授業（期末試験を含む。）を休講とする。

(1) ＪＲ西日本（神戸線）が事故等のため運休した場合
(2) 阪急電鉄（神戸線）及び阪神電鉄が事故等のため同時に運休した場合
(3) 神戸市バス16系統及び36系統が事故等のため同時に運休した場合

ただし，次の場合は授業を実施する。

①　午前６時までに，交通機関が運行した場合は，１時限目の授業から実施する。
②　午前10時までに，交通機関が運行した場合は，３時限目（午後）の授業から実施する。

２．気象警報の場合

神戸市に警報（ただし暴風，大雪，暴風雪に限る）又は特別警報が発令された場合，当日のその後に開始する授業（期末試験を含む）を休講とする。

なお，気象警報が広域に発令された場合は，発令地域に神戸市が含まれている場合にこの取扱いを適用する。

ただし，次の場合は授業を実施する。

(1) 午前６時までに，気象警報が解除された場合は，１時限目の授業から実施する。
(2) 午前10時までに，気象警報が解除された場合は，３時限目（午後）の授業から実施する。

（注）　１　解除又は運行の確認は，テレビ・ラジオ等の報道による。
　　２　この取扱いは全学共通授業科目の授業について適用する。（専門教育科目については各学部の指示による。）
　　３　この取扱いは平成25年10月1日から適用する。

神戸大学大学教育推進機構規則（抄）

平成17年４月１日　制定
最近改正　平成25年９月24日

（趣　　旨）

第１条　この規則は，国立大学法人神戸大学学則（平成16年４月１日制定）第２条の２第３項の規定に基づき，神戸大学大学教育推進機構（以下「機構」という。）の目的，組織，運営等について定めるものとする。

（目　　的）

第２条　機構は，大学教育の推進を図ることを目的とする。

（業　　務）

第３条　機構は，次の各号に掲げる業務を行う。

(1)　大学教育の推進のための全学的な取組に係る企画立案及び評価に関すること。
(2)　全学共通教育に係る教育課程の編成及び実施並びに担当教員に関すること。
(3)　グローバル人材育成推進事業に関すること。
(4)　大学教育の推進に係る研究及び大学教育の支援に関すること。
(5)　その他前条の目的を達成するために必要なこと。

（組　　織）

第４条　機構に，次の組織を置く。

(1)　大学教育推進部（以下「推進部」という。）
(2)　全学共通教育部（以下「教育部」という。）
(3)　グローバル教育部（以下「グローバル部」という。）
(4)　大学教育支援研究推進室（以下「研究推進室」という。）

２　推進部，教育部，グローバル部及び研究推進室の業務については，別に定める。

（職　　員）

第５条　機構に，次の職員を置く。

(1)　機構長
(2)　副機構長
(3)　大学教育推進本部長
(4)　全学共通教育部長
(5)　グローバル教育部長
(6)　大学教育支援研究推進室長
(7)　大学教育推進部副部長
(8)　教授，准教授，講師，助教及び助手
(9)　その他の職員

以下　略

2. 学　部　規　則　等

神戸大学理学部規則

平成16年４月１日　制定
最近改正　平成27年2月20日

（趣　　旨）

第１条　この規則は，神戸大学教学規則（平成16年４月１日制定。以下「教学規則」という。）に基づき，神戸大学理学部（以下「本学部」という。）に関する必要な事項について定めるものとする。

（本学部における教育研究上の目的）

第１条の２　本学部は，自然科学の基礎である理学諸分野を探求することによって自然の理解を深め，社会の進歩に貢献することを教育研究上の目的とする。

（学　　科）

第２条　本学部に次の学科を置く。

数　　学　　科
物　理　学　科
化　　学　　科
生　物　学　科
惑　星　学　科

（各学科における教育研究上の目的）

第２条の２　各学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は，次のとおりとする。

(1)　数学科

広い知識を授けるとともに，解析数理，構造数理，応用数理の教育研究を行い，教養並びに数学及びその応用に関する専門的な知識を身に付けた人材を養成することを目的とする。

(2)　物理学科

広い知識を授けるとともに，物質の構造及び機能を根本原理から理解するための教育研究を行い，教養及び物理学に関する専門的な知識を身に付けた人材を養成することを目的とする。

(3)　化学科

広い知識を授けるとともに，新しい概念及び学際領域の創出を意図した化学の教育研究を行い，教養及び幅広い化学の専門的な知識を身に付け，未開拓の分野への意欲的取り組み並びに問題認識及び解決能力を身に付けた創造力のある人材を養成することを目的とする。

(4)　生物学科

広い知識を授けるとともに，分子・細胞レベルから種及び生態系レベルまでの基礎生物学的教育研究を行い，教養及び生物学に関する専門的な知識並びに科学的な考え方を身に付けた人材を養成することを目的とする。

(5)　惑星学科

広い知識を授けるとともに，地球及び太陽系・宇宙についての教育研究を行い，教養及び惑星学に関する専門的知識並びに自然の中から自ら問題を発見し解決する能力を身に付けた人材を養成することを目的とする。

（授業科目及び単位数）

第３条　本学部における授業科目及び単位数は，別表第１のとおりとする。

２　前項の授業科目の各年次の配当は，別に定める。

３　第１項に規定するもののほか，臨時に授業科目を開設することがある。

４　前項の授業科目及び単位数並びに授業科目の各年次の配当は，開設の都度定める。

（単位の基準）

第４条　各授業科目の単位の計算は，次の基準による。

(1)　講義については，15時間の授業をもって１単位とする。

(2)　演習，実験及び実習については，30時間の授業をもって１単位とする。

(3)　数学講究については，論文等をもって８単位とする。

(4)　特別研究については，論文等をもって８単位，12単位又は16単位とする。

（履修要件）

第５条　学生は，別表第２に定めるところに従い，所属する学科の所定の単位を修得しなければならない。

２　外国人留学生が教学規則第26条第２項の規定により開設された授業科目の単位を修得したときは，別に定めるところにより，これらの単位数を別表第２の必要修得単位数に算入することができる。

（履修科目の登録の上限）

第６条　教学規則第29条第１項の規定に基づく履修科目の登録の上限は，50単位とする。ただし，一学期間に登録できる履修科目は，原則として28単位までとする。

２　前条の定めるところにより，所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については，前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることがある。

３　前項に規定する履修科目の登録の上限を超える者の基準については，別に定める。

（授業科目の履修）

第７条　学生は，毎学期指定の期日までに，所定の履修･受験届を提出しなければならない。

２　他学部の授業科目の履修については，神戸大学理学部長（以下，「学部長」という。）を経て，当該学部長の許可を受けなければならない。

３　前項の授業科目の単位を修得したときは，別に定めるところにより，これらの単位数を別表第２の必要修得単位数に算入することができる。

（他大学又は短期大学における授業科目の履修）

第８条　学生は，神戸大学理学部教授会（以下「教授会」という。）の議を経て，本学部と協定している他大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。以下同じ。）の授業科目を履修することができる。

２　前項の規定にかかわらず，やむを得ない事情があるときは，学生は，教授会の議を経て，協定に基づかずに外国の大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。

３　前２項の規定により履修した授業科目について修得した単位は，60単位を限度として，本学部において修得したものとみなし，別表第２の必要修得単位数に算入することができる。

（休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位の取扱い）

第８条の２　学生が教授会の議を経て，休学期間中に本学部と協定を締結している外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を，本学部において修得したものとみ

すことができる。
2　前項の規定にかかわらず，やむを得ない事情があるときは，学生が休学期間中に協定に基づかずに外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を，教授会の議を経て，本学部において修得したものとみすことができる。
3　前２項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は，前条第３項により本学部において修得したものとみなす単位数と合わせて，60単位を限度として，別表第２の必要修得単位数に算入することができる。

（大学以外の教育施設等における学修）

第９条　教学規則第35条第１項に規定する単位の認定は教授会の議を経て行う。
2　前項の規定により認定された単位数は，第８条第３項並びに前条第１項及び第２項の単位数と合わせて60単位を限度として，別表第２の必要修得単位数に算入することができる。

（入学前の既修得単位の認定）

第10条　教学規則第36条第１項及び第２項に規定する既修得単位の認定は，教授会の議を経て行う。
2　既修得単位の認定を受けようとする者は，入学した年度の指定の期日までに必要な書類を学部長に提出しなければならない。
3　第１項の規定により認定された単位数は，編入学及び再入学の場合を除き，本学において修得した単位以外のものについては，第８条第３項，第８条の２第１項及び第２項並びに前条第１項により本学部において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を限度として，別表第２の必要修得単位数に算入することができる。

（編入学者及び再入学者の修業年数等）

第11条　教学規則第37条の規定に基づく編入学者及び再入学者の修業すべき年数，履修すべき科目及びその単位等については別に定める。

（試　　験）

第12条　試験は，科目試験及び論文試験とする。

（科目試験）

第13条　科目試験は，授業が終了した学期末に行う。ただし，必要がある場合は，学期末以外の時期に行うことがある。
2　事故等のため科目試験を受けることができなかった者に対しては，教授会の議を経て，別途に試験を行うことがある。

（論文試験）

第14条　論文試験は，数学講究又は特別研究の結果の審査及び口頭試問とする。
2　論文試験を受ける者は，原則として各学科所定の講義，演習，実験・実習の単位を修得していなければならない。

（成績評価基準）

第15条　教学規則第30条に規定する成績評価基準については，別に定める。

（卒　　業）

第16条　教学規則第22条第１項に規定する期間在学し，第５条に規定する要件を満たした者について，卒業を認定する。
2　教学規則第22条第２項に規定する早期卒業の認定の基準は，別に定める。

（転 学 部）

第17条　他学部の学生で，所属学部長の承認を得て本学部に転学部を志望する者があるときは，教授会の議を経て，許可することがある。

２　前項の転学部は，学年の初めに行うものとする。

（転 学 科）

第18条　転学科を志望する者があるときは，教授会の議を経て，許可することがある。

２　前項の転学科は，学年の初めに行うものとする。

（特別聴講学生）

第19条　本学部と協定している他大学の学生で，本学部の特別聴講学生を志願する者は，別に定めるところにより，所属大学を経由して学部長に願い出るものとする。

２　特別聴講学生の在学期間は，その履修する授業科目が開講される期間とする。

（科目等履修生）

第20条　科目等履修生に関する事項は，別に定める。

（聴 講 生）

第21条　聴講生に関する事項は，別に定める。

（研 究 生）

第22条　研究生に関する事項は，別に定める。

（教員の免許状授与の所要資格の取得）

第23条　教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は，教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規制（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

２　本学部において，所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び免許教科は，別表第３のとおりとする。

（学芸員の資格の取得）

第 23 条の２　学芸員の資格を取得しようとする惑星学科の学生は，博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）及び博物館法施行規則（昭和 30 年文部省令第 24 号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

２　　前項の規定に基づく科目の履修については，別に定める。

（雑　　則）

第24条　この規則に定めるもののほか，この規則の実施に関し必要な事項は，教授会の議を経て，学部長が定める。

途中の附則（略）

附　　則

１　この規則は，平成23年４月１日から施行する。

２　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成23年４月１日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附　　則

１　この規則は，平成24年４月１日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成24年４月１日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

3　前項に規定する者に対して，改正後の授業科目を履修させる必要が生じた場合の取扱いについては，教授会が定める。

附　　則

1　この規則は，平成25年４月１日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成25年４月１日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附　　則

1　この規則は，平成26年４月１日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成26年４月１日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附　　則

この規則は，平成26年5月23日から施行し，改正後の神戸大学理学部規則の規定は，平成26年4月1日から適用する。

附　　則

1　この規則は，平成27年4月1日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成27年４月１日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

別表　第1　　授業科目及び単位数（第3条関係）

イ　本学部共通

授業科目の区分等		授業科目	単位	備　　考
教養原論	人間形成と思想	哲学	2	
		行為と規範	2	
		論理学	2	
		心理学	2	
		心と行動	2	
		教育学	2	
		教育と人間形成	2	
		科学技術と倫理	2	
	文学と芸術	日本の文学	2	
		世界の文学	2	
		言語と文化	2	
		伝統芸術	2	
		芸術と文化	2	
	歴史と文化	日本史	2	
		西洋史	2	
		アジア史	2	
		考古学	2	
		歴史と現代	2	
		科学史	2	
		芸術史	2	
	人間と社会	社会学	2	
		社会思想史	2	
		地理学	2	
		文化人類学	2	
		現代社会論	2	
		越境する文化	2	
		生活環境と技術	2	
		学校教育と社会	2	
	法と政治	法の世界	2	
		社会生活と法	2	
		国家と法	2	
		政治の世界	2	
		現代社会と政治	2	
	経済と社会	経済入門	2	
		経済社会の発展	2	
		現代の経済	2	
		企業と経営	2	
	数理と情報	構造の数理	2	
		現象の数理	2	
		数理の世界	2	
		「カタチ」の文化学	2	
		「カタチ」の科学	2	
		情報の世界	2	

教養原論	物質と技術	素粒子と宇宙	2	
		現代の物性科学	2	
		分子の世界	2	
		物質の成り立ち	2	
		資源・材料とエネルギー	2	
		ものづくりと科学技術	2	
		惑星系の起源・進化・多様性	2	
	生命と環境	身体の成り立ちと働き	2	
		健康と病気	2	
		生命の成り立ちと営み	2	
		生物の多様性と進化	2	
		生物の生態と自然環境	2	
		生物資源と農業	2	
		食と健康	2	
		地球と惑星	2	
	総合教養	社会と人権	2	
		神戸大学の研究最前線	2	
		神戸大学史	2	
		社会科学のフロンティア	2	
		海への誘い	2	
		瀬戸内海学入門	2	
		国際協力の現状と課題	2	
		阪神・淡路大震災	2	
		環境学入門	2	
		ＥＳＤ基礎(持続可能な社会づくり)	2	
		ＥＳＤ論(持続可能な社会づくり2)	2	
		企業社会論	2	
		男女共同参画とジェンダー	2	
		ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙﾘｰﾀﾞｰｼｯﾌﾟ育成基礎演習	2	
		社会基礎学(ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ人材に不可欠な教養)	2	
		職業と学び	2	
外国語科目	外国語第Ⅰ	英語リーディングⅠ	1	
		英語リーディングⅡ	1	
		英語リーディングⅢ	1	
		英語オーラルⅠ	1	
		英語オーラルⅡ	1	
		英語オーラルⅢ	1	
		英語アドバンストＡ	1	
		英語アドバンストＢ	1	
		英語アドバンストＣ	1	
	外国語第Ⅱ	独語ＩＡ	1	
		独語ＩＢ	1	
		独語ⅡＡ	1	
		独語ⅡＢ	1	
		独語ⅢＡ	1	
		独語ⅢＢ	1	
		仏語ＩＡ	1	
		仏語ＩＢ	1	

外国語科目	外国語第Ⅱ	仏語ⅡA	1	
		仏語ⅡB	1	
		仏語ⅢA	1	
		仏語ⅢB	1	
		中国語ⅠA	1	
		中国語ⅠB	1	
		中国語ⅡA	1	
		中国語ⅡB	1	
		中国語ⅢA	1	
		中国語ⅢB	1	
		ロシア語ⅠA	1	
		ロシア語ⅠB	1	
		ロシア語ⅡA	1	
		ロシア語ⅡB	1	
		ロシア語ⅢA	1	
		ロシア語ⅢB	1	
情報科目		情報基礎	1	
		情報科学	2	
健康・スポーツ科学		健康・スポーツ科学講義	2	
		健康・スポーツ科学実習Ⅰ	1	
		健康・スポーツ科学実習Ⅱ	1	
資格免許のための科目		日本国憲法	2	
		数学科教育論A	2	
		数学科教育論B	2	
		数学科教育論C	2	
		数学科教育論D	2	
		理科教育論A	2	
		理科教育論B	2	
		理科教育論C	2	
		理科教育論D	2	
		物理学実験	2	
		化学実験	2	
		生物学実験	2	
		地学実験	2	
		教職実践演習（中・高）	2	
		教育実習事前事後指導	1	
		中学校教育実習Ⅰ	2	
		中学校教育実習Ⅱ	4	
		高等学校教育実習	2	
		博物館資料保存論	2	
		博物館実習	3	
その他必要と認める科目		総合科目Ⅰ		その都度定める。
		総合科目Ⅱ		その都度定める。

ロ　数学科（◎印は必修科目を，○印は選択必修科目を示す。）

授業科目の区分	必修・選択必修の別	授業科目	単位	授業科目の区分	必修・選択必修の別	授業科目	単位
共通専門基礎科目	◎	微分積分学１	2	専門科目	○	代数学Ⅲ･同演習	3
	◎	微分積分学２	2		○	代数学Ⅳ	2
	◎	線形代数学１	2		○	代数学Ⅴ	2
	◎	線形代数学２	2		○	代数学Ⅵ	2
	○	物理学Ｃ１	2		○	幾何学Ⅰ･同演習	3
	○	物理学Ｃ２	2		○	幾何学Ⅱ･同演習	3
	○	物理学Ｃ３	2		○	幾何学Ⅲ	2
	○	物理学Ｃ４	2		○	幾何学Ⅳ	2
	○	基礎無機化学	2		○	幾何学Ⅴ	2
	○	生物学Ⅰ	2		○	幾何学Ⅵ	2
専門科目	◎	解析学序論Ⅰ	2		○	確率論Ⅰ	2
	◎	解析学序論Ⅱ	2		○	確率論Ⅱ	2
	◎	数学通論	2		○	離散数学Ⅰ	2
	○	数学演義	2		○	離散数学Ⅱ	2
	○	数学要論Ⅰ	2		○	計算数学Ⅰ・同演習	3
	○	数学要論Ⅱ･同演習	3		○	計算数学Ⅱ	2
	○	線形代数学Ⅲ	2		○	計算数学Ⅲ	2
	○	解析学Ⅲ	2		○	表現論Ⅰ	2
	○	解析学Ⅳ	2		○	表現論Ⅱ	2
	○	解析学Ⅴ	2		○	応用解析学	2
	○	解析学Ⅵ･同演習	3		○	解析学特論	2
	○	解析学Ⅶ	2		○	代数学特論	2
	○	解析学Ⅷ	2		○	幾何学特論	2
	○	関数論・同演習	3		○	数学特論	2
	○	複素解析	2		○	応用数学特論	2
	○	関数方程式論Ⅰ	2		○	特別講義	その都度定める
	○	関数方程式論Ⅱ	2				
	○	関数解析学Ⅰ	2		◎	数学講究	8
	○	関数解析学Ⅱ	2	経済・数理プログラム教育コースの科目		数学要論Ⅱ	2
	○	代数学Ⅰ･同演習	3			解析学Ⅵ	2
	○	代数学Ⅱ	2				

備考　応用解析学，解析学特論，代数学特論，幾何学特論，数学特論，応用数学特論，特別講義については，テーマが異なる場合には，それぞれ二科目以上履修することができる。

ハ　物理学科（◎印は必修科目を，○印は選択必修科目を，●印は選択必修科目Ⅰ類を，△印は選択必修科目Ⅱ類を，◇印は特別研究Ａ（実験系）又は特別研究Ｂ（理論系）のうち，いずれかが必修科目であることを示す。）

授業科目の区分		必修・選択必修の別	授　業　科　目	単位	授業科目の区分	必修・選択必修の別	授　業　科　目	単位
専門科目	共通専門基礎科目	◎	微分積分学１	2	専門科目	●	統計物理学Ⅱ演習	2
		◎	微分積分学２	2		△	解析学Ⅲ	2
		◎	線形代数学１	2		●	物理数学基礎	2
		◎	線形代数学２	2		●	物理数学Ⅰ	2
		○	基礎無機化学	2		●	物理数学Ⅱ	2
		○	基礎有機化学	2		●	物理数学Ⅰ演習	2
		○	基礎物理化学	2		●	物理数学Ⅱ演習	2
		◎	物理学実験	2		●	量子力学Ⅰ	2
		○	生物学Ⅰ	2		●	量子力学Ⅱ	2
		○	基礎地学	2		△	量子力学Ⅲ	2
		○	地球物質学	2		●	量子力学Ⅰ演習	2
	専門科目	●	力学Ⅰ	2		●	量子力学Ⅱ演習	2
		●	力学Ⅱ	2		△	物理学情報処理演習	2
		△	解析力学	2		△	相対性理論	2
		●	力学Ⅰ演習	2		△	宇宙物理学	2
		●	力学Ⅱ演習	2		△	一般相対性理論	2
		◎	現代物理学	2		△	物性物理学Ⅰ	2
		●	波動物理学	2		△	物性物理学Ⅱ	2
		●	電磁気学Ⅰ	2		△	原子核物理学	2
		●	電磁気学Ⅱ	2		△	素粒子物理学	2
		△	電磁力学	2		●	物理実験学	2
		●	電磁気学Ⅰ演習	2		◎	物理学実験Ⅰ	3
		●	電磁気学Ⅱ演習	2		●	物理学実験Ⅱ	3
		●	熱統計物理学	2		●	物理学実験Ⅲ	3
		●	統計物理学Ⅰ	2		△	特別講義	その都度定める
		●	統計物理学Ⅱ	2		◇	特別研究A(実験系)	12
		●	統計物理学Ⅰ演習	2		◇	特別研究B(理論系)	8

備考　特別講義については，テーマが異なる場合には，二科目以上履修することができる。

ニ　化学科（◎印は必修科目を，○印は選択必修科目を示す。）

授業科目の区分		必修・選択必修の別	授業科目	単位	授業科目の区分	必修・選択必修の別	授業科目	単位
共通専門基礎科目		○	微分積分学１	2	専門科目	◎	無機化学Ⅰ	2
		○	微分積分学２	2		◎	無機化学Ⅱ	2
		○	線形代数学１	2		○	無機化学Ⅲ	2
		○	線形代数学２	2		◎	分析化学Ⅰ	2
		○	物理学Ｂ１	2		○	分析化学Ⅱ	2
		○	物理学Ｂ２	2		○	固体化学	2
		○	物理学Ｂ３	2		○	溶液化学	2
		○	物理学Ｃ１	2		○	有機化学基礎	2
		○	物理学Ｃ２	2		◎	有機化学Ⅰ	2
		○	物理学Ｃ３	2		◎	有機化学Ⅱ	2
		○	物理学Ｃ４	2		◎	有機化学Ⅲ	2
		○	生物学Ⅰ	2		◎	生物化学Ⅰ	2
		○	基礎地学	2		○	生物化学Ⅱ	2
		○	物理学実験	2		○	生物化学Ⅲ	2
		◎	化学実験	2		○	有機構造化学	2
		○	生物学実験	2		○	有機合成化学	2
専門科目		○	物理化学基礎	2		◎	化学熱力学演習	1
		◎	化学熱力学Ⅰ	2		◎	量子化学演習	1
		◎	化学熱力学Ⅱ	2		○	無機分析化学演習	1
		○	化学熱力学Ⅲ	2		○	有機化学演習	1
		◎	量子化学Ⅰ	2		◎	化学実験Ⅰ	8
		◎	量子化学Ⅱ	2		◎	化学実験Ⅱ	6
		○	量子化学Ⅲ	2		◎	計算機化学実験	1
		○	化学反応論	2		○	特別講義	その都度定める
		○	表面化学	2				
		○	分子分光学	2		◎	特別研究	16
		○	無機化学基礎	2				

備考１　特別講義については，テーマが異なる場合には，二科目以上履修することができる。

２　上記別表の共通専門基礎科目のうち，次の両科目を重複して卒業必要単位とすることはできない。

「物理学Ｂ１」と「物理学Ｃ１」，「物理学Ｂ２」と「物理学Ｃ３」，
「物理学Ｂ３」と「物理学Ｃ２」，「物理学Ｂ３」と「物理学Ｃ４」

ホ　生物学科（◎印は必修科目を，○印は選択必修科目を，●印は選択必修科目Ⅰ類を，△印は選択必修科目Ⅱ類を，☆印は選択必修科目Ⅲ類を示す。）

授業科目の区分	必修・選択必修の別	授　業　科　目	単位	授業科目の区分	必修・選択必修の別	授　業　科　目	単位
共通専門基礎科目	○	線形代数学入門	2	専門科目	☆	生体物理化学	2
	○	線形代数学１	2		☆	情報分子構造論	2
	○	微分積分学入門	2		☆	行動分子生理学	2
	○	微分積分学１	2		☆	植物分子発生学	2
	○	物理学Ｂ１	2		☆	遺伝情報機能論	2
	○	物理学Ｂ２	2		☆	神経生理学	2
	○	物理学Ｂ３	2		☆	神経行動学	2
	○	基礎無機化学	2		☆	植物ゲノム学	2
	○	基礎有機化学	2		☆	動物生態学	2
	○	基礎地学	2		☆	植物形態学	2
	○	地球物質学	2		☆	細胞生物学	2
	○	基礎物理化学	2		☆	組織構築論	2
	○	地学実験	2		☆	生物情報処理法	2
	○	物理学実験	2		☆	生物情報学概論	2
	○	化学実験	2		☆	細胞機能生理学	2
専門科目	◎	細胞生物学基礎	2		☆	発生生物学基礎	2
	◎	生化学基礎	2		☆	化学概論Ⅰ	2
	◎	進化系統学基礎	2		☆	化学概論Ⅱ	2
	◎	生態学基礎	2		☆	生物学演習Ⅰ	2
	◎	発生遺伝学基礎	2		☆	生物学演習Ⅱ	2
	◎	分子生物学基礎	2		◎	生物学実験ＩＡ	2
	◎	動物生理学基礎	2		◎	生物学実験ＩＢ	2
	◎	植物生理学基礎	2		◎	生物学実験ⅡＡ	2
	☆	海洋生物学	2		◎	生物学実験ⅡＢ	2
	☆	形態形成論	2		◎	生物学実験ⅡＣ	2
	☆	植物構造生理学	2		◎	生物学実験ⅢＡ	2
	☆	生物システム論	2		◎	生物学実験ⅢＢ	2
	☆	動物系統地理学	2		◎	生物学実験ⅢＣ	2
	☆	神経細胞生物学	2		△	野外実習Ⅰ	1
	☆	進化生物学	2		△	野外実習Ⅱ	1
	☆	分子生物学	2		△	臨海実習Ⅰ	1
	☆	細胞生化学	2		△	臨海実習Ⅱ	1
	☆	細胞内分子機構論	2		☆	公開臨海実習	1
	☆	環境解析学	2		●	特別研究Ａ	8
	☆	細胞構築論	2		●	特別研究Ｂ	8
	☆	細胞コミュニケーション	2		☆	特別講義	その都度定める
	☆	植物環境生理学	2				
	☆	分子遺伝学	2				

備考１　特別講義については，テーマが異なる場合には，二科目以上履修することができる。
　　２　公開臨海実習については，テーマが異なる二科目まで履修することができる。
　　３　上記別表の共通専門基礎科目のうち，次の両科目を重複して卒業必要単位とすることはできない。
「線形代数学入門」と「線形代数学１」，「微分積分学入門」と「微分積分学１」

へ　惑星学科（◎印は必修科目を，○印は選択必修科目を示す。）

授業科目の区分		必修・選択必修の別	授業科目	単位	授業科目の区分	必修・選択必修の別	授業科目	単位
専門科目	共通専門基礎科目	○	微分積分学入門	2	専門科目	○	惑星物理学基礎Ⅰ	2
		○	微分積分学１	2		○	惑星物理学基礎Ⅱ	2
		○	微分積分学２	2		○	惑星物理学基礎Ⅲ	2
		○	線形代数学入門	2		○	地球物質科学	2
		○	線形代数学１	2		○	固体地球科学	2
		○	線形代数学２	2		○	地球惑星進化学	2
		○	物理学Ｂ１	2		○	宇宙惑星科学	2
		○	物理学Ｂ２	2		◎	惑星学実験実習の基礎I	1
		○	物理学Ｂ３	2		◎	惑星学実験実習の基礎Ⅱ	2
		○	物理学Ｃ１	2		○	惑星学実習Ａ	2
		○	物理学Ｃ２	2		○	惑星学実習Ｂ	2
		○	物理学Ｃ３	2		○	惑星学実習Ｃ	2
		○	物理学Ｃ４	2		○	惑星学実習Ｄ	2
		○	基礎物理化学	2		○	惑星学実習Ｅ	2
		○	基礎無機化学	2		○	地質学Ⅰ	2
		○	基礎有機化学	2		○	地質学Ⅱ	2
		○	物理学実験	2		○	固体地球物理学Ⅰ	2
		○	化学実験	2		○	固体地球物理学Ⅱ	2
		○	生物学Ⅰ	2		○	惑星情報論	2
	専門科目	◎	惑星学概論Ⅰ	2		○	惑星物質科学	2
		◎	惑星学概論Ⅱ	2		○	大気科学	2
		○	惑星学基礎Ⅰ	2		○	惑星物理学	2
		○	惑星学基礎Ⅰ演習	1		○	野外調査実習	その都度定める
		○	惑星学基礎Ⅱ	2				
		○	惑星学基礎Ⅱ演習	1		○	海上観測実習	その都度定める
		○	惑星学基礎Ⅲ	2				
		○	惑星学基礎Ⅲ演習	1		○	論文講究	2
		○	惑星学基礎Ⅳ	2		○	特別研究	12
		○	惑星学基礎Ⅳ演習	1		○	特別講義	その都度定める
		○	惑星学基礎Ⅴ	2				
		○	惑星学基礎Ⅴ演習	1				

備考１　特別講義については，テーマが異なる場合には，二科目以上履修することができる。

２　上記別表の共通専門基礎科目のうち，次の両科目を重複して卒業必要単位とすることはできない。

「物理学Ｂ１」と「物理学Ｃ１」，「物理学Ｂ２」と「物理学Ｃ３」，

「物理学Ｂ３」と「物理学Ｃ２」，「物理学Ｂ３」と「物理学Ｃ４」

別表　第２

履　修　要　件　(第５条関係)

イ　数　学　科

授業科目の区分等		授　業　科　目　等		必要修得単位数		備　　考
教　養　原　論		全ての授業科目から選択			16	
外国語科目	外国語第Ⅰ	英語リーディングⅠ		1	6	
		英語リーディングⅡ		1		
		英語リーディングⅢ		1		
		英語オーラルⅠ		1		
		英語オーラルⅡ		1		
		英語オーラルⅢ		1		
	外国語第Ⅱ	独語ⅠA，仏語ⅠA，中国語ⅠA，ロシア語ⅠA		1	4～6	独語，仏語，中国語及びロシア語のうちから1つ選択すること。
		独語ⅠB，仏語ⅠB，中国語ⅠB，ロシア語ⅠB		1		
		独語ⅡA，仏語ⅡA，中国語ⅡA，ロシア語ⅡA		1		
		独語ⅡB，仏語ⅡB，中国語ⅡB，ロシア語ⅡB		1		
		独語ⅢA，仏語ⅢA，中国語ⅢA，ロシア語ⅢA		0～2		
		独語ⅢB，仏語ⅢB，中国語ⅢB，ロシア語ⅢB				
情　報　科　目		情報基礎		1	1又は3	
		情報科学		0又は2		
健康・スポーツ科学		健康・スポーツ科学実習Ⅰ		1	1～4	
		健康・スポーツ科学実習Ⅱ		0～3		
		健康・スポーツ科学講義				
専　門　科　目	共通専門基礎科目	必修科目	別表第1のロに掲げる授業科目	8	89～96	
		選択必修科目		6又は8		
		必修科目		14		
		選択必修科目		52～68		
		本学部専門科目(共通専門基礎科目及び教職科目を除く。)の授業科目及び他学部専門科目(共通専門基礎科目及び教職科目を除く。)の授業科目		0～7		
合　　計					１２４	

ロ　物理学科

<table>
<tr><th colspan="2">授業科目の区分等</th><th colspan="2">授　業　科　目　等</th><th colspan="2">必要修得単位数</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td colspan="2">教　養　原　論</td><td colspan="2">区分「物質と技術」の中の，「素粒子と宇宙」，「現代の物性科学」を除く授業科目</td><td colspan="2">16</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="13">外国語科目</td><td rowspan="6">外国語第Ⅰ</td><td colspan="2">英語リーディングⅠ</td><td>1</td><td rowspan="6">6</td><td rowspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">英語リーディングⅡ</td><td>1</td></tr>
<tr><td colspan="2">英語リーディングⅢ</td><td>1</td></tr>
<tr><td colspan="2">英語オーラルⅠ</td><td>1</td></tr>
<tr><td colspan="2">英語オーラルⅡ</td><td>1</td></tr>
<tr><td colspan="2">英語オーラルⅢ</td><td>1</td></tr>
<tr><td rowspan="7">外国語第Ⅱ</td><td colspan="2">独語ⅠA，仏語ⅠA，中国語ⅠA，ロシア語ⅠA</td><td>1</td><td rowspan="7">4～6</td><td rowspan="7">独語，仏語，中国語及びロシア語のうちから1つ選択すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">独語ⅠB，仏語ⅠB，中国語ⅠB，ロシア語ⅠB</td><td>1</td></tr>
<tr><td colspan="2">独語ⅡA，仏語ⅡA，中国語ⅡA，ロシア語ⅡA</td><td>1</td></tr>
<tr><td colspan="2">独語ⅡB，仏語ⅡB，中国語ⅡB，ロシア語ⅡB</td><td>1</td></tr>
<tr><td colspan="2">独語ⅢA，仏語ⅢA，中国語ⅢA，ロシア語ⅢA</td><td rowspan="2">0～2</td></tr>
<tr><td colspan="2">独語ⅢB，仏語ⅢB，中国語ⅢB，ロシア語ⅢB</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">情　報　科　目</td><td colspan="2">情報基礎</td><td>1</td><td rowspan="2">1又は3</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">情報科学</td><td>0又は2</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">健康・スポーツ科学</td><td colspan="2">健康・スポーツ科学実習Ⅰ</td><td>1</td><td rowspan="3">1～4</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">健康・スポーツ科学実習Ⅱ</td><td rowspan="2">0～3</td></tr>
<tr><td colspan="2">健康・スポーツ科学講義</td></tr>
<tr><td rowspan="6">専　門　科　目</td><td rowspan="2">共通専門基礎科目</td><td>必修科目</td><td rowspan="5">別表第1のハに掲げる授業科目</td><td>10</td><td rowspan="2">12又は14</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>選択必修科目</td><td>2又は4</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">特別研究を除く必修科目</td><td>5</td><td rowspan="4">75～84</td><td rowspan="5">特別研究A(実験系)及び特別研究B(理論系)から，いずれかを選択。
早期卒業する者については，特別研究A(実験系)12単位又は特別研究B(理論系)8単位を別表第1のハに掲げる授業科目の選択必修科目Ⅰ類及びⅡ類(8又は12単位)により修得したものとみなすことができる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別研究</td><td>8又は12</td></tr>
<tr><td colspan="2">選択必修科目Ⅰ類</td><td>43～54</td></tr>
<tr><td colspan="2">選択必修科目Ⅱ類</td><td>4～28</td></tr>
<tr><td colspan="3">本学部専門科目(共通専門基礎科目及び教職科目を除く。)の授業科目及び物理学科が認める他学部専門科目(共通専門基礎科目及び教職科目を除く。）の授業科目</td><td colspan="2">0～9</td></tr>
<tr><td colspan="5">合　　計</td><td>１２４</td><td></td></tr>
</table>

ハ　化　学　科

<table>
<tr><th colspan="2">授業科目の区分等</th><th colspan="2">授　業　科　目　等</th><th colspan="2">必要修得単位数</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td colspan="2">教　養　原　論</td><td colspan="2">区分「数理と情報」,「物質と技術」,「生命と環境」以外から14又は16単位を修得。
区分「数理と情報」,「物質と技術」（ただし「分子の世界」「物質の成り立ち」を除く。）及び「生命と環境」から0又は2単位を修得。</td><td colspan="2">16</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="12">外国語科目</td><td rowspan="6">外国語第Ⅰ</td><td colspan="2">英語リーディングⅠ</td><td>1</td><td rowspan="6">6</td><td rowspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">英語リーディングⅡ</td><td>1</td></tr>
<tr><td colspan="2">英語リーディングⅢ</td><td>1</td></tr>
<tr><td colspan="2">英語オーラルⅠ</td><td>1</td></tr>
<tr><td colspan="2">英語オーラルⅡ</td><td>1</td></tr>
<tr><td colspan="2">英語オーラルⅢ</td><td>1</td></tr>
<tr><td rowspan="6">外国語第Ⅱ</td><td colspan="2">独語ⅠA, 仏語ⅠA, 中国語ⅠA, ロシア語ⅠA</td><td>1</td><td rowspan="6">4～6</td><td rowspan="6">独語，仏語，中国語及びロシア語のうちから1つ選択すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">独語ⅠB, 仏語ⅠB, 中国語ⅠB, ロシア語ⅠB</td><td>1</td></tr>
<tr><td colspan="2">独語ⅡA, 仏語ⅡA, 中国語ⅡA, ロシア語ⅡA</td><td>1</td></tr>
<tr><td colspan="2">独語ⅡB, 仏語ⅡB, 中国語ⅡB, ロシア語ⅡB</td><td>1</td></tr>
<tr><td colspan="2">独語ⅢA, 仏語ⅢA, 中国語ⅢA, ロシア語ⅢA</td><td rowspan="2">0～2</td></tr>
<tr><td colspan="2">独語ⅢB, 仏語ⅢB, 中国語ⅢB, ロシア語ⅢB</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">情　報　科　目</td><td colspan="2">情報基礎</td><td>1</td><td rowspan="2">1又は3</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">情報科学</td><td>0又は2</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">健康・スポーツ科学</td><td colspan="2">健康・スポーツ科学実習Ⅰ</td><td>1</td><td rowspan="3">1～4</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">健康・スポーツ科学実習Ⅱ</td><td rowspan="2">0～3</td></tr>
<tr><td colspan="2">健康・スポーツ科学講義</td></tr>
<tr><td rowspan="5">専　門　科　目</td><td rowspan="2">共通専門基礎科目</td><td>必修科目</td><td rowspan="4">別表第1のニに掲げる授業科目</td><td>2</td><td rowspan="5">89～96</td><td rowspan="5">早期卒業する者については，特別研究16単位を別表第1のニに掲げる授業科目（共通専門基礎科目を除く。）選択必修科目（16単位）により修得したものとみなすことができる。</td></tr>
<tr><td>選択必修科目</td><td>14又は16</td></tr>
<tr><td colspan="2">必修科目</td><td>55</td></tr>
<tr><td colspan="2">選択必修科目</td><td>9～25</td></tr>
<tr><td colspan="3">本学部専門科目（共通専門基礎科目及び教職科目を除く。）の授業科目及び自然科学系で化学科が認める他学部専門科目（共通専門基礎科目及び教職科目を除く。）の授業科目</td><td>0～7</td></tr>
<tr><td colspan="5">合　　計</td><td>１２４</td><td></td></tr>
</table>

ニ　生物学科

授業科目の区分等		授　業　科　目　等		必要修得単位数		備　　考
教　養　原　論		区分「生命と環境」の中の「生命の成り立ちと営み」,「生物の多様性と進化」及び「生物の生態と自然環境」を除く授業科目			16	
外国語科目	外国語第Ⅰ	英語リーディングⅠ		1	6	
		英語リーディングⅡ		1		
		英語リーディングⅢ		1		
		英語オーラルⅠ		1		
		英語オーラルⅡ		1		
		英語オーラルⅢ		1		
	外国語第Ⅱ	独語ⅠA, 仏語ⅠA, 中国語ⅠA, ロシア語ⅠA		1	4～6	独語, 仏語, 中国語及びロシア語のうちから1つ選択すること。
		独語ⅠB, 仏語ⅠB, 中国語ⅠB, ロシア語ⅠB		1		
		独語ⅡA, 仏語ⅡA, 中国語ⅡA, ロシア語ⅡA		1		
		独語ⅡB, 仏語ⅡB, 中国語ⅡB, ロシア語ⅡB		1		
		独語ⅢA, 仏語ⅢA, 中国語ⅢA, ロシア語ⅢA		0～2		
		独語ⅢB, 仏語ⅢB, 中国語ⅢB, ロシア語ⅢB				
情　報　科　目		情報基礎		1	1又は3	
		情報科学		0又は2		
健康・スポーツ科学		健康・スポーツ科学実習Ⅰ		1	1～4	
		健康・スポーツ科学実習Ⅱ		0～3		
		健康・スポーツ科学講義				
専　門　科　目	共通専門基礎科目	選択必修科目	別表第1のホに掲げる授業科目	16	89～96	早期卒業する者については, 選択必修科目Ⅰ類8単位を別表第1のホに掲げる授業科目(共通専門基礎科目を除く。)の選択必修科目Ⅱ類及びⅢ類(8単位)により修得したものとみなすことができる。
		必修科目		32		
		選択必修科目Ⅰ類		16又は8		
		選択必修科目Ⅱ類		2～4		
		選択必修科目Ⅲ類		24～30		
		本学部専門科目(共通専門基礎科目及び教職科目を除く。)の授業科目及び生物学科が認める他学部専門科目(共通専門基礎科目及び教職科目を除く。)の授業科目		0～8		
合　　計					１２４	

ホ　惑星学科

<table>
<tr><th colspan="2">授業科目の区分等</th><th colspan="2">授　業　科　目　等</th><th colspan="2">必要修得単位数</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td colspan="2">教　養　原　論</td><td colspan="2">区分「物質と技術」の中の「惑星系の起源・進化・多様性」及び区分「生命と環境」の中の「地球と惑星」を除く授業科目</td><td></td><td>16</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="8">外国語科目</td><td rowspan="6">外国語第Ⅰ</td><td colspan="2">英語リーディングⅠ</td><td>1</td><td rowspan="6">6</td><td rowspan="8"></td></tr>
<tr><td colspan="2">英語リーディングⅡ</td><td>1</td></tr>
<tr><td colspan="2">英語リーディングⅢ</td><td>1</td></tr>
<tr><td colspan="2">英語オーラルⅠ</td><td>1</td></tr>
<tr><td colspan="2">英語オーラルⅡ</td><td>1</td></tr>
<tr><td colspan="2">英語オーラルⅢ</td><td>1</td></tr>
<tr><td rowspan="7">外国語第Ⅱ</td><td colspan="2">独語ⅠA，仏語ⅠA，中国語ⅠA，ロシア語ⅠA</td><td>1</td><td rowspan="7">4～6</td></tr>
<tr><td colspan="2">独語ⅠB，仏語ⅠB，中国語ⅠB，ロシア語ⅠB</td><td>1</td><td rowspan="6">独語，仏語，中国語及びロシア語のうちから1つ選択すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">独語ⅡA，仏語ⅡA，中国語ⅡA，ロシア語ⅡA</td><td>1</td></tr>
<tr><td colspan="2">独語ⅡB，仏語ⅡB，中国語ⅡB，ロシア語ⅡB</td><td>1</td></tr>
<tr><td colspan="2">独語ⅢA，仏語ⅢA，中国語ⅢA，ロシア語ⅢA</td><td rowspan="2">0～2</td></tr>
<tr><td colspan="2">独語ⅢB，仏語ⅢB，中国語ⅢB，ロシア語ⅢB</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">情　報　科　目</td><td colspan="2">情報基礎</td><td>1</td><td rowspan="2">3</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">情報科学</td><td>2</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">健康・スポーツ科学</td><td colspan="2">健康・スポーツ科学実習Ⅰ</td><td>1</td><td rowspan="3">2～4</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">健康・スポーツ科学実習Ⅱ</td><td rowspan="2">1～3</td></tr>
<tr><td colspan="2">健康・スポーツ科学講義</td></tr>
<tr><td rowspan="4">専　門　科　目</td><td>共通専門基礎科目</td><td>選択必修科目</td><td rowspan="3">別表第1のへに掲げる授業科目</td><td>20</td><td rowspan="4">89～93</td><td rowspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">共通専門基礎科目</td><td>必修科目</td><td>7</td></tr>
<tr><td>選択必修科目(実習4単位以上を含む。)</td><td>39～66</td></tr>
<tr><td colspan="3">本学部専門科目(共通専門基礎科目及び教職科目を除く。)の授業科目及び惑星学科が認める他学部専門科目(共通専門基礎科目及び教職科目を除く。)の授業科目</td><td>0～23</td></tr>
<tr><td colspan="5">合　　計</td><td>１２４</td><td></td></tr>
</table>

別表　第３

取得できる教員の免許状の種類及び免許教科（第23条関係）

学　　科	教員免許状の種類	教 科 名
数　学　科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	数　学 数　学
物 理 学 科 化　学　科 生 物 学 科 惑 星 学 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	理　科 理　科

履修に関する内規

平成16年４月１日　制定
最近改正　平成27年2月20日

理学部における授業科目の履修については，理学部規則に定めるもののほか，この内規の定めるところによる。

（数 学 科）

１．学部学科の如何にかかわらず専門科目（共通専門基礎科目及び教職科目を除く。）の授業科目は卒業必要単位として認める。

２．数学講究を履修しようとする者は，教養原論14単位以上，情報科目１単位以上，外国語科目10単位以上，健康・スポーツ科学１単位以上，数学科が指定する共通専門基礎科目14単位及び解析学序論Ⅰ・Ⅱ，数学通論を含む数学科が指定する専門科目32単位以上をそれぞれ修得していなければならない。

（物理学科）

１．理学部専門科目（共通専門基礎科目及び教職科目を除く。）の授業科目は卒業必要単位として認める。

２．他学部専門科目（共通専門基礎科目及び教職科目を除く。）の授業科目は物理学科が認めるものに限り卒業必要単位として認める。

３．特別研究Ａ（実験系）または特別研究Ｂ（理論系）を履修するには原則として以下の単位をあらかじめ修得していなければならない。

イ．外国語科目，健康・スポーツ科学，教養原論及び共通専門基礎科目にかかわる必修科目全ての単位。

ロ．物理学科の専門科目（共通専門基礎科目を除く。）のうち，必修科目５単位および選択必修科目Ⅰ類から39単位を含む56単位以上。

ハ．物理学実験Ⅱまたは物理学実験Ⅲの単位。

４．選択必修科目Ⅰ類は基礎となる授業科目で，全て修得することが望ましい。選択必修科目Ⅱ類は専門性の高い授業科目である。

（化 学 科）

１．理学部専門科目（共通専門基礎科目及び教職科目を除く。）の授業科目は卒業必要単位として認める。

２．他学部専門科目（共通専門基礎科目及び教職科目を除く。）の授業科目中自然科学系で化学科の認める授業科目も前項の単位と同様に取扱う。

３．特別研究を履修するには原則として以下の単位をあらかじめ修得していなければならない。

イ．履修要件に定められた単位の内，教養原論，外国語科目，情報科目，健康・スポーツ科学及び共通専門基礎科目にかかわる必要修得単位。

ロ．専門科目（共通専門基礎科目を除く。）のうち，必修34単位を含む53単位以上。

（生物学科）

1．理学部規則別表第２のニの共通専門基礎科目16単位には，原則として物理学実験，化学実験及び地学実験から２単位以上を含めなければならない。

2．特別研究を履修しようとする者は原則として以下の単位をあらかじめ修得していなければならない。ただし，第３年次編入学者は生物学科が定める取扱いによる。なお，特別研究は原則として16単位を修得すること。

イ．教養原論16単位，外国語科目10単位，情報科目１単位，健康・スポーツ科学１単位，共通専門基礎科目16単位。

ロ．生物学科の専門科目（共通専門基礎科目を除く）のうち，必修科目32単位，選択必修科目Ⅱ類から２単位，選択必修科目Ⅲ類から２４単位。

3．理学部専門科目（共通専門基礎科目及び教職科目を除く。）の授業科目は卒業必要単位として認める。

4．他学部専門科目（共通専門基礎科目及び教職科目を除く。）の授業科目は生物学科が認める科目に限り卒業必要単位として認める。

5．選択必修科目Ⅰ類は４年生対象の特別研究Ａ・Ｂ，選択必修科目Ⅱ類は１～３年生対象の野外実習・臨海実習，選択必修科目Ⅲ類は専門性の高い授業科目である。なお，選択必修科目Ⅱ類は，野外実習Ⅰ，Ⅱから１単位以上（ただし，野外実習Ⅱの履修には，野外実習Ⅰの単位を修得済みであることが必要である。），臨海実習Ⅰ，Ⅱから１単位以上を修得しなければならない。

（惑星学科）

1．理学部専門科目（共通専門基礎科目及び教職科目を除く。）の授業科目は卒業必要単位として認める。

2．他学部専門科目（共通専門基礎科目及び教職科目を除く。）の授業科目は惑星学科が認めるものに限り卒業必要単位と認める。

3．理学部規則別表第２のホで定める39～43単位には実習４単位以上を含めるものとする。

途中の附則（略）

附　　則

1　この内規は，平成25年４月１日から施行する。

2　この内規施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成25年４月１日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附　　則

1　この内規は，平成26年４月１日から施行する。

2　この内規施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成26年４月１日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附　　則

1　この内規は，平成27年４月１日から施行する。

2　この内規施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成27年４月１日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

履修科目の登録の上限を超えて登録できる者の基準

平成17年４月１日　制定
最近改正　平成23年1月21日

各学科とも次の要件を満たした場合は履修科目の登録の上限を超えて登録を認める。ここで履修登録とは卒業要件科目の履修登録のこととする。

(1) 前年度に卒業要件科目を38単位以上取得していること（各学年次配当の必修科目はすべて含むこと）。
(2) 前年度の履修登録科目の総単位数の80%以上が秀又は優であること。
(3) 本人が申請し，学科の審査により了承を得ていること。
前年度の取得単位で評価し，毎年度審査を行う。

附　　則

１　この基準は，平成23年４月１日から施行する。
２　この基準施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成23年４月１日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

履修方法等について

１　教育課程･教育方法について

大学における教育課程は，その大学の教育目的に応じて，教育上必要な授業科目を開設し，これを組織的・体系的に編成し，実施するものとされています。

２　授業について

(1) 学期（授業期間）

本学では，年度を前期（４月１日～９月30日），後期（10月１日～翌年３月31日）の２期に区分する２学期制をとっており，各授業科目の授業は，原則として15週間にわたる期間を単位として行います。

(2) 授業の方法

各授業科目の授業は，講義，演習又は実験・実習により行います。

(3) 授業科目の単位

各授業科目は，教育研究上の目的にそって，多様な履修が可能となるように単位制がとられており，授業科目ごとに単位数を定めて開設します。

各授業科目の単位数は，１単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，授業の方法に応じて，当該授業による教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮して計算するものとされており，講義及び演習については，15時間から30時間までの範囲で，実験及び実習については，30時間から45時間の範囲で大学が定める時間の授業をもって１単位とすることとされています。

これにより，本研究科における講義による授業科目については，15時間の授業をもって１単位，演習による授業科目については，授業科目により15時間又は30時間の授業をもって１単位及び実験・実習による授業科目については30時間又は45時間の授業をもって１単位としています。

(4) 授業時間

授業は，月曜日から金曜日まで，各４時限実施しています。

各時限ごとの授業開始・終了時刻は次のとおりです。

時限	授業開始・終了時刻
1	8：50～10：20
2	10：40～12：10
3	13：20～14：50
4	15：10～16：40

３．履修方法等

「神戸大学全学共通授業科目履修規則」，「神戸大学理学部規則」及び「履修に関する内規」を十分熟読の上で，履修登録をしてください。

(1) **全学共通授業科目について**　全学共通授業科目は，教養原論，外国語科目，情報科目，健康・スポーツ科学，共通専門基礎科目，資格免許のための科目及びその他必要と認める科目

に分かれており，履修要件は理学部規則に定めています。

1　教養原論は，１年次前期のみ指定された科目を履修，以後は教務情報システムによる抽選登録後，決定した科目を履修します。

2　外国語科目は，外国語第Ⅰ（英語），外国語第Ⅱ（独語，仏語，中国語，ロシア語）からなり，外国語第Ⅱは一つの外国語を選択し履修します。

3　履修登録前に事前に登録される科目（事前登録科目）がありますが，必ず教務情報システムにより登録された科目を確認してください。

4　その他，履修についての注意，再履修の方法等は，共通教育関係の掲示・ホームページにより確認してください。

(2)　授業科目の履修　履修しようとする授業科目について，毎学期初めにパソコンから教務情報システムにより履修登録を行い，履修登録一覧（提出用）を理学部教務学生係に提出してください。登録期間終了後の変更は認めません。履修登録に際しては次の点に注意してください。

1　履修登録の期日は毎学期初めに掲示・ホームページにより通知します。
　期日を過ぎてからの登録は出来ません。

2　履修登録を行っていない授業科目は履修及び試験を受けることはできません。

3　同一時限内にある２つの授業科目を履修申請することはできません。

4　履修登録上のエラーに関しては，理学部教務学生係まで問い合わせてください。

5　臨海実習は本学の内海域環境教育研究センター（淡路島・岩屋）で行います。日程及び実習内容についてはその都度通知します。(別に他大学の臨海実験所で行われることもあります。)

(3)　他学部授業科目の履修　他学部の授業科目を履修することができます。他学部の授業科目を履修しようとする場合は，他学部学生の履修を制限している科目や，登録期間前に事前登録を行う(受講許可カードを提出するなど)場合があるので，各自で当該学部に確認してください。

(4)　集中講義の履修　本学部で開講する特別講義又は集中講義についても，履修登録期間内に登録しておいてください。開講日程については，その都度掲示等により通知します。

◎履修登録場所

情報基盤センターパソコン室，各研究室・自宅のパソコン等で登録できます。（ただし，ＩＤ・パスワードが必要です。）

４．授業科目試験の留意事項

(1)　授業科目試験は，その科目の授業の終了した学期末に行います。ただし，科目によっては随時に行われることがあります。また，レポートをもって試験に代えることもあります。

(2)　履修登録を行い，履修した授業科目でなければ，試験を受けることはできません。

(3)　すでに，単位を修得した科目については，再試験を受けることはできません。

(4)　不合格科目の単位を修得しようとするときは，次の学期以降にあらためて履修登録を行わなければ，試験を受けることができません。

(5)　全学共通授業科目を再履修する場合は，担当教員の許可を得たうえで，受講許可カードの提

出が必要な場合があります。共通教育関係の掲示に注意してください。

(6) 理学部の授業科目について，事故等のため科目試験を受けることができなかった者に対しては，別途に試験を行うことがあります。全学共通授業科目については，「追試験に関する内規」を参照してください。

(7) 鶴甲第一キャンパスで開講している授業科目（専門科目を含む。）の試験はすべて鶴甲第一キャンパスで行いますので注意してください。

(8) 試験の時間表，試験室の指定及び注意事項は，その都度掲示します。

(9) 試験の成績は，次学期の開始前に発表します。確認は，各自教務情報システムにより行ってください。

５．既修得単位の認定に関する取扱い

本学部規則第10条の規定により，既修得単位の認定を受けようとする者は，入学した年度の指定の期日までに，学部長に願い出なければなりません。

６．修業年限

学部の修業年限は４年。学生は修業年限の２倍を超えて在学することはできません。ただし，休学期間は除きます。

７．卒業の要件

理学部を卒業するためには，理学部規則別表第２の履修要件に定める各学科所定の単位数を修得しなければなりません。

授業科目配当表

共通科目

授業科目			単位数	毎週の授業時間数								備考
				1学年		2学年		3学年		4学年		
				前	後	前	後	前	後	前	後	
教養原論	人間形成と思想	哲学	2									※教養原論の開講学期については，毎学期配布する時間割表で発表しますので注意してください。
		行為と規範	2									
		論理学	2									
		心理学	2									
		心と行動	2									
		教育学	2									
		教育と人間形成	2									
		科学技術と倫理	2									
	文学と芸術	日本の文学	2									
		世界の文学	2									
		言語と文化	2									
		伝統芸術	2									
		芸術と文化	2									
	歴史と文化	日本史	2									
		西洋史	2									
		アジア史	2									
		考古学	2									
		歴史と現代	2									
		科学史	2									
		芸術史	2									
	人間と社会	社会学	2									
		社会思想史	2									
		地理学	2									
		文化人類学	2									
		現代社会論	2									
		越境する文化	2									
		生活環境と技術	2									
		学校教育と社会	2									
	法と政治	法の世界	2									
		社会生活と法	2									
		国家と法	2									
		政治の世界	2									
		現代社会と政治	2									
	経済と社会	経済入門	2									
		経済社会の発展	2									
		現代の経済	2									
		企業と経営	2									
	数理と情報	構造の数理	2									
		現象の数理	2									
		数理の世界	2									
		「カタチ」の文化学	2									
		「カタチ」の科学	2									
		情報の世界	2									

共通科目

授業科目			単位数	毎週の授業時間数								備考
				1学年		2学年		3学年		4学年		
				前	後	前	後	前	後	前	後	
教養原論	物質と技術	素粒子と宇宙	2									※教養原論の開講学期については，毎学期配布する時間割表で発表しますので注意してください。
		現代の物性科学	2									
		分子の世界	2									
		物質の成り立ち	2									
		資源・材料とエネルギー	2									
		ものづくりと科学技術	2									
		惑星系の起源・進化・多様性	2									
	生命と環境	身体の成り立ちと働き	2									
		健康と病気	2									
		生命の成り立ちと営み	2									
		生物の多様性と進化	2									
		生物の生態と自然環境	2									
		生物資源と農業	2									
		食と健康	2									
		地球と惑星	2									
	総合教養	社会と人権	2									
		神戸大学の研究最前線	2									
		神戸大学史	2									
		社会科学のフロンティア	2									
		海への誘い	2									
		瀬戸内海学入門	2									
		国際協力の現状と課題	2									
		阪神・淡路大震災	2									
		環境学入門	2									
		ＥＳＤ基礎(持続可能な社会づくり)	2									
		ＥＳＤ論(持続可能な社会づくり 2)	2									
		企業社会論	2									
		男女共同参画とｼﾞｪﾝﾀﾞｰ	2									
		ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙﾘｰﾀﾞｰｼｯﾌﾟ育成基礎演習	2									
		社会基礎学(ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ人材に不可欠な教養)	2									
		職業と学び	2									
外国語科目	外国語第Ⅰ	英語リーディングⅠ	1	2								
		英語リーディングⅡ	1		2							
		英語リーディングⅢ	1			2						
		英語オーラルⅠ	1	2								
		英語オーラルⅡ	1		2							
		英語オーラルⅢ	1			2						
		英語アドバンストＡ	1			2	2					
		英語アドバンストＢ	1			2	2					
		英語アドバンストＣ	1			2	2					
	外国語第Ⅱ	独語ⅠＡ	1	2								
		独語ⅠＢ	1	2								
		独語ⅡＡ	1		2							
		独語ⅡＢ	1		2							
		独語ⅢＡ	1			2						
		独語ⅢＢ	1				2					
		仏語ⅠＡ	1	2								
		仏語ⅠＢ	1	2								
		仏語ⅡＡ	1		2							

		仏語ⅡＢ	1		2							
		仏語ⅢＡ	1			2						
		仏語ⅢＢ	1				2					

共通科目

授業科目			単位数	毎週の授業時間数								備考
				1学年		2学年		3学年		4学年		
				前	後	前	後	前	後	前	後	
外国語科目	外国語第Ⅱ	中国語ⅠA	1	2								
		中国語ⅠB	1	2								
		中国語ⅡA	1		2							
		中国語ⅡB	1		2							
		中国語ⅢA	1			2						
		中国語ⅢB	1				2					
		ロシア語ⅠA	1	2								
		ロシア語ⅠB	1	2								
		ロシア語ⅡA	1		2							
		ロシア語ⅡB	1		2							
		ロシア語ⅢA	1			2						
		ロシア語ⅢB	1				2					
情報科目		情報基礎	1	2								
		情報科学	2		2							
健康・スポーツ科学		健康・ｽﾎﾟｰﾂ科学講義	2		2							
		健康・ｽﾎﾟｰﾂ科学実習Ⅰ	1	2								
		健康・ｽﾎﾟｰﾂ科学実習Ⅱ	1		2							
資格免許のための科目		日本国憲法	2				2					
		数学科教育論A	2			2						発達科学部開講
		数学科教育論B	2				2					発達科学部開講
		数学科教育論C	2									
		数学科教育論D	2									
		理科教育論A	2			2						隔年開講
		理科教育論B	2			2						隔年開講
		理科教育論C	2									
		理科教育論D	2									
		物理学実験	2			4						
		化学実験	2				4					
		生物学実験	2				4					
		地学実験	2		4							
		教職実践演習（中・高）	2								60	集中
		教育実習事前事後指導	1							(30)		集中
		中学校教育実習Ⅰ	2							(60)		集中
		中学校教育実習Ⅱ	4							(120)		集中
		高等学校教育実習	2							(60)		集中
		博物館資料保存論	2							(30)		集中
		博物館実習	3							(90)		集中
その他必要と認める科目		総合科目Ⅰ										その都度
		総合科目Ⅱ										定める

数学科　　（◎印は必修科目を，○印は選択必修科目を示す。）

授業科目の区分		必修・選択必修の別	授業科目	単位数	毎週の授業時間数								備考
					1学年		2学年		3学年		4学年		
					前	後	前	後	前	後	前	後	
	共通専門基礎科目	◎	微分積分学１	2	2								
		◎	微分積分学２	2		2							
		◎	線形代数学１	2	2								
		◎	線形代数学２	2		2							
		○	物理学Ｃ１	2	2								
		○	物理学Ｃ２	2		2							
		○	物理学Ｃ３	2		2							
		○	物理学Ｃ４	2			2						
		○	基礎無機化学	2	2								
		○	生物学Ⅰ	2	2								
	専門科目	◎	解析学序論Ⅰ	2	2								
		◎	解析学序論Ⅱ	2		2							
		◎	数学通論	2	2								
		○	数学演義	2		2							
		○	数学要論Ⅰ	2		2							
		○	数学要論Ⅱ・同演習	3			4						
		○	線形代数学Ⅲ	2			2						
		○	解析学Ⅲ	2			2						
		○	解析学Ⅳ	2			2						
		○	解析学Ⅴ	2				2					
		○	解析学Ⅵ・同演習	3					4				
		○	解析学Ⅶ	2						2			
		○	解析学Ⅷ	2						2			
		○	関数論・同演習	3				4					
		○	複素解析	2					2				
		○	関数方程式論Ⅰ	2							2		
		○	関数方程式論Ⅱ	2								2	
		○	関数解析学Ⅰ	2							2		
		○	関数解析学Ⅱ	2								2	
		○	代数学Ⅰ・同演習	3			4						
		○	代数学Ⅱ	2				2					
		○	代数学Ⅲ・同演習	3					4				
		○	代数学Ⅳ	2						2			
		○	代数学Ⅴ	2									

数学科

授業科目の区分	必修・選択必修の別	授業科目	単位数	毎週の授業時間数								備考
				1学年		2学年		3学年		4学年		
				前	後	前	後	前	後	前	後	
専門科目	○	代数学Ⅵ	2									
	○	幾何学Ⅰ・同演習	3				4					
	○	幾何学Ⅱ・同演習	3					4				
	○	幾何学Ⅲ	2						2			
	○	幾何学Ⅳ	2						2			
	○	幾何学Ⅴ	2								2	
	○	幾何学Ⅵ	2									
	○	確率論Ⅰ	2						2			
	○	確率論Ⅱ	2								2	
	○	離散数学Ⅰ	2									
	○	離散数学Ⅱ	2									
	○	計算数学Ⅰ・同演習	3						4			
	○	計算数学Ⅱ	2							2		
	○	計算数学Ⅲ	2									
	○	表現論Ⅰ	2						2			
	○	表現論Ⅱ	2								2	
	○	応用解析学	2									集中
	○	解析学特論	2									集中
	○	代数学特論	2									集中
	○	幾何学特論	2									集中
	○	数学特論	2									集中
	○	応用数学特論	2									集中
	○	特別講義										その都度定める
	◎	数学講究	8							4	4	

物理学科　（◎印は必修科目を，○印は選択必修科目を，●印は選択必修科目Ⅰ類を，△印は選択必修科目Ⅱ類を，◇印は特別研究Ａ（実験系）又は特別研究Ｂ（理論系）のうちいずれかが必修科目であることを示す。）

授業科目の区分		必修・選択必修の別	授業科目	単位数	毎週の授業時間数								備考
					１学年		２学年		３学年		４学年		
					前	後	前	後	前	後	前	後	
	共通専門基礎科目	◎	微分積分学１	2	2								
		◎	微分積分学２	2		2							
		◎	線形代数学１	2	2								
		◎	線形代数学２	2		2							
		○	基礎無機化学	2	2								
		○	基礎有機化学	2	2								
		○	基礎物理化学	2		2							
		◎	物理学実験	2			4						
		○	生物学Ⅰ	2	2								
		○	基礎地学	2	2								
		○	地球物質学	2			2						
専門科目		●	力学Ⅰ	2	2								
		●	力学Ⅱ	2		2							
		△	解析力学	2				2					
		●	力学Ⅰ演習	2	4								
		●	力学Ⅱ演習	2		4							
		◎	現代物理学	2	2								
		●	波動物理学	2				2					
		●	電磁気学Ⅰ	2		2							
		●	電磁気学Ⅱ	2			2						
		△	電磁力学	2					2				
		●	電磁気学Ⅰ演習	2		4							
		●	電磁気学Ⅱ演習	2			4						
		●	熱統計物理学	2				2					
		●	統計物理学Ⅰ	2					2				
		●	統計物理学Ⅱ	2						2			
		●	統計物理学Ⅰ演習	2					4				
		●	統計物理学Ⅱ演習	2						4			
		△	解析学Ⅲ	2					2				
		●	物理数学基礎	2	2								
		●	物理数学Ⅰ	2				2					
		●	物理数学Ⅱ	2					2				
		●	物理数学Ⅰ演習	2				4					
		●	物理数学Ⅱ演習	2					4				
		●	量子力学Ⅰ	2					2				
		●	量子力学Ⅱ	2						2			

物理学科

授業科目の区分	必修・選択必修の別	授業科目	単位数	毎週の授業時間数								備考
				1学年		2学年		3学年		4学年		
				前	後	前	後	前	後	前	後	
専門科目	△	量子力学Ⅲ	2							2		
	●	量子力学Ⅰ演習	2					4				
	●	量子力学Ⅱ演習	2						4			
	△	物理学情報処理演習	2			4						
	△	相対性理論	2				2					
	△	宇宙物理学	2						2		2	隔年開講
	△	一般相対性理論	2						2		2	隔年開講
	△	物性物理学Ⅰ	2						2			
	△	物性物理学Ⅱ	2							2		
	△	原子核物理学	2						2		2	隔年開講
	△	素粒子物理学	2							2		
	●	物理実験学	2			2						
	◎	物理学実験Ⅰ	3				6					
	●	物理学実験Ⅱ	3					6				
	●	物理学実験Ⅲ	3						6			
	△	特別講義										※その都度定める
	◇	特別研究Ａ（実験系）	12							←12→		
	◇	特別研究Ｂ（理論系）	8							←８→		

化学科　　（◎印は必修科目を，○印は選択必修科目を示す。）

授業科目の区分		必修・選択必修の別	授業科目	単位数	毎週の授業時間数								備考
					1学年		2学年		3学年		4学年		
					前	後	前	後	前	後	前	後	
	共通専門基礎科目	○	微分積分学１	2	2								
		○	微分積分学２	2		2							
		○	線形代数学１	2	2								
		○	線形代数学２	2		2							
		○	物理学Ｂ１	2	2								
		○	物理学Ｂ２	2		2							
		○	物理学Ｂ３	2			2						
		○	物理学Ｃ１	2	2								
		○	物理学Ｃ２	2		2							
		○	物理学Ｃ３	2		2							
		○	物理学Ｃ４	2			2						
		○	生物学Ⅰ	2	2								
		○	基礎地学	2	2								
		○	物理学実験	2			4						
		◎	化学実験	2				4					
		○	生物学実験	2				4					
	専門科目	○	物理化学基礎	2	2								
		◎	化学熱力学Ⅰ	2		2							
		◎	化学熱力学Ⅱ	2			2						
		○	化学熱力学Ⅲ	2					2				
		◎	量子化学Ⅰ	2			2						
		◎	量子化学Ⅱ	2				2					
		○	量子化学Ⅲ	2					2				
		○	化学反応論	2					2				
		○	表面化学	2						2			
		○	分子分光学	2						2			
		○	無機化学基礎	2	2								
		◎	無機化学Ⅰ	2		2							
		◎	無機化学Ⅱ	2			2						
		○	無機化学Ⅲ	2				2					
		◎	分析化学Ⅰ	2				2					
		○	分析化学Ⅱ	2					2				
		○	固体化学	2					2				
		○	溶液化学	2						2			
		○	有機化学基礎	2	2								

化学科

授業科目の区分	必修・選択必修の別	授業科目	単位数	毎週の授業時間数								備考
				1学年		2学年		3学年		4学年		
				前	後	前	後	前	後	前	後	
専門科目	◎	有機化学Ⅰ	2		2							
	◎	有機化学Ⅱ	2			2						
	◎	有機化学Ⅲ	2				2					
	◎	生物化学Ⅰ	2				2					
	○	生物化学Ⅱ	2					2				
	○	生物化学Ⅲ	2						2			
	○	有機構造化学	2					2				
	○	有機合成化学	2						2			
	◎	化学熱力学演習	1				2					
	◎	量子化学演習	1				2					
	○	無機分析化学演習	1						2			
	○	有機化学演習	1					2				
	◎	化学実験Ⅰ	8					16				
	◎	化学実験Ⅱ	6						12			
	◎	計算機化学実験	1						2			
	○	特別講義										その都度定める
	◎	特別研究	16							←16→		

生物学科　（◎印は必修科目を，○印は選択必修科目を，●印は選択必修科目Ⅰ類を，
△印は選択必修科目Ⅱ類を，☆印は選択必修科目Ⅲ類を示す。）

授業科目の区分		必修・選択必修の別	授業科目	単位数	毎週の授業時間数								備考
					1学年		2学年		3学年		4学年		
					前	後	前	後	前	後	前	後	
	共通専門基礎科目	○	線形代数学入門	2	2								
		○	線形代数学１	2	2								
		○	微分積分学入門	2	2								
		○	微分積分学１	2	2								
		○	物理学Ｂ１	2	2								
		○	物理学Ｂ２	2		2							
		○	物理学Ｂ３	2			2						
		○	基礎無機化学	2	2								
		○	基礎有機化学	2	2								
		○	基礎地学	2	2								
		○	地球物質学	2			2						
		○	基礎物理化学	2		2							
		○	地学実験	2	4								
		○	物理学実験	2			4						
		○	化学実験	2				4					
	専門科目	◎	細胞生物学基礎	2	2								
		◎	生化学基礎	2		2							
		◎	進化系統学基礎	2		2							
		◎	生態学基礎	2	2								
		◎	発生遺伝学基礎	2			2						
		◎	分子生物学基礎	2			2						
		◎	動物生理学基礎	2			2						
		◎	植物生理学基礎	2		2							
		☆	海洋生物学	2				2					
		☆	形態形成論	2				2					※
		☆	植物構造生理学	2				2					
		☆	生物システム論	2				2					※
		☆	動物系統地理学	2				2					※
		☆	神経細胞生物学	2					2				
		☆	進化生物学	2					2				※
		☆	分子生物学	2					2				
		☆	細胞生化学	2					2				※
		☆	細胞内分子機構論	2					2				※
		☆	環境解析学	2						2			
		☆	細胞構築論	2						2			※
		☆	細胞コミュニケーション	2					2				※
		☆	植物環境生理学	2					2				
		☆	分子遺伝学	2						2			

生物学科

授業科目の区分	必修・選択必修の別	授業科目	単位数	毎週の授業時間数								備考
				1学年		2学年		3学年		4学年		
				前	後	前	後	前	後	前	後	
専門科目	☆	生体物理化学	2						2			※
	☆	情報分子構造論	2					2				※
	☆	行動分子生理学	2						2			
	☆	植物分子発生学	2						2			
	☆	遺伝情報機能論	2					2				
	☆	神経生理学	2						2			
	☆	神経行動学	2						2			
	☆	植物ゲノム学	2					2				
	☆	動物生態学	2				2					
	☆	植物形態学	2									※
	☆	細胞生物学	2									※
	☆	組織構築論	2									※
	☆	生物情報処理法	2									※
	☆	生物情報学概論	2									※
	☆	細胞機能生理学	2									※
	☆	発生生物学基礎	2									※
	☆	化学概論Ⅰ	2									※
	☆	化学概論Ⅱ	2									※
	☆	生物学演習Ⅰ	2					4				
	☆	生物学演習Ⅱ	2						4			
	◎	生物学実験ⅠA	2			4						
	◎	生物学実験ⅠB	2				4					
	◎	生物学実験ⅡA	2					4				
	◎	生物学実験ⅡB	2					4				
	◎	生物学実験ⅡC	2					4				
	◎	生物学実験ⅢA	2						4			
	◎	生物学実験ⅢB	2						4			
	◎	生物学実験ⅢC	2						4			
	△	野外実習Ⅰ	1		(30)							集中
	△	野外実習Ⅱ	1					(30)				集中
	△	臨海実習Ⅰ	1		(30)							集中
	△	臨海実習Ⅱ	1			(30)						集中
	☆	公開臨海実習	1									
	●	特別研究A	8							16		
	●	特別研究B	8								16	
	☆	特別講義										その都度定める

備考の※印は，今年度開講しない科目を示す。

惑星学科（◎印は必修科目を，○印は選択必修科目を示す。）

授業科目の区分		選択必修科目（○印）	授業科目	単位数	毎週の授業時間数								備考
					1学年		2学年		3学年		4学年		
					前	後	前	後	前	後	前	後	
	共通専門基礎科目	○	微分積分学入門	2	2								
		○	微分積分学１	2	2								
		○	微分積分学２	2		2							
		○	線形代数学入門	2	2								
		○	線形代数学１	2	2								
		○	線形代数学２	2		2							
		○	物理学Ｂ１	2	2								
		○	物理学Ｂ２	2		2							
		○	物理学Ｂ３	2			2						
		○	物理学Ｃ１	2	2								
		○	物理学Ｃ２	2		2							
		○	物理学Ｃ３	2		2							
		○	物理学Ｃ４	2			2						
		○	基礎物理化学	2		2							
		○	基礎無機化学	2	2								
		○	基礎有機化学	2	2								
		○	物理学実験	2			4						
		○	化学実験	2				4					
		○	生物学Ⅰ	2	2								
	専門科目	◎	惑星学概論Ⅰ	2	2								
		◎	惑星学概論Ⅱ	2		2							
		○	惑星学基礎Ⅰ	2	2								
		○	惑星学基礎Ⅰ演習	1	2								
		○	惑星学基礎Ⅱ	2		2							
		○	惑星学基礎Ⅱ演習	1		2							
		○	惑星学基礎Ⅲ	2			2						
		○	惑星学基礎Ⅲ演習	1			2						
		○	惑星学基礎Ⅳ	2			2						
		○	惑星学基礎Ⅳ演習	1			2						
		○	惑星学基礎Ⅴ	2				2					
		○	惑星学基礎Ⅴ演習	1				2					
		○	惑星物理学基礎Ⅰ	2			2						
		○	惑星物理学基礎Ⅱ	2				2					
		○	惑星物理学基礎Ⅲ	2					2				
		○	地球物質科学	2			2						
		○	固体地球科学	2			2						
		○	地球惑星進化学	2				2					

惑星学科

授業科目の区分	選択必修科目(○印)	授業科目	単位数	毎週の授業時間数								備考
				1学年		2学年		3学年		4学年		
				前	後	前	後	前	後	前	後	
専門科目	○	宇宙惑星科学	2						2			
	◎	惑星学実験実習の基礎Ⅰ	1				2					集中
	◎	惑星学実験実習の基礎Ⅱ	2				4					
	○	惑星学実習A	2					4				
	○	惑星学実習B	2					4				
	○	惑星学実習C	2					4				
	○	惑星学実習D	2			4						
	○	惑星学実習E	2						4			
	○	地質学Ⅰ	2					2				
	○	地質学Ⅱ	2						2			
	○	固体地球物理学Ⅰ	2					2				
	○	固体地球物理学Ⅱ	2						2			
	○	惑星情報論	2						2			
	○	惑星物質科学	2					2				
	○	大気科学	2						2			
	○	惑星物理学	2						2			
	○	野外調査実習										その都度定める，集中
	○	海上観測実習										その都度定める，集中
	○	論文講究	2							←2→		
	○	特別研究	12							←12→		
	○	特別講義										その都度定める，集中

成績評価基準

平成16年４月１日　制定
最近改正　平成26年2月21日

理学部の各授業科目の成績評価は以下のように行う。

１．各担当教員は，

・期末試験の成績
・小テスト評価
・中間テスト評価
・平常点（宿題・レポート・質疑応答内容・提案・発言等）
・授業の出席点

等を用いて総合的に評価する。

２．評価基準は下表のとおりとする。

評　語	評　点	評　価　基　準	合　否
秀	90～100	学修の目標を達成し，特に優れた成果を収めている	合　格
優	80～ 89	学修の目標を達成し，優れた成果を収めている	
良	70～ 79	学修の目標を達成し，良好な成果を収めている	
可	60～ 69	学修の目標を達成している	
不可	0～ 59	学修の目標を達成していない	不合格

１　この基準は，平成23年４月１日から施行する。

２　この基準施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成23年４月１日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

授業科目の試験における不正行為に関する申合せ

平成19年５月25日　制定

授業科目の試験において不正行為若しくはその誤解を招く行為は厳に慎むこと。不正行為が判明した場合は，その期の履修科目（継続科目を含む。）の全ての成績を無効とする。

理学部・理学研究科「学生からの成績評価に対する申し立て手続き」についての内規

平成25年11月15日　制定

「学生からの成績評価に対する申し立て手続き」についての申合せ（平成25年10月23日全学教務委員会決定）に基づき，理学部・理学研究科において開講している授業科目の成績評価について次のとおり申し立てができるものとする。

（申し立ての理由）

学生は受講した授業科目の成績評価について，当該授業科目の成績評価基準等に照らして疑義がある場合は，理学部長・理学研究科長に申し立てを行い，授業担当教員に説明を求めることができるものとする。

（申し立ての手続き）

成績評価に対する申し立ては，成績発表後原則として１週間以内に行うこととし，申し立てを行う授業科目名，担当教員名，申し立ての内容及びその理由等を所定の様式により記入し，理学研究科教務学生係に提出することとする。

（申し立てへの対応）

申し立てを受けた授業科目の担当教員は，申し立てた学生に対し成績評価について速やかに理学研究科教務学生係を通じ，回答を行うものとする。

また，その結果については，授業担当教員等が書面により理学部長・理学研究科長に報告することとする。

附　則

この内規は，平成25年10月1日から施行する

早期卒業の認定基準

平成16年４月１日　制定
最近改正　平成27年2月20日

本学に３年以上在学し，各学科において次の要件を満たした者については早期に卒業を認定する。

（数 学 科）

以下の条件を満たす場合は３年後期において早期卒業生向けに開講される数学講究（８単位）を履修することができる。

(1) ２年次および３年次において履修登録制限をされていないこと。
(2) ３年前期までの修得単位が数学講究の履修基準を満たしていること。
(3) ３年後期の履修により卒業要件を充足する可能性があること。
(4) 本人が早期卒業を望んでいること。

当該学期末に卒業要件を充足し，各学年における修得単位数の80％以上がそれぞれ秀又は優である場合は修業年限に満たない場合であっても卒業することができる。

また，２年次において履修登録制限を受けない者は３年次向けの授業科目も履修できる。３年次において履修登録制限を受けない者は４年次向けの授業科目（数学講究を除く）も履修できる。

（物理学科）

(1) 卒業要件科目の80％以上の科目が秀又は優の成績であること。
(2) 本人が早期卒業を希望（入学１年後又は２年後に早期卒業希望調書を提出し，受理されていること）していること。

（化 学 科）

(1) 卒業要件科目の80％以上の科目が秀又は優の成績であること。
(2) 本人が早期卒業を希望（入学１年後又は２年後に早期卒業希望調書を提出し，受理されていること）していること。

（生物学科）

(1) 卒業要件科目の80％以上の科目が秀又は優の成績であること。
(2) 本人が早期卒業を希望（入学１年後又は２年後に早期卒業希望調書を提出し，受理されていること）していること。

（惑星学科）

(1) 卒業要件科目の80％以上の科目が秀又は優の成績であること。
(2) 本人が早期卒業を希望（入学１年後又は２年後に早期卒業希望調書を提出し，受理されていること）していること。

附　　則

１　この基準は，平成27年４月１日から施行する。
２　この基準施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成27年４月１日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

既修得単位の認定に関する内規

平成16年４月１日　制定
最近改正　平成27年４月１日

この内規は，神戸大学教学規則（平成16年４月１日制定）第36条第１項並びに神戸大学理学部規則（平成16年４月１日制定。以下「規則」という。）第10条の規定に基づき，既修得単位の認定に関し必要な事項を定める。ただし，第３年次編入学者については除く。

１　既修得単位の認定の申請資格は，次のとおりとする。
(1)　大学又は短期大学を卒業した者
(2)　学士の学位を得るのに必要な所定の単位のうち32単位を修得し，大学を退学した者
２　認定できる授業科目区分ごとの認定単位数の最高限度は，次のとおりとする。

(1)　教養原論		16単位
(2)　外国語	外国語第Ⅰ	６単位
	外国語第Ⅱ	４単位
(3)　情報科目		１単位
(4)　健康・スポーツ科学		１単位
(5)　専門科目（共通専門基礎科目を含む）		32単位（本学において修得した単位についてはこの限りではない。）

ただし，惑星学科は次のとおりとする。

(1)　教養原論		16単位
(2)　外国語	外国語第Ⅰ	６単位
	外国語第Ⅱ	４単位
(3)　情報科目		３単位
(4)　健康・スポーツ科学		２単位
(5)　専門科目（共通専門基礎科目を含む）		32単位（本学において修得した単位についてはこの限りではない。）

３　既修得単位の認定を受けようとする者は，入学した年度の指定の期日までに，次の書類を学部長に提出しなければならない。
(1)　申請書（本学部所定の様式）
　申請授業科目は，本学において修得した単位以外のものについては，60単位を超えないものとする。
(2)　卒業証明書又は在籍期間証明書
(3)　成績証明書及び講義内容を明示できるもの（講義要項等）
４　認定試験は，申請をした授業科目ごとに試験（筆記又は口頭）を行う。
５　認定された授業科目の単位数については，規則第10条第３項に基づき必要修得単位数に算入することができる。なお，成績の表示は，「認定」とする。
　途中の附則（略）

附　　則

この内規は平成27年４月１日から施行する。

外国人留学生のための日本語等授業科目の単位の取扱いに関する申合せ

平成17年５月20日理学部教授会決定

１．神戸大学日本語等授業科目履修規則（平成16年４月１日制定）別表に掲げる次の授業科目の単位を修得したときは，これらの単位数を６単位を限度として，外国語科目の必要修得単位数に算入することができる。

日本語Ⅰ（１単位），日本語Ⅱ（１単位），日本語Ⅲ（１単位），
日本語Ⅳ（１単位），日本語Ⅴ（１単位），日本語Ⅵ（１単位），
日本語Ⅶ（１単位），日本語Ⅷ（１単位），日本事情Ⅰ（１単位），
日本事情Ⅱ（１単位）

２．当人の既修の言語，所属学科等を考慮して上記１．の単位数を制約することもある。

附　　則

この内規は，平成17年４月１日から施行する。

交通機関の運休，気象警報の場合における
授業，学期末試験の取扱いについて

平成16年４月１日　制定
最近改正　平成25年10月18日

１．交通機関の運休の場合

次の(1)又は(2)に該当する場合，当日のその後に開始する授業（学期末試験を含む。）を休講とする。

(1)　JR西日本がストライキ等のため運休した場合

(2)　阪急電鉄および阪神電鉄がストライキ等のため同時に運休した場合。

ただし，次の場合は授業を実施する。

①　午前６時までに，交通機関が運行した場合は，１時限目の授業から実施する。

②　午前10時までに，交通機関が運行した場合は，３時限目（午後）の授業から実施する。

２．気象警報の場合

神戸市に警報（暴風・大雪・暴風雪）又は特別警報が発令された場合，当日のその後に開始する授業（学期末試験を含む。）を休講とする。

なお，上記の気象警報が広域に発令された場合は，発令地域に神戸市が含まれている場合にこの取扱いを適用する。

ただし，次の場合は授業を実施する。

(1)　午前６時までに，上記の気象警報が解除された場合は，１時限目の授業から実施する。

(2)　午前10時までに，上記の気象警報が解除された場合は，３時限目（午後）の授業から実施する。

(注)

１　気象警報（暴風・大雪・暴風雪）は，「神戸地方気象台が発表する警報」によるものとする。

２　解除又は運行の確認は，テレビ・ラジオ等の報道による。

３　この取扱いは平成25年10月１日から適用する。

転学部・転学科について

本学部生並びに他学部生で，転学部・転学科を希望する者は，下記により取扱うので事前に理学研究科教務学生係へ申し出ること。

記

平成16年４月１日　決定

本学部生並びに他学部生で，転学部・転学科（以下，「転学部等」という。）を願い出てきた場合，次の基準により選考の上，本学部教授会の議を経て許可することがある。

ただし，第３年次編入学試験合格者はこの対象としない。

１．転学部等を志望する者の所属学部・学科と受入れ学科の意見が一致したとき。
２．当該学科が受入れ可能人数に余裕があると判断したとき。
３．当該学科が志望者について受入後の履修に十分な学力があると判断したとき。

なお，学力の判定については，入学試験の成績，入学後の成績，面接又は筆記による試験の成績等を総合的に勘案して行うものとする。

申請時期　　12月１日～12月15日
適用時期　　平成16年４月１日から適用する。

備考　申請時期は上記のとおりであるが，希望者は早めに在学学科の教務委員，あるいは教務学生係に相談すること

神戸大学理学部科目等履修生規程

平成16年４月１日　制定
最近改正 平成27年2月20日

（趣　　旨）

第１条　この規程は，神戸大学理学部規則（平成16年４月１日制定）第20条の規定に基づき，神戸大学理学部の科目等履修生に関する事項を定めるものとする。

（入学資格）

第２条　科目等履修生として入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
(2)　外国において学校教育における12年の課程を修了した者
(3)　本学部において，前号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者

（出願手続）

第３条　科目等履修生として入学を志願する者は，所定の期日までに，検定料を納付した上，次の各号に掲げる書類を神戸大学理学部長（以下「学部長」という。）に提出しなければならない。

(1)　科目等履修生願書（所定の用紙）
(2)　履歴書（所定の用紙）及び写真
(3)　最終出身学校の卒業証明書及び成績証明書
(4)　振替払込受付証明書（所定の用紙）
(5)　その他本学部において必要と認める書類

２　会社等（官公庁を含む。）に在職している者にあっては，前項各号に掲げる書類のほか，在職のまま入学することについての所属長の承諾書を提出しなければならない。

３　日本に居住している外国人にあっては，第１項各号及び前項に掲げる書類のほか，住民票の写し（提出日前３０日以内に作成されたものに限る。）又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

（選考方法）

第４条　入学志願者に対する選考は，書類審査及び面接により行う。

２　前項の規定にかかわらず，必要と認めるときは，神戸大学理学部教授会（以下「教授会」という。）の議を経て，面接を省略することができる。

（入学手続）

第５条　選考に合格した者は，所定の期日までに，所定の書類を学部長に提出するとともに入学料を納付しなければならない。

（授 業 料）

第６条　科目等履修生は，所定の期日までに授業料を納付しなければならない。

（履修期間）

第7条　履修期間は，履修を許可された授業科目の開講期間とし，1年以内とする。

２　特別の理由により，前項の履修期間に引き続き履修を志願する者については，前項の規定にかかわらず，教授会の議を経て，履修期間を延長することがある。ただし，その場合の履修期間

は，通算して2年を限度とするものとする。

（履修科目）

第８条　履修することのできる授業科目は，１学期５科目以内とする。

２　実験，実習及び集中講義については原則として履修を許可しない。

（試　　験）

第９条　科目等履修生は，履修した授業科目について試験を受けることができる。

（単位修得証明書の交付）

第10条　科目等履修生に対しては，前条の試験に合格した授業科目について，単位修得証明書を交付する。

（退　　学）

第11条　科目等履修生が退学しようとするときは，学部長に願い出て許可を受けなければならない。

（除　　籍）

第12条　科目等履修生が次の各号のいずれかに該当するときは，教授会の議を経て，除籍する。

(1)　科目等履修生として不都合な行為があったとき。

(2)　授業料納付の義務を怠ったとき。

（雑　　則）

第13条　この規程に定めるもののほか，この規程の実施に関し必要な事項は，教授会の議を経て，学部長が定める。

途中の附則（略）

附　　則

この規程は，平成19年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は，平成21年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は，平成24年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は，平成24年10月23日から施行し，改正後の神戸大学理学部科目等履修生規程の規定は，平成24年7月9日から適用する。

附　　則

この規程は，平成27年４月１日から施行する。

神戸大学理学部聴講生規程

平成16年４月１日　制定
最近改正 平成27年2月20日

（趣　　旨）

第１条　この規程は，神戸大学理学部規則(平成16年４月１日制定）第21条の規定に基づき，神戸大学理学部の聴講生に関する事項を定めるものとする。

（入学資格）

第２条　聴講生として入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2)　外国において学校教育における12年の課程を修了した者

(3)　本学部において，前号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者

（出願手続）

第３条　聴講生として入学を志願する者は，所定の期日までに，検定料を納付した上，次の各号に掲げる書類を神戸大学理学部長（以下「学部長」という。）に提出しなければならない。

(1)　聴講生願書（所定の用紙）

(2)　履歴書（所定の用紙）及び写真

(3)　最終出身学校の卒業証明書及び成績証明書

(4)　振替払込受付証明書（所定の用紙）

(5)　その他本学部において必要と認める書類

２　会社等（官公庁を含む。）に在職している者にあっては，前項各号に掲げる書類のほか，在職のまま入学することについての所属長の承諾書を提出しなければならない。

３　日本に居住している外国人にあっては，第１項各号及び前項に掲げる書類のほか，住民票の写し（提出日前３０日以内に作成されたものに限る。）又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

（選考方法）

第４条　入学志願者に対する選考は，書類審査及び面接により行う。

２　前項の規定にかかわらず，必要と認めるときは,神戸大学理学部教授会(以下「教授会」という)の議を経て，面接を省略することができる。

（入学手続）

第５条　選考に合格した者は，所定の期日までに，所定の書類を学部長に提出するとともに入学料を納付しなければならない。

（授 業 料）

第６条　聴講生は，所定の期日までに授業料を納付しなければならない。

（聴講期間）

第７条　聴講期間は，聴講を許可された授業科目の開講期間とし，1年以内とする。

２　特別の理由により，前項の聴講期間に引き続き履修を志願する者については，前項の規定にかかわらず，教授会の議を経て，聴講期間を延長することがある。ただし，その場合の聴講期間は，通算して2年を限度とするものとする。

（聴講科目）

第８条　聴講することのできる授業科目は，１学期５科目以内とする。

２　実験，実習及び集中講義については原則として聴講を許可しない。

（試　　験）

第９条　聴講生は，聴講した授業科目について試験を受けることができる。

（聴講証明書の交付）

第10条　聴講した授業科目について証明を願い出た者には，聴講証明書を交付する。

（退　　学）

第11条　聴講生が退学しようとするときは，学部長に願い出て許可を受けなければならない。

（除　　籍）

第12条　聴講生が次の各号のいずれかに該当するときは，教授会の議を経て，除籍する。

(1)　聴講生として不都合な行為があったとき。

(2)　授業料納付の義務を怠ったとき。

（雑　　則）

第13条　この規程に定めるもののほか，この規程の実施に関し必要な事項は，教授会の議を経て，学部長が定める。

附　　則

この規程は，平成16年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は，平成17年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は，平成19年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は，平成21年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は，平成24年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は，平成24年10月23日から施行し，改正後の神戸大学理学部聴講生規程の規定は，平成24年7月9日から適用する。

附　　則

この規程は，平成27年４月１日から施行する。

神戸大学理学部研究生規程

平成16年４月１日制定
最近改正　平成27年2月20日

（趣　　旨）

第１条　この規程は，神戸大学理学部規則（平成16年４月１日制定）第22条の規定に基づき，神戸大学理学部(以下「本学部」という)の研究生に関する事項を定めるものとする。

（入学資格）

第２条　研究生として入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　大学に２年以上在学した者

(2)　外国において学校教育における14年の課程を修了した者

(3)　本学部において，前号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者

（出願手続）

第３条　研究生として入学を志願する者は，所定の期日までに、検定料を納付した上，次の各号に掲げる書類を神戸大学理学部長（以下「学部長」という。）学部長に提出しなければならない。

(1)　研究生願書（所定の用紙）

(2)　履歴書（所定の用紙）及び写真

(3)　最終出身学校の卒業証明書及び成績証明書

(4)　振替払込受付証明書（所定の用紙）

(5)　その他本学部において必要と認める書類

２　会社等（官公庁を含む。）に在職している者にあっては，前項各号に掲げる書類のほか，在職のまま入学することについての所属長の承諾書を提出しなければならない。

３　日本に居住している外国人にあっては，第１項各号及び前項に掲げる書類のほか，住民票の写し（提出日前３０日以内に作成されたものに限る。）又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

（選考方法）

第４条　入学志願者に対する選考は，書類審査及び面接により行う。

２　前項の規定にかかわらず，必要と認めるときは，神戸大学理学部教授会(以下「教授会」という)の議を経て，面接を省略することができる。

（入学手続）

第５条　選考に合格した者は，所定の期日までに，所定の書類を学部長に提出するとともに入学料を納付しなければならない。

（授 業 料）

第６条　研究生は，所定の期日までに授業料を納付しなければならない。

（入学時期）

第７条　入学の時期は，４月１日及び10月１日とする。ただし，特別の理由があると認めたときは，この限りでない。

（研究期間）

第８条　研究期間は，１年以内とする。ただし，特別の理由により引き続き研究を願い出た者については，教授会の議を経て，１年を限度として研究期間の延長を許可することがある。

（研　　究）

第９条　研究生は，教授会の議を経て定める指導教員の下で研究を行うものとする。

（授業科目の聴講）

第10条　研究生は，指導教員及び授業担当教員の承認を得て，研究に関連のある授業科目を聴講することができる。

（研究証明書の交付）

第11条　研究事項について，証明を願い出た者には，研究証明書を交付する。

（退　　学）

第12条　研究生が退学しようとするときは，学部長に願い出て許可を受けなければならない。

（除　　籍）

第13条　研究生が次の各号のいずれかに該当するときは，教授会の議を経て，除籍する。

(1)　疾病その他の理由により，成業の見込みがないと認められる者

(2)　研究生として不都合な行為があったとき。

(3)　授業料納付の義務を怠ったとき。

（雑　　則）

第14条　この規程に定めるもののほか，この規定の実施に関し必要な事項は，教授会の議を経て，学部長が定める。

途中の附則（略）

附　　則

この規程は，平成19年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は，平成21年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は，平成24年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は，平成24年10月23日から施行し，改正後の神戸大学理学部研究生規程の規定は，平成24年7月9日から適用する。

附　　則

この規程は，平成27年４月１日から施行する。

神戸大学理学部外国人特別学生入学選考規程

平成16年４月１日　制定
最近改正　平成27年2月20日

（趣　　旨）

第１条　この規程は，神戸大学教学規則（平成16年４月１日制定）第83条に規定する外国人特別学生として，神戸大学理学部（以下「本学部」という。）に入学を志願する者の選考について定めるものとする。

（入学資格）

第２条　外国人特別学生として入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　外国において，学校教育における12年の課程を修了した者

(2)　本学部において，前号と同等以上の学力があると認めた者

（出願手続）

第３条　外国人特別学生として入学を志願する者は，所定の期日までに，検定料を納付した上，次の各号に掲げる書類を神戸大学理学部長(以下「学部長」という)に提出しなければならない。

(1)　入学願書

(2)　在学若しくは出身学校長が作成した調査書又は学業成績証明書及び卒業証明書

(3)　修学に差し支えない程度に日本語を修得していることの証明書

(4)　振替払込受付証明書（所定の用紙）

(5)　日本に居住している者は，住民票の写し（提出日前３０日以内に作成されたものに限る。）又はこれに代わる書類

（選考方法）

第４条　入学志願者に対する選考は，次の各号に定める事項を総合勘案して行う。

(1)　学力試験及び面接

(2)　日本語修得の程度

(3)　在学若しくは出身学校長が作成した調査書又は学業成績証明書

２　国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年３月31日文部大臣裁定）第３条により選定された者については，学力試験を免除することがある。

（入学時期）

第５条　入学の時期は，学年の初めとする。

（雑　　則）

第６条　この規程に定めるもののほか，この規程の実施に関し必要な事項については，神戸大学理学部教授会の議を経て，学部長が定める。

（途中の附則省略）

附　　則

この規程は，平成24年10月23日から施行し，改正後の神戸大学理学部外国人特別学生入学選考規程の規定は，平成24年7月9日から適用する。

附　　則

この規程は，平成27年４月１日から施行する。

理学部における大学コンソーシアムひょうご神戸加盟大学間単位互換事業による他大学が提供する授業科目の履修及び単位認定に関する内規

平成25年12月20日　制定
平成27年 3月19日　改正

大学コンソーシアムひょうご神戸加盟大学間単位互換事業による他大学が提供する授業科目の履修及び単位認定に関する申合せ（平成25年11月7日大学教育推進委員会承認）に基づき、理学部における大学コンソーシアムひょうご神戸加盟大学間単位互換事業による他大学が提供する授業科目の履修及び単位認定については、以下のとおりとする。

（授業科目の履修）

１．大学コンソーシアムひょうご神戸加盟大学間単位互換事業による授業科目の履修を希望するものは、指定期日までに学部長を経て当該授業科目を開講している大学の許可を受けなければならない。

（履修授業科目の上限）

２．理学部で一学期に履修できる授業科目の単位数の上限は、２単位とする。
なお、この単位は履修科目の登録の上限（ＣＡＰ制）の単位数には含まない。

（単位の認定）

３．修得した単位は、教授会の議を経て認定するものとする。ただし、認定した単位は卒業要件に含めない。

（認定単位数の上限）

４．理学部で認定する単位の上限は，２単位とする。

（その他）

５．その他必要な事項は別に定める。

附　　則

この規程は，平成27年４月１日から施行する。

理学部担当教員一覧

2015.4現在

学科	大分野	教育研究分野	主　要　内　容	教員			
				教　授	准教授	講　師	助　教
数学	解析数理	関数方程式	微分方程式・差分方程式で定義される線形系・非線形系の研究	野海　正俊	小池　達也		
		関数解析	フーリエ解析，数理物理に現れる偏微分方程式のスペクトルと散乱理論	福山　克司 足立　匡義	伊藤　健一		
		複素解析	複素関数論，特殊関数論及び関連する微分方程式	山田　泰彦			
	構造数理	代数学	整数論，代数幾何	齋藤　政彦 吉岡　康太	谷口　　隆		三井健太郎 木村　嘉之
		幾何学	微分幾何，結び目及び絡み目	中西　康剛 ﾗｽﾏﾝ・ｳｪｲﾝ	佐藤　　進 佐治健太郎		
	応用数理	確率数理	確率論	青木　　敏	梶野　直孝		
		組み合わせ数理	組み合わせの数理，整数論		渡邉　　清		
		計算数理	数理科学に現れる計算方法，その計算機上での効率的実装と計算代数システムの開発	高山　信毅 太田　泰広			後藤　良彰
物理学	理論物理学	素粒子宇宙理論	素粒子の理論的研究，場の量子論	早田　次郎	園田　英徳		坂本　眞人
		物性理論	物性（特に磁性体、固体構造、高温超伝導）の理論的研究		久保木 一浩 西野　友年		
		量子物性論	強相関電子系を中心とした固体の電子状態に関する理論的研究	播磨　尚朝			
	粒子物理学	粒子物理学	高エネルギー物理学の実験的研究，加速器及び宇宙線を用いた素粒子の実験的研究	藏重　久弥 竹内　康雄 山﨑　祐司	身内賢太朗		鈴木　　州 越智　敦彦 矢野　孝臣
	物性物理学	極限物性物理学	極低温，強磁場における固体の磁気的，電気的，光学的性質に関する実験的研究	太田　　仁	大道　英二		大久保　晋
		低温物性物理学	核磁気共鳴を主な手段とした超伝導、磁性などに関する実験的研究	藤　　秀樹	小手川　恒		
		電子物性物理学	強相関電子系物質の純良単結晶育成と物性測定による実験的研究	菅原　　仁	松岡　英一		
		量子ダイナミクス	放射光やレーザー,イオン線などを用いた物質における電子，分子，原子のダイナミクスに関する実験的研究		河本　敏郎 櫻井　　誠		
化学	物理化学	分子動力学	分子構造及び動的挙動，レーザー分光，レーザーによる反応制御	和田　昭英	笠原　俊二		
		物性物理化学	表面と界面の化学 超分子化合物結晶の構造と物性	大西　　洋	木村 建次郎		枝　　和男
		反応物理化学	分子及び分子クラスターの構造と反応	小堀　康博	立川　貴士		
	無機化学	固体化学	結晶・非晶質固体など凝縮系物質の合成および構造・物性の評価	持田　智行 内野　隆司	高橋　一志		
		溶液化学	溶液界面（油水界面または電極表面）を用いる電気分析化学		大堺　利行		
		状態解析化学	凝縮相における分子構造と分子相互作用	富永　圭介	秋本　誠志		
	有機化学	有機反応化学	有機化合物の合成，反応機構及び構造．新規な触媒的変更反応，生理活性物質を指向した不斉合成反応の開発	林　　昌彦	松原　亮介		
		生命分子科学	タンパク質の高次構造と機能，ＮＭＲ分光学	鍔木　基成	田村　厚夫 茶谷　絵理		山本　直樹
		有機分子機能	超分子有機化合物及び有機金属錯体の合成，構造，機能	瀬恒潤一郎	津田　明彦		

学科	大分野	教育研究分野	主　要　内　容	教員			
				教　授	准教授	講　師	助　教
生物学	生体分子機構	分子生理	動物の感覚機構，運動機構の分子レベルでの解析及び，蛋白質の分子挙動	尾崎まみこ	洲崎　敏伸	佐倉　緑	北條　賢
		細胞機能	植物の無機イオン代謝，成長生理，光形態形成，発生と分化	三村　徹郎 深城　英弘	石﨑　公庸		大西　美輪
		情報機構	生体内における情報伝達機構の解析	前川　昌平	宮本　昌明 森田　光洋		本庄　淳子
	生命情報伝達	形質発現	生物における遺伝情報発現過程の分子レベルでの解析	坂本　博 井上　邦夫			北川　円 髙崎　輝恒
		遺伝情報	遺伝情報の維持・多様化を担う分子機構及びゲノム損傷応答を制御する細胞内情報伝達の解析	菅澤　薫			酒井　恒
		遺伝子機能	細胞のがん化や細胞死，胚の初期発生等における遺伝子機能の解析	鎌田　真司	影山　裕二		岩﨑　哲史
	生物多様性	生態・種分化	生物多様性とその保全，環境への適応的種分化に関する教育研究を行う	角野　康郎	小菅　桂子 佐藤　拓哉		
		進化・系統	藻類の多様性と進化，系統分類，代謝生理，細胞構造，生態などに関する研究	川井　浩史	村上　明男	坂山　英俊	羽生田岳昭
惑星学	基礎惑星学	地質学	古地磁気・古気候・古海洋学的研究および火山噴出物から噴火現象を復元する研究	兵頭　政幸	鈴木　桂子		廣瀬孝太郎
		岩石学･鉱物学	隕石・宇宙塵・地球内部物質の鉱物科学的研究，地球物質科学の理論的・実験的研究	留岡　和重		瀬戸　雄介 山﨑　和仁	
		固体地球物理学	地震現象や沈み込み帯で起こる諸現象の解明に関する解析的・数値的研究	吉岡　祥一			筧　楽麿
		流体地球物理学	地球および惑星の流体圏(主に大気)の構造と進化を，理論と数値シミュレーションを用いて考察する	林　祥介	岩山　隆寛 高橋　芳幸		
		惑星宇宙物理学	惑星形成，衛星-リング系，太陽系小天体の起源に関する研究。生命現象に関する数理的研究	大槻　圭史			春名　太一 末次　竜
	新領域惑星学	実験惑星科学	地球を始めとする惑星の起源や進化を室内実験や惑星探査により研究する	荒川　政彦			保井みなみ
		観測海洋底科学	地球物理学的な観測事実にもとづいて，海洋底から固体地球のダイナミクスを明らかにする	島　伸和	廣瀬　仁		中東　和夫
		水惑星進化学	水惑星の誕生と進化についての多様な視点と手法による研究	巽　好幸	中村　昭子		

3. 研 究 科 規 則 等

神戸大学大学院理学研究科規則

平成19年４月１日　制定
最近改正　平成27年2月20日

（趣　　旨）

第１条　この規則は，国立大学法人神戸大学学則（平成16年４月１日制定）及び神戸大学教学規則（平成16年４月１日制定）に基づき，神戸大学大学院理学研究科（以下「研究科」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（研究科における教育研究上の目的）

第２条　研究科は，自然科学の基礎である理学諸分野を探究することによって自然認識の深化を図り，もって社会の知的基盤の形成に貢献するための教育研究を行う。

（課　　程）

第３条　研究科の課程は，博士課程とする。

２　博士課程は，これを前期２年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期３年の課程（以下「後期課程」という。）に区分し，前期課程は，これを修士課程として取り扱うものとする。

（専攻及び講座等）

第４条　研究科に置く専攻，講座及び教育研究分野は，別表第１のとおりとする。

（各専攻における教育研究上の目的）

第５条　各専攻における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は，次のとおりとする。

(1)　数学専攻

自然界及び社会現象における数理を探求し，広範な数理現象の解明を目指した教育研究を行うとともに，前期課程においては，数学を深く探究するための基礎となる能力又はこれに加えて関連する専門的職業を担うための能力を持つ人材を養成することを目的とし，後期課程においては，数学の各専門分野で自立して研究を行う能力及びその基礎となる豊かな学識又はこれに加えて高度の専門性を要する職業を担うための能力を持つ優れた人材を養成することを目的とする。

(2)　物理学専攻

宇宙から分子，原子及び素粒子に至る広い範囲にわたって，物質の構造及び機能を根本原理から理解することを目指した教育研究を行うとともに，前期課程においては，物理学を深く探究するための基礎となる能力又はこれに加えて関連する専門的職業を担うための能力を持つ人材を養成することを目的とし，後期課程においては，物理学の各専門分野で自立して研究を行う能力及びその基礎となる豊かな学識又はこれに加えて高度の専門性を要する職業を担うための能力を持つ優れた人材を養成することを目的とする。

(3)　化学専攻

新しい物質の創製並びに新しい化学現象及び化学原理の探求を目指した教育研究を行うとともに，前期課程においては，化学を深く探究するための基礎となる能力又はこれに加えて関連する専門的職業を担うための能力を持つ人材を養成することを目的とし，後期課程においては，化学の各専門分野で自立して研究を行う能力及びその基礎となる豊かな学識又はこれに加えて高度の

専門性を要する職業を担うための能力を持つ優れた人材を養成することを目的とする。

(4)　生物学専攻

すべての生物に共通する生命の仕組み及び生物界の多様性の成り立ちの解明を目指した教育研究を行うとともに，前期課程においては，生物学を深く探究するための基礎となる能力又はこれに加えて関連する専門的職業を担うための能力を持つ人材を養成することを目的とし，後期課程においては，生物学の各専門分野で自立して研究を行う能力及びその基礎となる豊かな学識又はこれに加えて高度の専門性を要する職業を担うための能力を持つ優れた人材を養成することを目的とする。

(5)　惑星学専攻

地球・太陽系・宇宙に係る構造・起源・進化及びそこで生起する諸現象の解明を目指した教育研究を行うとともに，前期課程においては，惑星学を深く探究するための基礎となる能力又はこれに加えて関連する専門的職業を担うための能力を持つ人材を養成することを目的とし，後期課程においては，惑星学の各専門分野で自立して研究を行う能力及びその基礎となる豊かな学識又はこれに加えて高度の専門性を要する職業を担うための能力を持つ優れた人材を養成することを目的とする。

（研究科長）

第６条　研究科に，研究科長を置く。

２　研究科長は，研究科に関する事項を総括する。

（副研究科長）

第７条　研究科に，副研究科長２人を置く。

２　副研究科長は，研究科長の職務を補佐する。

３　副研究科長の選考に関し必要な事項は，別に定める。

（専 攻 長）

第８条　研究科の各専攻に，専攻長を置く。

２　専攻長は，当該専攻に関する事項を総括する。

３　専攻長は，専攻ごとに研究科に勤務する教授の中から選出する。

４　専攻長の任期は，１年とする。

５　専攻長の選考に関し必要な事項は，教授会の議を経て定める。

（副専攻長）

第９条　研究科の各専攻に，副専攻長を置く。

２　副専攻長は，専攻長の職務を補佐する。

３　副専攻長は，専攻ごとに研究科に勤務する教授の中から選出する。

４　副専攻長の任期は，１年とする。

５　副専攻長の選考に関し必要な事項は，教授会の議を経て定める。

（前期課程の入学資格）

第10条　研究科の前期課程に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　大学を卒業した者

(2)　学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第104条第４項の規定により学士の学位を授与された者

(3)　外国において，学校教育における16年の課程を修了した者
(4)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
(5)　我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
(6)　専修学校の専門課程（修業年限が４年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
(7)　文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第５号）
(8)　法第102条第２項の規定により大学院に入学した者であって，研究科において，大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
(9)　研究科において，個別の入学資格審査により，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，22歳に達したもの

（前期課程への早期入学）

第10条の2　前条の規定にかかわらず,次の各号のいずれかに該当する者であって，研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを，神戸大学大学院理学研究科教授会(以下「教授会」という。)の議を経て，入学させることができる。
(1)　大学に3年以上在学した者
(2)　外国において学校教育における15年の課程を修了した者
(3)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者
(4)　我が国において，外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

（進　　学）

第11条　神戸大学（以下「本学」という。）大学院の修士課程，前期課程又は専門職学位課程を修了し，引き続き後期課程に進学を希望する者については，選考の上，進学させる。

（後期課程の入学資格）

第12条　研究科の後期課程に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。
(1)　修士の学位又は専門職学位を有する者
(2)　外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
(3)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
(4)　我が国において，外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
(5)　国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第１条第２項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立され

た国際連合大学（74条において「国際連合大学」という。）の課程を修了し，修士の学位に相当する学位を授与された者

(6)　外国の学校，第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し，大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し，修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7)　文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）

(8)　研究科において，個別の入学資格審査により，修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で，24歳に達したもの

（入学者選抜）

第13条　入学者の選抜は，公正かつ妥当な方法により，適切な体制を整えて行うものとする。

２　入学志願者に対する選考は，学力検査，口頭試問等により行う。

（転 専 攻）

第14条　学生は，所属する専攻の専攻長及び転専攻を志望する専攻の専攻長が認めた場合に限り，転専攻を願い出ることができる。

２　前項の規定により転専攻の願い出があった場合には，教授会の議を経て許可することがある。

３　転専攻の時期等については，別に定める。

（転 入 学）

第15条　他の大学の大学院に在学している者が，研究科に転入学を志願するときは，教授会の議を経て，入学を許可することがある。

２　転入学に関し必要な事項は，別に定める。

（再 入 学）

第16条　研究科を中途退学した者又は除籍された者が，再入学を志願するときは，教授会の議を経て，入学を許可することがある。

２　再入学に関し必要な事項は，別に定める。

（教育方法）

第17条　研究科における教育は，授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

（授業科目等）

第18条　研究科の授業科目及び単位数等は，別表第２及び別表第３のとおりとする。

２　前項に規定するもののほか，臨時に授業科目を開設することがある。ただし，その授業科目及び単位数等は，開設の都度定める。

（単位の基準）

第19条　各授業科目の単位の計算は，次の基準による。

(1)　講義については，15時間の授業をもって１単位とする。

(2)　演習については，15時間又は30時間の授業をもって１単位とする。

(3)　実験及び実習については，30時間又は45時間の授業をもって１単位とする。

（指導教員）

第20条　研究指導を担当する教員（以下「指導教員」という。）は，研究科に勤務する教授（特命教授を除く。）及び連携講座の教授とする。ただし，必要があるときは，教授会の議を経て，研究科に勤務する准教授，講師及び助教（これらのうち特命教員を除く。）又は連携講座の准教授

をもって充てることができる。

（授業科目の履修）

第21条　学生は，授業科目の履修に当たり，学期の初めに所定の履修届を研究科長に提出しなければならない。

２　学生は，他の研究科の授業科目を履修しようとするときは，指導教員の承認を得た上，研究科長を経て，当該研究科長の許可を受けなければならない。

３　前期課程に在籍する学生は，学部の授業科目を履修しようとするときは，指導教員の承認を得た上，研究科長を経て，当該学部長の許可を受けなければならない。

４　第２項の規定により履修した他の研究科の授業科目について修得した単位は，教授会の議を経て，第32条に規定する単位として認めることができる。

（他大学大学院の授業科目の履修）

第22条　学生は，教授会の議を経て，研究科と協定している他大学（外国の大学を含む。以下同じ。）の大学院の授業科目を履修することができる。

２　前項の規定にかかわらず，やむを得ない事情があるときは，学生は，教授会の議を経て，協定に基づかずに外国の大学の大学院の授業科目を履修することができる。

３　前２項の規定により履修した授業科目について修得した単位は，教授会の議を経て，前期課程にあっては10単位を限度とし，後期課程にあっては４単位を限度として，研究科において修得したものとみなし，第32条に規定する単位として認めることができる。

４　前３項の規定は，外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修させる場合，外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修させる場合について準用する。

（休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い）

第22条の２　学生が教授会の議を経て，休学期間中に研究科と協定を締結している外国の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位を，研究科において修得したものとみなすことができる。

２　前項の規定にかかわらず，やむを得ない事情があるときは，学生が休学期間中に協定に基づかずに，外国の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位を，教授会の議を経て，研究科において修得したものとみなすことができる。

３　前２項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は，前条第３項により研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて10単位を限度として，第32条に規定する単位として認めることができる。

（入学前の既修得単位の認定）

第23条　教学規則第75条の規定に基づく既修得単位の認定は，教授会の議を経て行う。

２　既修得単位の認定を受けようとする者は，指定の期日までに必要な書類を研究科長に提出しなければならない。

３　第１項の規定により認定された単位数は，転入学及び再入学の場合を除き，本学において修得した単位以外のものについては，前期課程にあっては10単位を限度とし，後期課程にあっては４単位を限度として，第32条に規定する単位として認めることができる。

（他大学大学院等の研究指導）

第24条　学生は，教授会の議を経て，研究科と協定している他大学の大学院又は研究所等（外国の研究機関を含む。）において研究指導を受けることができる。ただし，当該研究指導を受けることができる期間は，前期課程の学生にあっては１年，後期課程の学生にあっては２年を超えないものとする。

２　前項ただし書の規定にかかわらず，後期課程の学生にあっては，特別の事情があると認められる場合に限り，２年を超えて前項の研究指導を受けることができるものとする。

（自然科学系プログラム教育コース）

第25条　自然科学系の分野に関する幅広い知識及び学際的視点を有する人材を養成するため，前期課程に自然科学系プログラム教育コースを置く。

２　自然科学系プログラム教育コースに関し必要な事項は，別に定める。

（数理・経済プログラム教育コース）

第25条の２　高度専門職に必要な総合的知識を有する人材を養成するため，前期課程に数理・経済プログラム教育コースを置く。

２　数理・経済プログラム教育コースに関し必要な事項は，別に定める。

（留　　学）

第26条　学生は，第22条及び第24条の規定に基づき，外国の大学院又は研究機関に留学しようとするときは，許可を受けなければならない。

２　前項の規定により留学した期間は，標準修業年限に算入する。

（休　　学）

第27条　休学期間は，１年以内とする。ただし，特別の理由があると認めるときは，更に１年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において，これを更に延長しようとするときも，同様とする。

２　休学期間は，通算して，前期課程にあっては２年，後期課程にあっては３年を超えることはできない。

（単位の授与）

第28条　授業科目を履修し，試験に合格した者には，所定の単位を与える。

２　試験は，筆記試験，口頭試問又は研究報告等により行う。

（前期課程の研究経過発表会）

第29条　各専攻は，別に定める単位を修得した前期課程の学生を発表者として，研究経過発表会を開催するものとする。

２　前期課程の学生は，研究経過発表会で発表を行ったことの認定を受けなければ，学位論文を提出することができない。

（後期課程の研究経過発表会及び研究成果発表会）

第30条　各専攻は，後期課程の学生を発表者として，研究経過発表会を開催するものとする。

２　各専攻は，別に定める単位を修得した後期課程の学生を発表者として，研究成果発表会を開催するものとする。

３　後期課程の学生は，研究成果発表会で発表を行ったことの認定を受けなければ，学位論文を提出することができない。

（学位論文の審査及び最終試験）

第31条　学位論文の審査及び最終試験については，神戸大学学位規程（平成16年４月１日制定）の定めるところによる。

（成績評価基準）

第31条の2　教学規則第73条の2に規定する成績評価基準については，別に定める。

（課程の修了）

第32条　前期課程の修了要件は，前期課程に２年以上在学し，別表第２に定める授業科目のうちから30単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げた者については，前期課程に１年以上在学すれば足りるものとする。

２　博士課程の修了要件は，後期課程に３年以上在学し，別表第３に定める授業科目のうちから10単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，後期課程に１年（２年未満の在学期間をもって修士課程，前期課程又は専門職学位課程を修了した者にあっては，当該在学期間を含めて３年）以上在学すれば足りるものとする。

３　前２項の課程修了の認定は，教授会の議を経るものとする。

（学位の授与）

第33条　前期課程を修了した者には，修士の学位を授与する。

２　博士課程を修了した者には，博士の学位を授与する。

３　前２項の学位を授与するに当たっては，次に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

前期課程　理学

博士課程　理学又は学術

（特別聴講学生）

第34条　研究科と協定している他大学大学院の学生で，研究科の特別聴講学生を志願する者は，別に定めるところにより， 所属大学院を経由して，研究科長に願い出るものとする。

２　特別聴講学生の受入れの時期は，その履修しようとする授業科目が開講される学期の初めとし，聴講期間は，当該授業科目の開講期間とする。

（特別研究学生）

第35条　研究科と協定している他大学大学院の学生で，研究科において特別研究学生として研究指導を受けようとする者は，別に定めるところにより，所属大学院を経由して研究科長に願い出るものとする。

２　特別研究学生の研究期間は，１年以内とする。ただし，特に必要と認めるときは，教授会の議を経て，期間を更新することができる。

（科目等履修生）

第36条　研究科において，特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは，教授会の議を経て，科目等履修生として入学を許可することがある。

２　科目等履修生に関し必要な事項は，別に定める。

（聴 講 生）

第37条　研究科において，特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは，教授会の議を経て，聴講生として入学を許可することがある。

２　聴講生に関し必要な事項は，別に定める。

（研 究 生）

第38条　研究科において，特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは，教授会の議を経て，研究生として入学を許可することがある。

２　研究生は，研究科に勤務する教員の指導の下に研究を行うものとする。

３　研究生に関し必要な事項は，別に定める。

（教員の免許状授与の所要資格の取得）

第39条　前期課程において，教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は，教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

２　前期課程において，所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び免許教科は，別表第４のとおりとする。

（雑　　則）

第40条　この規則に定めるもののほか，必要な事項は，教授会の議を経て，研究科長が定める。

途中の附則（略）

附　　則

１　この規則は，平成25年４月１日から施行する。

２　この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。）及び平成25年４月１日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附　　則

１　この規則は，平成26年４月１日から施行する。

２　この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。）及び平成26年４月１日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附　　則

この規則は平成26年5月23日から施行し，改正後の神戸大学大学院理学研究科規則の規定は，平成26年4月1日から適用する。

附　　則

１　この規則は，平成27年４月１日から施行する。

２　この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。）及び平成27年４月１日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

別表第１　専攻，講座及び教育研究分野（第４条関係）

専　攻	講　座	教育研究分野
数学専攻	解析数理	関数方程式
		関数解析
		複素解析
	構造数理	代数学
		幾何学
	応用数理	確率数理
		組み合わせ数理
		計算数理
物理学専攻	理論物理学	素粒子宇宙理論
		物性理論
		量子物性論
	粒子物理学	粒子物理学
	物性物理学	極限物性物理学
		低温物性物理学
		電子物性物理学
		量子ダイナミクス
化学専攻	物理化学	分子動力学
		物性物理化学
		反応物理化学
	無機化学	固体化学
		溶液化学
		状態解析化学
	有機化学	有機反応化学
		生命分子化学
		有機分子機能
	構造解析化学＊	構造解析化学
	理論生物化学＊	理論生物化学
生物学専攻	生体分子機構	分子生理
		細胞機能
		情報機構
	生命情報伝達	形質発現
		遺伝情報
		遺伝子機能
	生物多様性	生態・種分化
		進化・系統
	発生生物学＊	発生生物学
	生物制御科学＊	生物制御科学
惑星学専攻	基礎惑星学	地質学
		岩石学･鉱物学
		固体地球物理学
		流体地球物理学
		惑星宇宙物理学
	新領域惑星学	実験惑星科学
		観測海洋底科学
		水惑星進化学
	大気海洋環境科学＊	大気海洋環境科学
	惑星地球変動史＊	惑星地球変動史

（注）＊印は，連携講座を示す。

別表第２　前期課程の授業科目及び単位数等(第 18 条，第 32 条関係)

（１）数学専攻

科　　目　　名	単　位　数	必修・選択の別	備　　考
先端融合科学特論Ⅰ－１	２	選択必修	共通科目 ２単位 選択必修
先端融合科学特論Ⅰ－２	２	〃	
先端融合科学特論Ⅰ－３	２	〃	
先端融合科学特論Ⅰ－４	２	〃	
先端融合科学特論Ⅰ－５	２	〃	
解析学Ⅰ	２	〃	６単位以上
解析学Ⅱ	２	〃	
代数学	２	〃	
幾何学	２	〃	
表現論	２	〃	
計算情報数学	２	〃	
確率論	２	〃	
解析数理特論Ⅰ	２	選択	
解析数理特論Ⅱ	２	〃	
構造数理特論Ⅰ	２	〃	
構造数理特論Ⅱ	２	〃	
応用数理特論Ⅰ	２	〃	
応用数理特論Ⅱ	２	〃	
総合演義Ⅰ	２	〃	
総合演義Ⅱ	２	〃	
科学英語	２	〃	
特別講義	１以上	〃	
数学講究Ⅰ	４	選択必修	８単位以上
数学講究Ⅱ	４	〃	
数学講究Ⅲ	４	〃	
数学講究Ⅳ	４	〃	

履修要件

選択必修科目：１６～３０単位

選択科目：０～１４単位

他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて４単位まで算入することができる。

合計３０単位

（２）物理学専攻

科　　目　　名	単　位　数	必修・選択の別	備　　考
先端融合科学特論Ⅰ－１	２	選択必修	共通科目 ２単位 選択必修
先端融合科学特論Ⅰ－２	２	〃	
先端融合科学特論Ⅰ－３	２	〃	
先端融合科学特論Ⅰ－４	２	〃	
先端融合科学特論Ⅰ－５	２	〃	
物性論Ⅰ	４	〃	４～８単位
高エネルギー物理学Ⅰ	４	〃	
理論物理学Ⅰ	４	〃	
量子ダイナミクスⅠ	２	選択	
量子ダイナミクスⅡ	２	〃	
低温物性学	２	〃	
極限物性学	２	〃	
電子物性学	２	〃	
素粒子実験学Ⅰ	１	〃	
素粒子実験学Ⅱ	１	〃	
素粒子実験学Ⅲ	１	〃	
素粒子実験学Ⅳ	１	〃	
素粒子理論Ⅰ	２	〃	
素粒子理論Ⅱ	１	〃	
量子物性Ⅰ	２	〃	
量子物性Ⅱ	２	〃	
科学英語	２	〃	
特別講義	１以上	〃	
論文講究Ⅰ	４	選択必修	４単位以上
論文講究Ⅱ	４	〃	
特定研究Ⅰ	４	〃	４単位以上
特定研究Ⅱ	４	〃	

履修要件

選択必修科目：１４～２６単位

選択科目：４単位以上

他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて４単位まで算入することができる。

合計３０単位

（３）化学専攻

科　　目　　名	単　位　数	必修・選択の別	備　　考
先端融合科学特論Ⅰ－１	２	選択必修	共通科目 ２単位 選択必修
先端融合科学特論Ⅰ－２	２	〃	
先端融合科学特論Ⅰ－３	２	〃	
先端融合科学特論Ⅰ－４	２	〃	
先端融合科学特論Ⅰ－５	２	〃	
物理化学Ⅰ	２	〃	４～８単位
物理化学Ⅱ	２	〃	
無機化学Ⅰ	２	〃	
無機化学Ⅱ	２	〃	
有機化学Ⅰ	２	〃	
有機化学Ⅱ	２	〃	
反応化学特論	２	選択	
物性物理化学特論	２	〃	
無機・分析化学特論	２	〃	
溶液化学・生物無機化学特論	２	〃	
有機化学特論	２	〃	
生物化学特論	２	〃	
構造解析学	２	〃	
理論生物化学	２	〃	
科学英語	２	〃	
特別講義	１以上	〃	
論文講究Ⅰ	４	選択必修	４単位以上
論文講究Ⅱ	４	〃	
特定研究Ⅰ	４	〃	４単位以上
特定研究Ⅱ	４	〃	

履修要件

選択必修科目：１４～２６単位

選択科目：４単位以上

他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて４単位まで算入することができる。

合計３０単位

（4）生物学専攻

科　　目　　名	単　位　数	必修・選択の別	備　　考
先端融合科学特論Ⅰ－1	2	選択必修	共通科目 2単位 選択必修
先端融合科学特論Ⅰ－2	2	〃	
先端融合科学特論Ⅰ－3	2	〃	
先端融合科学特論Ⅰ－4	2	〃	
先端融合科学特論Ⅰ－5	2	〃	
生体分子機構概論Ⅰ	2	〃	6単位 選択必修
生体分子機構概論Ⅱ	2	〃	
生命情報伝達概論Ⅰ	2	〃	
生命情報伝達概論Ⅱ	2	〃	
生物多様性概論Ⅰ	2	〃	
生物多様性概論Ⅱ	2	〃	
生理学特論Ⅰ	2	選択	
生理学特論Ⅱ	2	〃	
生化学特論Ⅰ	2	〃	
生化学特論Ⅱ	2	〃	
細胞生物学特論	2	〃	
分子遺伝学特論	2	〃	
神経生物学特論	2	〃	
情報伝達機構特論	2	〃	
発生生物学特論Ⅰ	2	〃	
生物制御科学特論Ⅰ	2	〃	
系統分類学特論	2	〃	
生態学特論	2	〃	
科学英語	2	〃	
特別講義	1以上	〃	
論文講究Ⅰ	4	選択必修	4単位以上
論文講究Ⅱ	4	〃	
特定研究Ⅰ	4	〃	4単位以上
特定研究Ⅱ	4	〃	

履修要件

選択必修科目：１６～２４単位

選択科目：6単位以上

他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて4単位まで算入することができる。

合計３０単位

（５）惑星学専攻

科　　目　　名	単　位　数	必修・選択の別	備　　考
先端融合科学特論Ⅰ－１	２	選択必修	共通科目 ２単位 選択必修
先端融合科学特論Ⅰ－２	２	〃	
先端融合科学特論Ⅰ－３	２	〃	
先端融合科学特論Ⅰ－４	２	〃	
先端融合科学特論Ⅰ－５	２	〃	
惑星学要論	４	〃	４～８単位
惑星学通論Ⅰ	２	〃	
惑星学通論Ⅱ	２	〃	
惑星学詳論Ⅰ－１	２	選択	
惑星学詳論Ⅰ－２	１	〃	
惑星学詳論Ⅱ－１	１	〃	
惑星学詳論Ⅱ－２	１	〃	
惑星学詳論Ⅲ－１	２	〃	
惑星学詳論Ⅲ－２	２	〃	
科学英語	２	〃	
特別講義	１以上	〃	
論文講究Ⅰ	４	選択必修	４単位以上
論文講究Ⅱ	４	〃	
特定研究Ⅰ	４	〃	４単位以上
特定研究Ⅱ	４	〃	

履修要件

選択必修科目：１４～２４単位

選択科目：６単位以上

他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて４単位まで算入することができる。

合計３０単位

別表第３　後期課程の授業科目及び単位数等（第18条，第32条関係）

（１） 数学専攻

科　　目　　名	単　位　数	必修・選択の別	備　　考
先端融合科学特論Ⅱ－１	２	選択	共通科目
先端融合科学特論Ⅱ－２	２	〃	
先端融合科学特論Ⅱ－３	２	〃	
先端融合科学特論Ⅱ－４	２	〃	
先端融合科学特論Ⅱ－５	２	〃	
解析数理特論Ⅲ	２	〃	
解析数理特論Ⅳ	２	〃	
構造数理特論Ⅲ	２	〃	
構造数理特論Ⅳ	２	〃	
応用数理特論Ⅲ	２	〃	
応用数理特論Ⅳ	２	〃	
総合演義Ⅲ	２	〃	
総合演義Ⅳ	２	〃	
特別講義	１以上	〃	
特定研究	４	必修	

履修要件
　必修科目：特定研究４単位
　選択必修科目：他専攻授業科目又は共通科目から２単位
　選択科目：４単位（共通科目を除く。）
　　他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて２単位まで算入することができる。
合計１０単位

（２）物理学専攻

科　　目　　名	単　位　数	必修・選択の別	備　　考
先端融合科学特論Ⅱ－１	２	選択	共通科目
先端融合科学特論Ⅱ－２	２	〃	
先端融合科学特論Ⅱ－３	２	〃	
先端融合科学特論Ⅱ－４	２	〃	
先端融合科学特論Ⅱ－５	２	〃	
物性論Ⅱ	２	〃	
物性論Ⅲ	２	〃	
高エネルギー物理学Ⅱ	２	〃	
高エネルギー物理学Ⅲ	２	〃	
理論物理学Ⅱ	２	〃	
理論物理学Ⅲ	２	〃	
特別講義	１以上	〃	
特定研究	４	必修	

履修要件
　必修科目：特定研究４単位
　選択必修科目：他専攻授業科目又は共通科目から２単位
　選択科目：４単位（共通科目を除く。）
　　他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて２単位まで算入することができる。
合計１０単位

（3）化学専攻

科　　目　　名	単　位　数	必修・選択の別	備　　考
先端融合科学特論Ⅱ－1	2	選択	共通科目
先端融合科学特論Ⅱ－2	2	〃	
先端融合科学特論Ⅱ－3	2	〃	
先端融合科学特論Ⅱ－4	2	〃	
先端融合科学特論Ⅱ－5	2	〃	
物理化学特論Ⅰ	2	〃	
物理化学特論Ⅱ	2	〃	
無機化学特論Ⅰ	2	〃	
無機化学特論Ⅱ	2	〃	
有機化学特論Ⅰ	2	〃	
有機化学特論Ⅱ	2	〃	
構造解析学特論	2	〃	
理論生物化学特論	2	〃	
特別講義	1以上	〃	
特定研究	4	必修	

履修要件
　必修科目：特定研究４単位
　選択必修科目：他専攻授業科目又は共通科目から２単位
　選択科目：４単位（共通科目を除く。）
　　他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて２単位まで算入することができる。
合計１０単位

（4）生物学専攻

科　　目　　名	単　位　数	必修・選択の別	備　　考
先端融合科学特論Ⅱ－1	2	選択	共通科目
先端融合科学特論Ⅱ－2	2	〃	
先端融合科学特論Ⅱ－3	2	〃	
先端融合科学特論Ⅱ－4	2	〃	
先端融合科学特論Ⅱ－5	2	〃	
生体分子機構特論Ⅰ	2	〃	
生体分子機構特論Ⅱ	2	〃	
生命情報伝達特論Ⅰ	2	〃	
生命情報伝達特論Ⅱ	2	〃	
生物多様性特論Ⅰ	2	〃	
生物多様性特論Ⅱ	2	〃	
発生生物学特論Ⅱ	2	〃	
生物制御科学特論Ⅱ	2	〃	
特別講義	1以上	〃	
特定研究	4	必修	

履修要件
　必修科目：特定研究４単位
　選択必修科目：他専攻授業科目又は共通科目から２単位
　選択科目：４単位（共通科目を除く。）
　　他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて２単位まで算入することができる。
合計１０単位

（5）惑星学専攻

科　　目　　名	単　位　数	必修・選択の別	備　　考
先端融合科学特論Ⅱ－１	2	選択	共通科目
先端融合科学特論Ⅱ－２	2	〃	
先端融合科学特論Ⅱ－３	2	〃	
先端融合科学特論Ⅱ－４	2	〃	
先端融合科学特論Ⅱ－５	2	〃	
惑星学特論Ⅰ	2	〃	
惑星学特論Ⅱ	2	〃	
特別講義	１以上	〃	
特定研究	4	必修	

履修要件
　必修科目：特定研究４単位
　選択必修科目：他専攻授業科目又は共通科目から２単位
　選択科目：４単位（共通科目を除く。）
　　他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて２単位まで算入することができる。
合計１０単位

別表第４　取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科（第39条関係）

専　　攻	免 許 状 の 種 類	免許教科
数学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	数　　学
物理学専攻 化学専攻 生物学専攻 惑星学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	理　　科

履修方法等について

１　教育課程･教育方法について

大学院における教育課程は，その大学院の教育目的に応じて，教育上必要な授業科目を開設し，これを組織的・体系的に編成し，実施するものとされています。

また，授業科目の授業のほか，学位論文の作成等に対する指導（研究指導）を行うものとされています。

２　授業について

(1) 学期（授業期間）

本学では，年度を前期（４月１日～９月30日），後期（10月１日～翌年３月31日）の２期に区分する２学期制をとっており，各授業科目の授業は，原則として15週間にわたる期間を単位として行います。

(2) 授業の方法

各授業科目の授業は，講義，演習又は実験・実習により行います。

(3) 授業科目の単位

各授業科目は，教育研究上の目的にそって，多様な履修が可能となるように単位制がとられており，授業科目ごとに単位数を定めて開設します。

各授業科目の単位数は，１単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，授業の方法に応じて，当該授業による教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮して計算するものとされており，講義及び演習については，15時間から30時間までの範囲で，実験及び実習については，30時間から45時間の範囲で大学が定める時間の授業をもって１単位とすることとされています。

これにより，本研究科における講義による授業科目については，15時間の授業をもって１単位，演習による授業科目については，授業科目により15時間又は30時間の授業をもって１単位及び実験・実習による授業科目については30時間又は45時間の授業をもって１単位としています。

(4) 授業時間

授業は，月曜日から金曜日まで，各４時限実施しています。

各時限ごとの授業開始・終了時刻は次のとおりです。

時限	授業開始・終了時刻
1	8：50～10：20
2	10：40～12：10
3	13：20～14：50
4	15：10～16：40

３　単位の授与及び成績評価について

(1) 単位の授与

一の授業科目を履修し，試験に合格した者に対して，所定の単位を与えます。

(2) 成績評価基準

成績は，授業担当教員が授業科目の授業が終了した学期末に行う試験の結果及び学修状況等を勘案して総合評価をします。

なお，評語及び基準は次のとおりです。

評　語	評　点	評　価　基　準	合　否
秀	90～100	学修の目標を達成し，特に優れた成果を収めている	合　格
優	80～ 89	学修の目標を達成し，優れた成果を収めている	
良	70～ 79	学修の目標を達成し，良好な成果を収めている	
可	60～ 69	学修の目標を達成している	
不可	0～ 59	学修の目標を達成していない	不合格

4　授業科目及び履修要件について

(1) 授業科目

① 本研究科の授業科目は，研究科規則に定められており，各授業科目の開講予定は毎年作成する授業時間割表に掲載します。

② 各授業科目は専攻ごとに開設されます。この他に神戸大学大学院自然科学系５研究科（理学研究科，工学研究科，システム情報学研究科，農学研究科，海事科学研究科）に共通の授業科目として，前期課程には先端融合科学特論Ⅰ－１～５を，後期課程には先端融合科学特論Ⅱ－１～５を開設します。

(2) 前期課程履修要件

修了に必要な修得単位は30単位以上，各専攻の履修要件は，次表のとおりです。

専　攻	履　修　要　件		
	必修	選　択　必　修	選　択
数学専攻		16～30単位。 先端融合科学特論：2単位，数学講究：8単位以上， それ以外の選択必修科目：6単位以上	0～14単位
物理学専攻		14～26単位。 先端融合科学特論：2単位，論文講究：4単位以上， 特定研究：4単位以上，それ以外の選択必修科目：4～8単位	4単位以上
化学専攻		14～26単位。 先端融合科学特論：2単位，論文講究：4単位以上， 特定研究：4単位以上，それ以外の選択必修科目：4～8単位	4単位以上
生物学専攻		16～24単位。 先端融合科学特論：2単位，論文講究：4単位以上， 特定研究：4単位以上，それ以外の選択必修科目：6単位	6単位以上
惑星学専攻		14～24単位。 先端融合科学特論：2単位，論文講究：4単位以上， 特定研究：4単位以上，それ以外の選択必修科目：4～8単位	6単位以上

選択科目には，他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて４単位まで算入することができます。

※他専攻・・・・理学研究科博士課程前期課程のうち，所属専攻を除く４専攻。

※他研究科・・・神戸大学大学院で理学研究科以外の研究科（博士課程前期課程，修士課程）。

(3) 後期課程履修要件

修了に必要な修得単位は10単位以上，履修要件は，次表のとおりです。（全専攻共通）

必　　修	選　択　必　修	選　　択
特定研究　4単位	2単位， 他専攻授業科目又は「先端融合科学特論Ⅱ－１～５」から修得	4単位， ただし「先端融合科学特論Ⅱ－１～５」は除く

選択科目には，他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて２単位まで算入することができます。

※他専攻・・・・理学研究科博士課程後期課程のうち，所属専攻を除く４専攻。

※他研究科・・・神戸大学大学院で理学研究科以外の研究科（博士課程後期課程）。

５　研究指導について

大学院の教育方法については，大学院設置基準第12条に，「大学院の教育は，授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。（研究指導は，同第11条に「学位論文の作成等に対する指導」と規定。）」と規定されています。この場合において，授業科目の授業は単位制度によるものであり，研究指導は単位制度によらないものであって，単位制度によらず多様なかたちで行われる研究指導が，大学院の教育上重要な意義を有するものとされています。

本研究科前期課程の修了要件についても，研究科規則第32条第１項において，研究科前期課程に２年以上在学し，30単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，修士論文の審査及び最終試験に合格することの主旨が規定されており，研究指導は，課程修了のための重要な要件の一つとなっています。

また，後期課程の修了要件についても，研究科規則第32条第２項において，研究科後期課程に3年以上在学し，10単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格することの主旨が規定されています。

本研究科における研究指導は，入学した学生ごとに，指導教員が研究指導題目を定め，指導教員と関連分野の教員により，幅広く効果的に指導を行うほか，総合研究プロジェクトに参加させる等，研究能力の向上や共同研究の手法にも習熟できるよう配慮しています。

※　社会人学生のための教育方法の特例について

理学研究科博士課程後期課程化学専攻及び生物学専攻では，大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例を実施しています。概要は次のとおりです。

１．指導教員の合意を得て，授業及び研究指導の一部を夜間及び特定の時期に受講することができます。

２．学位論文の作成が進展しており，企業等に研究に関する優れた施設や設備があり，それを用いた方が成果が上がると，指導教員が認める場合は，勤務する企業等においても研究することができます。

６　履修手続について

授業科目の履修に当たっては，この後に掲載している「授業科目配当表」及び毎学期に配布する「授業時間割表」に定めるところに従い，在学期間にわたる履修授業科目を綿密に検討したうえ，履修するようにしてください。

履修登録は，学期の初めにパソコンから教務情報システムにより登録を行い，履修登録一覧（提出用）を理学研究科教務学生係に提出してください。また，他研究科の授業科目を履修しようとす

るときは，他研究科学生の履修を制限している科目や，登録期間前に事前登録を行う（受講許可カードを提出するなど）場合があるので，各自で当該研究科に確認してください。

〔注意事項〕

① 登録方法・登録期間等

入学時に配付する手引きを熟読の上，Web画面で登録を行ってください。登録期間等については，掲示・ホームページ等でお知らせします。

申請コードについては，必ず所属専攻の授業時間割表の申請コードで登録してください。（同一授業名でも専攻により申請コードが異なる場合があります。）また，大学側のデータ作成ミス等により履修登録エラーが発生した場合については，その都度，掲示・ホームページ等でお知らせします。未確認から生じる不利益は，本人がその責を負うことになるので注意してください。

② 提出方法

教務情報システムから履修登録を行った後，登録期間内に履修登録一覧（提出用）を提出してください。履修登録一覧（提出用）の提出がない場合は，システム障害等による履修登録エラーの救済対象にはなりませんので，注意してください。

③ その他

履修登録されていない授業科目は，たとえ履修・受験しても無効です。

7 学期末試験について

学期末試験は，授業が終了した後に実施しますが，担当教員によっては授業の終了する前に行うこともあります。

また，学期末試験をせずに，平常の成績，レポート等をもって学期末試験の代わりとする場合もあります。

レポートをもって試験に代えるときは，提出期限を厳守してください。試験はあらかじめ正規の届をした授業科目のみ受験することができます。学期末試験時間割表及び試験室の指定は，その都度掲示等をするので注意してください。

〔注意事項〕

① 授業科目の試験において不正行為若しくはその誤解を招く行為は厳に慎むこと。不正行為が判明した場合は，その期の履修科目（継続科目を含む。）の全ての成績を無効とします。

② 試験場での喫煙を禁止します。

③ 試験開始20分間は，受験者の退室を認めません。

④ 試験開始20分を経過した後は，受験者の入室を認めません。

⑤ 答案用紙は，答案の成否に拘らず各枚毎に必ず学籍番号・氏名を記入して提出してください。

⑥ 答案用紙に他事記載を禁止します。もし，これを記載したときは不利益を受けることがあります。

⑦ 試験に不必要なものは，一切鞄類の中へしまうか，又は所定の場所へ置いてください。

⑧ 一旦退室した者は，いかなる理由があっても，受験者全員の答案回収が済むまで再入室を認めません。

授業科目配当表（前期課程）

数学専攻

授業科目	単位数	選択必修選択の別	授業時間数				備考
			1年次		2年次		
			前期	後期	前期	後期	
解析学Ⅰ	2	選択必修		30			
解析学Ⅱ	2	〃	30				
代数学	2	〃		30			
幾何学	2	〃	30				
表現論	2	〃		30			
計算情報数学	2	〃	30				
確率論	2	〃	30				
解析数理特論Ⅰ	2	選択		30			
解析数理特論Ⅱ	2	〃	30				
構造数理特論Ⅰ	2	〃	30				
構造数理特論Ⅱ	2	〃		30			
応用数理特論Ⅰ	2	〃	30				
応用数理特論Ⅱ	2	〃		30			
総合演義Ⅰ	2	〃					重複可
総合演義Ⅱ	2	〃					重複可
科学英語	2	〃	30				
特別講義	1以上	〃	←15以上→				
			1，2年次				
			前期		後期		
数学講究Ⅰ	4	選択必修	60				Ⅰ，ⅡとⅢ，Ⅳを隔年で開講。 Ⅰ，Ⅱ：奇数年開講 Ⅲ，Ⅳ：偶数年開講
数学講究Ⅱ	4	〃			60		
数学講究Ⅲ	4	〃	60				
数学講究Ⅳ	4	〃			60		

物理学専攻

授業科目	単位数	選択必修選択の別	授業時間数				備考
			1年次		2年次		
			前期	後期	前期	後期	
物性論Ⅰ	4	選択必修	60				
高エネルギー物理学Ⅰ	4	〃	60				
理論物理学Ⅰ	4	〃	60				
量子ダイナミクスⅠ	2	選択		30		30	隔年
量子ダイナミクスⅡ	2	〃		30		30	隔年
低温物性学	2	〃	30				
極限物性学	2	〃		30			
電子物性学	2	〃		30			
素粒子実験学Ⅰ	1	〃		15		15	集中，隔年
素粒子実験学Ⅱ	1	〃		15		15	集中，隔年
素粒子実験学Ⅲ	1	〃		15		15	集中，隔年
素粒子実験学Ⅳ	1	〃		15		15	集中，隔年
素粒子理論Ⅰ	2	〃	30				
素粒子理論Ⅱ	1	〃		15			集中
量子物性Ⅰ	2	〃	30				
量子物性Ⅱ	2	〃		30			
科学英語	2	〃	30				
特別講義	1以上	〃	←15以上→				
			1年次		2年次		
			前期	後期	前期	後期	
論文講究Ⅰ	4	選択必修	60	60			
論文講究Ⅱ	4	〃			60	60	
特定研究Ⅰ	4	〃	60	60			
特定研究Ⅱ	4	〃			60	60	

化学専攻

授業科目	単位数	選択必修選択の別	授業時間数				
			1年次		2年次		
			前期	後期	前期	後期	
物理化学Ⅰ	2	選択必修	30				
物理化学Ⅱ	2	〃		30			
無機化学Ⅰ	2	〃	30				
無機化学Ⅱ	2	〃		30			
有機化学Ⅰ	2	〃	30				
有機化学Ⅱ	2	〃		30			
反応化学特論	2	選択		30			隔年
物性物理化学特論	2	〃	30				隔年
無機・分析化学特論	2	〃	30				隔年
溶液化学・生物無機化学特論	2	〃	30				隔年
有機化学特論	2	〃		30			隔年
生物化学特論	2	〃	30				隔年
構造解析学	2	〃	30				集中，連携講座
理論生物化学	2	〃		30			集中，連携講座
科学英語	2	〃		30			
特別講義	1以上	〃	←15以上→				
			1年次		2年次		
			前期	後期	前期	後期	
論文講究Ⅰ	4	選択必修	60	60			
論文講究Ⅱ	4	〃			60	60	
特定研究Ⅰ	4	〃	60	60			
特定研究Ⅱ	4	〃			60	60	

生物学専攻

授業科目	単位数	選択必修選択の別	授業時間数				備考
			1年次		2年次		
			前期	後期	前期	後期	
生体分子機構概論Ⅰ	2	選択必修		30	30		
生体分子機構概論Ⅱ	2	〃	30				
生命情報伝達概論Ⅰ	2	〃				30	
生命情報伝達概論Ⅱ	2	〃	30		30		
生物多様性概論Ⅰ	2	〃	30				
生物多様性概論Ⅱ	2	〃				30	
生理学特論Ⅰ	2	選択	30				隔年
生理学特論Ⅱ	2	〃				30	〃
生化学特論Ⅰ	2	〃	30				〃
生化学特論Ⅱ	2	〃				30	〃
細胞生物学特論	2	〃			30		〃
分子遺伝学特論	2	〃			30		〃
神経生物学特論	2	〃		30			〃
情報伝達機構特論	2	〃		30			〃
発生生物学特論Ⅰ	2	〃			30		〃 ，集中，連携講座
生物制御科学特論Ⅰ	2	〃		30			〃 ，集中，連携講座
系統分類学特論	2	〃				30	〃
生態学特論	2	〃	30				〃
科学英語	2	〃		30			
特別講義	1以上	〃	←15以上→				
			1年次		2年次		
			前期	後期	前期	後期	
論文講究Ⅰ	4	選択必修	60	60			
論文講究Ⅱ	4	〃			60	60	
特定研究Ⅰ	4	〃	60	60			
特定研究Ⅱ	4	〃			60	60	

惑星学専攻

授業科目	単位数	選択必修 選択の別	授業時間数				備考
			1年次		2年次		
			前期	後期	前期	後期	
惑星学要論	4	選択必修	60				
惑星学通論Ⅰ	2	〃		30			
惑星学通論Ⅱ	2	〃			30		
惑星学詳論Ⅰ－1	2	選択	30				
惑星学詳論Ⅰ－2	1	選択	15				隔年
惑星学詳論Ⅱ－1	1	〃	15				
惑星学詳論Ⅱ－2	1	〃	15				
惑星学詳論Ⅲ－1	2	〃	30				
惑星学詳論Ⅲ－2	2	〃		30			隔年
科学英語	2	〃		30			
特別講義	1以上	〃	←15以上→				
			1年次		2年次		
			前期	後期	前期	後期	
論文講究Ⅰ	4	選択必修	60	60			
論文講究Ⅱ	4	〃			60	60	
特定研究Ⅰ	4	〃	60	60			
特定研究Ⅱ	4	〃			60	60	

各専攻共通

先端融合科学特論

次の内容を先端融合科学特論Ⅰ－１～５として，毎年おおむね１０科目開講します。

全専攻共１科目（２単位）選択必修，抽選により１科目を履修できます。

授業科目 （先端融合科学特論Ⅰ）	単位数	選択必修 選択の別	授業時間数				備考
			１年次		２年次		
			前期	後期	前期	後期	
Geometric Aspects of Mathematics	2	選択必修	30		30		夏季集中
素粒子実験で探る時空の物理研究	2	〃	30		30		〃
非共有結合系分子科学研究	2	〃	30		30		〃
多細胞生物の構築原理と保障機構	2	〃	30		30		〃
水環境と水圏関連光合成生物が作る統合システムの解析と応用	2	〃	30		30		〃
水の起源と惑星進化における役割の解析	2	〃	30		30		〃
スマート物質・材料工学（Material Science and Engineering）	2	〃	30		30		〃
バイオマテリアル･メディカルエンジニアリング研究	2	〃	30		30		〃
次世代インフラ融合研究	2	〃	30		30		〃
次世代エコプロダクションシステム創生研究	2	〃	30		30		〃
地震・豪雨等自然災害に対する防災・減災研究	2	〃	30		30		〃
システム構築戦略研究	2	〃	30		30		〃
Smarter World を実現する IT・RT 技術研究チーム	2	〃	30		30		〃
低負荷・減災型のルーラルデザイン研究	2	〃	30		30		〃
プラントヘルスサイエンスの統合と新展開	2	〃	30		30		〃
ヘルスバイオサイエンス研究	2	〃	30		30		〃
資源動物のシグナル伝達制御	2	〃	30		30		〃
津波災害の解析と安全システム構築	2	〃	30		30		〃
海洋再生可能エネルギーと水素エンジニアリングへの展開	2	〃	30		30		〃

授業科目配当表（後期課程）

数学専攻

授　業　科　目	単位数	必修・選択の別	授業時間数		備　考
			1-3 年次		
			前期	後期	
解析数理特論Ⅲ	2	選択	30		
解析数理特論Ⅳ	2	〃		30	
構造数理特論Ⅲ	2	〃	30		
構造数理特論Ⅳ	2	〃		30	
応用数理特論Ⅲ	2	〃	30		
応用数理特論Ⅳ	2	〃		30	
総合演義Ⅲ	2	〃			重複可
総合演義Ⅳ	2	〃			重複可
特別講義	1 以上	〃	←15 以上→		
特定研究	4	必修	120		

物理学専攻

授　業　科　目	単位数	必修・選択の別	授業時間数		備　考
			1-3 年次		
			前期	後期	
物性論Ⅱ	2	選択		30	
物性論Ⅲ	2	〃		30	
高エネルギー物理学Ⅱ	2	〃	30		
高エネルギー物理学Ⅲ	2	〃	30		
理論物理学Ⅱ	2	〃		30	
理論物理学Ⅲ	2	〃		30	
特別講義	1 以上	〃	←15 以上→		
特定研究	4	必修	120		

化学専攻

授　業　科　目	単位数	必修・選択の別	授業時間数		備　考
			1-3 年次		
			前期	後期	
物理化学特論Ⅰ	2	選択	30		
物理化学特論Ⅱ	2	〃		30	
無機化学特論Ⅰ	2	〃	30		
無機化学特論Ⅱ	2	〃		30	
有機化学特論Ⅰ	2	〃	30		
有機化学特論Ⅱ	2	〃		30	
構造解析学特論	2	〃	30		連携講座
理論生物化学特論	2	〃		30	連携講座
特別講義	1 以上	〃	←15 以上→		
特定研究	4	必修	120		

生物学専攻

授　業　科　目	単位数	必修・選択の別	授業時間数		備　考
			1-3 年次		
			前期	後期	
生体分子機構特論Ⅰ	2	選択	30		
生体分子機構特論Ⅱ	2	〃		30	
生命情報伝達特論Ⅰ	2	〃	30		
生命情報伝達特論Ⅱ	2	〃		30	
生物多様性特論Ⅰ	2	〃	30		
生物多様性特論Ⅱ	2	〃		30	
発生生物学特論Ⅱ	2	〃	30		隔年, 集中, 連携講座
生物制御科学特論Ⅱ	2	〃		30	隔年, 集中, 連携講座
特別講義	1 以上	〃	←15 以上→		
特定研究	4	必修	120		

惑星学専攻

授　業　科　目	単位数	必修・選択の別	授業時間数 1-3 年次		備　考
			前期	後期	
惑星学特論Ⅰ	2	選択		30	
惑星学特論Ⅱ	2	〃	30		
特別講義	1以上	〃			
特定研究	4	必修	120		

各専攻共通

先端融合科学特論

次の内容を先端融合科学特論Ⅱ－１～５として，毎年おおむね１０科目開講します。

授　業　科　目	単位数	必修・選択の別	授業時間数 1-3 年次		備　考
			前期	後期	
Geometric Aspects of Mathematics	2	選択	30		夏季集中
素粒子実験で探る時空の物理研究	2	〃	30		〃
非共有結合系分子科学研究	2	〃	30		〃
多細胞生物の構築原理と保障機構	2	〃	30		〃
水環境と水圏関連光合成生物が作る統合システムの解析と応用	2	〃	30		〃
水の起源と惑星進化における役割の解析	2	〃	30		〃
スマート物質・材料工学（Material Science and Engineering）	2	〃	30		〃
バイオマテリアル･メディカルエンジニアリング研究	2	〃	30		〃
次世代インフラ融合研究	2	〃	30		〃
次世代エコプロダクションシステム創生研究	2	〃	30		〃
地震・豪雨等自然災害に対する防災・減災研究	2	〃	30		〃
システム構築戦略研究	2	〃	30		〃
Smarter World を実現する IT・RT 技術研究	2	〃	30		〃
低負荷・減災型のルーラルデザイン研究	2	〃	30		〃
プラントヘルスサイエンスの統合と新展開	2	〃	30		〃
ヘルスバイオサイエンス研究	2	〃	30		〃
資源動物のシグナル伝達制御	2	〃	30		〃
津波災害の解析と安全システム構築	2	〃	30		〃
海洋再生可能エネルギーと水素エンジニアリングへの展開	2	〃	30		〃

理学部・理学研究科「学生からの成績評価に対する申し立て手続き」についての内規

平成25年11月15日　制定

「学生からの成績評価に対する申し立て手続き」についての申合せ（平成25年10月23日全学教務委員会決定）に基づき，理学部・理学研究科において開講している授業科目の成績評価について次のとおり申し立てができるものとする。

（申し立ての理由）

学生は受講した授業科目の成績評価について，当該授業科目の成績評価基準等に照らして疑義がある場合は，理学部長・理学研究科長に申し立てを行い，授業担当教員に説明を求めることができるものとする。

（申し立ての手続き）

成績評価に対する申し立ては，成績発表後原則として１週間以内に行うこととし，申し立てを行う授業科目名，担当教員名，申し立ての内容及びその理由等を所定の様式により記入し，理学研究科教務学生係に提出することとする。

（申し立てへの対応）

申し立てを受けた授業科目の担当教員は，申し立てた学生に対し成績評価について速やかに理学研究科教務学生係を通じ，回答を行うものとする。

また，その結果については，授業担当教員等が書面により理学部長・理学研究科長に報告することとする。

附　則

この内規は，平成25年10月1日から施行する

交通機関の運休，気象警報の場合における
授業，学期末試験の取扱いについて

平成19年４月１日　制定
平成22年９月10日　改正
平成25年10月18日　改正

１．交通機関の運休の場合

次の(1)又は(2)に該当する場合，当日のその後に開始する授業（学期末試験を含む。）を休講とする。

(1)　JR西日本がストライキ等のため運休した場合

(2)　阪急電鉄および阪神電鉄がストライキ等のため同時に運休した場合。

ただし，次の場合は授業を実施する。

①　午前６時までに，交通機関が運行した場合は，１時限目の授業から実施する。

②　午前10時までに，交通機関が運行した場合は，３時限目（午後）の授業から実施する。

２．気象警報の場合

神戸市に警報（暴風・大雪・暴風雪）又は特別警報が発令された場合，当日のその後に開始する授業（学期末試験を含む。）を休講とする。

なお，上記の気象警報が広域に発令された場合は，発令地域に神戸市が含まれている場合にこの取扱いを適用する。

ただし，次の場合は授業を実施する。

(1)　午前６時までに，上記の気象警報が解除された場合は，１時限目の授業から実施する。

(2)　午前10時までに，上記の気象警報が解除された場合は，３時限目（午後）の授業から実施する。

(注)

１　気象警報（暴風・大雪・暴風雪）は，「神戸地方気象台が発表する警報」によるものとする。

２　解除又は運行の確認は，テレビ・ラジオ等の報道による。

３　演習等小人数の授業については，担当教員と受講者が相談して授業を行うことがある。

４　この取扱いは平成25年10月１日から適用する。

自然科学系プログラム教育コース(プログラムコース)実施要項

平成18年12月７日　制定
平成26年11月13日　改正

（趣　　旨）

第１　この要項は，神戸大学大学院理学研究科，工学研究科，システム情報学研究科，農学研究科及び海事科学研究科(以下「自然科学系研究科」という。)の各研究科規則に規定する自然科学系プログラム教育コース（以下「プログラムコース」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

（プログラムコースの開設とその調整）

第２　プログラムコースは，自然科学系研究科の共同によって魅力的なテーマを選定し，これらを教育プログラム化するものとし，その開設と調整は，自然科学系教育研究推進会議が行う。

２　開設するプログラムコースは，年度ごとに別に定める。

（履修要件等）

第３　プログラムコースは学生の希望により履修するもので，それぞれのコースに応じて指定する自研究科と他研究科の科目群からなり，自研究科の前期課程修了要件に加えて，他研究科の科目４単位（又は他研究科２単位及び他専攻２単位）を含めて６単位を修得しなければならない。

なお，プログラムコースの修得単位数が６単位に満たない者が当該プログラムコースで修得した他研究科の単位は，自研究科規則に基づいて修了要件の単位に算入することができる。

（履修申請等）

第４　履修申請等は，次のとおりとする。

①　履修対象学生

プログラムコースが開設されている専攻のうち，いずれかの専攻に所属する学生とする。

②　履修可能なプログラムコース

原則として，一人１プログラムコースとする。

③　プログラムコースの定員

定員は設けない。ただし，希望者が多人数の時は調整する場合がある。

④　履修申請方法

「プログラムコース履修申請書」を所属研究科の教務学生係に，所定の期間までに提出し，所定の履修登録を行うものとする。

（修了認定証の授与）

第５　プログラムコース修了の判定は，学生の所属する研究科において行い，修了を認定した者については，修了認定証を授与する。

２　修了認定証の様式は，別紙のとおりとする。

３　修了認定証は，学位記授与式の日に交付する。

（雑　　則）

第６　この要項に定めるもののほか，プログラムコースの実施に関し必要な事項は，自然科学系教育研究推進会議が定める。この事務は，自然科学系先端融合研究環事務部において行う。

途中の附則（略）

附　　則　この要項は，平成27年４月１日から実施する。

プログラムコース一覧

コース名	担当研究科	専攻	授業科目	内容
ゲノム機能科学 （理・農連携）	理学研究科 〃 〃	生物学専攻 〃 〃	生理学特論Ⅰ 分子遺伝学特論＊ 情報伝達機構特論	生物ゲノムが内包する遺伝子の機能について基礎と応用を繋ぐ教育プログラム
	農学研究科 〃	資源生命科学専攻 生命機能科学専攻	動物ゲノム学 微生物ゲノム学	
海洋環境科学 （理・海事連携）	理学研究科 〃 〃	生物学専攻 惑星学専攻 〃	系統分類学特論 惑星学詳論Ⅱ-1 惑星学詳論Ⅱ-2	海洋環境に関わる生物・化学・物理学の基礎と応用を繋ぐ教育プログラム
	海事科学研究科 〃 〃	海事科学専攻 〃 〃	海洋環境生化学 海洋環境管理論 沿岸気象海象論	
計算数理 （理・シ連携）	理学研究科 〃	数学専攻 〃	解析学Ⅱ 計算情報数学＊	計算に関わる基礎数理と知能科学・数理統計への展開を繋ぐ教育プログラム
	システム情報学研究科	情報科学専攻 〃	数理論理学特論 数理統計学特論	
バイオリファイナリー （工・農連携）	工学研究科 〃 〃	応用化学専攻 〃 〃	生物反応工学 生物化学工学特論 分子生物工学	バイオマス資源による新たな物質生産系の構築に対応する教育プログラム
	農学研究科 〃 〃	生命機能科学専攻 〃 〃	植物分子生物学 ゲノム機能制御学 環境分子制御科学	
減災戦略 （工・海事連携）	工学研究科 〃	建築学専攻 市民工学専攻	避難計画特論 地震工学特論Ⅱ	自然大災害のアセスメント、減災、災害情報コミュニケーションに対応する教育プログラム
	海事科学研究科 〃 〃	海事科学専攻 〃 〃	海事安全管理論 海事技術評価論 災害危機管理論	
計算ロボティクス （工・シ連携）	工学研究科 〃	機械工学専攻 〃	アドバンスト制御システム論 多変数制御論	計算科学におけるモデリング・シミュレーション手法と実世界におけるロボットの運動制御を対比させ，生体運動系のような複雑力学系の解析と次世代ロボットの設計・制御，身体運動のリハビリテーション・運動トレーニングへの展開を繋ぐ教育プログラム
	システム情報学研究科	計算科学専攻 〃	計算ロボティクス論 バイオメカニクス論	
国際食料流通 （農・海事連携）	農学研究科 〃	食料共生システム学専攻 〃	食料産業システム論 環境情報論	食料生産計画及び貿易・流通による国際食料流通の発展に繋がる教育プログラム
	海事科学研究科 〃 〃	海事科学専攻 〃 〃	国際交通経済論 ロジスティクス特論 機能性包装論	

（注） 授業科目に付した＊印は、当該コースにおいて当該研究科当該専攻の学生に履修を指定する科目を示す。

数理・経済プログラム教育コース（プログラムコース）実施要項

平成20年４月１日　制定
平成27年３月19日　改正

（趣　　旨）

第１　この要項は，神戸大学大学院理学研究科規則第25条の２に規定する数理・経済プログラム教育コース（以下「プログラムコース」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

（プログラムコースの開設とその調整）

第２　プログラムコースは，理学研究科及び経済学研究科（以下「当該研究科」という。）の協議によって精選した魅力的な授業科目を選定し，これをプログラム化するものとする。なお，その開設と調整は，当該研究科の教務担当委員会が行う。

（履修要件等）

第３　プログラムコースは学生の希望により履修するもので，履修要件及び開設授業科目等は別に定める。

なお，プログラムコースの修得単位数がコースの修了に必要な単位に満たない者の，当該プログラムコースで修得した経済学研究科の単位は，理学研究科規則に定めるところにより修了要件の単位に算入することができる。

（履修申請等）

第４　履修申請等は，次のとおりとする。

(1)　履修対象学生

博士課程前期課程数学専攻の学生

(2)　履修定員

履修者の定員は設けないものとする。ただし，履修希望者が多人数の時は調整することがある。

(3)　履修申請方法

プログラムコースを履修しようとする者は，「数理・経済プログラム教育コース履修申請書」を理学研究科教務学生係に所定の期間までに提出し，所定の履修登録を行うものとする。

（修了認定証の授与）

第５　プログラムコース修了の判定は，理学研究科において行い，修了を認定した者については，修了認定証を授与する。

２　修了認定証の様式は，別紙のとおりとする。

３　修了認定証は，学位記授与式の日に交付する。

（雑　　則）

第６　この要項に定めるもののほか，プログラムコースの実施に関し必要な事項は，当該研究科の教務担当委員会の調整に基づき，理学研究科教授会の議を経て定める。

２　この要項に必要な事務は，理学研究科教務学生係が行う。

附　　則

この要項は，平成20年４月１日から実施する。

附　　則

この要項は，平成27年４月１日から実施する。

数理・経済プログラム教育コース履修要件等について

（平成２７年度）

研究科・専攻	プログラムコース履修要件	授業科目（単位）	開講学期等		担当教員	備　考
			学期	曜日・時限		
理学研究科数学専攻	理学研究科数学専攻の学生は，自専攻の履修要件に加えて，自専攻で開設する「確率論（２）」，経済学部で開設する「経済原論Ⅰ（４）」のほか，経済学部で開設する授業科目から２単位以上修得しなければならない。	経済原論Ⅱ（４）	前期	火・2 金・3	中村	週2回
		金融経済論（２）	後期	月・2	滝川	
		計量経済学（２）	前期	火・3	羽森	
		経済原論Ⅰ（４）	後期	火・5 金・2	鈴木	週2回

開講科目は変更することがある。

他大学大学院の授業科目を履修する学生及び特別聴講学生取扱要領

平成19年４月１日　制定
平成21年９月11日　改正

他大学の大学院（以下「他大学大学院」という。）の授業科目を履修する本研究科の学生（以下「聴講派遣学生」という。）及び本研究科の授業科目を履修する他大学大学院の学生（以下「特別聴講学生」という。）の取扱いについては，次のとおりである。

（1）聴講派遣学生

① 手　続

指導教員は，学生に他大学大学院の授業科目を履修させることが教育上有益であると認めたときは，聴講派遣許可願を研究科長に提出すること。

② 許　可

指導教員から聴講派遣許可願の提出があったときは，他大学大学院との協定に基づき，当該学生が聴講派遣学生として他大学大学院の授業科目を履修することを許可する。

③ 授業料等

ア　聴講派遣学生は，本研究科の学生としての授業料を納付しなければならない。

イ　聴講派遣学生として他大学大学院に派遣された者は，他大学大学院との協定により定められた授業料等を当該大学院等に納付しなければならない。

ウ　授業料等のほか，授業科目を履修するために必要な特別の費用は，聴講派遣学生の負担とする。

④ 規則の遵守

聴講派遣学生は，当該大学の諸規則を遵守しなければならない。

⑤ 単位の認定

聴講派遣学生が他大学大学院において履修した授業科目について修得した単位は，当該大学院の報告に基づき，研究科規則第22条に規定する単位数（前期課程にあっては10単位，後期課程にあっては４単位）の範囲内において，研究科規則第32条に規定する単位として認定する。

（2）特別聴講学生

① 許　可

他大学大学院から特別聴講学生の受入れの依頼があったときは，他大学大学院との協定に基づき，当該学生が本研究科の授業科目を履修することを許可する。

② 授業料等

ア　特別聴講学生に係る検定料及び入学料は徴収しない。

イ　特別聴講学生に係る授業料は，他大学（外国の大学を含む）との協定により不徴収とすることができる。（教学規則第84条の2）

ウ　授業料のほか，授業科目を履修するために必要な特別の費用は，特別聴講学生の負担とする。

③ 規則の遵守

特別聴講学生は，本学の諸規則を遵守しなければならない。

④ 施設等の使用

特別聴講学生は，管理責任者の承認を得て，本学の施設及び設備を使用することができる。

⑤ 許可の取消し

特別聴講学生が次のいずれかに該当するときは，受入れの許可を取り消すことがある。

ア　疾病その他の理由により，成業の見込みがないと認められるとき。

イ　特別聴講学生として不都合な行為があったとき。

ウ　授業料納付の義務を怠ったとき。

附　　則

この内規は，平成19年４月１日から施行する。

附　　則

この要領は，平成21年10月１日から施行する。

（注）　他大学大学院との協定を成立させるためには，かなりの日数を要するので，早目に指導教員及び事務室に相談すること。

他大学大学院等において研究指導を受ける学生及び特別研究学生取扱要領

平成19年４月１日　制定
平成21年９月11日　改正

他大学の大学院又は研究所等（以下「他大学大学院等」という 。）において研究指導を受ける本研究科の学生（以下「研究指導委託学生」という。）及び本研究科において研究指導を受ける他大学の大学院（以下「他大学大学院」という。）の学生（以下「特別研究学生」という。）の取扱いについては，次のとおりである。

（1）研究指導委託学生

① 手　続

指導教員は，学生に他大学大学院等において研究指導を受けさせることが教育上有益であると認めたときは，研究指導委託許可願を研究科長に提出すること。

② 許　可

指導教員から研究指導委託許可願の提出があったときは，他大学大学院等との協定に基づき，当該学生が研究指導委託学生として他大学大学院等において研究指導を受けることを許可する。

③ 他大学大学院等における研究指導の期間

研究指導委託学生として他大学大学院等において研究指導を受ける期間は，２年以内とする。ただし，前期課程の学生については１年以内とし，後期課程の学生については，特別の理由があり，かつ，教育上有益であると認めるときは，通算して３年を限度としてこれを許可することがある。

④ 授業料等

ア　研究指導委託学生は，本研究科の学生としての授業料を納付しなければならない。

イ　研究指導委託学生として他大学大学院等に派遣された者は，他大学大学院等との協定により定められた授業料等を当該大学院等に納付しなければならない。

ウ　授業料等のほか，研究指導を受けるために必要な特別の費用は，研究指導委託学生の負担とする。

⑤ 規則の遵守

研究指導委託学生は，当該大学又は研究所等の諸規則を遵守しなければならない。

⑥ 研究指導の認定

研究指導委託学生が他大学大学院等において受けた研究指導は，当該大学院等の報告に基づき，研究科規則第24条に規定する研究指導として認定する。

（2）特別研究学生

① 許　可

他大学大学院から特別研究学生の受入れの依頼があったときは，他大学大学院との協定に基づき，当該学生が本研究科において研究指導を受けることを許可する。

② 受入れの時期

特別研究学生の受入れの時期は，４月及び10月とする。ただし，特別の理由があると認めたときは，この限りでない。

③ 授業料等

ア　特別研究学生に係る検定料及び入学料は徴収しない。

イ　特別研究学生に係る授業料は，他大学（外国の大学を含む）との協定により不徴収とすることができる。（教学規則第84条の２）

ウ　授業料のほか，研究指導を受けるために必要な特別の費用は，特別研究学生の負担とする。

④ 授業科目の聴講

特別研究学生は，指導教員及び授業科目担当教員の承認を得て，研究に関連のある授業科目を聴講することができる。ただし，単位を修得することはできない。

⑤ 規則の遵守

特別研究学生は，本学の諸規則を遵守しなければならない。

⑥ 施設等の使用

特別研究学生は，指導教員及び管理責任者の承認を得て，本学の施設及び設備を使用することができる。

⑦ 許可の取消し

特別研究学生が次のいずれかに該当するときは，受入れの許可を取り消すことがある。

ア　疾病その他の理由により，成業の見込みがないと認められたとき。

イ　特別研究学生として不都合な行為があったとき。

ウ　授業料納付の義務を怠ったとき。

附　　則

この内規は，平成19年４月１日から施行する。

附　　則

この要領は，平成21年10月１日から施行する。

（注）　他大学大学院等との協定を成立させるためには，かなりの日数を要するので，早目に指導教員及び事務室に相談すること 。

神戸大学大学院理学研究科転入学に関する内規

平成19年４月１日　制定
平成27年３月19日　改正

（趣　　旨）

第１条　この内規は，神戸大学大学院理学研究科規則第15条の規定に基づき，転入学に関し，必要な事項を定めるものとする。

（転入学資格）

第２条　博士課程前期課程に転入学を志願できる者は，他大学大学院修士課程又は博士課程前期課程に在学している者で転入学をした後，在学年限が２年以上ある者とする。

２　博士課程後期課程に転入学を志願できる者は，他大学大学院博士課程後期課程に在学している者で転入学をした後，在学年限が３年以上ある者とする。

（出願手続）

第３条　転入学を志願する者は，入学の時期の２か月前の所定の期日（特別の事情が有ると認められた者は，この限りでない。）までに，検定料を納付した上，次の各号に掲げる書類を理学研究科長に提出しなければならない。

(1) 転入学願書（本研究科所定の用紙）
(2) 履歴書（本研究科所定の用紙）
(3) 志望理由書（A4判の用紙に1,000字程度で記入し，本研究科所定の用紙を表紙として提出すること。
(4) 研究計画書（A4判の用紙にどのような分野でどのような内容の研究をしようとしているのか分かるように，2,000字程度に記入し，本研究科所定の用紙を表紙として提出すること。）
(5) 振替払込受付証明書（所定の用紙）

（選考方法）

第４条　前期課程への転入学志願者に対する選考は，神戸大学大学院理学研究科博士課程前期課程入試と同程度の試験を，また，後期課程への転入学志願者に対する選考は，神戸大学大学院理学研究科博士課程後期課程入試と同程度の試験を，原則として，２月に実施する。やむを得ない場合は，別の月に実施することがある。

（入学の時期）

第５条　転入学の時期は,前期課程にあっては学年の始め,後期課程にあっては学期の初めとする。

（修業年限及び在学年限）

第６条　転入学を認められた者の修業年限及び在学年限は，教授会の議を経てその都度定める。

（既修得単位の認定）

第７条　転入学をする前に在籍していた大学の大学院で修得した単位について，修士課程又は博士課程前期課程において修得した単位は，20単位を限度として，博士課程後期課程において修得した単位は，６単位を限度として理学研究科において修得した単位として認める。

（雑　　則）

第８条　この内規に定めるもののほか，必要な事項は，教授会の議を経て定める。

附　　則

この内規は，平成19年４月１日から施行する。

附　　則

この内規は，平成27年４月１日から施行する。

神戸大学大学院理学研究科再入学に関する内規

平成19年４月１日　制定
平成27年３月19日　改正

（趣　　旨）

第１条　この内規は，神戸大学大学院理学研究科規則第16条に定める再入学に関し，必要な事項を定めるものとする。

（再入学資格）

第２条　本研究科博士課程前期課程又は博士課程後期課程に在学していた者で中途で退学した者又は除籍された者

（出願手続）

第３条　再入学を志願する者は，入学の時期の２か月前（特別の事情が有ると認められた者は，この限りでない。）までに，検定料を納付した上，次の各号に掲げる書類を添えて，理科学研究科長に提出しなければならない。

(1) 再入学願書（本研究科所定の用紙）
(2) 履歴書（本研究科所定の用紙）
(3) 志望理由書（A4判の用紙に1,000字程度で記入し，本研究科所定の用紙を表紙として提出すること。）
(4) 研究計画書（A4判の用紙にどのような分野でどのような内容の研究をしようとしているのか分かるように，2,000字程度に記入し，本研究科所定の用紙を表紙として提出すること。）
(5) 振替払込受付証明書（所定の用紙）

（選考方法）

第４条　前期課程への再入学志願者に対する選考は，神戸大学大学院理学研究科博士課程前期課程入試と同程度の試験を，後期課程への再入学志願者に対する選考は，神戸大学大学院理学研究科博士課程後期課程入試と同程度の試験を，原則として，２月に実施する。やむを得ない場合は，別の月に実施することがある。

（入学の時期）

第５条　再入学の時期は，前期課程にあっては学年の始め，後期課程にあっては学期の始めとする。

（修業年限及び在学年限）

第６条　再入学を認められた者の修業年限・在学年限は，教授会の議を経てその都度定める。

（既修得単位の認定）

第７条　退学又は除籍前に修得した単位は，前期課程にあっては20単位，後期課程にあっては６単位を限度として認める。

（雑　　則）

第８条　この内規に定めるもののほか，必要な事項は，教授会の議を経て定める。

附　　則

この内規は，平成19年４月１日から施行する。

附　　則

この内規は，平成27年４月１日から施行する。

神戸大学大学院理学研究科転専攻に関する内規

平成19年４月１日　制定
平成27年３月19日　改正

（趣　　旨）

第１条　この内規は，神戸大学大学院理学研究科規則第14条の転専攻に関し，必要な事項を定めるものとする。

（転専攻の許可）

第２条　所属する専攻及び転専攻を志望する専攻（以下「当該専攻」という。）の同意が得られた場合であって，転専攻を志望する者（以下「申請者」という。）が，次の各号のすべてに該当し，又は申請者に対する教育上の配慮により，特に転専攻が必要であると認められる場合は，研究科教授会の議を経て転専攻を許可することがある。

(1) 転専攻の事由が明白であること。

(2) 当該専攻の教育研究に支障がないとき。

（転専攻の手続き）

第３条　申請者は，次の書類を添えて，転専攻しようとする学期の２か月前までに所属の専攻長を経て，研究科長に申請しなければならない。

(1) 転専攻願（本研究科所定の用紙）

(2) 志望理由書（Ａ４判の用紙に1,000字程度で記入し，本研究科所定の用紙を表紙として提出すること。）

(3) 研究計画書（Ａ４判の用紙にどのような分野でどのような内容の研究しようとしているのか分かるように，2,000字程度記入し，本研究科所定の用紙を表紙として提出すること。）

（転専攻の選考方法）

第４条　当該専攻は，申請者がある場合，書類審査及び面接により選考するものとする。

（転専攻の時期）

第５条　転専攻の時期は，２年次の初めとする。

（既修得単位の取扱い）

第６条　申請者の転専攻前に修得した単位は，前期課程にあっては20単位を限度として，後期課程にあっては６単位を限度として認める。

（雑　　則）

第７条　この内規に定めるもののほか，必要な事項は，研究科教授会の議を経て定める。

附　　則

この内規は，平成19年4月1日から施行する。

附　　則

この内規は，平成27年4月1日から施行する。

神戸大学大学院理学研究科科目等履修生規程

平成19年４月１日　制定
最近改正　平成27年2月20日

（趣　　旨）

第１条　この規程は，神戸大学大学院理学研究科規則（平成19年４月１日制定）第36条の規定に基づき，神戸大学大学院理学研究科（以下「研究科」という。）の科目等履修生に関する必要な事項を定めるものとする。

（入学資格）

第２条　研究科の前期課程に科目等履修生として入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　大学を卒業した者
(2)　学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第４項の規定により学士の学位を授与された者
(3)　外国において，学校教育における16年の課程を修了した者
(4)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
(5)　文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第５号）
(6)　研究科において，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

２　研究科の後期課程に科目等履修生として入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　修士の学位又は専門職学位を有する者
(2)　外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
(3)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
(4)　文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)
(5)　研究科において，修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

（出願手続）

第３条　科目等履修生として入学を志願する者は，所定の期日までに検定料を納付した上，次の各号に掲げる書類を神戸大学大学院理学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

(1)　科目等履修生願書（所定の用紙）
(2)　履歴書（所定の用紙）
(3)　最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書
(4)　振替払込受付証明書（所定の用紙）
(5)　その他研究科において必要と認める書類

２　会社等（官公庁を含む。）に在職している者にあっては，前項各号に掲げる書類のほか，在職のまま入学することについての所属長の承諾書を提出しなければならない。

３　日本に居住している外国人にあっては，第１項各号及び前項に掲げる書類のほか，住民票の写し（提出日前３０日以内に作成されたものに限る。）又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

（選考方法）

第４条　入学志願者に対する選考は，書類審査等により行う。

（入学手続）

第５条　科目等履修生の選考に合格した者は，所定の期日までに，所定の書類を研究科長に提出するとともに，入学料を納付しなければならない。

（授 業 料）

第６条　科目等履修生は，所定の期日までに授業料を納付しなければならない。

（履修期間）

第7条　履修期間は，履修を許可された授業科目の開講期間とし，1年以内とする。

２　特別の理由により，前項の履修期間に引き続き履修を志願する者については，前項の規定にかかわらず，神戸大学大学院理学研究科教授会(以下「教授会」という。)の議を経て，履修期間を延長することがある。ただし，その場合の履修期間は，通算して2年を限度とするものとする。

（履修科目）

第８条　履修することのできる授業科目は，１学期５科目以内とし，実験及び実習は，原則として許可しない。

（試　　験）

第９条　科目等履修生は，履修した授業科目について，試験を受けることができる。

（単位修得証明書）

第10条　科目等履修生に対しては，前条の試験に合格した授業科目について，単位修得証明書を交付する。

（退　　学）

第11条　科目等履修生が退学しようとするときは，願い出て許可を受けなければならない。

（除　　籍）

第12条　科目等履修生が次の各号のいずれかに該当するときは，教授会の議を経て，除籍する。

(1)　科目等履修生として不都合な行為があったとき。

(2)　授業料納付の義務を怠ったとき。

（雑　　則）

第13条　この規程に定めるもののほか，必要な事項は，教授会の議を経て，研究科長が定める。

（途中の附則省略）

附　　則

この規程は，平成21年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は，平成24年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は，平成24年10月23日から施行し，改正後の神戸大学大学院理学研究科科目等履修生規程の規定は，平成24年7月9日から適用する。

附　　則

この規程は，平成27年４月１日から施行する。

神戸大学大学院理学研究科聴講生規程

平成19年４月１日　制定
最近改正　平成27年2月20日

（趣　　旨）

第１条　この規程は，神戸大学大学院理学研究科規則（平成19年４月１日制定）第37条の規定に基づき，神戸大学大学院理学研究科（以下「研究科」という。）の聴講生に関する必要な事項を定めるものとする。

（入学資格）

第２条　研究科の前期課程に聴講生として入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　大学を卒業した者

(2)　学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第４項の規定により学士の学位を授与された者

(3)　外国において，学校教育における16年の課程を修了した者

(4)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5)　文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第５号）

(6)　研究科において，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

２　研究科の後期課程に聴講生として入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　修士の学位又は専門職学位を有する者

(2)　外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4)　文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）

(5)　研究科において，修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

（出願手続）

第３条　聴講生として入学を志願する者は，所定の期日までに検定料を納付した上，次の各号に掲げる書類を神戸大学理学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

(1)　聴講生願書（所定の用紙）

(2)　履歴書（所定の用紙）

(3)　最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書

(4)　振替払込受付証明書（所定の用紙）

(5)　その他研究科において必要と認める書類

２　会社等（官公庁を含む。）に在職している者にあっては，前項各号に掲げる書類のほか，在職のまま入学することについての所属長の承諾書を提出しなければならない。

３　日本に居住している外国人にあっては，第１項各号及び前項に掲げる書類のほか，住民票の写し（提出日前３０日以内に作成されたものに限る。）又はこれに代わる書類を提出しなければな

らない。

（選考方法）

第４条　入学志願者に対する選考は，書類審査等により行う。

（入学手続）

第５条　聴講生の選考に合格した者は，所定の期日までに，所定の書類を研究科長に提出するとともに，入学料を納付しなければならない。

（授 業 料）

第６条　聴講生は，所定の期日までに授業料を納付しなければならない。

（聴講期間）

第7条　聴講期間は，聴講を許可された授業科目の開講期間とし，1年以内とする。

2　特別の理由により，前項の聴講期間に引き続き履修を志願する者については，前項の規定にかかわらず，神戸大学大学院理学研究科教授会(以下「教授会」という。)の議を経て，聴講期間を延長することがある。ただし，その場合の聴講期間は，通算して2年を限度とするものとする。

（聴講科目）

第８条　聴講することのできる授業科目は，１学期５科目以内とし，実験及び実習は，原則として許可しない。

（試　　験）

第９条　聴講生は，聴講した授業科目について，試験を受けることができる。

（聴講証明書）

第10条　聴講生に対しては，試験に合格した授業科目について，聴講証明書を交付することができる。

（除　　籍）

第11条　聴講生が次の各号のいずれかに該当するときは，教授会の議を経て除籍する。

(1)　聴講生として不都合な行為があったとき。

(2)　授業料納付の義務を怠ったとき。

（雑　　則）

第12条　この規程に定めるもののほか，必要な事項は，教授会の議を経て，研究科長が定める。

（途中の附則省略）

附　　則

この規程は，平成21年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は，平成24年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は，平成24年10月23日から施行し，改正後の神戸大学大学院理学研究科聴講生規程の規定は，平成24年7月9日から適用する。

附　　則

この規程は，平成27年４月１日から施行する。

神戸大学大学院理学研究科研究生規程

平成19年４月１日　制定
最近改正　平成27年2月20日

（趣　　旨）

第１条　この規程は，神戸大学大学院理学研究科規則（平成19年４月１日制定）第38条の規定に基づき，神戸大学大学院理学研究科（以下「研究科」という。）の研究生に関する必要な事項を定めるものとする。

（入学資格）

第２条　研究科の前期課程に研究生として入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　大学を卒業した者
(2)　学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第４項の規定により学士の学位を授与された者
(3)　外国において，学校教育における16年の課程を修了した者
(4)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
(5)　文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第５号）
(6)　研究科において，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

２　研究科の後期課程に研究生として入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　修士の学位又は専門職学位を有する者
(2)　外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
(3)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
(4)　文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
(5)　研究科において，修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

（入学の時期）

第３条　研究生の入学の時期は，学年及び学期の初めとする。ただし，特別の理由があると認めたときは，この限りでない。

（出願手続）

第４条　研究生として入学を志願する者は，所定の期日までに検定料を納付した上，次の各号に掲げる書類を神戸大学大学院理学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

(1)　研究生入学願書（所定の用紙）
(2)　履歴書（所定の用紙）
(3)　研究計画書（所定の用紙）
(4)　最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書
(5)　振替払込受付証明書（所定の用紙）
(6)　その他研究科において必要と認める書類

２　会社等（官公庁を含む。）に在職している者にあっては，前項各号に掲げる書類のほか，在職

のまま入学することについての所属長の承諾書を提出しなければならない。

３　日本に居住している外国人にあっては，第１項各号及び前項に掲げる書類のほか，住民票の写し（提出日前３０日以内に作成されたものに限る。）又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

（選考方法）

第５条　入学志願者に対する選考は，書類審査等により行う。

（入学手続）

第６条　選考に合格した者は，所定の期日までに，所定の書類を研究科長に提出するとともに，入学料を納付しなければならない。

（授業料等）

第７条　研究生は，所定の期日までに，授業料を納付しなければならない。

２　研究生の研究に必要な特別の費用は，研究生の負担とする。

（研究期間）

第８条　研究生の研究期間は，１年以内とする。ただし，特別の理由により，研究の継続を願い出た者については，神戸大学理学研究科教授会(以下「教授会」という)の議を経て，１年を限度として研究期間の延長を許可することがある。

（授業科目の聴講）

第９条　研究生は，指導教員及び授業科目担当教員の承認を得て，研究に関連のある授業科目を聴講することができる。ただし，単位を修得することはできない。

（施設等の使用）

第10条　研究生は，指導教員及び管理責任者の承認を得て，本学の施設及び設備を使用することができる。

（退　　学）

第11条　研究生が退学しようとするときは，願い出て許可を受けなければならない。

（除　　籍）

第12条　研究生が次の各号のいずれかに該当するときは，教授会の議を経て除籍する。

(1)　疾病その他の理由により，成業の見込みがないと認められるとき。

(2)　研究生として不都合な行為があったとき。

(3)　授業料納付の義務を怠ったとき。

（国外に居住する外国人等に対する特例）

第13条　研究生として入学を志願する国外に居住する外国人及び国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年３月31日文部大臣裁定）第３条により選定された者についての入学の時期，出願手続及び選考方法は，教授会の議を経て別に定める。

（証明書の交付）

第14条　研究事項について証明を願い出た者には，証明書を交付する。

（雑　　則）

第15条　この規程に定めるもののほか，必要な事項は，教授会の議を経て，研究科長が定める。

（途中の附則省略）

附　　則

この規程は，平成27年４月１日から施行する。

神戸大学大学院理学研究科外国人特別学生入学選考規程

平成19年４月１日　制定
最近改正　平成27年2月20日

（趣　　旨）

第１条　この規程は，神戸大学教学規則（平成16年４月１日制定）第83条に規定する外国人特別学生として，神戸大学大学院理学研究科（以下「研究科」という。）に入学を志願する者の選考に関する必要な事項を定めるものとする。

（入学資格）

第２条　研究科の前期課程に外国人特別学生として入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　大学を卒業した者

(2)　外国において，学校教育における16年の課程を修了した者

(3)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(4)　大学に３年以上在学し，又は外国において学校教育における15年の課程を修了し，研究科において，所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

(5)　研究科において，個別の入学資格審査により，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，22歳に達したもの

２　研究科の後期課程に外国人特別学生として入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　修士の学位又は専門職学位を有する者

(2)　外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4)　文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）

(5)　研究科において，個別の入学資格審査により，修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で，24歳に達したもの

（出願手続）

第３条　研究科の前期課程に外国人特別学生として入学を志願する者は，所定の期日までに，検定料を納付した上，次の各号に掲げる書類を神戸大学大学院理学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

(1)　入学願書（所定の用紙）

(2)　履歴書（所定の用紙）

(3)　出身大学が発行した学業成績証明書及び卒業証明書

(4)　出身大学の指導教授の推薦状

(5)　修学に差し支えない程度に日本語を修得していることの証明書

(6)　日本に居住している者は，住民票の写し（提出日前３０日以内に作成されたものに限る。）

又はこれに代わる書類
(7)　振替払込受付証明書（所定の用紙）
2　研究科の後期課程に外国人特別学生として入学を志願する者は，所定の期日までに，検定料を納付した上，次の各号に掲げる書類を研究科長に提出しなければならない。
(1)　入学願書
(2)　履歴書
(3)　出身大学が発行した修了証明書及び成績証明書
(4)　出身大学の指導教授の推薦状
(5)　日本に居住している者は，住民票の写し（提出日前３０日以内に作成されたものに限る。）又はこれに代わる書類
(6)　振替払込受付証明書（所定の用紙）

（選考方法）

第４条　入学志願者に対する選考は，筆答試験，口頭試問及び提出された書類により行う。
2　国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年３月31日文部大臣裁定。）第３条により選定された者及び国外に居住する外国人については，筆答試験及び口頭試問を免除することがある。

（入学の時期）

第５条　入学の時期は，学年の初めとする。ただし，学年の途中においても，学期の区分に従い，学生を入学させることができる。

（雑　　則）

第６条　この規程に定めるもののほか，必要な事項は，神戸大学大学院理学研究科教授会の議を経て，研究科長が定める。

附　　則

この規程は，平成19年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は，平成20年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は，平成21年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は，平成24年10月23日から施行し，改正後の神戸大学大学院理学研究科外国人特別学生入学選考規程の規定は，平成24年7月9日から適用する。

附　　則

この規程は，平成27年４月１日から施行する。

理学研究科担当教員一覧

2015.4現在

専攻	講座	教育研究分野	主要内容	教員			
				教授	准教授	講師	助教
数学	解析数理	関数方程式	微分方程式・差分方程式で定義される線形系・非線形系の数理的構造の解析的解明及び特殊関数の基礎理論と現象への応用に関する教育研究を行う。	野海　正俊	小池　達也		
		関数解析	フーリエ解析，流れや波動等が伴う非線形現象の数理及び量子物理に現れる偏微分方程式のスペクトルと散乱に関する教育研究を行う。	福山　克司 足立　匡義	伊藤　健一		
		複素解析	複素関数論，特殊関数論及び関連する微分方程式及び楕円関数，リーマン面等について，解析的・幾何的・代数的方法による教育研究を行う。	山田　泰彦			
	構造数理	代数学	代数多様体とその構造理論，周期積分，モジュライ理論，保型形式，整数論，可積分系の幾何学やミラー対称性及びそれらの応用に関する教育研究を行う。	齋藤　政彦 吉岡　康太	谷口　　隆		三井健太郎 木村　嘉之
		幾何学	微分幾何と位相幾何に関して，部分多様体，極小曲面，平均曲率一定曲面，リーマン多様体の特異点，双曲空間，結び目及び絡み目に関する教育研究を行う。	中西　康剛 ラスマン・ウェイン	佐藤　　進 佐治健太郎		
	応用数理	確率数理	確率過程と極限定理，およびランダムなパターン形成について教育研究を行う。	青木　敏	梶野　直孝		
		組み合わせ数理	組み合わせや数え上げの数理とその符号理論や暗号理論への応用及び楕円曲線，保型形式と整数論，局所体上のビルディング等の理論と応用に関する教育研究を行う。		渡邉　　清		
		計算数理	数理科学に現れる計算方法，その計算機上での効率的実装と計算機代数システムの開発及びそれらの代数，代数解析，数理物理等への応用に関する教育研究を行う。	高山　信毅 太田　泰広			後藤　良彰
物理学	理論物理学	素粒子宇宙理論	万物の基本構成要素である素粒子とそれらの間に働く力に関する様々な側面からの理論的研究及び宇宙を支配する法則の統一的理解を目指す研究。	早田　次郎	園田　英徳		坂本　眞人
		物性理論	物質中の電子間相互作用により発現する超伝導や磁性などの現象を，対称性の破れの観点から，解析的および計算物理学的手法を用いて理論的に解明する研究。		久保木一浩 西野　友年		
		量子物性論	重い電子系などの強相関電子系と呼ばれる巨視的な結晶に発現する多様な磁気的・電気的性質を量子力学に基づいて数値計算的手法を用いて理論的に解明する研究。	播磨　尚朝			
	粒子物理学	粒子物理学	加速器及び宇宙線を用いた素粒子物理学。特に，陽子・陽子衝突実験（ATLAS），暗黒物質探索（XMASS），ニュートリノ実験（SK,T2K）など。	藏重　久弥 竹内　康雄 山﨑　祐司	身内賢太朗		鈴木　　州 越智　敦彦 矢野　孝臣
	物性物理学	極限物性物理学	電子スピン共鳴や磁気光学測定を用いた多重極限環境下（強磁場，高圧，低温）における固体（磁性体，有機導体等）の磁気的，電気的，光学的物性に関する実験的研究。	太田　　仁	大道　英二		大久保　晋
		低温物性物理学	微視的測定手法である核磁気共鳴を主な手段とし，マクロ測定法を相補的に活用した固体電子物性に関する実験的研究。特に，強相関電子超伝導・多極子秩序など異常量子物性についての複合極限環境下（極低温・強磁場・高圧）での研究。	藤　　秀樹	小手川　恒		
		電子物性物理学	新奇な超伝導や磁性を示す物質の純良単結晶を育成し，電気抵抗，磁化，比熱等の基本物性測定や，ドハース・ファンアルフェン効果等の特色ある先端的な測定手段を用いて研究を行う。	菅原　　仁	松岡　英一		
		量子ダイナミクス	超短パルスレーザー，多価イオンビーム，シンクロトロン放射光などを用いたスペクトロスコピーによる，物質中の電子，原子，分子のミクロなダイナミクス（動的な応答）に関する実験的研究。		河本　敏郎 櫻井　　誠		

専攻	講座	教育研究分野	主　要　内　容	教員			
				教　授	准教授	講　師	助　教
化学	物理化学	分子動力学	分子構造や電子状態とその動的挙動およびレーザー誘起化学反応について，高分解能レーザー分光法や時間分解レーザー分光法などを用いた観測と制御に関する研究を行う。	和田　昭英	笠原　俊二		
		物性物理化学	異なる物質が接する界面でおきる化学反応を原子・分子のレベルで理解するために，原子分子を解像できるプローブ顕微鏡と短パルスレーザー分光装置を駆使した研究を展開する。超分子化合物結晶の構造と物性を研究する。	大西　　洋	木村建次郎		枝　　和男
		反応物理化学	溶液反応，生体反応に関連した気相分子・クラスターの構造，化学反応ダイナミックスとその溶媒和過程について，ナノ秒レーザーやフェムト秒レーザーを用いた超高速分光法を開発し研究する。	小堀　康博	立川　貴士		
	無機化学	固体化学	新しい電子・光機能性物質（無機固体，金属錯体，電荷移動錯体など）を開発し，その構造および電子物性，光物性などを実験的手法及び理論計算を通して解析する。特に，固体の電子構造と物性との関わりに焦点をあてて研究を行う。	持田　智行 内野　隆司	高橋　一志		
		溶液化学	電気化学的手法による油水界面並びに電極表面での電荷（電子またはイオン）移動の反応機構の解明と，その新しい物質分離・検出法への応用に関する研究を行う。		大堺　利行		
		状態解析化学	凝縮相（溶液，液体，タンパク質等）における分子間相互作用と動的構造及び反応ダイナミクスを研究する。	富永　圭介	秋本　誠志		
	有機化学	有機反応化学	有機機能材料・生理活性物質の高次分子設計を指向した新反応を開発する。新しい環境調和型触媒系を用いて，高い官能基選択性，位置選択性及び立体選択性を有する反応の開拓を行う。	林　　昌彦	松原　亮介		
		生命分子化学	タンパク質の高次構造とその構造形成過程・新規デザイン及び生体中での動的生理機能とその機能改変に関する研究を行う。	鍔木　基成	田村　厚夫 茶谷　絵理		山本　直樹
		有機分子機能	ポルフィリン誘導体などのπ電子系大環状化合物及びその有機金属錯体の合成，分子構造と分子認識機能に関する研究を行う。	瀬恒潤一郎	津田　明彦		
	構造解析化学	構造解析化学	シンクロトロン放射光利用による結晶，ランダム系物質，生体高分子の構造解析や放射光の産業利用に関する教育研究を行う。	岩本　裕之	杉本　邦久		
	理論生物化学	理論生物化学	「京」などのスーパーコンピュータを用いた大規模分子動力学計算によって細胞内で生じる生命現象を解析する。また、溶液分子理論を用いて生体高分子の物性を理解し予測する。	未定	未定		
生物学	生体分子機構	分子生理	感覚細胞及び単細胞生物における刺激受容や細胞運動の分子機構及びそれら分子機構の細胞間や個体間での働き，タンパク質の高次構造形成機構などに関する教育研究を行う。	尾崎まみこ	洲崎　敏伸	佐倉　緑	北條　賢
		細胞機能	動かないという生き方を選択した植物は，周囲の環境に応じて，形を変え細胞の働きを変えることができる。この植物の生理，形態形成と環境応答機構に関する教育研究を行う。	三村　徹郎 深城　英弘	石﨑　公庸		大西　美輪
		情報機構	生体内の高度な情報処理系の理解を目標に，哺乳類の脳・神経系と各種モデル生物における情報伝達因子と情報変換因子の分子機構を解析するための教育研究を行う。	前川　昌平	宮本　昌明 森田　光洋		本庄　淳子
	生命情報伝達	形質発現	線虫及び小型魚類の生殖細胞形成過程における RNA 情報発現制御機構、選択的 RNA スプライシングの制御機構、菌類のミトコンドリアリボソームの機能と進化，大腸菌のバイオフィルム形成機構などに関する教育研究を行う。	坂本　　博 井上　邦夫			北川　　円 髙崎　輝恒
		遺伝情報	遺伝情報の安定維持と多様化を担う分子機構，及び種々の内的・外的要因によるゲノム損傷ストレスに対する生物応答を制御する細胞内情報伝達機構に関する教育研究を行う。	菅澤　　薫			酒井　　恒
		遺伝子機能	哺乳類培養細胞を用いた細胞の増殖、がん化、死、および老化を制御する遺伝子と、ショウジョウバエの形態形成を制御する遺伝子の機能に関する教育研究を行う。	鎌田　真司	影山　裕二		岩﨑　哲史
	生物多様性	生態・種分化	陸上から海洋にいたる広範な生育地の生物を対象に，生物多様性とその保全，多様性を生み出す機構としての種分化と進化に関して，生態学，行動学，形態学，生理学などの手法を用いて教育研究を行う。	角野　康郎	小菅　桂子 佐藤　拓哉		
		進化・系統	藻類の多様性と進化，系統分類，代謝生理，細胞構造，生態などに関する基礎的な研究と，その成果を活用した陸水・沿岸域の環境保全に資する 教育研究を行う。	川井　浩史	村上　明男	坂山　英俊	羽生田岳昭
	発生生物学	発生生物学	ショウジョウバエの上皮形成，線虫の非対称細胞分裂，蛾の紋様の形態進化，マウス大脳皮質の領野形成機構などのテーマについて進化生物学，遺伝学，細胞生物学などの多様なアプローチから教育研究を行う。	林　　茂生 倉谷　　滋	花嶋かりな 森本　　充		
	生物制御科学	生物制御科学	昆虫、菌類、植物などに対して生理活性を示す化合物の活性発現機構や、生体内での代謝や移行など、生物と生理活性物質との相互作用に関する教育研究を行う。	河村　伸一 大和　誠司			

専攻	講座	教育研究分野	主　要　内　容	教員			
				教　授	准教授	講　師	助　教
惑星学	基礎惑星学	地質学	古環境データから，地磁気と気候のリンク，地球環境とテクトニクス・生物進化との相関，地磁気逆転メカニズムの解明を行う。火山噴出物の解析から，マグマの上昇・発泡・破砕作用，噴煙柱形成，火砕流発生・流動・堆積機構の解明を行う。	兵頭　政幸	鈴木　桂子		廣瀬孝太郎
		岩石学・鉱物学	隕石・宇宙塵・地球内部物質の鉱物科学的研究。 地球物質科学の理論的・実験的研究。太陽系始原物質の起源と進化の解明。地球・惑星内部構造の解明。太陽系生成期の天体形成諸現象の再現実験。	留岡　和重		瀬戸　雄介 山﨑　和仁	
		固体地球物理学	巨大地震やゆっくり地震の生成過程，地震波の生成・伝播過程，沈み込み帯で起こる諸現象を解析的・数値的手法を用いて研究する。	吉岡　祥一			筧　楽麿
		流体地球物理学	地球をはじめとした惑星等の流体圏(主に大気)の構造と進化を，理論と数値シミュレーションを用いて考察し，個々の特色を普遍なパラメタ空間上に位置づけ，系外惑星の流体圏の可能な多様性を追求する。	林　祥介	岩山　隆寛 高橋　芳幸		
		惑星宇宙物理学	惑星形成過程，衛星-リング系，太陽系小天体の起源に関する研究。生命現象に関する数理的研究。	大槻　圭史			春名　太一 末次　竜
	新領域惑星学	実験惑星科学	地球を始めとする惑星の起源や進化を室内実験や惑星探査により研究する。特に太陽系天体の多様性に対する天体衝突の影響や氷衛星，彗星等氷天体のダイナミクスを調べる。	荒川　政彦			保井みなみ
		観測海洋底科学	惑星地球の特徴である海洋リソスフェア活動（形成，変遷，沈み込み）を研究対象の中心にすえ，地球物理学的な観測事実にもとづいて，海洋底から固体地球のダイナミクスを明らかにする。	島　伸和	廣瀬　仁		中東　和夫
		水惑星進化学	水惑星はどのように誕生し，どのように進化してきたのか？この惑星学最大の問題の１つを，様々な視点から，いろいろな手法を用いて考えていく。	巽　好幸	中村　昭子		
	惑星地球変動史	惑星地球変動史	太陽系惑星の普遍性とその変動史や地球のグローバルな進化と関連した日本列島変動史に関する研究。	大橋　永芳 末次　大輔	杉岡　裕子		
	大気海洋環境科学	大気海洋環境科学	大気中の水蒸気輸送過程（モンスーンなど）を中心とした全地球的水循環，大気海洋相互作用（エルニーニョなど）を中心とした気候変動の観測的研究。	山中　大学	荻野　慎也		

4. 学　　位

神戸大学学位規程

平成16年４月１日　制定
最近改正　平成27年3月23日

（趣　　旨）

第１条　学位規則（昭和28年文部省令第９号）第13条第１項の規定により，神戸大学（以下「本学」という。）が授与する学位については，神戸大学教学規則（平成16年４月１日制定。以下「教学規則」という。）に定めるもののほか，この規程の定めるところによる。

（学　　位）

第２条　本学において授与する学位は，学士，修士，博士及び専門職学位とする。

（学士の学位の授与の要件）

第３条　学士の学位は，本学を卒業した者に授与する。

（修士の学位の授与の要件）

第４条　修士の学位は，次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

(1)　本学大学院研究科（以下「研究科」という。）の修士課程を修了した者

(2)　研究科の博士課程の前期課程を修了した者

（博士の学位の授与の要件）

第５条　博士の学位は，研究科の博士課程を修了した者に授与する。

２　博士の学位は，次の要件を満たす者にも授与する。

(1)　研究科において前項に該当する者と同等以上の学力があると確認されたこと。（この確認を以下「学力の確認」という。）

(2)　研究科において行う博士論文の審査及び試験に合格したこと。

（専門職学位の授与の要件）

第６条　専門職学位は，次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

(1)　研究科の専門職大学院の課程（次号の課程を除く。）を修了した者

(2)　研究科の法科大学院の課程を修了した者

（研究科の在学者の論文等提出手続）

第７条　研究科に在学する者の学位論文又は教学規則第67条に規定する特定の課題についての研究の成果は，当該研究科長に提出するものとする。

２　博士論文は，学位論文審査願，論文目録及び履歴書とともに提出しなければならない。

３　学位論文は，修士の場合は１編，１通を，博士の場合は１編，３通を提出するものとする。ただし，参考として他の論文を付加して提出することを妨げない。

４　審査のため必要があるときは，提出論文の数を増加し，又は論文の訳本，模型若しくは標本等の資料その他を提出させることがある。

５　第１項に定める研究の成果（以下「研究の成果」という。）の提出に関することは，各研究科において別に定める。

（研究科の在学者の論文等審査）

第８条　研究科長は，前条の規定による博士論文の提出があったときは，教授会において当該研究科の教授のうちから２人以上の審査委員を選定して，博士論文の審査を行わせるものとする。

２　研究科長は，前条の規定による修士論文又は研究の成果の提出があったときは，教授会におい

て当該研究科の教授及び准教授のうちから２人以上の審査委員を選定して，修士論文又は研究の成果の審査を行わせるものとする。ただし，少なくとも教授１人を含めなければならない。

３　教授会において審査のため必要があると認めるときは，博士論文の審査にあっては第１項の審査委員のほか，当該研究科の教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を，修士論文又は研究の成果の審査にあっては前項の審査委員のほか，当該研究科の教授及び准教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

４　教授会において審査のため必要があると認めるときは，当該研究科の教授以外の者（修士論文又は研究の成果の審査のため必要があると認めるときは，当該研究科の教授及び准教授以外の者）にも調査を委嘱することができる。

（研究科の在学者の最終試験）

第９条　審査委員及び前条第４項の規定により調査を委嘱された者は，学位論文又は研究の成果を中心として，これに関連ある科目について，筆答又は口頭により最終試験を行う。

２　最終試験の期日は，その都度公示する。

（博士課程を経ない者の学位論文の提出手続）

第10条　第５条第２項の規定による学位申請者の学位論文は，論文審査料57,000円を添え，学位申請書，論文目録及び履歴書とともに，その申請に応じた研究科長を経て学長に提出するものとする。

２　本条の規定による論文の提出については，第７条第３項及び第４項の規定を準用する。

（博士課程を経ない者の論文審査及び試験）

第11条　学長は，前条第１項の規定による学位論文の提出があったときは，当該研究科長にその論文の審査を付託し，研究科長は，第８条の規定に準じて論文の審査を，第９条の規定に準じて試験を行わせるものとする。

２　前項の学位論文は，それを受理した日から１年以内に審査を終了するものとする。ただし，特別の理由があるときは，研究科長は，教授会の議を経て審査期限を延長することができる。

（博士課程を経ない者の学力の確認）

第12条　研究科長は，前条第１項の規程により学長から論文審査を付託されたときは，教授会において，学位申請者の学力の確認を行わせるものとする。

２　学力の確認は，筆答又は口頭による試問の結果に基づいて行う。ただし，学位申請者の学歴，業績等に基づいて学力の確認を行うことができる場合は，試問を省略することができる。

３　学力の確認のため必要があるときは，学位申請者にその著書，論文その他を提出させることがある。

４　教授会が学力の確認の議決をする場合には，第15条第２項の規定を準用する。

（退学者の学位論文の提出手続，論文審査，試験及び学力の確認）

第13条　研究科の博士課程において所定の期間在学し，所定の単位を修得し，かつ，必要な博士論文の作成等に対する指導を受けて退学した者が，再入学しないで学位の授与を受けようとするときは，前３条の規定による。

２　前項に該当する者が，退学後５年以内に学位論文を提出して審査を受けるときは，第５条第１項に該当する者と同等以上の学力を有するものとみなす。

（論文及び審査料の不返還）

第14条　提出された修士論文又は博士論文及び納入した審査料は，その理由のいかんを問わず返還しない。

２　提出された研究の成果の返還に関することは，各研究科において別に定める。

（修士及び博士の学位授与の審議）

第15条　研究科長は，研究科に在学する者については，論文審査及び最終試験の結果報告に基づいて，また第12条の規定により学力を確認された者及び第13条第２項に該当する者については，論文審査及び試験の結果報告に基づいて，教授会において学位を授与すべきか否かの審議を行わせるものとする。

２　前項の教授会は，当該教授会構成員の３分の２以上の出席があることを要し，学位を授与すべきものと議決するには，無記名投票の方法により，出席者の３分の２以上の賛成があることを要する。

（学位授与の申請）

第16条　研究科長は，教授会において修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべきものについて，教授会の議を経て，学長に申請するものとする。

２　前項の申請に当たっては，次に掲げる事項を記載した書類を添えるものとする。

(1)　授与しようとする学位（専攻分野の名称を付記したもの）

(2)　授与しようとする年月日

(3)　博士の場合は，第５条第１項又は第２項のいずれの規定によるかの別

(4)　博士の場合は，論文審査及び最終試験又は試験の結果の要旨

(5)　博士の場合は，論文審査及び最終試験又は試験を担当した機関に関する事項

(6)　第５条第２項による博士の場合は，学力の確認の結果及び学力の確認を担当した機関に関する事項

３　研究科長は，修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべきでない者については，教授会の議を経て，その旨を学長に申請するものとする。

（学位の授与）

第17条　学長は，第３条に規定する者に対しては，学位記を交付して学士の学位を授与する。

２　学長は，前条に規定する申請に基づき，修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与をすべきか否かを決定し，当該学位を授与すべきものと決定した者に対しては，学位記を交付して当該学位を授与し，当該学位を授与できないと決定した者に対しては，その旨を通知する。

３　前項の規定により博士の学位を授与したときは，学位簿に登録し，文部科学大臣に報告する。

（審査要旨の公表）

第18条　本学は，博士の学位を授与したときは，当該博士の学位を授与した日から３月以内に，当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

（学位論文の公表）

第19条　博士の学位を授与された者は，当該博士の学位を授与された日から１年以内に当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし，当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは，この限りではない。

２　前項の規定にかかわらず，博士の学位を授与された者は，当該教授会の議を経て，やむを得ない理由があると認められた場合は，当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を

要約したものを公表することができる。この場合において，本学はその論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3　博士の学位を授与された者が行う前2項の規程による公表は,原則として神戸大学学術成果リポジトリの利用により行うものとする。

（専攻分野等の名称）

第20条　学士の学位を授与するに当たっては,別表第1に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

2　修士又は博士の学位を授与するに当たっては，別表第２に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

3　専門職学位の名称は，別表第３に掲げるとおりとする。

4　別表第４に掲げる学位プログラムを修了した者に修士の学位を授与するに当たっては,第２項に規定する専攻分野の名称とともに,当該学位プログラムの名称を付記するものとする。

（学位の名称）

第21条　本学において学位の授与を受けた者が，学位の名称を用いるときは，神戸大学の文字を付記するものとする。

（修士及び博士の学位並びに専門職学位の取消し）

第22条　修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が，不正の方法により当該学位の授与を受けた事実が判明したときは，学長は，当該教授会及び教育研究評議会の議を経て，その学位を取り消し，学位記を返還させ，かつ，その旨を公表する。

2　修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が，その名誉を汚す行為があったときは，前項の規定に準じてその学位を取り消すことができる。

3　教授会が前２項の規定による議決をする場合には，第15条第２項の規定を準用する。

（様　　式）

第23条　学位記，学位簿その他の様式は，別記様式のとおりとする。

（補　　則）

第24条　この規程の施行に必要な事項は，各学部又は各研究科においてこれを定める。

附　　則

1　この規程は，平成16年４月１日から施行する。

2　神戸大学教学規則（平成16年４月１日制定）附則第４項に規定する海事科学部の課程を卒業した者及び自然科学研究科の専攻を修了した者に授与する学位に付記する専攻分野の名称は，別表の規定にかかわらず，商船学又は工学とするものとする。

附　　則

この規程は，平成17年１月１日から施行する。

附　　則

この規程は，平成18年３月１日から施行する。

附　　則

1　この規程は，平成19年４月１日から施行する。

2　この規程施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成19年４月１日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，改正後の別表の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　　則

1　この規程は，平成20年４月１日から施行する。

2　この規程施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成20年４月１日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，改正後の別表の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　　則

1　この規程は，平成21年４月１日から施行する。

2　文学研究科及び文化学研究科が存続する間，改正後の第８条第１項中「教授会」とあるのは「教授会又は研究科委員会(以下「教授会等」という。)」と，同条第３項及び第４項並びに第11条から第22条までの規定中「教授会」とあるのは「教授会等」と読み替えて適用する。

附　　則

この規程は，平成22年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は，平成23年11月24日から施行する。

附　　則

1　この規程は，平成25年4月23日から施行する。

2　この規程による改正後の神戸大学学位規程（以下「新学位規程」という。）第18条の規定は，平成25年4月1日以後に博士の学位を授与した場合について適用し，同日前に博士の学位を授与した場合については，なお従前の例による。

3　新学位規程第19条の規定は,平成25年4月1日以後に博士の学位を授与された者について適用し，同日前に博士の学位を授与された者については，なお従前の例による。

附　　則

この規定は,平成25年11月1日から施行する。

附　　則

この規程は，平成27年４月１日から施行する。

別表第1（第20条第１項関係）

学士の学位に付記する専攻分野の名称

学部名等	専攻分野の名称
文学部	文学
国際文化学部	国際文化学
発達科学部	発達科学
法学部	法学
経済学部	経済学
経営学部	経営学又は商学
理学部	理学
医学部医学科	医学
保健学科	看護学，保健衛生学又は保健学
工学部	工学
農学部	農学
海事科学部	海事科学

別表第２（第20条第2項関係）

修士又は博士の学位に付記する専攻分野の名称

研究科名	専攻分野の名称	
	修士	博士
人文学研究科	文学	文学又は学術
国際文化学研究科	学術	学術
人間発達環境学研究科	学術，教育学又は理学	学術，教育学又は理学
法学研究科	法学又は政治学	法学又は政治学
経済学研究科	経済学	経済学
経営学研究科	経営学又は商学	経営学又は商学
理学研究科	理学	理学又は学術
医学研究科	バイオメディカルサイエンス	医学
保健学研究科	保健学	保健学
工学研究科	工学	工学又は学術
システム情報学研究科	システム情報学又は工学	システム情報学，工学，学術又は計算科学
農学研究科	農学	農学又は学術
海事科学研究科	海事科学	海事科学，工学又は学術
国際協力研究科	国際学，経済学，法学又は政治学	学術，法学，政治学又は経済学

別表第3（第20条第3項関係）

専門職学位の名称

研究科名	学位の名称
法学研究科	法務博士（専門職）
経営学研究科	経営学修士（専門職）

別表第4（第20条第4項関係）

ＥＵエキスパート人材養成プログラム

別記様式第１（第３条により学位を授与する場合）

○第　　号

学 位 記

大学印

氏　　名
年　月　日生

本学○○学部○○○○所定の課程を修め本学を卒業したので，学士(○○)の学位を授与する

年　　月　　日

神 戸 大 学 長　氏　　名　印

別記様式第２（第４条第１号により学位を授与する場合）

修第　　号

学位記

大学印

氏名
年月日生

本学大学院○○研究科○○専攻の修士課程を修了したので修士(○○)の学位を授与する

年　　月　　日

神戸大学

別記様式第３（第４条第２号により学位を授与する場合）

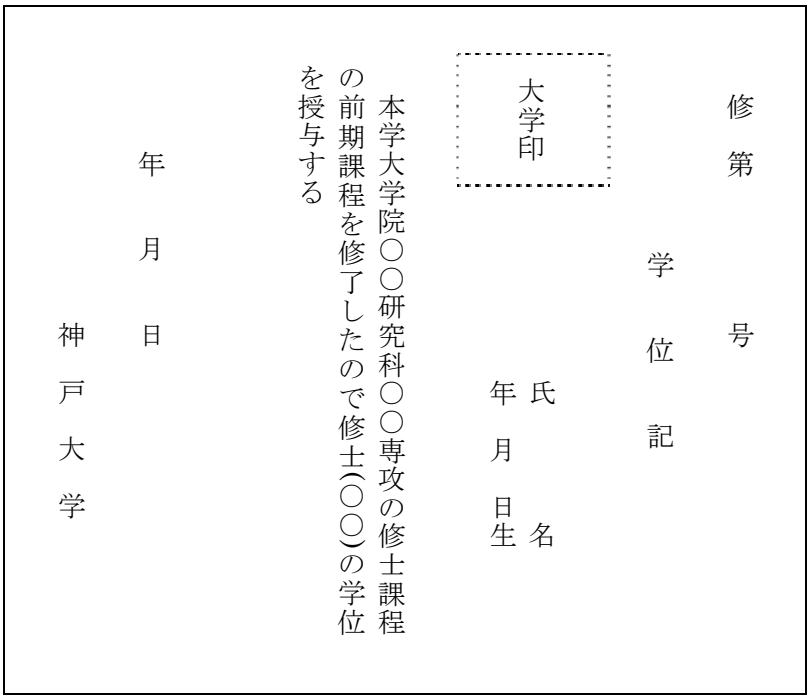

別記様式第４（第４条第４号により学位を授与する場合で,別表第４に掲げるプログラム名称を付記するもの）

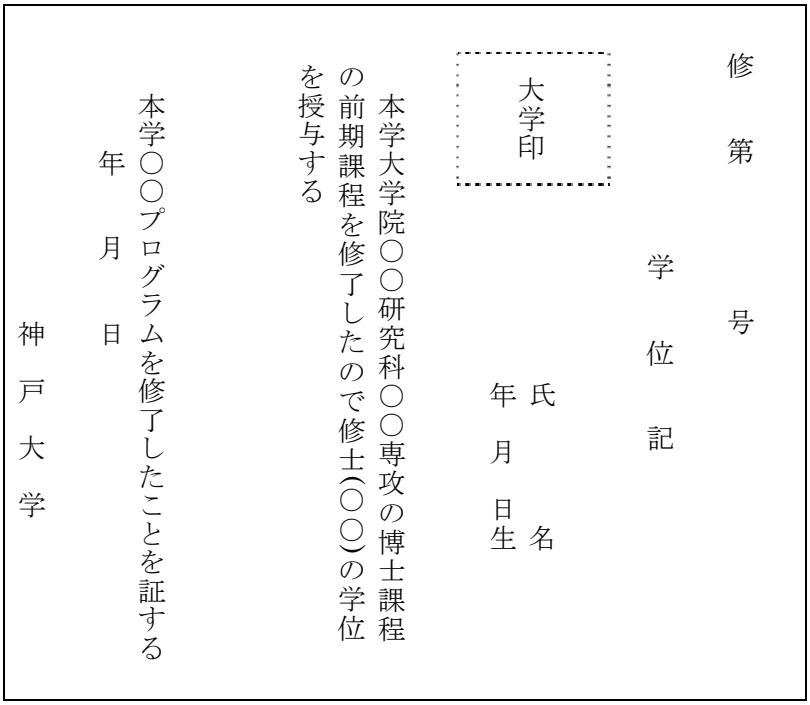

別記様式第５（第５条第１項により学位を授与する場合）

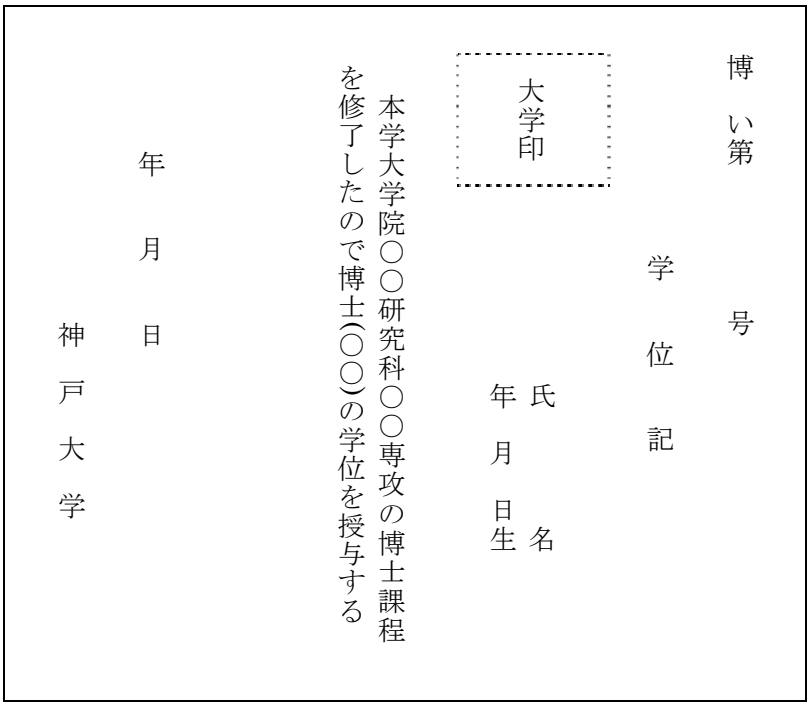

別記様式第６（第５条第２項により学位を授与する場合）

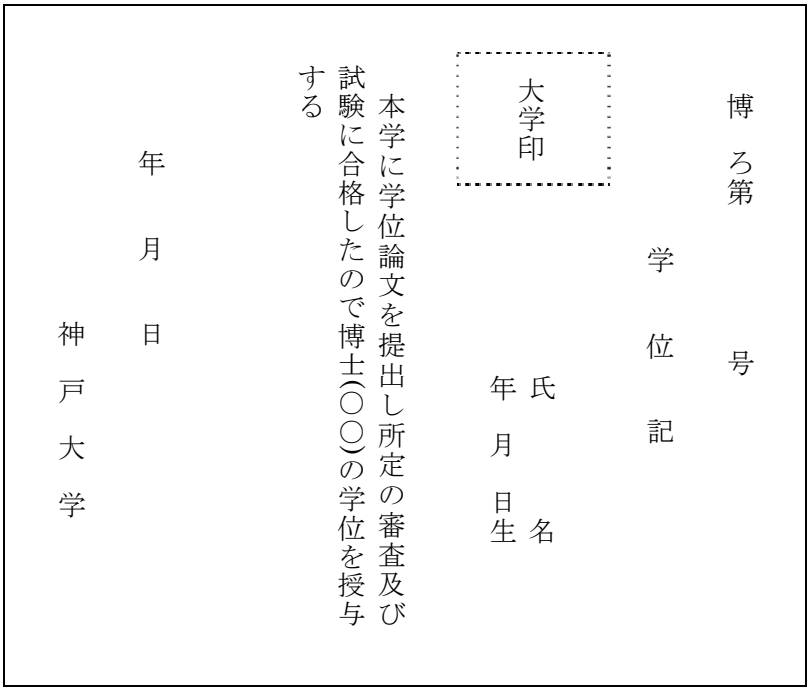

別記様式第７（第６条第１項により学位を授与する場合）

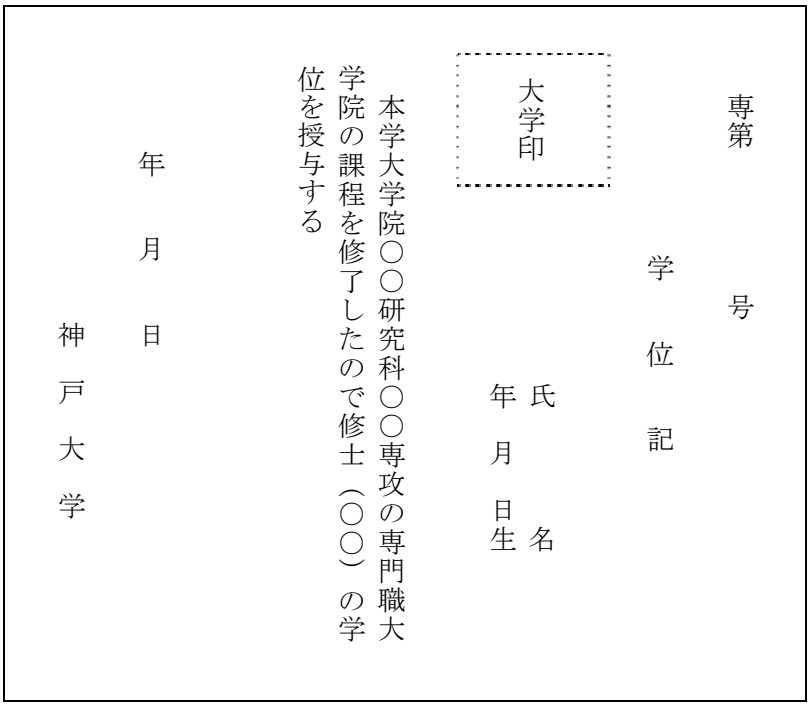

別記様式第８（第６条第２項により学位を授与する場合）

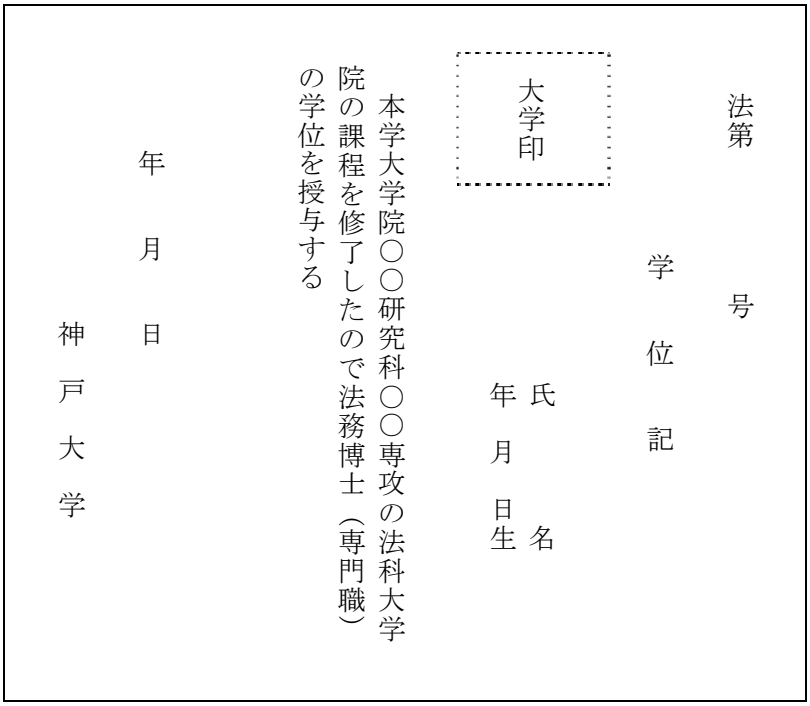

別記様式第９（第４条から第６条により学位を授与する場合（英文学位記））

学 章

KOBE UNIVERSITY

HEREBY CONFERS THE DEGREE OF
○○○○○○○ of ○○○○○○○○
UPON
○○○○ ○○○○

FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED THE ○○○○ PROGRAM
IN THE FIELD OF ○○○○○○○○
ADMINISTERED BY THE GRADUATE SCHOOL OF
○○○○○○○○
ON THIS ○○○○ DAY OF ○○○○ IN THE YEAR ○○○○

○○○○ ○○○○ 大学印 ○○○○ ○○○○
President of Kobe University Dean of Graduate School of ○○○○○○○○

別記様式第10(第４条第２号により学位を授与する場合で,別表第４に掲げるプログラム名称を付記するもの（英文学位記))

学 章

KOBE UNIVERSITY

HEREBY CONFERS THE DEGREE OF
○○○○○○○ of ○○○○○○○○
UPON
○○○○ ○○○○

FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED THE ○○○○ PROGRAM
IN THE FIELD OF ○○○○○○○○
ADMINISTERED BY THE GRADUATE SCHOOL OF
○○○○○○○○ and ☆
ON THIS ○○○○ DAY OF ○○○○ IN THE YEAR ○○○○

○○○○ ○○○○ 大学印 ○○○○ ○○○○
President of Kobe University Dean of Graduate School of ○○○○○○○○

備考　☆には,別表第４に掲げるプログラム名称を付記する。

別記様式第１１

年　　月　　日

○○研究科長　　殿

学籍番号
氏　　名　印

学位論文審査願

神戸大学学位規程第７条の規定により下記の書類を提出いたしますから審査をお願いします。

記

学位論文　　通

論文目録　　通

別記様式第１２

年　　月　　日

神戸大学長　殿

氏　　名　印

学位申請書

神戸大学学位規程第１０条の規定により学位論文に論文目録及び履歴書を添え博士(○○)の学位の授与を申請いたします。

備考　退学者が再入学しないで学位を申請する場合には「第10条」を「第13条」に読み替えるものとする。

別記様式第１３

年　　月　　日

論　文　目　録

氏　　名　印

論　　文
　１　題　目
　２　印刷公表の方法及び時期
　　方　法
　　時　期
　３　冊　数　　冊

参考論文
　１　題　目
　２　冊　数　　冊

別記様式第１４

学位簿

博士（○○）

契印	番号	授与年月日	氏名	論文題目	取扱者印

備考　学位簿の表紙には，学位簿と標記し，博士の専攻分野の名称の順に登録する。

神戸大学大学院理学研究科の修士学位に関する内規

平成19年４月１日　制定
最近改正　平成27年３月19日

（趣　　旨）

第１条　この内規は，神戸大学大学院理学研究科（以下「研究科」という。）において博士課程前期課程の修了者に授与する修士の学位の論文審査に関し必要な事項を定めるものとする。

（学　　位）

第２条　研究科において授与する学位は，修士（理学）とする。

（学位論文等の提出）

第３条　学位論文の審査を願い出るときは，履修要件科目を修得し（見込みも含む），かつ研究経過発表会における発表についての認定を受けた後に，次に掲げる書類等を指導教員を経て研究科長に提出するものとする。

(1) 修士学位論文審査申請書（別紙様式１）　　１部
(2) 修士学位論文　　２部

２　学位論文審査申請書の提出時期は，３月修了予定者にあっては12月，９月修了予定者にあっては６月とし，各時期における提出期間は，研究科教授会の議を経て別に定める。

３　学位論文の提出時期は，３月修了予定者にあっては２月，９月修了予定者にあっては８月とし，各時期における提出期間は，研究科教授会の議を経て別に定める。

４　前２項の規定にかかわらず，研究科教授会の議を経て特に必要と認めたときは，提出の時期及びその期間を別に定めることができる。

５　学位論文には，表紙（別紙様式２）をつけるものとする。

（学位論文審査委員会）

第４条　学位論文等の提出があったときは，論文審査及び最終試験を行うため，学位論文提出者ごとに学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

２　審査委員会は，教授または准教授２人以上を含む研究科の教員をもって組織し，主査１人及び副査をおくこととする。ただし，少なくとも教授１人を含めなければならないものとする。

３　研究科教授会の議を経て審査のため必要があると認めるときは，前項に定めるもののほか，学位論文提出者の専門分野に関係の深い学術領域の研究科博士課程前期課程担当相当の者を審査委員に加えることができる。

４　研究科教授会の議を経て審査のため必要があると認めるときは，前２項に定めるもののほか，調査委員を委嘱することができる。

５　審査委員の選定及び調査委員の委嘱は，学位論文提出者の所属する専攻から推薦のあった審査委員及び調査委員候補者について，研究科教授会が行う。

（最終試験）

第５条　審査委員会は，学位論文を中心として，最終試験を行う。

２　審査委員会は，最終試験の方法等を定めて，学位論文提出者に通知するものとする。

３　審査委員会は，修士論文発表会を開催するものとする。

（審査結果の報告）

第６条　審査委員会は，論文審査及び最終試験が終了したときは，修士論文審査結果報告書（別紙様式３）及び修士最終試験報告書（別紙様式４）を研究科長に提出するものとする。

附　　則

この内規は，平成19年４月１日から施行する。

附　　則

この内規は，平成20年４月１日から施行する。

附　　則

この内規は，平成21年４月１日から施行する。

附　　則

この内規は，平成26年４月１日から施行する。

附　　則

この内規は，平成27年４月１日から施行する。

神戸大学大学院理学研究科博士課程前期課程
研究経過発表会実施要領

平成19年４月１日　制定
平成21年９月11日　改正

（趣　　旨）

第１条　この要領は，理学研究科博士課程前期課程修了者に係る修士学位論文審査に先立ち実施する研究経過発表会（以下「発表会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（発表者の要件）

第２条　発表会における発表者は，修了所要単位30単位のうち，８単位以上を修得している者（修得見込みの者を含む。）でなければならない。

（開催の時期等）

第３条　発表会は，１年次後期又は２年次前期に学生の所属する専攻の主催により開催するものとし，専攻長は，開催の日時，場所，発表者の氏名及び研究題目を当該専攻の教員及び学生に通知するものとする。

（研究経過報告書）

第４条　専攻長は，発表を行った学生について，研究経過報告書（別紙様式１）を研究科長に提出するものとする。

（研究経過認定通知）

第５条　研究科長は，前条の報告書に基づき研究経過を認定した者について，研究経過認定通知書（別紙様式２ ）を交付するものとする。

（特例研究経過発表会）

第6条　聴講派遣学生又は研究指導委託学生として外国の大学等に留学を許可されている者の発表については，その者から提出された研究経過報告書に基づき，指導教員等が研究経過を報告（質疑応答を含む。）することにより発表に替えることができるものとする。

２　前項の規定により発表する場合，当該学生の指導教員は，事前に専攻長を経て，特例研究経過発表会発表届（別紙様式３）を研究科長に提出しなければならない。

（学位論文の提出）

第７条　学生は，発表会において発表を行ったことの認定を受けた後でなければ学位論文を提出することができない。

（特例措置）

第８条　転入学者及び再入学者の発表会については，別に指示する。

２　早期修了申請者については，発表会を免除することがある。

附　　則

この要領は，平成21年10月１日から施行する。

神戸大学大学院理学研究科博士課程前期課程における早期修了に関する内規

平成19年４月１日　制定

（趣　　旨）

第１条　この内規は，神戸大学大学院理学研究科規則第32条第１ただし書に定める優れた研究業績を上げた者に係る在学期間の短縮による課程の修了（以下「早期修了」という。）に関し，必要な事項を定めるものとする。

（推　　薦）

第２条　指導教員は，早期修了に該当すると認められる者があるときは，次の書類を添え，定められた期日までに早期修了の適用を専攻長に推薦するものとする。

(1) 推薦書（別紙様式１）

(2) 学位論文草稿又は要旨（様式は自由）

(3) 研究業績書［学会発表を含む。］（別紙様式２）

(4) 上記のほか，各専攻が必要と認める書類

２　専攻長は，前項の推薦があったときは，早期修了審査委員会（当該専攻の教授を少なくとも３人含む。）を設置する。早期修了審査委員会は，早期修了適用資格の有無について審査する。

３　専攻長は，早期修了審査委員会において，早期修了適用資格が有るとの判断がなされたときは，専攻会議の議を経て，理学研究科長に早期修了適用資格審査報告書（別紙様式３）を提出するものとする。

４　前項の専攻会議においては，構成員の３分の２以上が出席し，出席者の３分の２以上の賛成を得なければならない。

（適用資格判定）

第３条　早期修了の適用資格の有無の判定は，理学研究科専攻長会議が行う。

（学位審査論文の提出）

第４条　早期修了の適用資格が有りと判定された者は，理学研究科長に学位論文を提出することができる。

（雑　　則）

第５条　この内規に定めるもののほか，早期修了に関して必要な事項は，別に定める。

附　　則

この内規は，平成19年４月１日から施行する。

神戸大学大学院理学研究科の課程博士学位に関する内規

平成19年４月１日　制定
最近改正　平成27年３月19日

（趣　　旨）

第１条　この内規は，神戸大学大学院理学研究科（以下「研究科」という。）において博士課程後期課程の修了者に授与する博士の学位の論文審査に関し必要な事項を定めるものとする。

（学　　位）

第２条　研究科において授与する学位は，博士（理学）又は博士（学術）とする。

（学位論文等の提出）

第３条　研究科に在学する者が学位論文の審査を願い出るときは，履修要件科目を修得し（見込みも含む），かつ研究経過発表会及び研究成果発表会における発表についての認定を受けた後に，次に掲げる書類等を研究科長に提出するものとする。

(1) 学位論文審査願（別紙様式１）　１部
(2) 論文目録（別紙様式２）　２部
(3) 電子媒体（ＣＤ－Ｒ）　１枚
(4) 学位論文　４部
(5) 論文内容の要旨（別紙様式３）　10部
(6) 履歴書（別紙様式４）　２部
(7) その他参考論文

２　学位論文の提出時期は，３月修了予定者にあっては１月，９月修了予定者にあっては７月とし，各時期における提出期間は，研究科教授会の議を経て別に定める。

３　前項の規定にかかわらず，研究科教授会の議を経て特に必要と認めたときは，提出の時期及びその期間を別に定めることができる。

（学位論文審査委員会）

第４条　学位論文等の提出があったときは，論文審査及び最終試験を行うため，学位論文提出者ごとに学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

２　審査委員会は，教授２人以上を含む研究科の教員３人以上をもって組織し，主査１人及び副査をおくこととする。

３　研究科教授会において審査のため必要があると認めるときは，前項に定めるもののほか，学位論文提出者の専門分野に関係の深い学術領域の研究科博士課程後期課程担当相当の者を審査委員に加えることができる。

４　審査委員の選定は,学位論文提出者の所属する専攻から推薦のあった審査委員候補者について，研究科教授会が行う。

５　審査委員会は，論文審査に併せて学位に付記する専攻分野の名称についても，審査するものとする。

（最終試験）

第５条　審査委員会は，学位論文を中心として，これに関連する専門科目について，筆答又は口頭

により最終試験を行う。

２　審査委員会は，最終試験の試験科目，試験の方法等を定めて，学位論文提出者に通知するものとする。

３　審査委員会は，博士論文発表会を開催するものとする。

（論文審査及び最終試験の結果の報告）

第６条　審査委員会は，論文審査及び最終試験が終了したときは，学位審査報告書（別紙様式５）を研究科長に提出するものとする。

附　　則

この内規は，平成19年４月１日から施行する。

附　　則

この内規は，平成20年４月１日から施行する。

附　　則

この内規は，平成25年９月６日から施行し，平成25年４月１日以後に学位を授与された者について適用する。

附　　則

この内規は，平成27年４月１日から施行する。

神戸大学大学院理学研究科の学位論文審査委員会に関する申合せ

平成19年４月１日　制定
平成20年２月15日　一部改正

１．この申合せは，理学研究科における学位論文審査委員会委員の選出等について，必要な事項を定めるものとする。
２．修士学位論文審査委員会について（修士学位に関する内規第４条第２項関係）
　学位論文審査委員会における主査となる教員は，神戸大学大学院理学研究科教員資格審査委員会（以下「教員資格審査委員会」という。）において，前期課程学生の研究指導及び講義担当適格者として認められた者に限る。
３．課程博士学位論文審査委員会について（課程博士学位に関する内規第４条第２項関係）
(1) 学位論文審査委員会における主査となる教員は，教員資格審査委員会において，後期課程学生の研究指導及び講義担当適格者として認められた者に限る。
(2) 学位論文審査委員会には，学生の指導教員が所属する講座又は専攻以外の教員を含めるものとする。
４．博士課程を経ない者の博士学位論文審査委員会について（博士課程を経ない者の学位論文審査等に関する内規第８条第２項関係及び博士課程を経ない者の学位論文草稿の内見に関する申合せ第４条第１項関係）
(1) 学位論文審査委員会における主査となる教員は，教員資格審査委員会において，後期課程学生の研究指導及び講義担当適格者として認められた者に限る。
(2) 学位論文審査委員会には，学位申請者の学位論文の内容に関係の深い学術領域（主査となる教員と同一の専攻）の教員及びその他の学術領域（主査の所属する講座以外の講座あるいは他の専攻）の教員を含めるものとする。

附　則
この申合せは，平成１９年４月１日から施行する。

附　則
１　この申合せは，平成２０年４月１日から施行する。
２　この申合せは，平成２０年４月１日以後，自然科学研究科博士課程前期課程に在籍する学生に係る学位論文審査委員会についても準用する。

（別紙様式１）

平成　　年　　月　　日

理学研究科長　殿

学籍番号

氏　　名　　印

学位論文審査願

神戸大学学位規程第７条の規定により下記の書類を提出いたしますから審査をお願いします。

記

学位論文　　通

論文目録　　通

以上

（別紙様式２）

平成　　年　　月　　日

論　文　目　録

氏　　名　　印

論　　文

１．題　目

２．印刷公表の方法及び時期

３．冊　数　　冊

参考論文

（別紙様式３）

論　文　内　容　の　要　旨

氏　　名

専　　攻

論文題目（外国語の場合は，その和訳を併記すること。）

指導教員

作成上の注意
１．本様式を A4 判の表紙とし，要旨は，別紙に横書きすること。
２．2,000 字～4,000 字でまとめること。（英語の場合，1200 語～2400 語でまとめること。）
３．本文の右上に氏名及びページ数（氏名：　NO.　）を記入すること。
４．要旨を作成するとき，作成上の注意は削除すること。

（別紙様式４）　　履　歴　書

平成　年　月　日作成

ふりがな				本籍	都・道 府・県
氏　名		印			
生年月日	昭和　年　月　日生（満　歳）			性別	男　・　女
ふりがな					
現住所 （又は連絡先）	〒　－　　電話（　）　－　　E-Mail				
年	月	日	学　歴（学校名・学部名・学科名等）		卒業（見込）・修了・退学の別
			高等学校		卒　業
年	月	日	職　歴・研　究　歴（勤　務　先・職　種　等）		
年	月	日	学会及び社会における活動等		
年	月	日	賞　　罰		

神戸大学大学院理学研究科博士課程後期課程
研究経過発表会及び研究成果発表会実施要領

平成19年４月１日　制定
平成21年９月11日　改正

（趣　　旨）

第１条　この要領は，理学研究科博士課程後期課程修了者に係る課程博士学位論文審査に先立ち実施する研究経過発表会及び研究成果発表会に関し必要な事項を定めるものとする。

（研究経過発表会）

第２条　１年次及び２年次に研究経過発表会を実施し,博士論文の作成に関し適切な指導を行うものとする。

（開催の時期等）

第３条　研究経過発表会は，学生の所属する専攻の主催により開催するものとし，専攻長は，開催の日時，場所，発表者の氏名及び研究題目を当該専攻の教員及び学生に通知するものとする。

（研究経過報告書）

第４条　専攻長は，研究経過発表を行った学生について，研究経過報告書（別紙様式１）を研究科長に提出するものとする。

（研究経過認定通知）

第５条　研究科長は，前条の報告書に基づき研究経過を認定した者について，研究経過認定通知書（別紙様式２）を交付するものとする。

（研究成果発表会）

第６条　３年次に学位論文審査の願い出に先立ち研究成果発表会を開催し，学位論文の作成に関し適切な指導を行うものとする。

（発表者の要件）

第７条　研究成果発表会における発表者は，本研究科後期課程に２年以上在学し，かつ，修了所要単位（10単位）の全てを修得している者（修得見込みの者を含む。）でなければならない。

（開催の時期等）

第８条　研究成果発表会は，原則として学位論文提出の３か月前までに学生の所属する専攻の主催により開催するものとし，専攻長は，開催の日時，場所，発表者の氏名及び論文題目を当該専攻の教員及び学生に通知するもとする。

２　専攻長は，研究成果発表会の開催に当たっては，学位論文の草稿について，その必要部数を提出するよう当該学生の指導教員に通知するものとする。

（研究成果報告書等）

第９条　専攻長は，研究成果発表を行った学生について，研究成果報告書（別紙様式３）を研究科長に提出するものとする。

２　専攻長は，専攻会議の議を経て前項の報告において研究成果を認定した者に係る学位論文提出予定者・審査委員候補者名簿（博士課程）（別紙様式４）を研究科長に併せて提出するものとする。

（研究成果認定通知）

第10条　研究科長は，前条の報告に基づき研究成果を認定した者について，研究成果認定通知書（別紙様式５）を交付するものとする。

（学位論文の提出）

第11条　学生は，研究経過発表会及び研究成果発表会において発表を行ったことの認定を受けた後でなければ学位論文を提出することができない。

（特例発表会）

第12条　聴講派遣学生又は研究指導委託学生として外国の大学等に留学を許可されている者の発表については，その者から提出された研究経過報告書又は研究成果報告書に基づき，指導教員等が研究経過又は研究成果を報告（質疑応答を含む。）することにより発表に替えることができるものとする。

２　前項の規定により発表する場合，当該派遣学生の指導教員は，事前に専攻長を経て，特例発表届（別紙様式６）を研究科長に提出しなければならない。

（特例措置）

第13条　転入学者及び再入学者の研究経過発表会及び研究成果発表会については，別に指示する。

２　早期修了申請者については，研究経過発表会及び研究成果発表会を免除することがある。

附　　則

この要領は，平成21年10月１日から施行する。

神戸大学大学院理学研究科博士課程後期課程における早期修了に関する内規

平成19年４月１日　制定
平成20年12月19日　改正

（趣　　旨）

第１条　この内規は，神戸大学大学院理学研究科規則第32条第２項ただし書に定める優れた研究業績を上げた者に係る在学期間の短縮による課程の修了（以下「早期修了」という。）に関し，必要な事項を定めるものとする。

（出願手続）

第２条　研究経過発表会及び研究成果発表会における発表を経て（ただし，研究経過及び研究成果の内容によって，発表会における発表を免除された者を除く。）早期修了を願い出る者は，次の書類を指導教員に提出するものとする。

(1) 早期修了適用資格申請書（別紙様式１）及び自薦書（A4判用紙を使用，書式及び字数は自由）
(2) 履歴書（別紙様式２）
(3) 研究業績書（学会発表経歴を含む。）（別紙様式３）
(4) 学位論文草稿及びその要旨（別紙様式４）
(5) 公表論文及び公表準備中の論文等

ただし，投稿中の論文については，学術専門誌掲載決定証明書又は関連書類を添付すること。

（早期修了検討委員会）

第３条　早期修了の願い出があったときは，出願者ごとに，早期修了検討委員会を置き，早期修了に該当するか否かを判定する。

２　早期修了検討委員会は,指導教員及び指導教員から委嘱された２人以上の教員をもって組織し，教授２人以上を含むものとする。

３　指導教員は，必要があると認めるときは，前項に定めるもののほか学位論文提出予定者の専門分野に関係の深い学術領域の研究科博士課程後期課程担当相当の者１人以上を早期修了検討委員会に加えることができる。

（推　　薦）

第４条　指導教員は，早期修了検討委員会において，早期修了に該当すると認められた者があるときは,以下の書類を添え,定められた期日までに早期修了の適用を専攻長に推薦するものとする。

(1) 推薦書　（別紙様式５)
(2) 早期修了検討結果報告書（別紙様式６）
(3) 学位論文提出予定者・審査委員候補者名簿（別紙様式７）
(4) 第２条に定める書類

２　専攻長は，前項の推薦があった時は，専攻会議の議を経て，研究科長に推薦するものとする。

３　前項の推薦に当たっては，構成員の３分２以上が出席し，出席者の３分２以上の賛成を得た場合とする。

（早期修了審査委員会）

第５条　早期修了の適用資格の有無について審査するため，早期修了審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会は，理学研究科教務委員会委員長，各専攻の教務委員及び各専攻から選出された教授各１人の委員により組織する。
３　各専攻から選出された委員の任期は，２年とする。
４　委員長は，理学研究科教務委員会委員長を充てる。委員会は委員長が招集し，その議長となる。
５　委員会は，必要に応じ，指導教員又は被推薦者の学術領域に関係の深い教員等の出席を求め，意見を聴くことができる。
６　早期修了の適用資格があることの判定については，構成員の３分２以上が出席し，その出席者の３分２以上の賛成を得なければならない。

（最終判定）

第６条　早期修了の適用資格の有無の最終判定は，委員会が行う。
２　委員会は，早期修了適用資格審査報告書（別紙様式８）を作成し，判定の結果を研究科長に報告する。
３　研究科長は，専攻長に判定の結果を通知するものとする。

（学位審査論文の提出）

第７条　早期修了の適用資格が有りと判定された者は，研究科長に学位論文を提出することができる。

（雑　　則）

第８条　この内規に定めるもののほか，早期修了に関して必要な事項は，別に定める。

附　　則

この内規は，平成１９年４月１日から施行する。

附　　則

この内規は，平成２１年４月１日から施行する。

理学研究科博士課程後期課程の早期修了資格審査基準

大学院設置基準に定める「自立した研究者，または，高度に専門的な業務従事者」として必要とされる能力（学力・判断力・企画力・持続力・表現力など）を備え，かつ，少なくとも学位を授与された者の平均以上の業績をあげると見込まれる者を，早期修了の資格を有する者として研究科長に推薦する。

必要とされる能力の有無と，研究業績が平均以上であるか否かの判断は，当該専攻から選出された委員の所見を参考にして，早期修了審査委員会が合議によって行う。研究業績の平均の対象範囲を当該専攻あるいは当該教育研究分野のいずれにするかは,当該専攻選出委員の所見を参考にして,早期修了審査委員会が決める。論文発表数や学会発表数に基づく機械的判断は行わないものとする。

なお，自然科学研究科博士課程後期課程在学者の早期修了資格の審査についても，理学研究科博士課程後期課程早期修了審査委員会が同様の基準で審査する。

附　　則

この審査基準は，平成25年4月1日から施行する。

神戸大学大学院理学研究科における博士課程を経ない者の学位論文草稿の内見に関する申合せ

平成19年４月１日　制定

（趣　　旨）

第１条　博士課程を経ない者で,神戸大学大学院理学研究科に学位の授与を申請しようとする者(以下「学位申請希望者」という。）があるときに，その申請に先立って実施する学位論文の草稿の内見に関し，必要な事項を定めるものとする。

（内見の申し出）

第２条　学位申請希望者は，学位論文の草稿の内容に関係の深い学術領域の教授又は准教授（以下「内見受理教員」という。）に学位論文の草稿の内見を申し出るものとする。

２　学位論文草稿の内見の申し出を受けた内見受理教員は，学位論文草稿の学術領域との関連性等を確認した上で，内見受理教員となるときは，学位申請希望者に次の書類等を提出させるものとする。

(1) 論文目録（別紙様式１）　　１部
(2) 学位論文の草稿　　３部
(3) 論文内容の要旨の草稿（別紙様式２）　　３部
(4) その他の参考論文

（内見委員会）

第３条　内見受理教員は，学位申請希望者ごとに，内見委員会を設けるものとする。

２　内見委員会は，内見受理教員及び内見受理教員が選定する教授１人以上を含む研究科博士課程担当の教員２人以上をもって組織する。

３　内見受理教員は，必要があると認めるときは，前項に定めるもののほか，当該学位論文の草稿の内容に関係の深い学術領域の研究科博士課程担当相当の者を内見委員会に加えることができる。

内見委員会の委員長は，学位論文の草稿の内容に関係の深い学術領域の教授又は准教授をもって充てる。

内見委員会は，学位論文草稿等の内容の検討を行い，学位審査に値するか否か及び申請しようとする学位に付記する専攻分野の名称の適否を判定するものとする。

４　内見委員会は，学位申請希望者の学位申請資格の有無の審査を必要と認めたときは，学位申請希望者に次の書類を提出させて，研究科長に学位申請資格審査委員会の開催を求めることができる。

(1) 履歴書（別紙様式３）　　１部
(2) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書　　１部
(3) 在職・研究従事内容証明書（別紙様式４）　　１部

５　内見委員会の委員長は，内見が終了したときは，学位論文草稿内見報告書（別紙様式５）を専攻長を経て，専攻会議に提出するものとする。

６　内見の結果は，内見受理教員が学位申請希望者に通知するものとする。

（審査委員候補者の選出）

第４条　専攻会議は，学位論文草稿内見結果報告書に基づき，学位審査に値するか否か及び申請しようとする学位に付記する専攻分野の名称の適否を判定し，学位審査に値すると判定された学位申請希望者ごとに，学位論文審査委員候補者（主査及び副査の候補者）３人以上を選出するものとする。

２　学位論文審査委員候補者は，当該学位論文の草稿の内容に関係の深い学術領域の教授２人以上を含む研究科博士課程担当の教員３人以上をもって充てる。

３　専攻会議は，必要があると認めるときは，前項に定めるもののほか，当該学位論文の草稿の内容に関係の深い学術領域の研究科博士課程担当相当の者を学位論文審査委員候補者に加えることができる。

（研究科長への届出）

第５条　専攻長は，専攻会議終了後直ちに，学位論文草稿内見結果報告書及び学位論文提出予定者・審査委員候補者名簿（別紙様式６）を研究科長に提出するものとする。（履歴書を１部添付するものとする。）

附　　則

この申合せは，平成19年４月１日から施行する。

神戸大学大学院理学研究科における博士課程を経ない者の学位論文審査等に関する内規

平成19年４月１日　制定
最近改正　平成27年３月19日

（趣　　旨）

第１条　この内規は，神戸大学大学院理学研究科（以下「研究科」という。）において博士課程を経ない者に授与する博士の学位の学位論文審査等に関し必要な事項を定めるものとする。

（学　　位）

第２条　研究科において授与する学位は，博士（理学）又は博士（学術）とする。

（学位申請資格）

第３条　博士課程を経ない者で，学位の授与を申請することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学院の博士課程において，所定の期間在学し，所定の単位を修得して退学した者
(2) 大学院の修士課程を修了した後，３年以上の研究歴を有する者
(3) 大学を卒業した後，６年以上の研究歴を有する者
(4) 前各号に掲げる者のほか，研究科教授会の議を経て資格があると認めた者

２　研究歴とは，次の各号に掲げるものとする。

(1) 大学又は短期大学の専任教員として研究に従事した期間
(2) 研究所等において研究に従事した期間
(3) 大学院の学生として研究活動を行った期間（修士課程は２年，博士課程は３年を上限とする。）
(4) 修士課程修了又は博士課程退学の後，大学の研究生として研究活動を行った期間
(5) その他学位申請資格審査委員会において認めた期間

（学位論文の提出）

第４条　博士課程を経ない者が学位の授与を申請するときは，次に掲げる書類等を研究科長に提出するものとする。

(1) 学位申請書（別紙様式１）　　１部
(2) 論文目録（別紙様式２）　　６部
(3) 電子媒体（ＣＤ－Ｒ）　　１枚
(4) 学位論文　　４部
(5) 論文内容の要旨（別紙様式３）　10部
(6) 履歴書（別紙様式４）　　２部
(7) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び学業成績証明書
(8) その他参考論文等

（学位申請資格審査委員会）

第５条　学位申請資格の有無を審査するため，学位申請資格審査委員会を置く。

２　学位申請資格審査委員会は，理学研究科教務委員会委員長及び教務委員をもって組織し，委員長は，教務委員会委員長を充てる。

３　学位申請資格審査委員会は，委員長が招集しその議長になる。
４　学位申請資格審査委員会が必要と認めたときは，同審査委員会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

（学位申請資格の判定）

第６条　学位申請資格審査委員会の審査結果に基づいて，第３条に規定する学位申請資格を有するか否かについては研究科教授会の議を経て判定を行う。ただし，第３条の第１項第１号から第３号までの各号の規定により，学位申請資格審査委員会の審査を経た結果については，研究科教授会の議を経て判定を受けたものとして取り扱う。

（学長への進達）

第７条　研究科長は，学位申請者から学位論文等の提出があったときは，研究科教授会の議を経て，当該学位論文等を学長に進達するものとする。

（学位論文審査委員会）

第８条　学長から論文審査の付託があったときは，論文審査及び試験等を行うため，学位申請者ごとに学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。
２　審査委員会は，教授２人以上を含む研究科の教員３人以上をもって組織し，主査１人及び副査をおくこととする。
３　研究科教授会の議を経て審査のため必要があると認めるときは，前項に定めるもののほか，当該学位論文の内容に関係の深い学術領域の研究科博士課程担当相当の者を審査委員に加えることができる。
４　審査委員の選定は，内見受理教員が所属する専攻から推薦のあった審査委員候補者について，研究科教授会が行う。
５　審査委員会は，論文の審査に併せて学位に付記する専攻分野の名称についても，審査するものとする。

（論文審査及び試験）

第９条　審査委員会は，学位論文の審査及び学位論文を中心としてこれに関連する専門科目について，筆答又は口頭による試験（以下「試験」という。）を行うものとする。
２　審査委員会は，試験の科目，試験の方法等を定めて，学位申請者に通知するものとする。
３　審査委員会は，博士論文発表会を開催するものとする。

（試　　問）

第10条　審査委員会は，研究科の課程を修了したものと同等以上の学力があることを確認するための試問（以下「試問」）という。）を行うものとする。
２　試問は，学位申請者の学術領域の専門科目及び専門の学術研究を行うのに必要な外国語（日本人は英語，外国人は日本語及び英語）について，筆答又は口頭により行う。
３　審査委員会において試問のために必要があると認めるときは，審査委員以外の教員にも試問を行わせることができる。
４　審査委員会は，試問の科目，試問の方法等を定めて，学位申請者に通知するものとする。

（論文審査等の結果報告）

第11条　審査委員会は，学位論文の審査及び試験並びに試問が終了したときは，学位審査報告書（別紙様式５）を研究科長に提出するものとする。

附　　則

この内規は，平成19年４月１日から施行する。

附　　則

この内規は，平成25年10月18日から施行し，平成25年４月１日以後に学位を授与された者について適用する。

附　　則

この内規は，平成27年４月１日から施行する。

学位審査に関する日程の概要

１．課程博士学位論文審査に関する日程（３月修了予定者）

日　　程	事　　項	
10月頃	研究成果発表会	① 専攻長は，開催日時，場所，発表者の氏名，論文題目を当該専攻の教員・学生に通知する。 ② 専攻長は，学位論文草稿の必要部数を当該学生の指導教員に通知する。 ③ 専攻長は，研究成果報告書を研究科長に提出する。
12月上旬	専攻会議	専攻長は，学位論文提出予定者・審査委員候補者名簿を研究科長に提出する。
１月中旬 （５日間）	学位論文提出	学生は，博士論文と関係書類を教務学生係へ提出する。
１月下旬	教授会	学位論文審査委員会の設置
	学位論文審査委員会	学位論文審査の開始 最終試験（論文発表会）
２月中旬	研究科長に学位論文審査報告書提出	審査終了 学位論文審査委員会は，学位審査報告書を研究科長に提出する。
		１週間前までに，論文審査の結果要旨（写）を博士課程教授会構成員に配付
３月上旬	教授会	学位授与可否の決定
	審査結果報告	研究科長は，審査結果を学長に報告
３月下旬	学位記授与式	

２．課程博士学位論文審査に関する日程（９月修了予定者）

日　　程	事　　項	
４月上旬～中旬	研究成果発表会	① 専攻長は，開催日時，場所，発表者の氏名，論文題目を当該専攻の教員・学生に通知する。 ② 専攻長は，学位論文草稿の必要部数を当該学生の指導教員に通知する。 ③ 専攻長は，研究成果報告書を研究科長に提出する。
６月下旬	専攻会議	専攻長は，学位論文提出予定者・審査委員候補者名簿を研究科長に提出する。
７月上旬～中旬 （３日間）	学位論文提出	学生は，博士論文と関係書類を教務学生係へ提出する。
７月中旬	教授会	学位論文審査委員会の設置
	学位論文審査委員会	学位論文審査の開始 最終試験（論文発表会）
８月下旬	研究科長に学位論文審査報告書提出	審査終了 学位論文審査委員会は，学位審査報告書を研究科長に提出する。 １週間前までに，論文審査の結果要旨（写）を博士課程教授会構成員に配付
９月上旬	教授会	学位授与可否の決定
	審査結果報告	研究科長は，審査結果を学長に報告
９月下旬	学位記授与式	

学位授与に関する方針

【理学部】

神戸大学理学部は、自然科学の基礎である理学諸分野を探求することによって自然の理解を深め、社会の進歩に貢献することを教育研究上の目的としています。

また，理学部の数学，物理学，化学，生物学，惑星学の５つの学科においては，広い知識を習得し，教養及びそれぞれの分野に関する専門的な知識などを身に付けることを基本に，人材の養成や教育研究の目的をそれぞれ以下のように定めています。

（数学科）

解析数理，構造数理，応用数理の教育研究を行い，教養及び数学とその応用に関する専門的な知識を身に付けた人材を養成する。

（物理学科）

物質の構造及び機能を根本原理から理解するための教育研究を行い，教養及び物理学に関する専門的な知識を身に付けた人材を養成する。

（化学科）

教養及び化学の幅広い専門的な知識を身に付け，未開拓の分野へ取り組む意欲並びに問題認識及び解決能力を身に付けた創造力ある人材を養成する。

（生物学科）

広い知識を授けるとともに，分子・細胞レベルから種及び生態系レベルまでの基礎生物学的教育研究を行い，教養及び生物学に関する専門的な知識並びに科学的な考え方を身に付けた人材を養成する。

（惑星学科）

多様な惑星現象に対する広範囲な視野、多様な手法を用いた解析能力と論理的思考力、そして豊かな感性とグローバルな視点を備えて、社会の発展を牽引する人材を養成する。

これらの人材養成と教育研究上の目的並びに全学で定めた学位授与に関する方針を踏まえて、学生の卒業及び学位取得の要件を、下記のとおり定めています。

・本学部に 4 年以上在学し、各学科が履修要件として定めた所定の単位以上を修得すること。ただし、在学期間に関しては、各学科が定めた早期卒業の認定基準を満たした場合は、3 年以上在学すれば足りるものとする。
・上記の課程を修めて卒業した者に対しては、学士の学位を授与する。

なお、各学科における教育研究上の目的や適用される理学部規則は、入学年度に発行された学生便覧に掲載されています。

【博士課程前期課程】

神戸大学大学院理学研究科は、自然科学の基礎である理学諸分野を探究することによって自然認識の深化を図り、もって社会の知的基盤の形成に貢献することを教育研究上の目的としている。

また，理学研究科に置かれた，数学，物理学，化学，生物学，惑星学の５つの専攻においては，それぞれの専門分野において幅広い知識をもつとともに，問題解決能力と学際的視点をもった創造性豊かな人材を養成するために，それぞれ以下のように博士課程前期課程の教育研究上の目的を定めている。

（数学専攻）

自然界及び社会現象における数理を探求し，広範な数理現象の解明を目指した教育研究を行うとともに，数学を深く探究するための基礎となる能力又はこれに加えて関連する専門的職業を担うための能力を持つ人材を養成する。

（物理学専攻）

宇宙から分子，原子および素粒子に至る広い範囲にわたって，物質の構造及び機能を根本原理から理解することを目指した教育研究を行い，物理学を深く研究するための基礎となる能力又これに加えて関連する専門的職業を担うための能力を持つ人材を養成する。

（化学専攻）

新しい概念と学際領域の創出を目的として新規物質の創製並びに新しい化学現象及び化学原理の探求に強い意欲を持ち，かつ，化学を深く探求するための基礎となる能力及び関連する専門的職業を担うための能力を持つ人材を養成する。

（生物学専攻）

すべての生物に共通する生命の仕組み及び生物界の多様性の成り立ちの解明を目指した教育研究を行うとともに，生物学を深く探究するための基礎となる能力又はこれに加えて関連する専門的職業を担うための能力を持つ人材を養成する。

（惑星学専攻）

多様な惑星現象に対する広範囲な視野、多様な手法を用いた解析能力と論理的思考力、豊かな感性とグローバルな視点を備え、惑星現象に関する専門的知識に基づき、社会の発展を牽引する人材を養成する。

これらの教育研究上の目的及び全学で定めた学位授与に関する方針を踏まえて、学生の修了及び学位取得の要件を、下記のとおり定めている。

・博士課程前期課程に 2 年以上在学し、各専攻が定める授業科目のうちから所定の単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、研究経過発表会での発表を経て、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、前期課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。
・博士課程前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

なお、各専攻における教育研究上の目的や適用される理学研究科規則は、入学年度に発行された学生便覧に掲載されている。

【博士課程後期課程】

神戸大学大学院理学研究科は、自然科学の基礎である理学諸分野を探究することによって自然認識の深化を図り、もって社会の知的基盤の形成に貢献することを教育研究上の目的としている。

また，理学研究科に置かれた，数学，物理学，化学，生物学，惑星学の５つの専攻においては，それぞれの専門分野において高度な専門性と幅広い視野をもち，創造性と独創性を兼ね備えた人材を養成するために，それぞれ以下のように博士課程後期課程の教育研究上の目的を定めている。

（数学専攻）

自然界及び社会現象における数理を探求し，広範な数理現象の解明を目指した教育研究を行うとともに，数学の各専門分野で自立して研究を行う能力及びその基礎となる豊かな学識又はこれに加えて高度の専門性を要する職業を担うための能力を持つ優れた人材を養成する。

（物理学専攻）

宇宙から分子，原子および素粒子に至る広い範囲にわたって，物質の構造及び機能を根本原理から理解することを目指した教育研究を行い，物理学の各分野で自立して研究を行う能力及びその基礎となる豊かな学識又これに加えて高度の専門性を要する職業を担うための能力を持つ優れた人材を養成する。

（化学専攻）

新しい概念と学際領域の創出を目的として新規物質の創製並びに新しい化学現象及び化学原理の探求に強い意欲を持ち，かつ，化学の各専門分野で自立して研究を行う能力及びその基礎となる豊かな学識を持ち，高度の専門性を要する職業を担うための能力を持つ人材を育成する。

（生物学専攻）

すべての生物に共通する生命の仕組み及び生物界の多様性の成り立ちの解明を目指した教育研究を行うとともに，生物学の各専門分野で自立して研究を行う能力及びその基礎となる豊かな学識又はこれに加えて高度の専門性を要する職業を担うための能力を持つ優れた人材を養成する。

（惑星学専攻）

多様な惑星現象に対する広範囲な視野、多様な手法を用いた解析能力と論理的思考力、豊かな感性とグローバルな視点を備え、惑星現象に関する高度な専門的知識に基づき、社会の発展を牽引する人材や新たな研究領域を開拓する独創的な人材を養成する。

これらの教育研究上の目的及び全学で定めた学位授与に関する方針を踏まえて、学生の修了及び学位取得の要件を、下記のとおり定めている。

・後期課程に 3 年以上在学し、各専攻が定める授業科目のうちから所定の単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、研究経過発表会並びに研究成果発表会での発表を経て、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、後期課程に 1 年（2 年未満の在学期間をもって修士課程、前期課程又は専門職学位課程を修了した者にあっては、当該在学期間を含めて 3 年）以上在学すれば足りるものとする。

・博士課程後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

神戸大学大学院理学研究科学位論文評価基準

平成２５年１０月１８日　制定

神戸大学大学院理学研究科は，学位論文について，研究科のディプロマ・ポリシーに基づき以下の基準により総合的に評価する。なお，この基準に定めるもののほか，当該専攻分野において必要なものは専攻が定める。

修士論文の評価基準

１．当該専攻分野において学術的価値を有する研究結果を含むこと。
２．先行研究や関連研究をふまえ，適切な課題設定を行なっていること。
３．課題に対して適切な研究方法を選択し，研究を実施していること。
４．研究結果を適切に考察し結論を得ていること。
５．章立て，引用を含めて，論理的で明瞭な記述を行なっていること。

博士論文の評価基準

１．当該専攻分野に関する高度な学術的価値を有する研究結果を含むこと。
２．先行研究や関連研究をふまえ，適切な課題設定を行なっていること。
３．課題に対して適切な研究方法を選択し，研究を実施していること。
４．研究結果を適切に考察し結論を得ていること。
５．章立て，引用を含めて，論理的で明瞭な記述を行なっていること。

修士学位論文の審査及び修士最終試験の要項

平成２５年１０月１８日　制定

神戸大学大学院理学研究科は，修士学位論文の審査及び修士最終試験について，次の基準を設ける。なお，この基準に定めるもののほか，当該専攻分野において必要なものは専攻が定める。

１．修士の学位を受ける者は，当該専攻分野の幅広い学識と，専門分野における研究能力を有すること。
２．修士学位論文は，研究科の学位論文評価基準に則って評価される。
３．修士の学位を受けようとする者は，修士学位論文の内容について，各専攻の開催する論文発表会において，発表及び討論を行うこと。審査委員は発表会および修士学位論文の内容によって審査を行うものとする。なお，論文発表会は原則として公開とする。

博士学位論文の審査及び博士最終試験の要項

平成２５年１０月１８日　制定

神戸大学大学院理学研究科は，博士学位論文の審査及び博士最終試験について，次の基準を設ける。なお，この基準に定めるもののほか，当該専攻分野において必要なものは専攻が定める。

１．博士の学位を受ける者は，当該専攻分野において深い学識を備え，自立した研究を行うための高度な専門的研究能力を有すること。
２．博士学位論文は，研究科の学位論文評価基準に則って評価される。
３．博士の学位を受けようとする者は，審査委員会の開催する論文発表会において，博士学位論文の内容についての発表および討論を行うこと。審査委員会は発表会と博士論文の内容および最終試験の結果によって審査を行うものとする。なお，原則として論文発表会は公開とする。
４．博士学位論文の審査を受けるには，博士学位論文の内容の主要部分が，査読付きの学術雑誌に公表されているか，若しくは学位を授与された日から１年以内に公表される予定であることを必要とする。

5. 学 生 生 活 の 案 内

留　意　事　項

１　授業料納付について

学生は，学期毎（前期，後期）に，あらかじめ届けていただいた預金口座から引き落し(口座振替)により納付することになります。振替日は，4月及び10月の各月27日（休日の場合は，翌営業日）です。

２　身上異動について

休学，復学，退学，長期欠席等をしようとする場合，住所変更，改姓等身上の異動が生じたときは速やかに願い出又は届け出をしてください。遅れると授業料の納付等において本人に不利になることがありますので，できるだけ早く教務学生係に申し出てください。（本学生便覧の『神戸大学共通細則』参照）

３　教務関係諸手続きについて

履修・受験，教育実習，教員免許等教務関係についての手続きはその都度掲示により通知しますので，締切，期限があるものは遅れないよう手続きをしてください。

４　授業料免除等の申請について

学業優秀で学資の支弁困難な学生に対しては，申請により授業料の全額若しくは半額が免除されることがあります。また，申請により授業料の徴収猶予及び月割分納を許可されることがあります。前期分は３月に（ただし，新入生は４月に），後期分は９月に手続きを要しますが，詳細についてはその都度掲示します。（本学生便覧の『神戸大学授業料免除及び徴収猶予取扱規定』及び学務部発行の「学生生活案内」の経済生活等の項参照。）

５　奨学金について

学業優秀であり経済的理由によって修学が困難である者に対して，（独）日本学生支援機構の奨学金を受ける道が開かれています。

この他，地方奨学金として，地方公共団体や，民間奨学団体等からも奨学生の募集があります。その都度掲示により通知しますので希望者は注意してください。（学務部発行の「学生生活案内」の経済生活等の項参照。）

６　アルバイト等の斡旋について

家庭教師等のアルバイトについては，神戸大学は神戸大学生活協同組合にアルバイト紹介業務を委託しております。希望者は神戸大学生活協同組合で確認してください。

連絡先：神戸大学生活協同組合学生会館書籍店（TEL078-881-8847）

（学務部及び各学部では取扱いしていません。学務部発行の「学生生活案内」の課外活動施設、福利厚生施設等の項参照。）

７　定期健康診断及び健康相談について

学生は年１回大学で実施する定期健康診断を，指定された期日に必ず受検しなければなりません。受検しないと卒業時，就職のための健康診断証明書が発行されませんので注意してください。（本学生便覧の『神戸大学学生健康診断規程』参照）

また，保健管理センターでは保健管理医が常勤して学生の健康相談を行っていますので利用してください。

８　証明書等の発行について

卒業見込証明書，修了見込証明書，成績証明書，在学証明書，学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）等は，証明書自動発行機で発行できます。

◎『通学証明書』の交付を受けるには，証明書自動発行機で『通学証明書交付願』を発行し，必要事項を記入の上，教務学生係又は学生センターの担当窓口に提出してください。

◎特別な証明書は，自動発行機では発行できませんので教務学生係窓口で手続きしてください。

◎就職活動用の成績証明書・卒業見込証明書，前期課程修了見込証明書は最終学年の学生にしか発行出来ません。後期課程修了見込証明書は，研究経過発表を２回終えている人に限り窓口で発行します。

◎ただし，学割証は１回の交付は２枚まで，１人につき年間10枚まで。（１枚で往復券が購入できますので有効に使用してください。（ただし，遊び（スキー等や娯楽，単なる旅行）で勉学に関係のない場合は使用できませんので注意してください。）

◎健康診断証明書は保健管理センターで発行します。

自動発行機の設置場所・稼働時間

設　置　場　所	稼働時間
文学部　本館　１階	9:00～17:15
国際文化学部　Ｂ１階ホール内	8:40～17:10
発達科学部　本館　Ａ棟１階 （発達ホール　Ｄルーム内）	8:30～19:00 （授業・試験期間以外は17:15まで）
六甲台　第３学舎　１階学生コーナー	8:45～17:00（土曜日も稼働）
工学部　玄関１階	8:30～17:30
農学部　Ａ棟１階　学生ホール内	9:00～17:15
医学部医学科　学生ホール　１階	9:00～17:00
医学部保健学科　Ｂ棟１階	8:30～18:00 （水・金曜は19:00まで）
海事科学部　事務棟１階	8:30～17:15

自動発行機が停電・故障の場合・・・全て教務学生係窓口での対応となります

証　明　書　等	申　込　み　方　法	交付日（申込日を含む） （土･日･祝日を除く）	備　考
在学証明書	証明書発行願を提出	申込日の３日後	
成績証明書	証明書発行願を提出	申込日の３日後	
卒業見込証明書	証明書発行願を提出	申込日の３日後	
修了見込証明書	証明書発行願を提出	申込日の３日後	
学割証	台帳に記入	申込日の２日後	１回２枚まで
通学証明書及び交付願	台帳に記入	申　込　日	通常の通学証明書の場合

〔学生証の再交付について〕

学生証を紛失（盗難や学内外通学途上で忘失・紛失した時は必ず警察に届けてください。）又は破損した場合は，学生証再交付願を教務学生係まで提出してください。（紛失,盗難の場合は理由書も提出してください。）交付は申込み日の約１週間後です。

９　授業科目の履修について

本学では電算処理によって履修・受験，成績管理を行っています。

学生は指定された期間にパソコンから教務情報システムにより履修登録してください。履修登録に間違いがあると，授業に出席し，試験に合格しても無効となりますので注意してください。

集中講義の日程については，その都度掲示により知らせますので注意してください。

他学部・他研究科授業科目の履修方法や，その他期日等についてはその都度掲示等によりお知らせします。

10　試験・単位認定について

授業科目試験は原則としてその科目の授業が終了する学期末に行います。

ただし，科目によっては随時行われることがあります。

日程，方法等は公用掲示板（大学教育推進機構掲示板含む）のほか，各学科掲示板で知らせることもありますので注意してください。

11　文・理・農学部キャンパスへの車両入構，駐車規制について

文・理・農学部キャンパスでは危険防止，環境保全の観点から学生，教職員の自動車による通学，通勤を規制しています。（本学生便覧の『構内駐車許可要領』参照）

鶴甲第１キャンパスの車両等の規制については，学務部発行の「学生生活案内」の一般的諸注意を参照してください。

12　公用掲示板について

本学部の公用掲示板はB棟２階教務学生係前及びZ棟１階教室前に設けています。学生への通知，連絡は，ホームページなども利用していますが原則すべて掲示によって行いますので，常に注意して掲示の事項を確認してください。掲示を見なかったことによる不利益は学生自身がその責任を負うことになります。

鶴甲第１キャンパスの公用掲示板については，学務部発行の「学生生活案内」の修学上の諸注意を参照してください。

13　学内掲示等について

本学部の学生用掲示板はZ棟２階の廊下に設けています。この掲示板以外の場所に掲示することは禁じられています。

14　学内集会等について

学生が学内で集会しようとするときは，所定の様式により５日前までに集会責任者が教務学生係を経て学部長へ許可申請の手続きをしなければなりません。（用紙は教務学生係に請求してください。）

15　団体の結成について

学生が，学内で団体等を結成しようとする場合は，所定の様式により責任者が教務学生係を経て学部長へ許可申請の手続きをしなければなりません。

団体の更新，役員の更迭，団体の解散等の場合も遅滞なく届け出てください。

学外の団体等結成の場合も同様に届け出てください。団体結成届を提出しないグループは公式

の課外活動団体と認められず，学内で集会等サークル活動はできないので注意してください。

16　理学部・理学研究科の施設使用について

学生が集会，会合等で教室等の理学部・理学研究科施設を使用するときは，所定の様式により責任者は教務学生係を経て許可申請しなければなりません。

また，実験や研究のために施設を使用するときは，時間外施設使用届を教務学生係に提出してください。（本学生便覧の『理学部・理学研究科の施設使用について』参照）

17　学生教育研究災害傷害保険制度について

この制度は，教育研究活動中の災害傷害事故に対する全国的な規模の互助制度で，これにより安心して学生生活が送れるようにするために発足されたものです。

正課中，学校行事中，学校施設内外での課外活動中及び通学中等の不慮の災害を被った際に，学生やその保護者等の経済的負担を救済するものであり,学生は全員加入することとしています。

学生支援課(学生センター) が窓口となっており，入学時に加入の案内をしていますが，その時加入しなかった場合でも，随時加入の受付を行っていますので，必ず加入してください。加入しない場合，実験・実習等を履修できない場合があります。加入手続き及び保険金の請求手続き等は学生支援課(学生センター) に問い合わせてください。

なお，詳細は「学生教育研究災害傷害保険のごあんない」・「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」を参照してください。

18　各種届出書類，願出書類，証明書類について

１．届出書類・願出書類

名　　称	内　　容	手　続　期　間	備　　考
学生登録票	学生の基本情報を届ける	入学時	入学時に全員提出
身上異動・住所変更届	改姓，改名，住所変更等があった場合	異動，変更後速やかに	身上異動の場合，証明書類を添付。
学生証再交付願	学生証を紛失，汚損，破損等した場合	理由が発生したとき	再発行には１週間程度かかります。
欠席届	長期欠席する場合（３週間～３か月）	理由が発生したとき	
休学願	休学する場合	理由が発生したとき	理由が病気の場合，医師の診断書を添付。
復学願	休学中の者が復学する場合	理由が消滅したとき	病気により休学していた場合，医師の診断書（大学所定のもの）を添付。
退学願	退学する場合	理由が発生したとき	理由が病気の場合，医師の診断書を添付。
留学生一時出国届	留学生が一時帰国する場合等	その都度	留学生
海外渡航届	留学など,海外に出国する場合	その都度	留学生以外
事故報告書	学内,通学中などで事故に遭った場合	その都度	保険給付の対象になる場合，保険の事故報告書を別途提出。
履修科目の登録上限を超えて登録できる者の「審査申請書」	年間及び学期毎の履修登録単位数を超えて履修をしようとする場合	毎年４月	学部学生のみ
早期卒業希望調書	学部を３年間で卒業しようとする場合	２年次又は３年次の４月	学部学生のみ（編入学生を除く）

備考：休学，復学，退学の届出は，できるだけ休学，復学，退学をしようとする日の１か月前までに行ってください。

２．証明書類

名　　称	内　　容	交付にかかる日数	備　　考
健康診断証明書	各種奨学金申請，就職，進学など。	申込日の翌日に交付	保健管理センターに願い出てください。
通学証明書	定期券などの購入で，学生証による購入ができない場合など。	「証明書自動発行機」を使用	通常の定期券購入は，P202の「８証明書の発行について」を参照
学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）		「証明書自動発行機」を使用	１回の発行は２枚まで １人につき年間１０枚まで
在学証明書		「証明書自動発行機」を使用	
卒業（見込）証明書		「証明書自動発行機」を使用	最終学年在籍者に発行
博士課程前期課程 修了（見込）証明書		「証明書自動発行機」を使用	最終学年在籍者に発行
博士課程後期課程 修了（見込）証明書		申込日の３日後に交付	研究経過発表を２回行ったことの認定を受けていることが必要。
成績証明書		「証明書自動発行機」を使用	就職用は，最終学年在籍者に発行。
英文による証明書	在学，成績，卒業（修了）見込証明書	「証明書自動発行機」を使用	特別な証明書は１週間から２週間程度かかります。
実習用通学定期券購入にかかる証明書	教育実習等，長期間学外で教育・研究活動を行う場合。	約１か月	定期券購入は，おおむね１か月以上の期間が必要。

備考：証明書自動発行機が故障などにより使用できない時は，教務学生係窓口で対応します。

健　康　相　談

（「からだの健康相談」と「こころの健康相談」）

保健管理センターでは，学生諸君が充実した学生生活を過ごせるよう，カウンセラーと医師とが相互の連携を図り，あらゆる相談に応じる体制を取っております。

誰にも言えないような悩みや心配ごとなど一人でくよくよしないで，気楽に保健管理センターを訪ねてみて下さい。

からだの健康相談…内科の医師が身体の不調に関する相談を受け付けています。病気は早期発見，早期治療が一番です。気になることがあったら，いつでも気楽に相談してください。内科は毎日，診療しています。

こころの健康相談…カウンセラーと精神神経科医があらゆる心の悩みや心配事の相談に応じています。例えばこんな時，一人でくよくよしないで気楽に相談してください。

心 理 に つ い て	対人関係で悩んでいる（友人・異性）
	自分の性格や能力について悩みがある。
	ノイローゼ気味で毎日が不安である。
	何もやる気がしない。
心身の状態について	最近睡眠が大変短くなっている。
	食事が減ったり，逆に食べ過ぎたりしている。
学 業 に つ い て	学業に対する意欲がなく，身が入らない。
	転学部・転学科，転学，休学・退学をしようと迷っている。
将 来 に つ い て	卒業後や今後のこと（進路や職業など）について悩んでいる。
日常生活について	サークルのことで悩んでいる。 家庭や下宿でうまくいかない。
	ハラスメントやストーカーの被害にあっている。
	人生の意義・目的がわからない。・・・などです。

『相談内容の秘密は厳守されます。』

健 康 相 談 日 程 表

曜　日	月	火	水	木	金
からだの 健康相談	内　科	内　科	内　科	内　科	内　科
こころの 健康相談	カウンセラー 精神神経科	カウンセラー 精神神経科	カウンセラー 精神神経科	カウンセラー 精神神経科	カウンセラー 精神神経科

（備考）開所時間は土･日曜日，祝日を除く毎日9:00～12:00（受付は11:30まで）と13:00～17:00（受付は16:30まで）です。（救急処置を必要とする方については9:00～17:00の間いつでも受け付けています。）

保健管理センター「からだの健康相談」「こころの健康相談」の利用方法

① 健康相談を希望される方は，保健管理センターへ直接来られるか，電話で申し込んでください。（待ち時間緩和のために，できればお電話をください。特に午前中は健康診断や再検査・精密検査で混雑している場合があります。また，予約制の診療科については，２日前までに申し込んでください。）

② こころの健康相談については，手紙や電話での相談も受け付けています。

③ 保健管理センターに関する詳しい案内や最新のお知らせはインターネット保健管理センターホームページ（http://www.kobe-u.ac.jp/medicalc/index-j.html）を御覧ください。

④ 保健管理センターは，神戸市営バス36系統「本部工学部前」下車すぐ，神戸大学本部庁舎玄関入って右にあります。

〒657-8501　神戸市灘区六甲台町１－１

神戸大学保健管理センター　☎078-803-5245

備考　パンフレット『ハラスメント防止に向けて』中に,神戸大学におけるハラスメント防止への取り組み,対応する場合の全学･理学部･理学研究における相談先等が記載されています。このパンフレットは入学時に配布していますが,Ｂ棟２階階段横のパンフレットラックより常時入手できます。

神戸大学学生健康診断規程

平成16年４月１日　制定

（趣　　旨）

第１条　この規程は,神戸大学の学生に対する健康診断及び事後措置等について定めるものである。

（実施機関）

第２条　健康診断は，保健管理センターが行う。

（健康診断の種類）

第３条　健康診断は，定期健康診断及び臨時健康診断とする。

２　定期健康診断は，毎学年定期に行うものとする。

３　臨時健康診断は，保健管理センター所長が必要と認めたときに行うものとする。

（受診の義務）

第４条　学生は，健康診断を受けなければならない。

２　学生は，健康診断を受けなかったときは，保健管理センター所長の定める期間内に，当該健康診断と同等の実施項目を含む健康診断証明書を保健管理センターに提出しなければならない。

３　前項の規定による健康診断証明書を提出できないときは，保健管理センター所長に申し出て指示を受けなければならない。

（健康診断の結果の区分及び通知）

第５条　保健管理センター所長は，健康診断の結果を別表により区分し，学部長等（各学部長及び各研究科長をいう。以下同じ。）に通知するとともに，学生に通知するものとする。ただし，疾病のない者については，学生への通知を省略することができる。

（事後措置）

第６条　学部長等は，健康診断の結果，疾病のため生活規正又は治療を要する者があるときは，保健管理センター所長と協議の上，当該学生の健康回復に必要な指導を行わなければならない。

２　健康診断の結果，疾病のある者は，前項の指導に従わなければならない。

（復学時の受診）

第７条　疾病のため休学中の者が復学しようとするときは，学部長等を経て，保健管理センター所長に申し出て，健康診断を受けなければならない。

（証明書の発行）

第８条　第３条の健康診断を受けた者が，健康診断証明書を必要とするときは，これを発行することがある。

附　　則

この規程は，平成16年４月１日から施行する。

別　表

判　　定　　区　　分		
生の活規正面	A（要休業）	授業を休む必要のあるもの
	B（要軽業）	授業に制限を加える必要のあるもの
	C（要注意）	授業をほぼ平常に行ってよいもの
	D（健　康）	全く平常の生活でよいもの
医療の面	1（要医療）	医師による直接の医療行為を必要とするもの
	2（要観察）	医師による直接の医療行為を必要としないが，定期的に医師の観察指導を必要とするもの
	3（健　康）	医師による直接又は間接の医療行為を全く必要としないもの

神戸大学授業料免除及び徴収猶予取扱規程

平成16年４月１日　制定
最近改正　平成23年３月31日

第1章　総　　則

（趣　　旨）

第１条　この規程は，神戸大学教学規則（平成16年４月１日制定。以下「教学規則」という。）第51条第２項及び第52条第２項（教学規則第72条において準用する場合を含む。）の規定に基づき，神戸大学（以下「本学」という。）の授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納（以下「授業料の免除等」という。）の取扱いについて定めるものとする。

（対 象 者）

第２条　授業料の免除等の対象となる者は，本学の学部及び大学院の学生（特別聴講学生，特別研究学生，科目等履修生，聴講生，研究生及び専攻生を除く。以下同じ。）並びに乗船実習科の学生とする。

（申請及び許可）

第３条　授業料の免除等を受けようとする者（授業料の徴収猶予を受けようとする場合であって，学生が行方不明であるときは，学生に代わる者）は，各期（教学規則第50条第１項に規定する前期及び後期をいう。以下同じ。）ごとに学長に申請しなければならない。ただし，医学部（１年次生を除く。），海事科学部（１年次生を除く。），乗船実習科，医学研究科，保健学研究科又は海事科学研究科（以下「医学部等」という。）に所属する者は，医学部等の長を経て学長に申請しなければならない。

２　学長は，前項の規定による申請があったときは，神戸大学学生委員協議会（以下「学生委員協議会」という。）の議を経て当該期分の授業料の免除等を許可することができる。

（免除実施可能額及び選考基準）

第４条　授業料の免除等の免除実施可能額及び選考基準は，別に定める。

（申請者に係る授業料）

第５条　授業料の免除等の申請者は，授業料の免除等の許可又は不許可の決定がなされるまでの間，当該授業料の納付を要しない。

第2章　授業料の免除

（経済的理由による免除）

第６条　学生が経済的理由により授業料を納付することが困難であり，かつ，学業が優秀であると認められる場合は，授業料の全額又は半額を免除することができる。

２　前項の規定により授業料の免除を受けようとする者は，各期ごとの所定の日までに次の書類をもって申請しなければならない。

(1)　授業料免除申請書

(2)　学生又は当該学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）の居住地の市区町村長の所得証明書

(3)　その他本学において必要と認める書類

（特別な事情による免除）

第７条　学生が次の各号のいずれかに該当する特別な事情により授業料を納付することが著しく困難であると認められる場合は，当該理由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料の全額又は半額を免除することができる。ただし，当該理由発生の時期が当該期の授業料の納付期限以前であり，かつ，当該学生が当該期分の授業料を納付していないときは，当該期分の授業料の全額又は半額を免除することができる。

(1)　各期ごとの授業料の納期前６月以内(入学した日の属する期分の授業料の免除に係る場合は，入学前１年以内）において学資負担者が死亡し，又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害（以下「災害」という。）を受けた場合。

(2)　前号に準ずる場合であって，本学が相当と認める理由があるとき。

２　前項の規定により授業料の免除を受けようとする者は，各期ごとの所定の日までに次の書類をもって申請しなければならない。

(1)　授業料免除申請書

(2)　学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の所得証明書

(3)　学資負担者の死亡を証明する書類（学資負担者が死亡したことにより免除を受けようとする者に限る。）

(4)　学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の罹災証明書（災害を受けたことにより免除を受けようとする者に限る。）

(5)　その他本学において必要と認める書類

第3章　　授業料の徴収猶予及び月割分納

（徴収猶予）

第８条　学生が次の各号のいずれかに該当する場合は，授業料の徴収を猶予することができる。

(1)　経済的理由により納付期限までに授業料を納付することが困難であり，かつ，学業が優秀であると認められる場合

(2)　行方不明の場合

(3)　学生又は学資負担者が災害を受け，納付期限までに授業料を納付することが困難であると認められる場合

(4)　その他やむを得ない事情により納付期限までに授業料を納付することが困難であると認められる場合

２　　前項の規定により授業料の徴収猶予を受けようとする者は,各期ごとの所定の日までに次の書類をもって申請しなければならない。

(1)　授業料徴収猶予申請書

(2)　学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の所得証明書

(3)　その他本学において必要と認める書類

３　　授業料の徴収猶予の期間は，前期分については８月末日まで，後期分については２月末日までとする。

（月割分納）

第９条　前条第１項第１号，第３号又は第４号に該当する場合であって，特別の事情のあるときは，業料を月割分納させることができる。

２　前項の規定により授業料の月割分納をしようとする者は，各期ごとの所定の日までに次の書類をもって申請しなければならない。

(1)　授業料月割分納申請書

(2)　学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の所得証明書

(3)　その他本学において必要と認める書類

３　授業料の月割分納額は，授業料の年額の12分の１に相当する額（以下「月割計算額」という。）とし，毎月５日までに納付するものとする。

第4章　　許可の取消し

（許可の取消し）

第10条　授業料の免除等を許可されている者が次の各号のいずれかに該当するときは，学長は，学生委員協議会の議を経て授業料の免除等の許可を取り消すことができる。

(1)　授業料の免除等の理由が消滅したことが判明したとき。

(2)　申請が虚偽の事実に基づくものであることが判明したとき。

(3)　教学規則第55条の２に規定する懲戒処分を受けたとき。

（許可を取り消された者に係る授業料）

第11条　前条の規定により授業料の免除等の許可を取り消された者は，次の各号に定める授業料を納付しなければならない。

(1)　授業料の免除の許可を取り消された者は，月割計算額に，その許可を取り消された月からその期の末月までの月数を乗じて得た額の授業料。ただし，申請が虚偽の事実に基づくものであることが判明したことにより免除の許可を取り消された者は，当該期分の授業料

(2)　授業料の徴収猶予の許可を取り消された者は，当該期分の授業料

(3)　授業料の月割分納の許可を取り消された者は，未納の授業料

第5章　　雑　　則

（雑　　則）

第12条　この規程に定めるもののほか，授業料の免除等の取扱いに関し必要な事項は，別に定める。

附　　則

この規程は，平成16年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は，平成17年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は，平成19年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は，平成20年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は，平成20年７月15日から施行する。

附　　則

この規程は，平成23年４月１日から施行する。

理学部・理学研究科の施設使用について

Ⅰ　一般的注意事項

1）不測の事故を防止するため，学生の施設使用は原則として教員が付き添うものとする。

2）事故が発生した場合には受付（A棟玄関北側）に連絡すること。

3）日頃から，消火器の位置及び使用方法を確認しておくこと。

4）退出時には，ガス，電気，水道，高圧ガスボンベ及び薬品等の十分な点検と戸締りを確認すること。

Ⅱ－１　時間外における施設使用とその取扱い

1）学生の施設使用は午後５時までとする。

2）学生が午後５時を超えて施設を使用する場合は，所定の届出用紙に教員の承認を受けること。

ただし，教員が付き添う場合は，午後10時30分までは届出を要しない。

3）学生が午後10時30分を超えて施設を使用する場合は，原則として教員の付き添いがない限り許可しない。

4）学生及び教職員が午後10時30分を超えて施設を使用する場合は届出を要する。なお，学生は教員との連名とする。（土曜，日曜，休日及び年末年始は終日これに準ずる。）

5）届出は所定の用紙に施設使用ごとに記入し，前日の午後３時（使用日が土曜，日曜，休日及び年末年始の場合は前々日の午後３時）までに学生は教務学生係，教職員は総務係に提出すること。

Ⅱ－２　退出時の注意

・夜間（午後10時30分～午前７時30分）及び土曜・日曜・休日の出入口（番号錠設置）

Ａ棟　１階玄関

Ｂ棟　１階北・南出入口

Ｃ棟　１階東出入口

・夜間・土曜・日曜・休日は出口専用

Ｂ棟　２階北出入口

Ｘ棟　２階北出入口

Ｃ棟　西出入口

・夜間・土曜・日曜・休日は閉めきり

Ｃ棟　玄関・北出入口

・終日出口専用（夜間及び土曜・日曜・休日は解放厳禁）

Ａ棟　１・２・４階東非常出口

Ｂ棟　２～４階東非常出口

Ｃ棟　２～６階東非常出口

Ⅱ－３　時間外における電話は受け付けることができない。

ただし，“非常”の場合は受付（A棟玄関北側：内線５７７７）に連絡すること。

（注）１．　施設使用の届出用紙は，教務学生係にあるので申し出ること。

２．　時間外とは平日の午前８時30分～午後５時以外の時間をいう。

構内駐車許可要領

1　この要領は，文理農等キャンパスにおける車両（二輪車を除く。）の構内入構及び駐車について，必要な事項を定めるものとする。

2　車両の構内入構及び駐車を許可される者は，次の各号の一に該当する者とする。

(1)　身体上の理由により車両の使用を必要とする者

(2)　常時実験実習及び勤務の都合上車両の使用を必要とする者
（学生については４年次生及び大学院生等）

(3)　車両を使用しなければ通勤通学に著しく支障のある者
（教職員については，自動車による通勤届を出している者に限る。）

(4)　その他業務上入構を必要とする者

3　前項各号に該当する者は，申請により「入構許可証」及び「パスカード」を交付するので，「入構許可証」を車内フロントに置くこと。

4　「入構許可証」及び「パスカード」の有効期間は１年間とし，更新の許可を得ようとするときは，毎年申請しなければならない。

5　車両の臨時入構・駐車をしようとする者は，駐車券（可能駐車時間１時間以内）により一時入構・駐車し，駐車時間の延長については，止むを得ない理由により認める場合があることとし，その都度所用先の学部又は研究科（以下「学部等」という。）の担当係に申し出ること。

6　駐車許可申請の受付，入構許可証及びパスカードの交付，有効期間は次のとおりとする。

①　申請の受付期間　　４月中旬

②　許可証の交付期間　　４月下旬

③　許可証の有効期間　　５月　１日～翌年　４月30日

（注）申請の受付期間等の具体的な日程は，その都度掲示により通知する。

7　駐車許可申請の受付は，所属学部等の教務学生担当係とする。

8　学生，教職員等の資格を失ったときは，直ちに入構許可証及びパスカードを返還すること。

9　その他，車両の構内入構及び駐車については，学部等の担当者の指示によるものとする。

10　その他必要な事項については，文理農等車両対策委員会が定める。

車両（二輪車を除く。）入構許可者の遵守事項

1　構内では，歩行者の安全を第一とし，制限速度15㎞/h以下を遵守すること。
また，ロータリー内を逆方向に走行しないこと。

2　所定の駐車指定区域に駐車すること。
特に，ロータリーの周囲，建物の入口付近，狭い幅員の通路に駐車しないこと。

3　教育・研究に迷惑にならないよう，必要以上にエンジン音等の騒音を出さないこと。

4　対人・対物事故，盗難等については，自己の責任において処理し，大学に一切迷惑をかけないこと。

5　上記のほか，「構内駐車許可要領」を守ること。
入構許可証を運転席の前面の見えやすい所に置くこと。

【注意】遵守事項に従わなかった場合は，入構許可を取り消す。

学生アカウント利用上の注意

学術情報基盤センター

本学では，入学時に学生アカウントを全員に配布しています。このアカウントは必修の情報基礎の受講のみならずネットワークを利用したメールのやりとりや，インターネット上の情報収集，成績確認や履修届の提出，休講掲示板の閲覧等，学生生活に不可欠なものです。学術情報基盤センター（以下「センター」という。）からのアカウント通知書を紛失しないよう十分気を付けてください。

また，使い方を間違えると他人に多大な迷惑をかけたり，管理義務を問われることになりますので，次の注意事項をよく読んで使用してください。

1　学生アカウントの利用について

・利用できる場所

(1) 学内における以下のセンター教育用端末機(iMac)設置教室

- ・学術情報基盤センター 分館
- ・附属図書館
- ・大学教育推進機構 Ｋ５０１，Ｋ５０２
- ・留学生センター
- ・文学部 演習室
- ・国際文化学部 情報処理教室
- ・発達科学部 情報教育設備室
- ・国際研究協力科 情報処理演習室
- ・六甲台 第三学舎 情報処理教室
- ・医学部保健学科 図書室カンファレンス室
- ・農学部 情報処理教室
- ・海事科学部 演習室（学術交流棟）

(2) 学内における認証付き情報コンセント

(3) 学内における各学部のパソコン教室（Windows認証サービスを利用している一部の教室）

(4) 自宅等学外（プロバイダ経由）

・利用できる内容

(1) 学内におけるセンター教育用端末機設置教室では，WEBページの閲覧・作成，電子メールの送受信及び各種アプリケーションソフトの利用ができます。

(2) 電子メールは，自宅でもプロバイダ系由で送受信ができます。

(3) 学内の各所に設けられた認証付き情報コンセントにおいては，自分のノートパソコンを接続してWEBページの閲覧，電子メールの送受信ができます。

(4) VPN接続サービスや認証プロキシを利用して，学外（プロバイダ経由）から学内専用サイトや休講掲示板を閲覧することもできます。

2　利用上の注意

配布された「アカウント通知書」の封筒裏面および以下に記載されている注意事項をよく読んで

遵守してください。

・メールによる連絡

アカウント通知書に記載されているメールアドレスに対して，神戸大学からの事務的な連絡を行うことがあります。定期的にメールを読むようにしてください。

・配布されるアカウント通知書の管理義務

本学のアカウントは，神戸大学の全構成員に発行されています。本通知書は，本学に所属している間は，大切に保管・管理してください。本アカウントは，学術情報基盤センターだけでなく，教務・図書館システム等において個人を認証するものであるため，複数人で共有することを禁止します。したがって，パスワードを他人に教えたり，本通知書やパスワードを書いたメモ等を人の目に触れるところに放置しないようにしてください。本通知書を紛失した場合は，速やかにセンター（分館）にて，再交付の手続きをしてください。

・教育・学術・研究に関係のない利用の禁止

本学のネットワークは，学術情報ネットワークの一部です。営利目的など，教育・学術・研究目的及びそれを支援する目的以外の使用は禁止されています。

・迷惑メールの禁止

転送を強要する回覧メールや不特定多数対象のメール送信などは，禁止されています。

・「学内ネットワーク及びサーバの利用に関するガイドライン」の遵守

本学で定めている「学内ネットワーク及びサーバの利用に関するガイドライン」の内容を遵守してください。

・WEBページ作成時の注意

WEBページはインターネットを通して広く一般の人に公開されるため，様々な注意が必要です。不用意な情報を掲載すると，場合によっては訴訟などの対象にされることもあり得ます。

３　センターからのお知らせ

電子メール，インターネットを利用する場合の注意事項については，センターWEBページ http://www.istc.kobe-u.ac.jp/　に詳しく掲載していますのでよく読んでください。

なお，各システムやネットワーク機器等の利用停止日等のお知らせも上記のWEBページ上で行いますので，定期的にチェックするようにお願いします。

6. 教 育 職 員 免 許 状

教育職員免許状取得について

１．学部学生の教育職員免許状の取得について

〈はじめに〉

近年，小・中・高等学校等教員の資質の向上が問われています。とりわけ，低学年・身体の不自由な者等の児童・生徒への対応が肝要とされ，このこともあって，小・中学校の教育職員免許状を得するためには，単に教育実習のみならず，「介護等体験」の実習を受けることが義務づけられました。

小・中・高等学校等の教育職員となるには，教科に関する専門科目の修得はもとより，教育を行うための基本となる教職に関する専門科目の修得が必要で，人間性豊かな資質を涵養することが極めて重要と言われています。

これらのことを念頭において，教育職員免許状を取得しようとする者は，安易に教員の資格を取得するためと言ったことでなく，将来，教育職員を目指す強い意志をもって，必要な科目を履修する必要があります。

（１）大学以外の教育職員として教育職に従事するためには，教育職員免許法及び同法施行規則に定めるところに従って，免許状の取得に必要な科目を修得しなければなりません。 本学部学生で取得可能な教育職員免許状の種類は別表１に掲げたとおりです。

なお，教育職員免許状の取得に必要な科目の一つとして「教育実習」がありますが，教育実習を履修しようとする者は，卒業後に中学校・高等学校の教師として就職を目指す意志の強い者でなければ，中学校・高等学校における教育実習生として受け入れされない場合がありますので注意してください。

（２）これらの免許状を取得しようとする者は，卒業に必要な専門教育等の授業科目を履修しながら，教育職員免許法及び同法施行規則に規定されている必要な科目の単位を修得しなければなりません。

①高等学校教諭一種免許状の取得に必要な「教科に関する科目」及び「教科又は教職に関する科目」は，大学の卒業に必要な授業科目（単位）の修得の範囲で可能な場合が大半です。

②中学校教諭一種免許状（理科）の取得に必要な「教科に関する科目」のうち実験に関する科目については，所属する学科に係る実験のほか，全ての分野の実験について修得しなければならないので，相当の努力が必要です。

③「教職に関する科目」の大部分は，学務部で開講される授業科目を修得しなければなりません。

（３）「教科」・「教職」・「教科又は教職」に関する科目は，教育職員免許法施行規則に定める科目の各区分の科目・単位を修得しなければなりません。

なお，教育職員免許法施行規則により，教育職員免許状の取得に共通した科目として，「日本国憲法（２単位）」，「体育（２単位）」，「外国語コミュニケーション（２単位）」及び「情報機器の操作（２単位）」を修得しなければなりません。　具体的には，学務部開講の「日本国憲法」，全学共通授業科目の「健康・スポーツ科学実習Ⅰ，Ⅱ」，「英語リーディングⅠ，Ⅱ」及び「情報基礎，情報科学」を修得する必要があります。

（４）別表１の教育職員免許状の種類に応じて，別表２により当該免許状の取得に必要な「教科に関する科目」，「教職に関する科目」及び「教科又は教職に関する科目」の単位数を確認してください。

（５）別表３（中学校），別表４（高等学校）に定める「教科に関する科目」の単位の修得方法により，免許教科に関する科目ごとに定められた最低修得単位数 （合計２０単位）を，学科ごとに定められた科目から修得してください。

（６）別表５に定める「教職に関する科目の単位」（中学校３３単位，高等学校２９単位）は各欄の必要単位数に応じて修得してください。教職科目は２年次から履修できます。

（７）教育実習について

教育実習の単位数は，教育実習事前事後指導（１単位），実習校での実習（中学校の免許状を取得する場合は４単位，高等学校の免許状を取得する場合は２単位）からなっています。

① 教育実習の申し込み手続きについては，３年次の４月初旬に開催される説明会にて参加し，申込み，４年次で実習を行います。説明会の開催については，掲示により通知します。

② 教育実習事前事後指導は，実習校での実習の前後に教育実習の一環として行われます。

（８）介護等体験について

平成１０年４月入学者から，中学校の教育職員免許状を取得しようとする場合は，特殊教育諸学校及び社会福祉施設において，７日間以上の介護等体験を行うことが義務づけられています。

本学部の学生は３年次に行います。２年次の１１月に必要な手続き等について掲示により通知します。

（９）教職科目「教職実践演習」と「履修カルテの作成」について

平成２２年度４月入学者から，教職科目の「教職実践演習」が新たに必修科目となり，４年次後期に履修します。「教職実践演習」を履修するにあたり，教員免許取得に必要な科目の履修を始めてから「教職実践演習」の授業を受けるまでの間に，各自が教員になる上での自身の課題や教員免許取得に必要な科目の修得・理解状況などを把握するために「履修カルテ」を作成します。各自が作成した「履修カルテ」は４年次前期に理学研究科教務学生係へ提出します。

（７），（８），（９）については，神戸大学教職課程専門委員会作成の 「神戸大学【教職課程ハンドブック】 」を事前によく読んでおいてください。

(10) 担当窓口について

学務部で開講する授業科目に関すること，教育実習・介護等体験については，学務部教員免許担当が担当窓口となっています。　教育実習・介護等体験は学務部教員免許担当にて諸手続等を行います。

教育職員免許状の取得に必要な科目の修得・履修方法等に関することについては，理学研究科教務学生係に問い合わせてください。

(11) 教育職員免許状授与申請について

卒業時における教育職員免許状の授与申請は，教員免許取得希望者からの申請に基づいて，大学から兵庫県教育委員会に一括して行います。詳細については４年次の１２月頃，掲示により通知しますので注意してください。

【別 表１】　理学部で取得できる免許状の種類

学　　科	教育職員免許状の種類	免許教科
数　学　科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	数　学
物 理 学 科 化　学　科 生 物 学 科 惑 星 学 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	理　科

【別 表２】　免許状取得のための基礎資格と最低修得単位数

免許状の種類 ＼ 所要資格		基　礎　資　格	大学における最低修得単位数		
			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	20	31	32
	一種免許状	学士の学位を有すること。	20	31	8
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	20	23	40
	一種免許状	学士の学位を有すること。	20	23	16

上記の他，「日本国憲法（２単位）」，「体育（２単位）」，「外国語コミュニケーション（２単位）」及び「情報機器の操作（２単位）」を修得しなければなりません。具体的には，学務部開講の「日本国憲法」，全学共通授業科目の「健康・スポーツ科学実習Ⅰ，Ⅱ」，「英語リーディングⅠ，Ⅱ」及び「情報基礎，情報科学」の単位を修得する必要があります。

【別表３】中学校教諭の「教科に関する科目」の単位修得方法

免許教科	教科に関する科目	最低修得単位数
数学	代数学	計 20 単位
	幾何学	
	解析学	
	「確率論，統計学」	
	コンピュータ	
理科	物理学	計 20 単位
	物理学実験（コンピュータ活用を含む。）	
	化学	
	化学実験（コンピュータ活用を含む。）	
	生物学	
	生物学実験（コンピュータ活用を含む。）	
	地学	
	地学実験（コンピュータ活用を含む。）	

【別表４】高等学校教諭の「教科に関する科目」の単位修得方法

第１欄	第２欄	第３欄
免許教科	教科に関する科目	最低修得単位数
数学	代数学	計 20 単位
	幾何学	
	解析学	
	「確率論，統計学」	
	コンピュータ	
理科	物理学	計 20 単位
	化学	
	生物学	
	地学	
	「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）， 化学実験（コンピュータ活用を含む。）， 生物学実験（コンピュータ活用を含む。）， 地学実験（コンピュータ活用を含む。）」	

【別表５】教職に関する科目の単位

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目		備　考
科　目	各科目に含める必要事項	単位数	授　業　科　目	単位数	
教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修，服務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種の機会の提供等	2	○教職論	2	２単位必修
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	○教育学概論	2	２単位必修
	・幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）		教育心理学 青年心理学	2 2	１科目（２単位）選択必修
	・教育に関する社会的，制度的又は経営的事項		教育行政学 教育制度概説 教育政策	2 2 2	１科目（２単位）選択必修
教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法	中　12 高　6	○中等カリキュラム論	2	２単位必修
	・各教科の指導法		数学教育論Ａ 数学教育論Ｂ 数学教育論Ｃ 数学教育論Ｄ 理科教育論Ａ 理科教育論Ｂ 理科教育論Ｃ 理科教育論Ｄ	2 2 2 2 2 2 2 2	該当する教科教育法について２科目（４単位）選択必修
	・道徳の指導法		○道徳教育の研究	2	中一種のみ必修
	・特別活動の指導法		○特別活動指導法	2	２単位必修
	・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		○教育方法学 授業デザイン論 学習指導論	2 2 2	２単位必修 １科目（２単位）選択必修
生徒指導，教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法	4	○生徒指導論Ⅰ	2	２単位必修
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		○生徒指導論Ⅱ	2	２単位必修
教育実習		中　5 高　3	○教育実習事前事後指導 ○中学校教育実習Ⅱ 中学校教育実習Ⅰ 高等学校教育実習	1 4 2 2	１単位必修 中一種必修 高一種は１科目（２単位）選択必修
教職実践演習		2	○教職実践演習(中・高)	2	２単位必修
合　計 （免許法施行規則に定める最低修得単位数）		中　31 高　23	合　計 （本学での最低修得単位数）		中一種　３３ 高一種　２９

注１．授業科目名の頭につく○印は免許法上の指定科目（必修）を示す。

注２．教職に関する科目は，履修科目の登録の上限には算入されない。

◎全学科に共通で取得が必要な科目

教育職員免許法施行規則第66条の６に定める科目			
免許法施行規則に定める科目及び単位数		左記に対応する開設授業科目	
科　　目	単位数	授業科目	単位数
日本国憲法	2	○日本国憲法	2
体　　育	2	○健康・スポーツ科学実習Ⅰ ○健康・スポーツ科学実習Ⅱ	1 1
外国語コミュニケーション	2	○英語リーディングⅠ ○英語リーディングⅡ	1 1
情報機器の操作	2	○情報基礎 ○情報科学	1 2

注．○印は免許法上の指定科目（必修）を示す。

教科に関する科目表（数学科）

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する開設授業科目			
科目	単位数	開設授業科目	単位数		履修方法
			必修	選択	
代数学	中20 高	代数学Ⅰ・同演習	3		
		代数学Ⅱ		2	
		代数学Ⅲ・同演習		3	
		代数学Ⅳ		2	
		線形代数学１		2	
		線形代数学２		2	
		線形代数学Ⅲ	2		
幾何学		幾何学Ⅰ・同演習	3		
		幾何学Ⅱ・同演習		3	
		幾何学Ⅲ		2	
		幾何学Ⅳ		2	
		数学要論Ⅰ	2		
		数学要論Ⅱ・同演習	3		
解析学		解析学序論Ⅰ		2	
		解析学序論Ⅱ		2	
		微分積分学１	2		
		微分積分学２	2		
		解析学Ⅲ		2	
		解析学Ⅳ		2	
		解析学Ⅴ		2	
		関数論・同演習		3	
「確率論，統計学」		確率論Ⅰ	2		
コンピュータ		計算数学Ⅰ・同演習	3		

注．単位数欄の必修・選択は教員免許取得のための必修・選択を示す。

教科又は教職に関する科目表（数学科）

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			
	単位数	開設授業科目	単位数		備考
			必修	選択	
教科又は教職に関する科目		代数学Ⅴ		2	
		代数学特論		2	この欄の必修・選択は，卒業要件の必修･選択を示す。
		幾何学Ⅴ		2	
		幾何学特論		2	
		数学通論	2		
		解析学Ⅵ・同演習		3	
中一種免（数　学）	中　8	解析学Ⅶ		2	
		解析学Ⅷ		2	
		複素解析		2	
		関数解析学Ⅰ		2	
高一種免（数　学）	高　16	関数方程式論Ⅰ		2	
		関数解析学Ⅱ		2	
		関数方程式論Ⅱ		2	
		解析学特論		2	
		応用解析学		2	
		応用数学特論		2	
		確率論Ⅱ		2	
		数学特論		2	
		離散数学Ⅰ		2	
		離散数学Ⅱ		2	

注．「教職に関する科目表」及び「教科に関する科目表」の科目で所定の単位を超えた単位は，「教科又は教職に関する科目」に加算する。

教科に関する科目表（物理学科）

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する開設授業科目			
科目	単位数	開設授業科目	単位数 必修	単位数 選択	履修方法
物理学	中 高 20	現代物理学	2		
		力学Ⅰ		2	
		力学Ⅱ		2	
		波動物理学		2	
		電磁気学Ⅰ		2	
		電磁気学Ⅱ		2	
		熱統計物理学		2	
		統計物理学Ⅰ		2	
		統計物理学Ⅱ		2	
		物理数学基礎		2	
		物理数学Ⅰ		2	
		物理数学Ⅱ		2	
		量子力学Ⅰ		2	
		量子力学Ⅱ		2	
		物理実験学		2	
物理学実験（コンピュータ活用を含む。）		物理学実験Ⅰ	3		
		物理学実験Ⅱ		3	
		物理学実験Ⅲ		3	
化学		基礎物理化学	2		
化学実験（コンピュータ活用を含む。）		化学実験	2		
生物学		生物学Ⅰ	2		
生物学実験（コンピュータ活用を含む。）		生物学実験	2		
地学		基礎地学	2		
地学実験（コンピュータ活用を含む。）		地学実験	2		

注１．単位数欄の必修・選択は教員免許取得のための必修・選択を示す。
注２．高等学校免許状のみ取得する場合，実験科目は，「免許法施行規則に定める科目区分」の物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験から，いずれかを選択し，それぞれの履修方法に従って履修すること。

教科又は教職に関する科目表（物理学科）

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			
	単位数	開設授業科目	単位数 必修	単位数 選択	備考
教科又は教職に関する科目 中一種免（理科） 中 8 高一種免（理科） 高 16		解析力学		2	この欄の必修・選択は，卒業要件の必修・選択を示す。
		電磁力学		2	
		量子力学Ⅲ		2	
		物理学情報処理演習		2	
		相対性理論		2	
		宇宙物理学		2	
		一般相対性理論		2	
		物性物理学Ⅰ		2	
		物性物理学Ⅱ		2	
		原子核物理学		2	
		素粒子物理学		2	

注．「教職に関する科目表」及び「教科に関する科目表」の科目で所定の単位を超えた単位は，「教科又は教職に関する科目」に加算する。

教科に関する科目表（化学科）

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する開設授業科目			
科目	単位数	開設授業科目	単位数 必修	単位数 選択	履修方法
物理学	中 20 高	現代物理学	2		物理学科開設
物理学実験（コンピュータ活用を含む。）		物理学実験	2		
化学		物理化学基礎		2	物理化学基礎，無機化学基礎，有機化学基礎から１科目選択必修
		化学熱力学Ⅰ	2		
		化学熱力学Ⅱ	2		
		量子化学Ⅰ	2		
		量子化学Ⅱ	2		
		無機化学基礎		2	
		無機化学Ⅰ	2		
		無機化学Ⅱ	2		
		分析化学Ⅰ	2		
		有機化学基礎		2	
		有機化学Ⅰ	2		
		有機化学Ⅱ	2		
		有機化学Ⅲ	2		
		生物化学Ⅰ	2		
化学実験（コンピュータ活用を含む。）		化学実験	2		
		化学実験Ⅰ	8		
		化学実験Ⅱ	6		
生物学		生物学Ⅰ	2		
生物学実験（コンピュータ活用を含む。）		生物学実験	2		
地学		基礎地学	2		
地学実験（コンピュータ活用を含む。）		地学実験	2		

注１．単位数欄の必修・選択は教員免許取得のための必修・選択を示す。
注２．高等学校免許状のみ取得する場合，実験科目は，「免許法施行規則に定める科目区分」の物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験から，いずれかを選択し，それぞれの履修方法に従って履修すること。

教科又は教職に関する科目表（化学科）

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			
	単位数	開設授業科目	単位数 必修	単位数 選択	備考
教科又は教職に関する科目		化学熱力学Ⅲ		2	この欄の必修・選択は，卒業要件の必修・選択を示す。
		量子化学Ⅲ		2	
中一種免（理科）	中 8	無機化学Ⅲ		2	
		固体化学		2	
高一種免（理科）	高 16	分析化学Ⅱ		2	
		生物化学Ⅱ		2	
		有機合成化学		2	

注．「教職に関する科目表」及び「教科に関する科目表」の科目で所定の単位を超えた単位は，「教科又は教職に関する科目」に加算する。

教科に関する科目表（生物学科）

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する開設授業科目			
科目	単位数	開設授業科目	単位数 必修	単位数 選択	履修方法
物理学	中 20 高	現代物理学	2		物理学科開設
物理学実験（コンピュータ活用を含む。）		物理学実験	2		
化学		基礎有機化学	2		
化学実験（コンピュータ活用を含む。）		化学実験	2		
生物学		細胞生物学基礎	2		
		生化学基礎	2		
		進化系統学基礎	2		
		生態学基礎	2		
		発生遺伝学基礎	2		
		分子生物学基礎	2		
		動物生理学基礎	2		
		植物生理学基礎	2		
		生物学演習Ⅰ		2	
		生物学演習Ⅱ		2	
生物学実験（コンピュータ活用を含む。）		生物学実験ⅠA	2		
		生物学実験ⅠB	2		
		生物学実験ⅡA	2		
		生物学実験ⅡB	2		
		生物学実験ⅡC	2		
		生物学実験ⅢA	2		
		生物学実験ⅢB	2		
		生物学実験ⅢC	2		
地学		基礎地学	2		
地学実験（コンピュータ活用を含む。）		地学実験	2		

注１．単位数欄の必修・選択は教員免許取得のための必修・選択を示す。
注２．高等学校免許状のみ取得する場合，実験科目は，「免許法施行規則に定める科目区分」の物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験から，いずれかを選択し，それぞれの履修方法に従って履修すること。

教科又は教職に関する科目表（生物学科）

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			
	単位数	開設授業科目	単位数 必修	単位数 選択	備考
教科又は教職に関する科目		形態形成論		2	この欄の必修・選択は，卒業要件の必修･選択を示す。
		生物システム論		2	
		植物構造生理学		2	
		海洋生物学		2	
		神経生理学		2	
		神経行動学		2	
中一種免（理科）	中 8	動物系統地理学		2	
		遺伝情報機能論		2	
		神経細胞生物学		2	
		進化生物学		2	
高一種免（理科）	高 16	分子生物学		2	
		細胞生化学		2	
		細胞内分子機構論		2	
		環境解析学		2	
		細胞構築論		2	
		細胞コミュニケーション		2	
		植物環境生理学		2	
		分子遺伝学		2	
		生体物理化学		2	
		情報分子構造論		2	
		行動分子生理学		2	
		植物分子発生学		2	
		野外実習Ⅰ		1	
		野外実習Ⅱ		1	
		臨海実習Ⅰ		1	
		臨海実習Ⅱ		1	

注．「教職に関する科目表」及び「教科に関する科目表」の科目で所定の単位を超えた単位は，「教科又は教職に関する科目」に加算する。

教科に関する科目表（惑星学科）

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する開設授業科目			
科目	単位数	開設授業科目	単位数 必修	単位数 選択	履修方法
物理学	中高 20	現代物理学	2		物理学科開設
物理学実験（コンピュータ活用を含む。）		物理学実験	2		
化学		基礎無機化学	2		
化学実験（コンピュータ活用を含む。）		化学実験	2		
生物学		生物学Ⅰ	2		
生物学実験（コンピュータ活用を含む。）		生物学実験	2		
地学		地球物質科学		2	
		惑星物質科学		2	
		固体地球科学		2	
		地球惑星進化学		2	
		惑星物理学		2	
		宇宙惑星科学		2	
		惑星学概論Ⅰ	2		
		惑星学概論Ⅱ	2		
地学実験（コンピュータ活用を含む。）		惑星学実験実習の基礎Ⅰ	1		
		惑星学実験実習の基礎Ⅱ	2		
		惑星学実習Ａ		2	
		惑星学実習Ｂ		2	
		惑星学実習Ｃ		2	
		惑星学実習Ｄ		2	
		惑星学実習Ｅ		2	

注１．単位数欄の必修・選択は教員免許取得のための必修・選択を示す。
注２．高等学校免許状のみ取得する場合，実験科目は，「免許法施行規則に定める科目区分」の物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験から，いずれかを選択し，それぞれの履修方法に従って履修すること。

教科又は教職に関する科目表（惑星学科）

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			
	単位数	開設授業科目	単位数 必修	単位数 選択	備考
教科又は教職に関する科目		惑星学基礎Ⅰ		2	この欄の必修・選択は，卒業要件の必修・選択を示す。
中一種免（理科）	中 8	惑星学基礎Ⅰ演習		1	
		惑星学基礎Ⅱ		2	
高一種免（理科）	高 16	惑星学基礎Ⅱ演習		1	
		惑星学基礎Ⅲ		2	
		惑星学基礎Ⅲ演習		1	
		惑星学基礎Ⅳ		2	
		惑星学基礎Ⅳ演習		1	
		惑星学基礎Ⅴ		2	
		惑星学基礎Ⅴ演習		1	

注．「教職に関する科目表」及び「教科に関する科目表」の科目で所定の単位を超えた単位は，「教科又は教職に関する科目」に加算する。

２．大学院生（前期課程）の教育職員免許状の取得について

（１）理学研究科博士課程前期課程で取得できる免許状の種類は，次のとおりです。

専　　攻	教育職員免許状の種類	免許教科
数　学　専　攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	数　学
物　理　学　専　攻 化　学　専　攻 生　物　学　専　攻 惑　星　学　専　攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	理　科

（２）上記の免許状を取得するためには，次の基礎資格が必要です。

所要資格 / 免許状の種類	基　礎　資　格	大学における最低修得単位数			その他
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	左記のほか，教育免許法施行規則第 66 条の６に定める科目を修得すること。 また，中学校の免許状を取得しようとする者は，介護等体験が義務づけられている。
中学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること。	20	31	8	
高等学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること。	20	23	16	

（３）専修免許状の取得の要件

中学校教諭専修免許状又は高等学校教諭専修免許状を取得するためには，上記（２）の基礎資格および大学における最低修得単位数等を得た後，大学院の課程において，教育職員免許法第５条別表第１に定める「教科又は教職に関する科目」について 24 単位以上を修得することとされています。

理学研究科博士課程前期課程では，「教科に関する科目」に係る授業科目を開講しており，上記（２）の基礎資格および大学における最低修得単位数等を得た者が，各専攻で定められた次に掲げる授業科目から 24 単位以上を修得することにより，当該専攻で取得可能な免許状を前期課程修了時に取得することができます。

【数学専攻】（数学の教科に関する科目）

授 業 科 目	単位数	授 業 科 目	単位数
解析学Ⅰ	2	構造数理特論Ⅰ	2
解析学Ⅱ	2	構造数理特論Ⅱ	2
代数学	2	応用数理特論Ⅰ	2
幾何学	2	応用数理特論Ⅱ	2
表現論	2	数学講究Ⅰ	4
計算情報数学	2	数学講究Ⅱ	4
確率論	2	数学講究Ⅲ	4
解析数理特論Ⅰ	2	数学講究Ⅳ	4
解析数理特論Ⅱ	2		

【物理学専攻】（理科の教科に関する科目）

授 業 科 目	単位数	授 業 科 目	単位数
物性論Ⅰ	4	素粒子実験学Ⅲ	1
高エネルギー物理学Ⅰ	4	素粒子実験学Ⅳ	1
理論物理学Ⅰ	4	素粒子理論Ⅰ	2
量子ダイナミクスⅠ	2	素粒子理論Ⅱ	1
量子ダイナミクスⅡ	2	量子物性Ⅰ	2
低温物性学	2	量子物性Ⅱ	2
極限物性学	2	論文講究Ⅰ	4
電子物性学	2	論文講究Ⅱ	4
素粒子実験学Ⅰ	1	特定研究Ⅰ	4
素粒子実験学Ⅱ	1	特定研究Ⅱ	4

【化学専攻】（理科の教科に関する科目）

授 業 科 目	単位数	授 業 科 目	単位数
物理化学Ⅰ	2	溶液化学・生物無機化学特論	2
物理化学Ⅱ	2	有機化学特論	2
無機化学Ⅰ	2	生物化学特論	2
無機化学Ⅱ	2	構造解析学	2
有機化学Ⅰ	2	理論生物化学	2
有機化学Ⅱ	2	論文講究Ⅰ	4
反応化学特論	2	論文講究Ⅱ	4
物性物理化学特論	2	特定研究Ⅰ	4
無機・分析化学特論	2	特定研究Ⅱ	4

【生物学専攻】（理科の教科に関する科目）

授 業 科 目	単位数	授 業 科 目	単位数
生体分子機構概論Ⅰ	2	分子遺伝学特論	2
生体分子機構概論Ⅱ	2	神経生物学特論	2
生命情報伝達概論Ⅰ	2	情報伝達機構特論	2
生命情報伝達概論Ⅱ	2	発生生物学特論Ⅰ	2
生物多様性概論Ⅰ	2	系統分類学特論	2
生物多様性概論Ⅱ	2	生態学特論	2
生理学特論Ⅰ	2	生物制御科学特論Ⅰ	2
生理学特論Ⅱ	2	論文講究Ⅰ	4
生化学特論Ⅰ	2	論文講究Ⅱ	4
生化学特論Ⅱ	2	特定研究Ⅰ	4
細胞生物学特論	2	特定研究Ⅱ	

【惑星学専攻】（理科の教科に関する科目）

授 業 科 目	単位数	授 業 科 目	単位数
惑星学要論	4	惑星学詳論Ⅲ-1	2
惑星学通論Ⅰ	2	惑星学詳論Ⅲ-2	2
惑星学通論Ⅱ	2	論文講究Ⅰ	4
惑星学詳論Ⅰ-1	2	論文講究Ⅱ	4
惑星学詳論Ⅰ-2	1	特定研究Ⅰ	4
惑星学詳論Ⅱ-1	1	特定研究Ⅱ	4
惑星学詳論Ⅱ-2	1		

（4）教育職員免許状授与申請について

修了時における教育職員免許状の授与申請手続きについては，２年次の 12 月に掲示により通知しますので注意してください。

7. GPA(Grade Point Average)

「GPA」について

神戸大学では、「学位授与に関する方針」に掲げる国際的に卓越した教育を保証し、「単位の実質化」を進めるため、平成24年度入学生(*)から「ＧＰＡ（Grade Point Average）」を通知することになりました。

（＊学部編入学生や一部の大学院学生は含みません。）

Ⅰ．ＧＰＡについて

「ＧＰＡ」とは、下記「成績評価基準」（秀、優、良、可、不可）に基づいて評価した成績の単位数に、それぞれのＧＰ（Grade Point）を掛けて合計したものを、履修登録を行った単位数の合計で割って計算した、１単位あたりのＧＰ平均値（Average）です。

「成績評価基準」

評語名（和文）	評語名（英文）	最小点	最大点	ＧＰ
秀	S	90	100	４．３
優	A	80	89	４
良	B	70	79	３
可	C	60	69	２
不可	F	０	59	０

※「可」以上が「合格」となり、単位が取得できる。

Ⅱ．ＧＰＡ計算式について

$$\text{ＧＰＡ}= \frac{\text{［履修登録した科目の単位数×当該科目のＧＰ］の合計}}{\text{履修登録した科目の単位数合計（不可を含む）}}$$

１．履修登録した科目のうち、ＧＰＡ計算式に入らない科目があります。

① 成績を「合格」で評価する科目
② 他大学等で単位修得し、神戸大学が「認定」とした科目
③ 履修取り消しをした科目（以下「Ⅲ．履修取消制度について」参照）
④ 資格免許のための科目（教職科目、学芸員関連科目）(*)
（＊ 一部の学部・研究科では計算式に入る科目があります。所属学部、研究科毎にお知らせします。）
⑤ 所属学部・研究科で指定した科目（所属学部・研究科毎にお知らせします。）

2. 再履修をした場合、過去の「不可」の成績は、原則としてＧＰＡ計算式に入りません。

・「不可」（不合格）と成績評価された科目を、再び履修登録した場合、再履修した時の「不可～秀」（ＧＰ=０～４．３）の成績がＧＰＡ計算式に入り、当該科目について過去に付いた「不可」（GP=0）の成績が、再履修した学期以降のＧＰＡ計算式から除外されます。ただし、過去に計算されたＧＰＡ（学期）の値は変更されません。

※所属学部・研究科によっては「除外されない科目」がありますので注意してください。
（所属学部・研究科毎にお知らせします。）

Ⅲ．履修取消制度について

学期初めに履修登録を行った科目について、途中で履修を中止したい場合、学期毎に設けられる**履修取消期間**中に、履修を取り消すことができます。

〔履修取消期間〕

前期：　　５月１８日～　５月３１日

後期：　１１月１７日～１１月３０日

☆履修登録や履修取消は、原則として学生自らが「うりぼーネット」（Ｗｅｂ）で行います。

・取り消した科目は、「履修科目一覧表」や「学業成績表」で確認でき、ＧＰＡ計算式に入りません。

・履修取消期間中に取り消さなかった科目は、成績評価の対象となります。取り消さずに途中で履修を中止した場合、**成績評価は「不可」（不合格）となり、ＧＰＡ計算式に入ります**ので、注意してください。

・**取り消した科目も「履修登録単位の上限（ＣＡＰ制）」(*)の単位数に入ります。**

履修登録前までに、各授業科目のシラバスで授業内容を必ず確認し、年間の履修計画をしっかりと立てた上で、履修登録と履修取消を行ってください。

(*「履修登録単位の上限（ＣＡＰ制）」とは、年間又は学期毎に履修登録できる単位数の上限のことです。上限の単位数については、所属学部・研究科毎にお知らせします。)

・取り消した科目は、履修取消期間終了後、その学期中に再び受講（履修）することはできません。

・通年開講科目は、前期でも後期でも取消が可能ですが、前期に取り消した場合、後期に再び履修登録することはできません。

※修学上の理由から、「履修取消ができない科目」と「履修取消期間中に取消ができない科目」があります。詳細については、所属学部・研究科毎にお知らせします。

Ⅳ．ＧＰＡの通知について

・学期毎に成績評価と「ＧＰＡ」が通知されます。併せて「科目ＧＰ(単位数×ＧＰ)」と「ＧＰＡ（学期）」も通知されます。

・通知されたＧＰＡにより、学期毎及び在学中の成績評価の平均値を確認し、学習成果の指標とすることができます。

☆成績評価とＧＰＡは、学生自ら「うりぼーネット」（Ｗｅｂ）で確認できます。

例えば、下記の成績照会画面（例）では、ＧＰＡは「3.77」です。2013年度前期のＧＰＡは「3.00」でしたが、

2013年度後期のＧＰＡは「3.22」でしたので、後期の成績評価（平均）が、前期の成績評価（平均）より上昇したことがわかります。

成績照会画面（例）：「うりぼーネット」（Ｗｅｂ）単位修得状

■GPA

GPA	科目GP合計	計算単位数	計算日
3.77	117	38	2014年3月15日

※ＧＰＡは小数第３位を四捨五入して表示されます。

■GPA（学期）

年度	前期				後期			
	GPA（学期）	科目GP合計	計算単位数	計算日	GPA（学期）	科目GP合計	計算単位数	計算日
2013年度	3.00	60	20	2013年9月15日	3.22	58	18	2014年3月15日

No	区　分	大区分	中区分	科目名	単位数	修得年度	修得学期	評語	科目GP	合否
1	全学共通授業科目	教養原論		○○○○○	2	2013	前期	優	8.6	合

集中講義の履修取消期間について（学部・大学院共通）

平成 23 年 12 月 9 日教務委員会決定
平成 23 年 12 月 16 日教授会決定

正規の履修取消期間以前に行われる集中講義（集中講義の期間が履修取消期間に重なる場合も含む）については、講義が始まる前日までに教務学生係に紙媒体で申し出ることにより取り消すことができることとする。履修取消期間後に行われる集中講義については、通常の講義と同様に、履修取消期間内に教務情報システムから行うこととする。

GPA計算から除外する科目について（学部）

平成 23 年 12 月 9 日教務委員会決定
平成 23 年 12 月 16 日教授会決定

1　「合格」及び「認定」と評価された授業科目は除外科目とする。
2　卒業要件に含まれない授業科目（教職科目や学芸員関連科目などの資格免許のための科目）は除外科目とする。
3　卒業要件に含まれるが、他学部で開講される授業科目は除外科目とする。

全学共通授業科目におけるGPAの取扱いについて
（平成24年度入学者から適用）

（平成２４年２月２３日　運営協議会決定）

１．ＧＰＡ対象科目について

全学共通授業科目は，「情報基礎」，「総合科目Ⅰ，Ⅱ」及び資格免許取得のために履修する「日本国憲法」を除き，全てＧＰＡ対象科目です。（別表参照）

２．ＧＰＡ計算方法について

全学共通授業科目は，全学の「ＧＰＡの取扱い」に準じて計算を行いますが，以下の授業科目については取り扱いが異なります。

（１）教養原論

合格した場合，１科目の合格につき，「可」以上の成績がＧＰＡ計算式に入ります。
その場合，過去に付いた「不可」の成績があれば，同一名称の授業科目でなくても１科目の合格につき，１科目の「不可」がＧＰＡ計算式から除外されます。

（２）外国語科目（英語アドバンストＡ，Ｂ，Ｃ）

英語アドバンストは，*重複履修が可能な授業科目です。
合格，不合格に関わらず，すべての成績（「不可」を含む）がＧＰＡ計算式に算入されます。

*重複履修とは既に単位を修得した授業科目を繰り返し履修することです。

３．履修取消について

・やむを得ない事情により，履修取消期間外に手続きが必要な場合は，所属する学部の教務担当者に申し出てください。所属学部から当該学生の履修取消依頼があれば，履修の取り消しができます。

・集中講義については，講義最終日の前日までとします。（別途，掲示等により指示します。）

４．その他

上記以外の事項については，全学の「ＧＰＡ」の取扱いに準じて行います。

（教養原論）

授業科目の区分等		授　業　科　目	単位	GPA対象	備　考
教養原論	人間形成と思想	哲学	2	○	
		行為と規範	2	○	
		論理学	2	○	
		心理学	2	○	
		心と行動	2	○	
		教育学	2	○	
		教育と人間形成	2	○	
		科学技術と倫理	2	○	
	文学と芸術	日本の文学	2	○	
		世界の文学	2	○	
		言語と文化	2	○	
		伝統芸術	2	○	
		芸術と文化	2	○	
	歴史と文化	日本史	2	○	
		西洋史	2	○	
		アジア史	2	○	
		考古学	2	○	
		歴史と現代	2	○	
		科学史	2	○	
		芸術史	2	○	
	人間と社会	社会学	2	○	
		社会思想史	2	○	
		地理学	2	○	
		文化人類学	2	○	
		現代社会論	2	○	
		越境する文化	2	○	
		生活環境と技術	2	○	
		学校教育と社会	2	○	
	法と政治	法の世界	2	○	
		社会生活と法	2	○	
		国家と法	2	○	
		政治の世界	2	○	
		現代社会と政治	2	○	
	経済と社会	経済入門	2	○	
		経済社会の発展	2	○	
		現代の経済	2	○	
		企業と経営	2	○	
	数理と情報	構造の数理	2	○	
		現象の数理	2	○	
		数理の世界	2	○	
		「カタチ」の文化学	2	○	
		「カタチ」の科学	2	○	
		情報の世界	2	○	
	物質と技術	素粒子と宇宙	2	○	
		現代の物性科学	2	○	
		分子の世界	2	○	
		物質の成り立ち	2	○	
		資源・材料とエネルギー	2	○	
		ものづくりと科学技術	2	○	
		惑星系の起源・進化・多様性	2	○	
	生命と環境	身体の成り立ちと働き	2	○	
		健康と病気	2	○	
		生命の成り立ちと営み	2	○	
		生物の多様性と進化	2	○	
		生物の生態と自然環境	2	○	
		生物資源と農業	2	○	
		食と健康	2	○	
		地球と惑星	2	○	
	総合教養	社会と人権	2	○	
		神戸大学の研究最前線	2	○	
		神戸大学史	2	○	
		社会科学のフロンティア	2	○	
		海への誘い	2	○	
		瀬戸内海学入門	2	○	
		国際協力の現状と課題	2	○	
		阪神・淡路大震災	2	○	
		環境学入門	2	○	
		ESD基礎（持続可能な社会づくり）	2	○	
		ESD論（持続可能な社会づくり2）	2	○	
		企業社会論	2	○	
		男女共同参画とｼﾞｪﾝﾀﾞｰ	2	○	
		ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙﾘｰﾀﾞｰｼｯﾌﾟ育成基礎演習	2	○	
		社会基礎学（ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ人材に不可欠な教養）	2	○	
		職業と学び	2	○	

（別表2）

（外国語科目，健康・ｽﾎﾟｰﾂ科学，情報科目，資格免許のための科目，その他必要と認める科目）

授業科目の区分等	授　業　科　目	単位	GPA対象	備　考
外国語科目	英語リーディングⅠ	1	○	
	英語リーディングⅡ	1	○	
	英語リーディングⅢ	1	○	
	英語オーラルⅠ	1	○	
	英語オーラルⅡ	1	○	
	英語オーラルⅢ	1	○	
	英語アドバンストA	1	○	
	英語アドバンストB	1	○	
	英語アドバンストC	1	○	
	独語ⅠA	1	○	
	独語ⅠB	1	○	
	独語ⅡA	1	○	
	独語ⅡB	1	○	
	独語SA	1	○	
	独語SB	1	○	
	独語ⅢA	1	○	
	独語ⅢB	1	○	
	独語ⅣA	1	○	
	独語ⅣB	1	○	
	仏語ⅠA	1	○	
	仏語ⅠB	1	○	
	仏語ⅡA	1	○	
	仏語ⅡB	1	○	
	仏語SA	1	○	
	仏語SB	1	○	
	仏語ⅢA	1	○	
	仏語ⅢB	1	○	
	仏語ⅣA	1	○	
	仏語ⅣB	1	○	
	中国語ⅠA	1	○	
	中国語ⅠB	1	○	
	中国語ⅡA	1	○	
	中国語ⅡB	1	○	
	中国語SA	1	○	
	中国語SB	1	○	
	中国語ⅢA	1	○	
	中国語ⅢB	1	○	
	中国語ⅣA	1	○	
	中国語ⅣB	1	○	
	ロシア語ⅠA	1	○	
	ロシア語ⅠB	1	○	
	ロシア語ⅡA	1	○	
	ロシア語ⅡB	1	○	
	ロシア語ⅢA	1	○	
	ロシア語ⅢB	1	○	
	ロシア語ⅣA	1	○	
	ロシア語ⅣB	1	○	
	独語XⅠ	1	○	
	独語XⅡ	1	○	
	仏語XⅠ	1	○	
	仏語XⅡ	1	○	
	韓国語XⅠ	1	○	
	韓国語XⅡ	1	○	
	スペイン語XⅠ	1	○	
	スペイン語XⅡ	1	○	
	イタリア語XⅠ	1	○	
	イタリア語XⅡ	1	○	
健康・スポーツ科学	健康･ｽﾎﾟｰﾂ科学講義	2	○	
	健康･ｽﾎﾟｰﾂ科学実習Ⅰ	1	○	
	健康･ｽﾎﾟｰﾂ科学実習Ⅱ	1	○	
情報科目	情報基礎	1	対象外	合否評価
	情報科学	2	○	
資格免許のための科目	日本国憲法	2	対象外	
その他必要と認める科目	総合科目Ⅰ		対象外	
	総合科目Ⅱ		対象外	

（共通専門基礎科目）

授業科目の区分等	授 業 科 目	単位	GPA対象	備 考
共通専門基礎科目	論理学S	2	○	
	心理学S	2	○	
	文化人類学S	2	○	
	社会学S	2	○	
	社会思想史S	2	○	
	地理学S	2	○	
	日本国憲法	2	○	
	線形代数学入門	2	○	
	線形代数学1	2	○	
	線形代数学2	2	○	
	微分積分学入門	2	○	
	微分積分学1	2	○	
	微分積分学2	2	○	
	数理統計学	2	○	
	物理学B1	2	○	
	物理学B2	2	○	
	物理学B3	2	○	
	物理学C1	2	○	
	物理学C2	2	○	
	物理学C3	2	○	
	物理学C4	2	○	
	物理学実験	2	○	
	無機化学基礎	2	○	
	基礎無機化学	2	○	
	素材化学Ⅰ	2	○	
	素材化学Ⅱ	2	○	
	材料化学	2	○	
	基礎物理化学	2	○	
	物理化学Ⅰ	2	○	
	物理化学Ⅱ	2	○	
	有機化学基礎	2	○	
	基礎有機化学	2	○	
	有機化学Ⅰ	2	○	
	有機化学Ⅱ	2	○	
	化学実験	2	○	
	生物学Ⅰ	2	○	
	生物学Ⅱ	2	○	
	生物学Ⅲ	2	○	
	生物学実験	2	○	
	基礎地学	2	○	
	地球物質学	2	○	
	地学実験	2	○	
	図学	2	○	
	図学演習	1	○	

9. 建 物 配 置 図 等

理学部・理学研究科　建物配置図

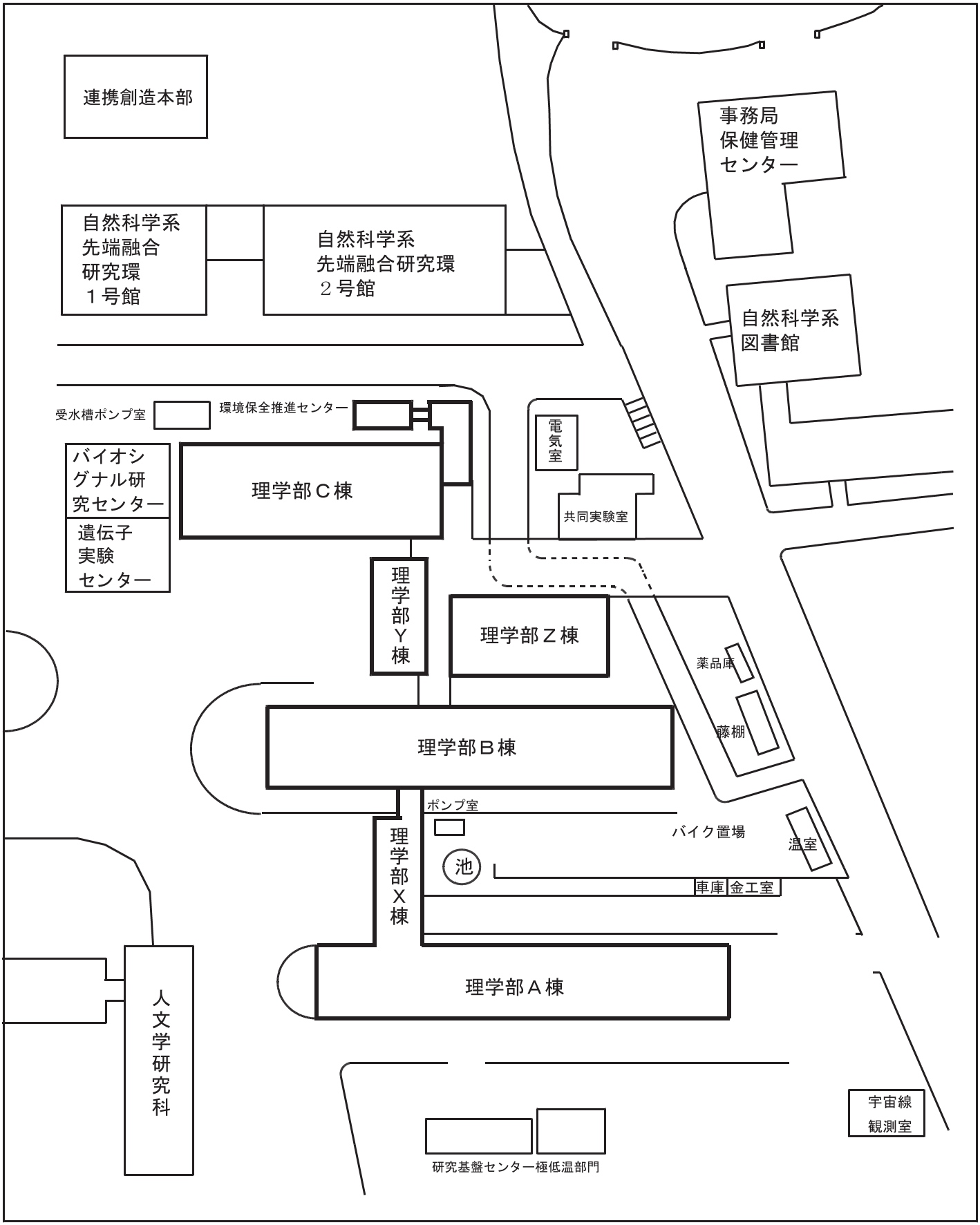

理学部・理学研究科建物平面図

＜理学部A棟＞

BF

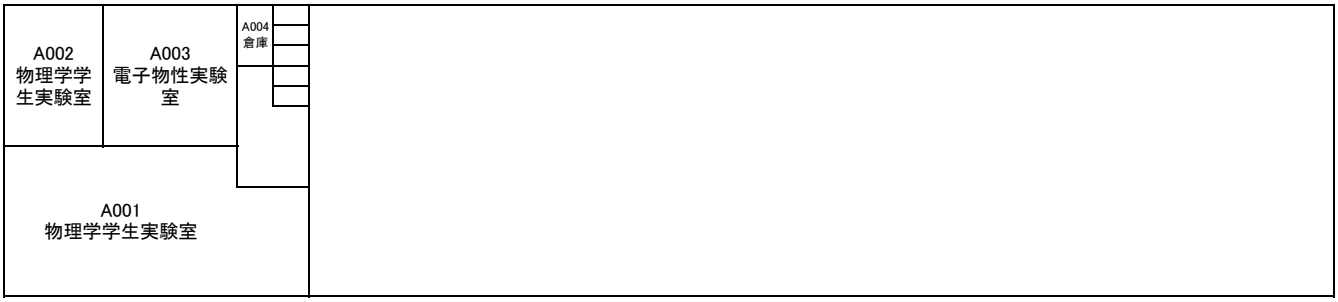

1F

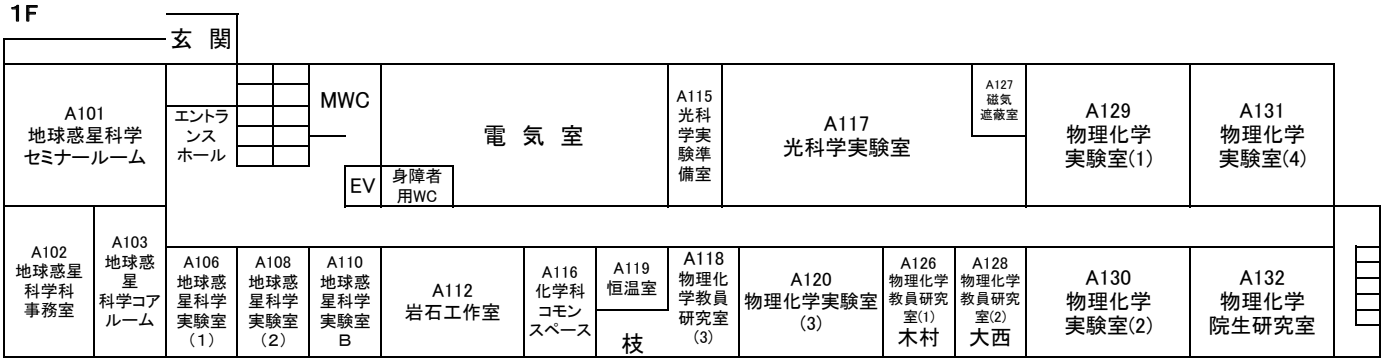

2F

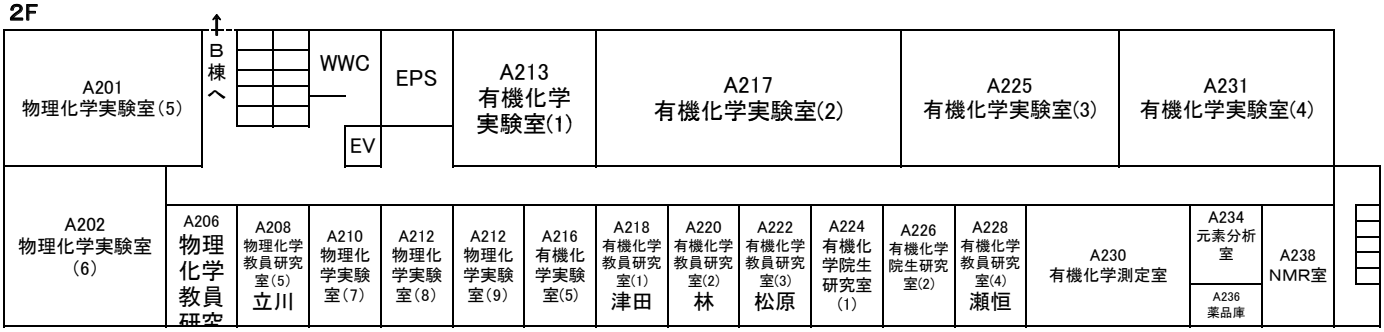

3F

4F

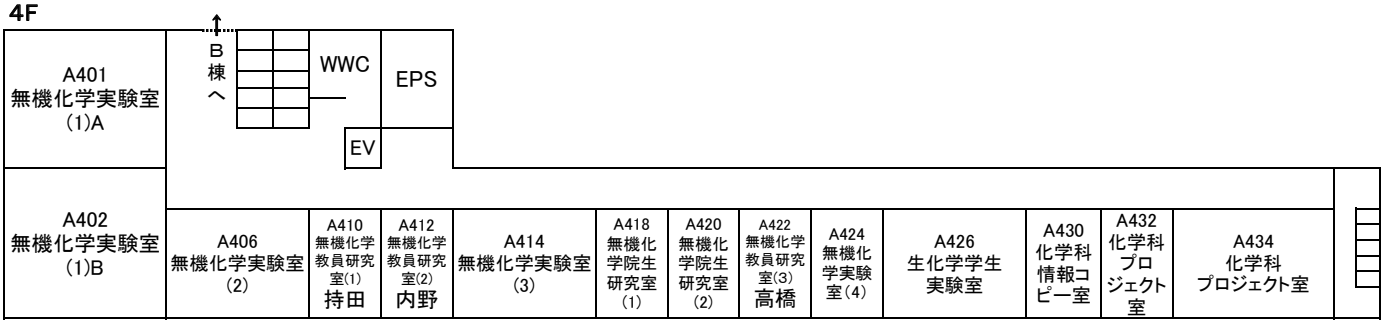

＜理学部B棟＞

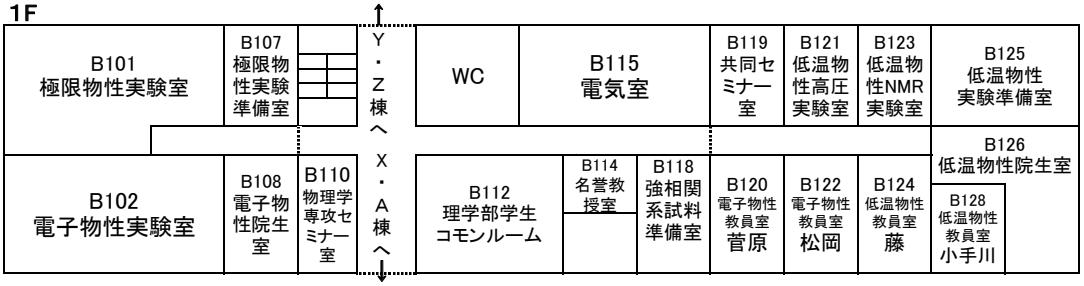
1F
B101 極限物性実験室
B107 極限物性実験準備室
Y・Z棟へ
WC
B115 電気室
B119 共同セミナー室
B121 低温物性高圧実験室
B123 低温物性NMR実験室
B125 低温物性実験準備室
B126 低温物性院生室
B102 電子物性実験室
B108 電子物性院生室
B110 物理学専攻セミナー室
X・A棟へ
B112 理学部学生コモンルーム
B114 名誉教授室
B118 強相関系試料準備室
B120 電子物性教員室 菅原
B122 電子物性教員室 松岡
B124 低温物性教員室 藤
B128 低温物性教員室 小手川

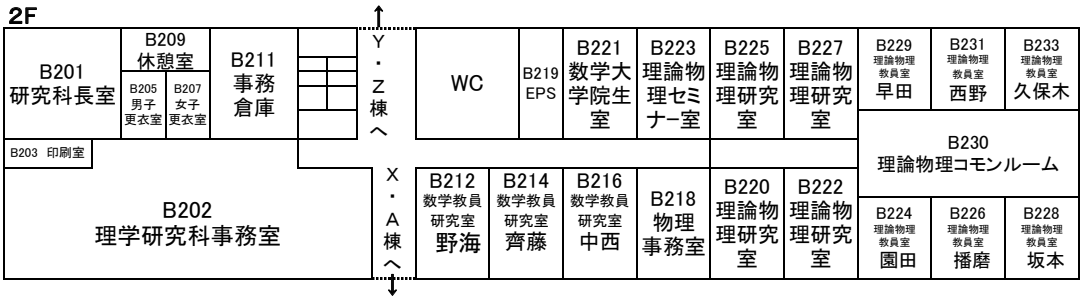
2F
B201 研究科長室
B209 休憩室
B205 男子更衣室
B207 女子更衣室
B211 事務倉庫
Y・Z棟へ
WC
B219 EPS
B221 数学大学院生室
B223 理論物理セミナー室
B225 理論物理研究室
B227 理論物理研究室
B229 理論物理教員室 早田
B231 理論物理教員室 西野
B233 理論物理教員室 久保木
B230 理論物理コモンルーム
B203 印刷室
B202 理学研究科事務室
X・A棟へ
B212 数学教員研究室 野海
B214 数学教員研究室 齊藤
B216 数学教員研究室 中西
B218 物理事務室
B220 理論物理研究室
B222 理論物理研究室
B224 理論物理教員室 園田
B226 理論物理教員室 播磨
B228 理論物理教員室 坂本

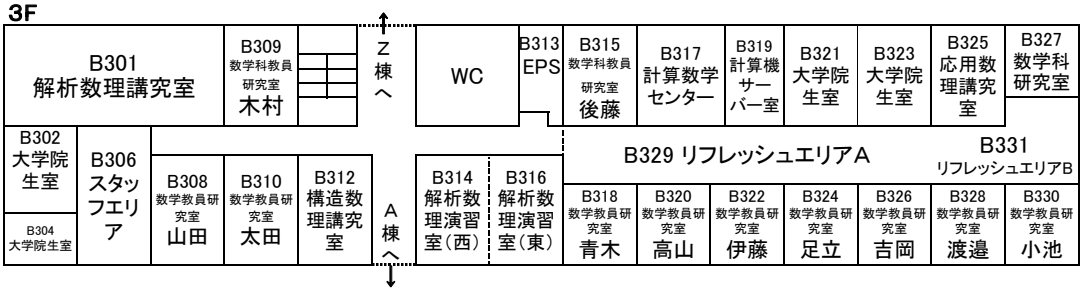
3F
B301 解析数理講究室
B309 数学科教員研究室 木村
Z棟へ
WC
B313 EPS
B315 数学科教員研究室 後藤
B317 計算数学センター
B319 計算機サーバー室
B321 大学院生室
B323 大学院生室
B325 応用数理講究室
B327 数学科研究室
B329 リフレッシュエリアA
B331 リフレッシュエリアB
B302 大学院生室
B304 大学院生室
B306 スタッフエリア
B308 数学教員研究室 山田
B310 数学教員研究室 太田
B312 構造数理講究室
A棟へ
B314 解析数理演習室(西)
B316 解析数理演習室(東)
B318 数学教員研究室 青木
B320 数学教員研究室 高山
B322 数学教員研究室 伊藤
B324 数学教員研究室 足立
B326 数学教員研究室 吉岡
B328 数学教員研究室 渡邉
B330 数学教員研究室 小池

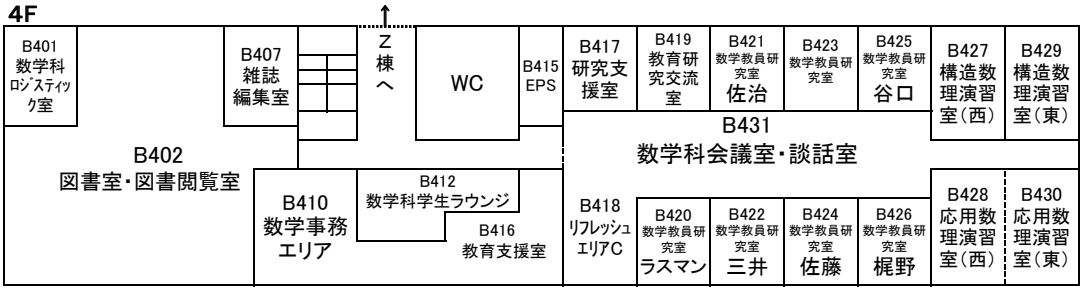
4F
B401 数学科ロジスティック室
B407 雑誌編集室
Z棟へ
WC
B415 EPS
B417 研究支援室
B419 教育研究交流室
B421 数学教員研究室 佐治
B423 数学教員研究室
B425 数学教員研究室 谷口
B427 構造数理演習室(西)
B429 構造数理演習室(東)
B431 数学科会議室・談話室
B402 図書室・図書閲覧室
B410 数学事務エリア
B412 数学科学生ラウンジ
B416 教育支援室
B418 リフレッシュエリアC
B420 数学教員研究室 ラスマン
B422 数学教員研究室 三井
B424 数学教員研究室 佐藤
B426 数学教員研究室 梶野
B428 応用数理演習室(西)
B430 応用数理演習室(東)

＜理学部C棟＞

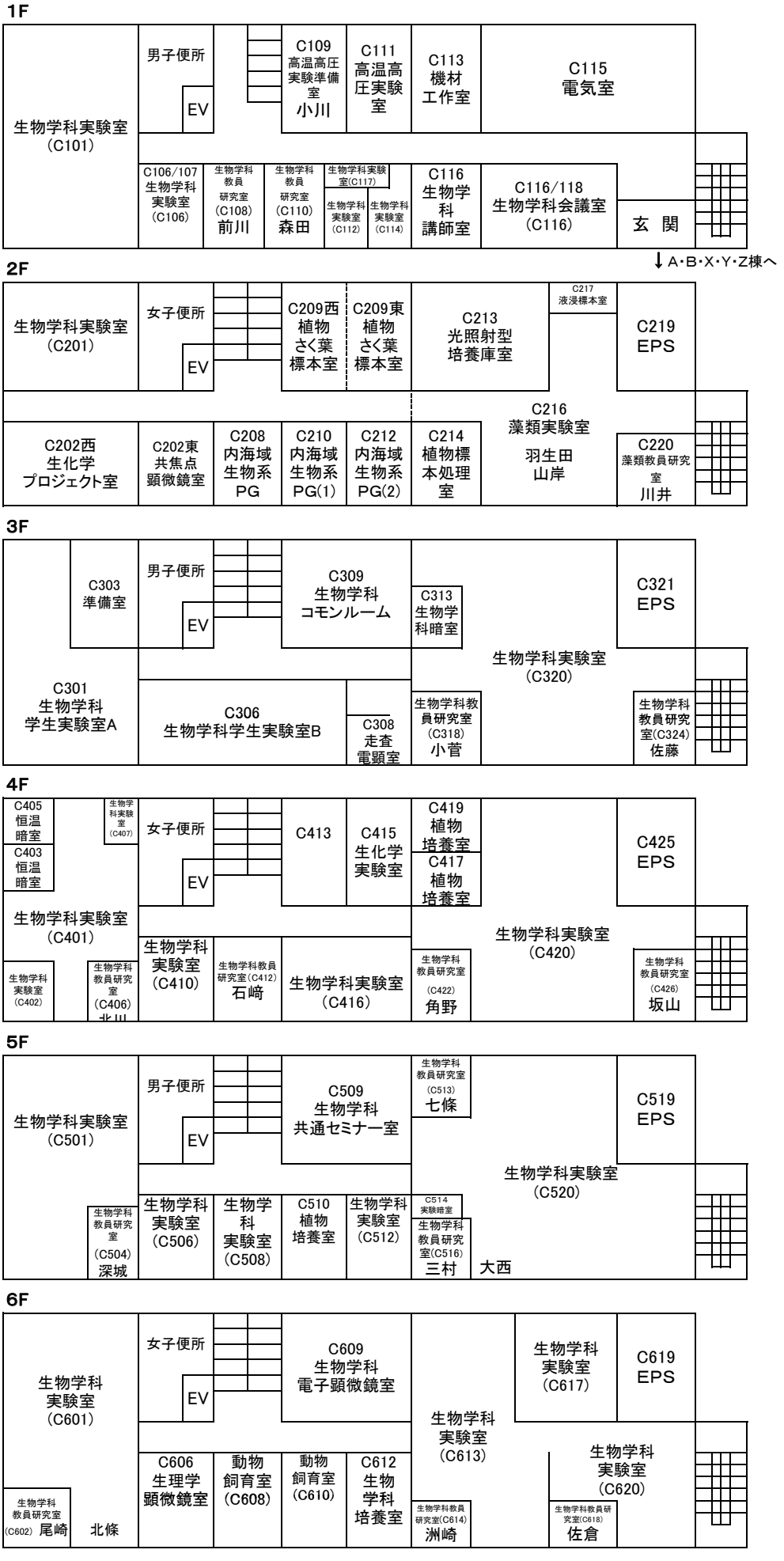
1F
生物学科実験室
(C101)
男子便所
EV
C109
高温高圧
実験準備
室
小川
C111
高温高
圧実験
室
C113
機材
工作室
C115
電気室
C106/107
生物学科
実験室
(C106)
生物学科
教員
研究室
(C108)
前川
生物学科
教員
研究室
(C110)
森田
生物学科実験
室(C117)
生物学科
実験室
(C112)
生物学科
実験室
(C114)
C116
生物学
科
講師室
C116/118
生物学科会議室
(C116)
玄 関
↓A･B･X･Y･Z棟へ
2F
生物学科実験室
(C201)
女子便所
EV
C209西
植物
さく葉
標本室
C209東
植物
さく葉
標本室
C213
光照射型
培養庫室
C217
液浸標本室
C219
EPS
C216
藻類実験室
羽生田
山岸
C202西
生化学
プロジェクト室
C202東
共焦点
顕微鏡室
C208
内海域
生物系
PG
C210
内海域
生物系
PG(1)
C212
内海域
生物系
PG(2)
C214
植物標
本処理
室
C220
藻類教員研究
室
川井
3F
C303
準備室
男子便所
EV
C309
生物学科
コモンルーム
C313
生物学
科暗室
C321
EPS
生物学科実験室
(C320)
C301
生物学科
学生実験室A
C306
生物学科学生実験室B
C308
走査
電顕室
生物学科教
員研究室
(C318)
小菅
生物学科
教員研究
室(C324)
佐藤
4F
C405
恒温
暗室
C403
恒温
暗室
生物学
科実験
室
(C407)
女子便所
EV
C413
C415
生化学
実験室
C419
植物
培養室
C417
植物
培養室
C425
EPS
生物学科実験室
(C401)
生物学科
実験室
(C402)
生物学科
教員研究
室
(C406)
北山
生物学科
実験室
(C410)
生物学科教員
研究室(C412)
石﨑
生物学科実験室
(C416)
生物学科実験室
(C420)
生物学科
教員研究室
(C422)
角野
生物学科
教員研究室
(C426)
坂山
5F
生物学科実験室
(C501)
男子便所
EV
C509
生物学科
共通セミナー室
生物学科
教員研究室
(C513)
七條
C519
EPS
生物学科実験室
(C520)
生物学科
教員研究
室
(C504)
深城
生物学科
実験室
(C506)
生物学
科
実験室
(C508)
C510
植物
培養室
生物学科
実験室
(C512)
C514
実験暗室
生物学科
教員研究
室(C516)
三村
大西
6F
生物学科
実験室
(C601)
女子便所
EV
C609
生物学科
電子顕微鏡室
生物学科
実験室
(C617)
C619
EPS
生物学科
実験室
(C613)
生物学科
実験室
(C620)
生物学科
教員研究室
(C602)
尾崎
北條
C606
生理学
顕微鏡室
動物
飼育室
(C608)
動物
飼育室
(C610)
C612
生物
学科
培養室
生物学科教員
研究室(C614)
洲崎
生物学科教員研
究室(C618)
佐倉

＜理学部X棟＞

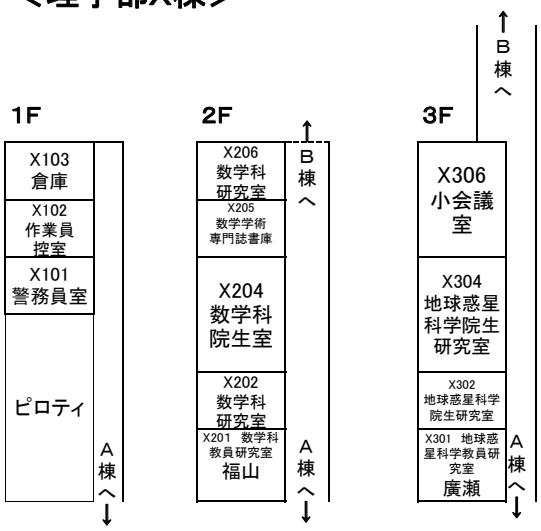

＜理学部Y棟＞

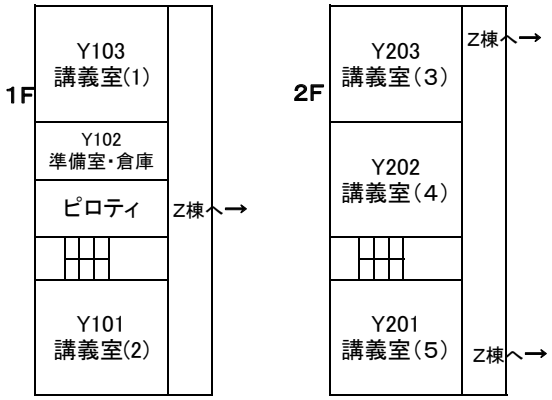

＜理学部Z棟＞

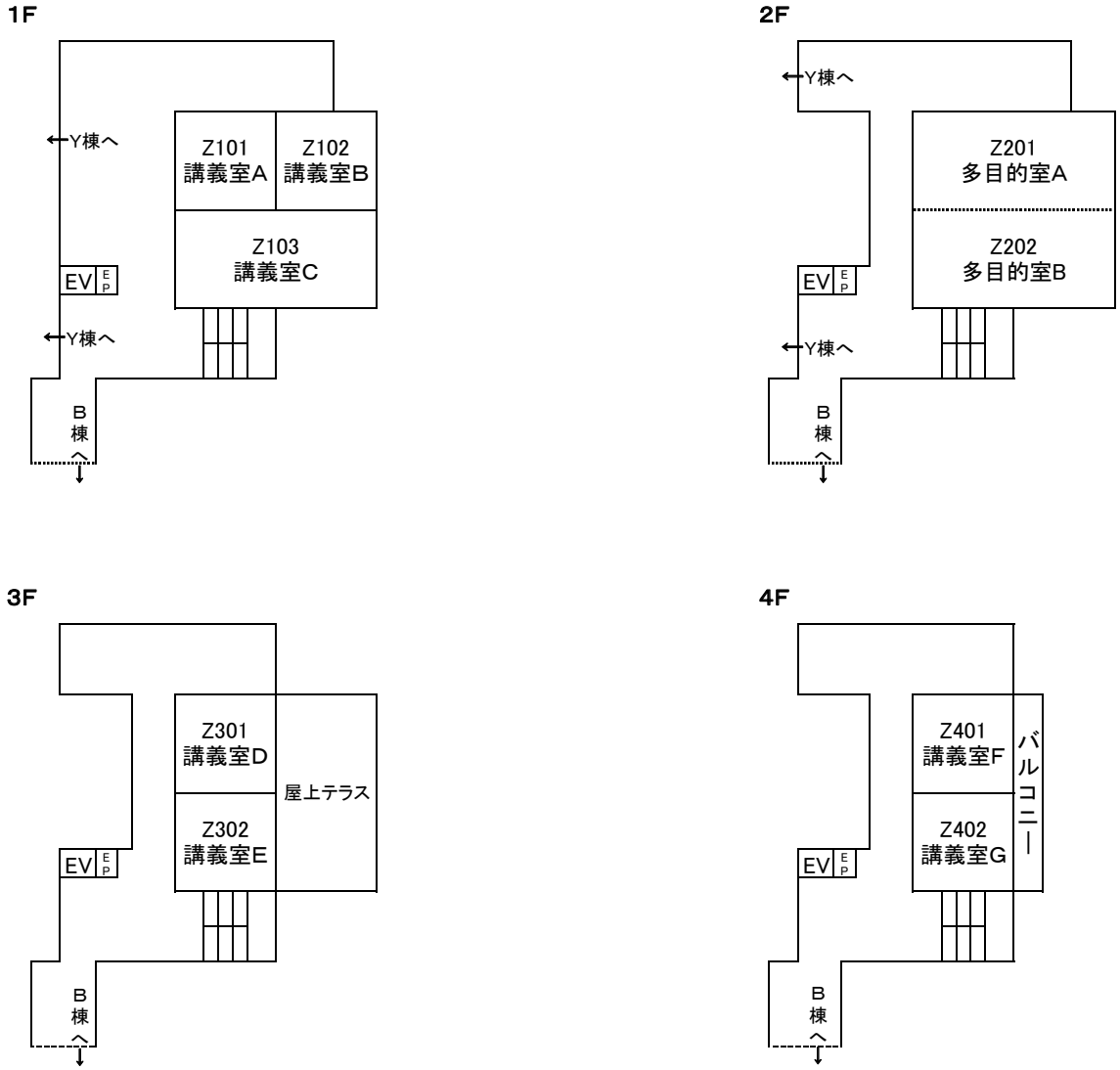

神戸大学キャンパスマップ

六甲台地区 六甲台第1キャンパス 六甲台第2キャンパス 鶴甲第1キャンパス 鶴甲第2キャンパス

事務局、図書館、各研究科・学部（医学研究科・医学部医学科、保健学研究科・医学部保健学科、海事科学研究科・海事科学部を除く）、研究所等

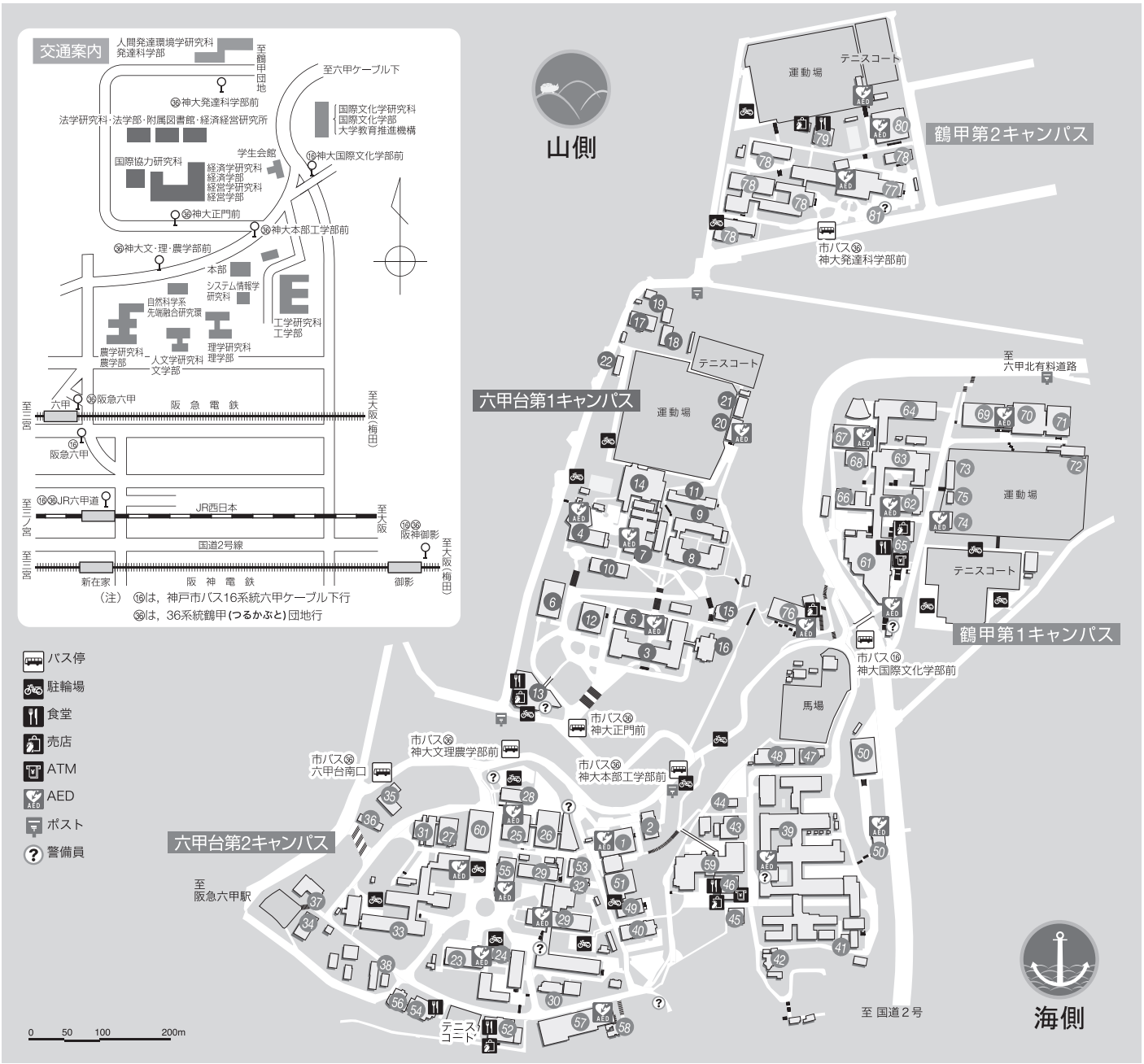

1. 本部（事務局,保健管理センター）
2. 特高受電所
3. 六甲台本館（経済学研究科・経済学部,経営学研究科・経営学部）
4. 六甲台第二学舎（法学研究科・法学部）
5. 六甲台第三学舎
6. 六甲台第五学舎（国際協力研究科）
7. 社会科学系図書館
8. 経済経営研究所（兼松記念館）
9. 経済経営研究所新館・経済経営研究所図書館・機械計算室
10. 六甲台第四学舎・企業資料総合センター
11. 第二研究室
12. 出光佐三記念六甲台講堂
13. 社会科学系アカデミア館（放送大学兵庫学習センター）
14. 社会科学系フロンティア館
15. 三木記念同窓会館
16. 法科大学院自習棟
17. 武道場
18. 弓道場
19. 人間発達環境学研究科・発達科学部実習観察園,管理棟
20. 課外活動第一共用施設
21. 課外活動第二共用施設
22. 課外活動第三共用施設
23. 人文学研究科・文学部学舎
24. 人文学研究科棟,人文科学図書館
25. 自然科学総合研究棟1号館（自然科学系先端融合研究環）
26. 自然科学総合研究棟2号館
27.
28. 連携創造本部
29. 理学研究科・理学部学舎
30. 研究基盤センター（極低温部門）
31. 研究基盤センター（アイソトープ部門）
32. 共同実験室
33. 農学研究科・農学部学舎
34. 農学研究科・農学部温室
35. 農学研究科・農学部機械工場
36. 農学研究科・農学部畜産加工工場
37. 農学研究科・農学部動物飼育室
38. 農学研究科・農学部硝子網室等
39. 工学研究科・工学部学舎
40. システム情報学研究科・工学部（情報知能工学科）学舎
41. 工学研究科・工学部環境防災実験室棟，構造実験室
42. 工学研究科・工学部音響実験室棟，音響心理実験室棟
43. 工学研究科・工学部工作技術センター
44. 工学研究科・工学部産学連携実験室
45. 工学会館
46. 工学研究科・工学部食堂
47. 研究基盤センター（機器分析部門）
48. 情報基盤センター（分館）
49. 情報基盤センター（本館）
50. 都市安全研究センター
51. 自然科学系図書館
52. 六甲台南食堂（ランスボックス）
53. 環境保全推進センター
54. 瀧川記念学術交流会館
55. 遺伝子実験センター,バイオシグナル研究センター
56. 眺望館
57. 神戸大学百年記念館（神大会館）、留学生センター
58. 山口誓子記念館
59. 自然科学総合研究棟3号館
60. 自然科学総合研究棟4号館
61. 総合・国際文化学図書館,キャリアセンター
62. 学生センター
63. 大学教育推進機構（全学共通教育部）実験棟
64. 国際コミュニケーションセンター
65. 国際文化学研究科・国際文化学部学舎
66. 大学教育推進機構（全学共通教育部）大・中講義棟
67. 大学教育推進機構（全学共通教育部）講義棟
68. 大学教育推進機構（全学共通教育部）化学実験室
69. 第一体育館
70. 第二体育館
71. 武道場
72. 課外活動施設（音楽練習室）
73. 屋外運動場附属施設
74. 課外活動施設（高井記念学生スポーツ会館）
75. 課外活動施設（トレーニング室）
76. 学生会館
77. 人間発達環境学研究科・発達科学部学舎,人間科学図書館,発達支援インスティテュート
78. 人間発達環境学研究科・発達科学部学舎
79. 人間発達環境学研究科・発達科学部食堂
80. 人間発達環境学研究科・発達科学部体育館
81. 門衛所

国立大学法人 神戸大学
〒657-8501 神戸市灘区六甲台町 1-1
Tel: 078-881-1212（大代表）
http://www.kobe-u.ac.jp/

◎　神戸大学施設一覧　（2015.4 現在）

区　　分	所　　在　　地
事務局(学務部入試課)	〒657-8501　神戸市灘区六甲台町1-1 ℡881-1212（大代表）
保健管理センター	
文学部・人文学研究科	
理学部・理学研究科	
工学部・工学研究科	
システム情報学研究科	
農学部・農学研究科	
自然科学系先端融合研究環	
自然科学系図書館，人文科学図書館	
学術情報基盤センター	
連携創造本部	
遺伝子実験センター	
バイオシグナル研究センター	
留学生センター	
都市安全研究センター	
分子フォトサイエンス研究センター	
研究基盤センター	
環境保全推進センター	
瀧川記念学術交流会館	
眺望館	
神大会館	
山口誓子記念館	
法学部・法学研究科	〒657-8501　神戸市灘区六甲台町2-1 ℡881-1212（大代表）
経済学部・経済学研究科	
経営学部・経営学研究科	
国際協力研究科	
経済経営研究所（兼松記念館）， 同附属政策研究リエゾンセンター	
社会科学系図書館，経済経営研究所図書館	
ＥＵインスティチュート関西業務推進室	
社会科学系アカデミア館	
社会科学系フロンティア館	
学生会館	
事務局(学務部(入試課を除く))学生センター	〒657-8501　神戸市灘区鶴甲1丁目2-1 ℡881-1212（大代表）
キャリアセンター	
国際文化学部・国際文化学研究科	
総合・国際文化学図書館	
大学教育推進機構	
国際コミュニケーションセンター	

発達科学部・人間発達環境学研究科 同附属発達支援インスティチュート 総合人間科学研究科 人間科学図書館	〒657-8501　神戸市灘区鶴甲3丁目11 ℡881-1212（大代表）
発達科学部附属住吉小学校 〃　住吉中学校	〒658-0063　神戸市東灘区住吉山手5丁目11-1 小・中学校　℡851-4073
発達科学部附属明石小学校 〃　明石中学校 〃　幼稚園	〒673-0878　明石市山下町3-4 小学校　℡912-1642・1643 中学校　℡912-3631 幼稚園　℡911-8288
〃　特別支援学校	〒674-0051　明石市大久保町大窪2752-4　℡936-5683・5684
医学部（医学科） 〃　附属動物実験施設 〃　附属医学医療国際交流センター 医学研究科（バイオメディカルサイエンス専攻，医科学専攻） 附属図書館医学分館	〒650-0017　神戸市中央区楠町7丁目5-1 ℡382-5111（大代表）
医学部附属病院 附属病院看護師寄宿舎	〒650-0017　神戸市中央区楠町7丁目5-2 ℡382-5111（大代表）
医学部（保健学科） 保健学研究科 保健科学図書室	〒654-0142　神戸市須磨区友ケ丘7丁目10-2 ℡792-2555
海事科学部 海事科学研究科 同　附属国際海事教育研究センター 同　附属練習船「深江丸」 附属図書館海事科学分館 乗船実習科 海事資料館	〒658-0022　神戸市東灘区深江南町5丁目1-1 ℡431-6200（大代表）
インキュベーションセンター 神戸バイオテクノロジー研究・人材育成センター	〒650-0047　神戸市中央区港島中町1丁目5-6 ℡304-6016
人間発達環境学研究科附属発達支援インスティチュート ヒューマン・コミュニティ創成研究センター のびやかスペース　あーち	〒657-0057　神戸市灘区神ノ木町3丁目6-18 ℡803-7972・7973（事務局）
大阪経営教育センター	〒530-0005　大阪市北区中之島1-2-10　℡06-6201-8668 （大阪府立中之島図書館別館内）
インターナショナル・レジデンス	〒650-0046　神戸市中央区港島中町2丁目4-2　℡302-5335
寄宿舎（住吉寮，住吉学生国際宿舎）	〒658-0063　神戸市東灘区住吉山手7丁目3-1　℡851-4075
寄宿舎（国維寮）	〒657-0813　神戸市灘区高尾通3丁目2-33　℡861-4333
寄宿舎（白鴎寮） 国際交流会館	〒658-0015　神戸市東灘区深江南町1丁目4-50 ℡411-1541・1542
淀川艇庫	〒533-0022　大阪市淀川区菅原1丁目2-37
西宮艇庫	〒662-0934　西宮市西宮浜4丁目16-3
氷の山体育所	〒667-1100　養父市関宮町氷の山
鹿島体育所	〒398-0001　長野県大町市大字平鹿島8323
内海域環境教育研究センター	〒656-2401　淡路市岩屋2746　℡(0799)72-2374
海事科学部附属国際海事教育研究センター 淡路海洋実験実習場	〒656-0304　南あわじ市松帆古津路字西原970-68 ℡(0799)36-3955
農学研究科附属食資源教育研究センター	〒675-2103　加西市鶉野町1348　℡(0790)49-0341
学而荘	〒657-0038　神戸市灘区深田町1丁目1-5-2
養正館	〒658-0021　神戸市東灘区深江本町4丁目2-24
統合研究拠点	〒650-0047　神戸市中央区港島南町7丁目1-48　℡599-6710